大森金五郎著

武家時代之研究 第三卷

東京

冨山房版

第一圖版　源頼朝畫像（國寶）

山城　神護寺所藏

第一圖版　源頼朝畫像（國寶）

山城　神護寺所藏

第三圖版　源賴朝文書

紀伊　高野山所藏

第四圖版　源頼朝消息

奈良　東大寺所藏（據古文書時代鑑）

第五圖版　僧文覺畫像と其筆蹟

山城　神護寺所藏

第六圖版　源頼家畫像

京都　建仁寺所藏

第七圖版　源實朝木像

鎌倉　壽福寺所藏

第八圖版　源實朝畫像

東京　公爵近衛文麿氏所藏

武家時代の研究 第三巻 目次

正編（其一） 鎌倉時代（一）

源氏三代の事業と其評論……一
源氏三代の事蹟に關する資料……一〇

第一 源頼朝……一四

一 家庭より見たる頼朝……一四

源氏系圖（其一）……一四

一 頼朝と其祖先……一四

源氏系圖（其二）……二四

二 保元平治の亂と其一族……三五

源氏系圖(其三)……二七
長田氏系圖……二九
熱田大宮司系圖……三一
三、伊豆配流中の賴朝……三九
四　私人としての賴朝……六八
附範賴義經に對する賴朝の態度について……八二
源氏系圖(其四)……八一
五、家庭の主人公としての賴朝……九七
二　賴朝の新政……一一七
一、鎌倉幕府の創立……一一七
(1)鎌倉の地を選定せし所以……一一七
(2)賴朝永く鎌倉を根據地となす……一二四
(3)將軍政治の意義及び對京都策……一二七

甲　將軍政治の意義……一二七
（イ）王朝政治の墮落……一二七
（ロ）院の政治は脫線事項多し……一四三
（ハ）後白河法皇の院政……一五〇
（ニ）將軍政治の意義及び右に關する諸家の見解……一五四
乙　對京都策……一九九
（イ）木曾義仲問題……一九九
（ロ）源義經問題……二〇三
（ハ）議奏の公卿の設置……二〇四
（ニ）政道執奏に關する上奏……二一三
（ホ）賴朝の勤王……二一五
（4）幕府の組織……二一八
甲　幕府の所在及び其變遷……二一八
（イ）大倉の幕府……二一九

（ロ）宇都宮辻の幕府……………………………………二二〇
（ハ）若宮大路の幕府……………………………………二二二
乙　幕府の組織……………………………………………二二三
一　政所……………………………………………………二二四
二　問注所…………………………………………………二二六
三　侍所……………………………………………………二二八
四　京都守護………………………………………………二二九
五　洛中警衛………………………………………………二三二
六　京都大番………………………………………………二三二
七　鎮西に關する諸職……………………………………二三三
八　奥羽に關する諸職……………………………………二三三
二　守護地頭の設置………………………………………二三五
（1）概説……………………………………………………二三五
（2）從來の地方官（國司郡司）…………………………二三五

(3) 庄園及び庄官……二四一
(4) 守護地頭……二四三
(イ) 設置の理由……二四三
(ロ) 諸國竝びに庄園一般に置く……二四九
(ハ) 守護地頭の職務及び其得分……二五一
(ニ) 本補地頭と新補地頭……二六一
(ホ) 結語……二六五
三、諸將士の統制……二六七
(1) 武士の統一(一)……二六七
(2) 武士の統一(二)……二七五
首藤系圖……二七七
四 民政上の注意……二九三
(1) 土地財産の所有權を確保せること……二九三

（2）法令を犯したる者を嚴罰せること……一九六
（3）課役を寛宥にせること……一九九
五、武士道的精神の鼓舞奬勵……二〇二
（1）忠節……二〇三
（2）孝道……二〇五
（3）武勇……二〇八
（4）信義……二一〇
（5）禮儀……二一二
（6）質素……二一四
六、社寺の創建及び修理……二一七
（1）頼朝の信仰心……二一七
（2）社寺の創建及び修理の重なるもの……二一八
（イ）鶴岡八幡宮の建立……[illegible]
（ロ）勝長壽院の建立……[illegible]

(ハ) 永福寺の建立……二三三
(ニ) 東大寺の修理……二三五
(ホ) 其他……二三六
(3) 社寺領の寄進……二三八
(4) 社寺の保護及び取締……二三九
(5) 文化上に及ぼせる影響……二四四
三 頼朝の上洛……二四五
(1) 京都と鎌倉の關係……二四五
(2) 第一回の上京……二四九
(3) 後白河法皇の崩御……二五一
(4) 第二回の上京……二五五
源氏系圖(其五)……二六〇
四 頼朝の晩年及び其薨去……二六一
(1) 公武關係の複雜……二六一

(2) 頼朝の薨去……三七二
(3) 頼朝の政績に關する評論……三七五
(4) 偉人薨去の反應……三七五
第二　源頼家……三七八
(1) 頼家の政治と其爲人……三七八
(2) 梶原景時の處分……三八一
(3) 源通親の薨去……三八七
(4) 頼家の末路……三八九
第三　源實朝……三九三
(1) 實朝の政治……三九三
(2) 北條時政の勢力と後妻牧氏の機略……三九四
(3) 和田義盛の亂……三九七
(4) 實朝の人物……三九九

(5) 歌道と實朝……四〇〇
(6) 渡宋の計畫……四〇四
(7) 實朝の官位陞進……四〇七
(8) 實朝の最後……四一一

附錄

源氏三代年表……一—一四一

圖版

第一 源賴朝畫像(國寶) 神護寺所藏
第二 同 木像(國寶) 原善一郞氏所藏
第三 同 文書 高野山所藏
第四 同 消息 東大寺所藏
第五 僧文覺畫像と其筆蹟 神護寺所藏
第六 源賴家畫像 建仁寺所藏

第七　源實朝木像　壽福寺所藏
第八　同畫像　公爵近衞文麿氏所藏

武家時代の研究　第三卷　目次終

武家時代の研究　第三巻

大森金五郎著

正編（其一）鎌倉時代（一）

源氏三代の事業と其評論

源氏三代の事蹟に關する資料

源氏三代とは賴朝、賴家、實朝の三代をいふ。此時代に關する一般の事蹟を徴すべき資料としては先づ吾妻鏡と玉海（又は玉葉）とを推さざるを得ない。また平家物語、源平盛衰記も參考となすべきものである。なほ日記類にはこの外、明月記（藤原定家の日錄にて治承四年より嘉禎元年までに至る）、山槐記（藤原（中山）忠親の日錄にして仁平年間より建久年間に至る）などもある。それか

玉海（玉葉）

吾妻鏡

ら愚管抄（僧慈圓の著といはれ神武天皇より順德天皇に至る）、保暦間記（著者不明、保元元年より暦應元年までの事をあら〳〵記す）、神皇正統記（北畠親房の著にして神代より後村上天皇に及ぶ）、讀史餘論（新井白石の著にして日本史乃至は世運の變遷を評論せるもの）などあり、又大日本史の列傳、本朝通鑑なども參照となすべきものである。現代の人の著としては三浦周行著の鎌倉時代史、山路愛山（彌吉）著の源頼朝、幸田露伴の頼朝などがある。しかし根本的の資料を窺はんとするには吾妻鏡と玉海とに如くものはない。

玉海は元の名を玉葉といひ、月輪關白藤原（九條）兼實の日錄である（二條良基の時、玉海と改め、その後、一般に玉海の名にて弘まる）。內容は二條天皇の長寛二年より後鳥羽天皇の建久年間までの事を記す。從來公卿の日錄は朝廷の公事や儀式が其大半を占むるを常とするに、本書は當時の政事より社會諸般の事柄に涉り、大となく小となく其委曲を記述せられたるは珍とすべく、當時の世態人情を知るには根本資料となすべきものが多い。予は此書の摘要を本書第二卷に附錄として掲載したれば參照されたい。

次に吾妻鏡は一に東鑑とも書き、鎌倉幕府を中心とせる日記體の歴史で、安德天皇の治承四年より龜山天皇の文永三年までの事を記し、その間の將軍は頼朝、頼家、實朝、藤原頼經、頼嗣、宗尊親王の六代に亘つてゐる。吾妻鏡は武家最初の記錄であ

星野博士の考

つて、是によつて鎌倉幕府施政の方針、乃至は武家制度、武家の風俗習慣、武士道の發達等が窺はれるのである（吾等は本書の要目を調成して日本中世史論考に掲載したから參照されたい）。この書は鎌倉時代史の研究には重要なる位置を占めて居るので、現代の人々の間にも種々研究を重ねられて居る。夫等研究の重なるものを擧げれば

1、吾妻鏡考　史學雜誌第一編第一號　星野恒

2、吾妻鏡の性質及史料としての價値　史學誌雜第九編の五、六號　原勝郎

3、吾妻鏡の研究　單行本　八代國治

以上の如きものであらう。星野博士は吾妻鏡考の中に曰く「此書叙事確實、質ニシテ野ナラズ、簡ニシテ能ク盡ス、朝賴ノ天下經營ノ方略、北條ノ政權攘竊ノ心曲等、描寫シテ其顚末ヲ具備セリ、云々」と、又曰く「六國史以後、朝廷久シク著撰ナシ、賴朝覇府ヲ開クニ及ビ、乃チ此書アリ、此時大江、中原、三善ノ諸博士、京都ヨリ來リ、政務ニ參與シ、文墨ノ事ニ任ズ、故ニ其記スルトコロ搢紳ノ風習ヲ脱シ、轉、武辯ノ氣象ヲ帶ビ、措語多カラズシテ能ク細大ノ事實ヲ曲盡ス、其淵源、書紀實錄ニ在リト雖、當時外記日

原博士の考

記ノ類ヲ參酌シテ自ラ一種ノ文體ヲナス、云々」と。これ等は本書の眞價値、眞髓に觸れた記事と思はれる。

次に原博士の考は前の星野博士の記事の中に「文體ヲ審ニスルニ前後詳略アリ前半ハ追記ニシテ後半ハ逐次續錄セシニ似タリ」とあり、また「治承四年ヨリ文永三年ニ至ルマデ凡ソ八十七年間、鎌倉幕府ノ日記ナリ、編者ノ姓名傳ハラザルモ其幕府ノ吏人ナルハ疑ナシ」とあるについて疑問を懷かれ、夫等に關して、考案を陳べられたもので、同氏曰く、先づ承久兵亂の條に就いて見るも、同書承久三年五月廿五日の條には「自廿二日至今曉、於可然東士者悉以上洛、於京兆所(北條義時)記置其交名也」とて鎌倉の事を記し、而して同日の條にまた「今日及黃昏武州(泰時)至駿河國、爰安東兵衛尉忠家云々」とて駿河國に起れる事件を記してあり、廿六日の條には、先づ初めに「始行世上無爲祈禱於鶴岳、云々」とて鎌倉に起れる事件を記し、而して同日の條に「武州者、着于手越驛、云々」とて駿河國に於ける事件を記し、それから更に又同日の條に「今日晩景、秀澄(藤原)自美濃國(去十九日遣官軍、所被固關方之也)重飛脚於京都申云、關東士云々」とて今度は美濃から京都への通信までを記してある。電信や電話のなき世の中に於て、斯る

遠方の事までを追記ならずして同日の條に記入することは到底出來得べくもない。されば此一事を以てするも吾妻鏡が當時の日記にあらずして追記又は後の編纂物であることが想像されよう。かういふ風に吟味して行けば嘉祿二年頃までは追記の事實を混じて居ることが分るとの事である。

更に又吾妻鏡は官府の記錄なるべきか否かに就いて調査をされ、却つて林道春の東鑑考に「東鏡未レ詳二誰撰一、蓋北條家之左右執二文筆一者記レ之歟、此中北條殿請文、下知書狀等皆平姓而不レ書レ諱、又其廣元(大江)、邦通(藤原)、俊兼(藤原)之筆記亦當二混雜而在一歟」とあるに賛成されて居る。而して最後に「吾妻鏡の性質及其史料としての價値に關する私案」といふ題で

第一部　治承四年より承元前後まで

此部は諸家の記錄及故老の物語を參照して日記體に編述せし者なるべく、吾妻鏡中趣味尤津々たれども、從ひて潤飾の跡多く、北條氏の爲に曲筆をなせし個所少からず。

第二部　建曆前後より延應の前後まで

此部は追記の個所も曲筆も第一部よりは少し、大事變の場合を除けば他は主として諸家の日記によれる者の如し、全體に於ては一人の編輯の如くなるも、口碑を採用せし點は至りて少く、第一部に比して多く信憑するに足る、云々。

第三部　延應前後より終りまで

此部は北條氏の左右の記せる純粹の日記なり。

以上が原氏の説の概要であるが、之に對して更に研究の歩を進めたのが八代博士の説である。

八代博士の「吾妻鏡の研究」

八代氏は其著「吾妻鏡の研究」に於て、本書は其の全部（嘉祿二年以後をこめる）が追記にして且つ後の編纂物であることを力説して居る（こは和田英松氏の考に負ふところがあるといふ）。其の一節に曰く、「抑も吾妻鏡を少しく注意して讀まば、追記なること知るべし、即ち文治元年二月十八日の記事に、「廷尉（義經）昨日自渡部欲渡海之處、暴風俄起、舟船多破損、士卒船等、一艘而不解纜、爰廷尉云、朝敵追討使、暫時逗留、可有其恐、不可顧風波之難云々、仍丑刻先出舟五艘、卯刻着阿波國勝浦、（常行程三日也）則率百五十餘騎上陸、召當國住人近藤六親家、爲

仕承ニ發ニ向屋嶋一、於ニ路次桂浦一攻ニ櫻庭介良遠一散位成良弟之處、良遠辭レ城逐電、云々」とあるに、三月八日の條に更に、「八日辛卯、廷尉義經飛脚自ニ西國一參着申云、去月十七日僅率ニ百五十騎一凌ニ暴風一自ニ渡部一解レ纜、翌日卯刻着ニ于阿波國一、則遂ニ合戰一、平家從兵或被レ誅、或逃亡、云々」と同一の記事兩所に出でたるが如き、尤も著しき例なり、其の外木曾義仲誅伐の記事、一ノ谷合戰以下の記事を見れば、第一卷よりいづれも皆後の追記にして、純粹の日記にあらざること明なり、余輩は大日本史料編纂中、この追記が何年まで繼續するや之れが注意と研究とに怠らざりしに、明治四十一年十二月のことなりき。承元二年九月廿七日朱雀院燒亡の史料編纂に際し、吾妻鏡同年十月廿一日の記事が、全然明月記の九月廿七日の記事によりたることを發見せり。これより吾妻鏡が公卿の日記、又は其他の書によつて編纂せしものにして、純粹の日記にあらざるべしと考へ云々」と陳べ、以下夫等の例證を擧げられて居るのである。而して同氏はなほ論を進めて曰く、本書編纂の體裁を見るに、前三代(頼朝、頼家、實朝)と後三代(頼經、頼嗣宗尊親王)との記事に付精粗その他について著しき相違があれば、この兩者は別々の時代に編纂されたであらうと。而して又前三代は文永二年より同十年までの

間(卽ち北條時宗、同政村などが執權の際)に編纂され、後の三代は正應三年より嘉元三年までの間(貞時執權の時代)に編纂されたであらうとの推定まで下されて居る(同書六八頁より七五頁まで參看)。

八代氏が右の如く年代を推定された方法を見るに、先づ初めの三代を定めるには、本書賴朝將軍記の首書の後鳥羽院の條に

延應元年二月廿二日崩御六十五月廿九日追號顯德院、仁治三、年七、月八、日改顯德院爲後鳥羽院

とあり、右の記事により本書は後嵯峨天皇仁治三年七月以後の編纂であることが知られる。又本書の內容を精査するに、元久二年七月廿二日政村誕生の條に

今日未刻相州室伊賀守朝光女男子平產左京兆是也

と見えて居る。左京兆は左京大夫の唐名で、政村が左京大夫の時の記事なることが知られる。政村は文永二年三月廿八日に左京大夫に任じ、同十年五月十八日に出家したれば、前三代將軍の記錄は文永二年三月廿八日より同十年

五月十八日の間に編纂されたと見るべきものであるとの說である。(但し前の後鳥羽院諡號の記事、また左京兆是也の記事が吾妻鏡編纂當時のものか、或は後の追記か、その邊はなほ研究の餘地がある)且つ又建長二年十二月廿九日の條に京都より閑院遷幸の爲め瀧口衆を請ひし際、寛喜二年閏四月の古例に準據するに古記錄紛失につき御敎書を尋出して之に據り、僅に施行したとあり、また建長四年四月五日の條に、將軍宣旨持參の官使下向饗應に就き評議を行ひ、古例を調査せしに、賴朝將軍宣旨の建久記紛失云々とある。然るに吾妻鏡には是等の記事は兩方とも明記しあれば、此書(吾妻鏡)さへあらば何の差支もなかつた筈であるのに、當時は未だ此書が編纂されて居なかつたことが推察されるのである。

次に後の三代の編纂年代を推定した方法を見るに、賴嗣將軍記の首書に後深草天皇を

院諱久仁として諡號なく、正應三年二月十一日御落飾とし、

宗尊將軍記の首書にも同じく、

後深草天皇は賴嗣將軍記と全く同一に記し、又龜山天皇も院諱恒仁とし、諡號なく、正應二年九月七日御落飾を最後としたり、とあつて、以上の首書によつて考ふれば、賴嗣、宗尊兩將軍記は、伏見天皇正應三年二月十一日以後の編纂物となるべく、而して、後深草天皇は嘉元二年七月十六日に崩御ありて後深草院と稱し奉り、龜山天皇は嘉元三年九月十五日に崩御あつて龜山院と稱し奉つたのに、本書の首書に院と記して後深草、龜山兩院の御名を載せざる所より考ふれば、この兩將軍記は後深草天皇が嘉元二年崩御以前の編纂物にかゝることを知られるといふのである。(但しこれも前同樣、將軍記の首書のみによつて說を立てゝあり、そこになほ研究の餘地が認められるのである)

この年代推定の仕方については未だ不充分と思はれる點もないではないが、吾等も大體において贊同を表するところである。更に同氏は曰く、「吾妻鏡編纂の方針は一定して居り、將軍を本として日記體に記したるものにて、幕府の吏員の手に出でし者なるべし」と言はれて居る。以上が八代氏研究の大意であつて、吾等も大體

に於てさうであらうと思ふのであるが、併し乍ら吾妻鏡が後世の編纂書であることを知り得たるを以て、恰も鬼の首にても取りたるが如く考へて、吾妻鏡の誤謬等矛盾を指摘したる箇所には如何はしき節も混じ在り、同氏の爲に取らざる所があるのである。　要するに吾妻鏡は鎌倉中期以後の編纂物であるとするも、壽永元曆以來自京都到來の重書、關東人々の款狀、洛中及び南都北嶺以下自武家沙汰し來る事の記錄、文治以後領家地頭所務の條々式目、平氏合戰の時、東士勳功次第の注文等を始めとして、幕府の公文書や問注所の記錄、筑後權守俊兼の日記、大江廣元の記錄等に據つた條には示摘する事が出來、その他無數の公私文書を包含して居るのであるから、原記錄や原文書の存在しない今日に於ては、唯一無二の貴重資料と思はれるものが多いのである。　殊に世間にある多くの書物は京都乃至は上方を中心として記述したるものが多いのに、本書は鎌倉乃至關東を中心として幕府の施設、武家生活の狀態などを描寫したのは珍とすべきであつて、東國人の面目を遺憾なく發揮したるは本書に如くものは無いと思はれる。　但し如何なる書にも多少の誤謬矛盾のあるは免れ難いことであつて、大日本史、本朝通鑑等にも相應に、夫等を

吉川本の吾妻鏡について

發見される事であれば、獨り本書の失のみ責むるは酷である。讀者も是等の點に大いに注意されたい。

なほ一言すべきは吉川本の吾妻鏡の學界に出たことである。從來の吾妻鏡には金澤文庫本を本とした北條本や又關西傳來本を本とした島津家本や前田家本、伏見宮御本などがあつたのであるが、その何れにせよ治承四年より文永三年に至る八十七年間に闕脫の分が前後十三年ばかりであつたのである。然るに吉川家本が出づるに及び、餘程夫等の闕を補ひ得たるばかりでなく、文字の異同や脫文の訂正增補し得たものが少からぬのである。さては此吉川家本の由來は如何といふに、周防大内氏の族陶弘房の子に右田弘詮といふものがあつた。文明永正の頃の人であるが、此者が吾妻鏡の蒐集に心掛けて、文龜の初年に寫本四十二帖を得た。されども此書は治承四年から文永三年迄の間に二十餘年の闕脫があつたので、諸國を巡禮する知己の僧侶や諸國遊樂の人などに託して之を搜索せしめ、終に闕脫の分五帖を得た、そこで前後合せて四十七帖（年表を合せて四十八帖）となつたのである。此書は右田氏が亡びてから吉川家に傳はつたが、明治四十四年の冬、男爵吉川重吉氏が

之を東京帝國大學の史料編纂掛へ貸附してから、始めて學界に紹介され、その善本であることが認められたのである。大正四年六月、國書刊行會より發行された吾妻鏡は、右の吉川本を本とし、從來の書と對校されたものである。

頼朝の祖先

第一　源頼朝

一　家庭より見たる頼朝

一　頼朝と其祖先

源氏は嵯峨天皇以來諸流あれども、最も繁榮したのは清和天皇の後胤である。同天皇の第六の皇子は貞純親王にして、その御子經基に源姓を賜ひ、世に之を六孫王と稱する。頼朝の祖先は卽ちこれから出たのである。

○源氏系圖（其一）（尊卑分脈に據る）

清和天皇——貞純親王（上總常陸等大守　中務卿兵部卿）——源經基（天性達弓馬長武略　鎮守府將軍　武藏信濃伊豫等守上野介　天德五年六月十五日始而賜朝臣姓）——滿仲（鎮守府將軍、左馬頭　武藏攝津越前美濃信濃等守　依住攝津國多田郡號多田　建立多田院）——

- 頼光（伊豆信濃下野等守）—頼國—頼綱
  - 明國—行國—頼盛（號多田）—行綱（多田太郎 又多田藏人）
  - 仲政—頼政（右京權大夫 從三位）
    - 仲綱
    - 兼綱
- 頼信（鎭守府將軍 伊勢河内甲斐相模等守）—頼義（鎭守府將軍 伊豫河内伊豆甲斐 陸奥相模等守）
  - 義家（鎭守府將軍 下野相模武藏陸奥等守）……頼朝
  - 義綱（陸奥伊勢美濃甲斐等守）
  - 義光（甲斐守常陸介等）

〔附記〕一説には頼朝の祖先は陽成天皇より出で、清和源氏とはいはれぬといふ説がある。こは左記源頼信告文によつたものであるが、他に傍證となすべきものもなく、なほ研究を要すべき點もあるので、こゝには從來の説に從ふこととする。

源頼信告文

維永承元年、歳次丙戌某月某日、從四位上行河内守源朝臣頼信研ㇾ身潔ㇾ白凝ㇾ心丹

誠、跪白八幡權現三所法體言、大菩薩者、本朝大日本國、人帝第十六代之武皇矣、本覺幽玄、匝計尊位、若三覺如來歟、忝十地薩埵歟、利生之道、垂跡慈悲之門、現身、彼釋尊應化歟、是觀音之分身歟、爲救扶桑之夷地、爲濟邊鄙之黔首、從第十五女帝神功皇后之御懷中、降誕之當初、閭巷之諺、謚號稱譽田天皇（中略）做奉煖先祖之本系者、大菩薩之聖體者、忝某廿二世之氏祖也、先人新發、其先經基、其先元平親王、其先陽成天皇、其先清和天皇、其先文德天皇、其先深草天皇、其先嵯峨天皇、其先柏原天皇、其先白壁天皇、其先天智天皇、其先施基王子、其先舒明天皇、其先敏達天皇、其先欽明天皇、其先繼體天皇、其先彥主王子八幡五世孫也、（石清水文書）

此願文は永承元年（後冷泉）源賴信が任國河内の安穩と家門の繁榮とを譽田山陵（應神天皇）に祈りたるものにして、中に賴信先祖の本系を記せる所がある。之によれば新發（多田滿仲）より遡つて其祖先は陽成天皇より出でたりとある。之は一異說と見て置く。なほ此文の後の部分は本書第一卷二二二頁にあるから、參看されたい。

なほ附けていふ、大鏡清和天皇の條にはこのすゑぞかし、いまの世に源氏の武者のぞうは」とあり、今昔物語には、源滿仲のことを「階モ不賤、水尾天皇ノ近キ

御後ナレハ」とあり、保元物語には「其比六條判官爲義と申は六孫王より五代の後胤伊豫守入道賴義が孫」とあり、それから又吾妻鏡には、治承六年二月八日の賴朝の願文に「淸和天皇乃第三ノ孫興利」とあり、第三ノ孫とは第三世の孫の意であらう。なほ同書文治元年十月六日の條には「況於二行家事一哉、彼非二他家一同爲二六孫王之餘苗一掌二弓馬一云云」とある。是等は皆源氏が淸和天皇より出たとの證據になるものである。

經基

經基は將門亂の際には武藏介として興世王（當時武藏權守）の下にあつたが、その頃には未だ兵道に練達しなかつたものと見えて、將門記には「介經基未レ練二兵ノ道一、驚愕而分散云々」と書いてある。併し藤原純友の亂には經基も次官として、追討使小野好古の下に屬し、相應の勳功を立てたことと思はれる。而して後には鎮守府將軍に任ぜられ、又諸國の守介にも補せられたのである。

滿仲

經基の子滿仲は攝津の川邊郡多田に居て多田滿仲といはれ、富裕であつた。帝王編年記には滿仲が多田院を建てた記事が見え、又多田庄の事については史學雜誌にその踏査の記事が揭げられてあるから、其に記して參照に供する。

〔帝王編年記〕天祿元年〔圓融天皇〕源滿仲建立多田院、〔攝津國川邊郡〕中尊丈六釋迦像、滿仲營作、文殊、願主攝津守賴光、〔賴政先祖也〕行德普賢、願主大和守賴親、〔法華經太郎賴安先祖也〕四天、願主河内守賴信、〔賴朝卿以來代々將軍家先祖也〕供養導師天台座主慈惠大僧正、

〔史學雜誌〕鐵路大坂を出てゝ西に走れば、北に當て一帶の山脈峰轡相含で互に起伏するを見む、土人之を總稱して北山といふ、車を下り北山に至り詳に其地勢を窺へば、武庫山の一帶西南に當て高く千五百尺の上に聳へ、其東に走て極る處之を甲山といふ、高さ三百七メートル、略千尺たり、此に至て北に折れ、亦一帶の小山脈となり、再び東に折れて極る處、山頂滿願寺の伽藍立つ、此山脈武庫の脈と相對して距るに川を以てす、生瀨（ナマセ）川といふ、生瀨川に對して東北に傾き、二帶の小山脈斜に西南に走るを見る、其西に在て尤も高き者之を妙見山となし、東に在る者之を箕面山一帶の山脈、其間に挾るもの實に北山の地たり、此等の地方たる一面の土質花崗石より成り、之を被ふに其碎片粉末を以てするに過ぎざるを以て、生ずる處の樹木は松の類に止り、一朝霖雨の來るあるや、山岳至る處崩壞して、苦心修復したる道路も直にして破壞し、從て步行甚容易ならず、此北山の裡に在りて滿願寺山を搦手とし、三面山を以て遶され、中央一條の多田川、池田川上流貫流する者則ち多田庄たり、其地勢たる能く形勝の地を占め、一度

滿願寺西の峰に上りて南方を見渡せば、攝南の平野能く一目の下に望見し得べく、而かも亦山質花崗石より成るの故を以て、攀躋甚だ難く、實に形勝の地たりと雖も、田野としては上乘と云ふを得ず、去れど其米質に至ては甚だ可にして之を醸酒の原料に用うといふ、故を以て今日土民之に食む者、衣食を給するに足らざる者あるを以て、松の若枝を截ち燒て炭となし、之を鬻ぎて其眞生計を助くといふ、今日此庄に上るもの、池田の宿よりするものは池田川に沿て北に上るものなるも、此邊たる古鼓の瀧とて一面の湍瀨さながら瀧の如き者ありし處なるを以て、其道路甚險なり、又其滿願寺道によるものは、古へ山本庄の平井村、則ち今日尙平井と稱する一村落を過り登るものにして、其登るや十六町にして滿願寺に達す、其間一の谷川を渡れば、略六町步に係らんとする田野の間たるを見るべし、聞く古は此田野盡に尙ほ廣かりしといふ、則滿願寺々領の一分たり、滿願寺より下る廿四町にして西多田村に至る、今日に在ては多田村は東西多田村に分れ、多田川を距てゝ相對し、多田廟は西多田に存す、此に立て四方を一望すれば東西廿町、南北一里に餘り、略方一里の墾田あるを見む、此等の墾田たる實に近世の者に非ずして、滿仲の多田庄を開たる時開發せられたる者ならむ、之を見て滿仲の財に富み權を握りし所以を悟るべし、歩を轉じて多田神社に至らんに、南多田川を控へ、之に對して表門あり、之を入れば山門あり、去れど其が仁王は今日此に存

せずして滿願寺に安置すといふ、山門を踰れば拜殿なり、其後に本社あり、本社の後に當り、一面石の玉垣を以て繞らし、略五間十間の墓所の如きものを見る、中に入るに喬木鬱茂するのみにて、何等のものあるなし、思ふに之は滿仲墓所の蹟ならむ、僅五間十間に過ぎざれば、邸宅の墟には非ざるべし、此等玉垣を以て繞らすと雖も、遂に名ある而已にて荒廢度なく、蔦葛徒に茂りて眞に狐狸の巣窟たるに過ぎず、其寶藏の如き、外扉既に破れて推せば開かむとするの狀あり、玉垣の側東門を入りたる處、一面の明地あり、蓋し維新前祠官の住宅なりしといふ、本と此神社たる幕府の時に當ては常に之を貴び、將軍の直書請にして、五百石の朱印地たりしを以て、其勢力甚だ盛なりし也、之を下れば今日尙御家人町と稱する處あるを見る、則ち是多田御家人の住せし跡なりと云ふ、多田神社今や荒廢甚しくして、深く古を探ぐるの材を得ざるも、一度此地に遊で其形勢を察すれば、古多田庄の如何なる者なりしやは略之を推測するを得べし、因に云ふ、多田御家人なる者は、北山々麓の諸村に散住せり、昔は皆帶刀したり、（[illegible]）

頼光　頼信

滿仲の子頼光、頼信共に著はれ、頼光の後から多田藏人行綱や源三位頼政などが出で、頼信の後には頼義その子義家などがある（頼信の後は河内源氏が出るのであるが其は後に陳べる）。頼信、頼

義が大いに東國に威信を布いた次第は「陸奧話記」に見え、（本書第一卷四二三頁參看）「因判官代勞為相模守、俗好武勇、民多歸服、頼義朝臣威風大行、拒捍之類、皆如奴僕、而愛士好施、會坂（逢坂）以東弓馬之士、大半為門客」とあるによつても推察されよう。なほ頼義、義家の前九、後三の役以來名聲をとゞろかした事は第一卷に詳記してあるから此には略する。

義家の子弟凋落す

されど此に一言すべきは、源氏の榮貴は義家に至つて極つた觀があり、その子孫は一旦沈淪するを免れざる運命にあつた事である。是は種々の事情が纏綿して居たであらうが、「中右記」によれば「前陸奧守義家朝臣、若狹守敦兼、被聽一院（白河院）昇殿、（裏書）義家朝臣者天下第一武勇之士也、被聽昇殿、世人有不甘心之氣歟、但莫言」とある。當時の朝紳等は舊慣に拘泥し、義家が天下第一の武勇でありながら、なほ之を輕んずるを免れず、その昇殿を異様に感じ之を猜忌する風があつたものと思はれる。また頼義、義家等が多數の兵力と多くの庄園等を有し、權勢を振つたので（頼義、義家が庄園や財産を有したことは伊豫の年貢を私物を以て拂ひしことや（第一卷二四七—二五一頁參照）又諸國の百姓が田畠の公驗を以て義家に附けるのを禁じたこと（第一卷三一一頁參照）などでも察せられる）子孫も亦た自ら驕慢の風を生じた事實もあつたであらう。なほ又一族間に權勢の競爭から猜忌中傷に出でた樣な事もあつたやうで、子孫は一向に振

はなかつた。長子義宗は早世し、二子義親は對馬守に任ぜられたが、人を殺し公物を奪つた罪科によつて隱岐に配流された。されども又出雲に出で惡事を行つたので、遂に平正盛に命じて誅伐せしめられた。第三子義國は帶刀長に任じ從五位下に叙し、加賀介を兼ねたが、久安六年内大臣（右大臣とあるは誤であらう）藤原（大炊御門）實能に路次で遇ひ、禮を失する所があつたとて其隨身等から辱められた。そこで、義國の郎從等は之を怒り、遂に實能の邸を燒拂つたので、主人義國の越度となり勅勘を蒙むつて下野足利の別業に籠居つた。之が新田、足利兩氏の祖先となるのである。

第四子義忠は義家の嫡統を繼ぎ、從五位河内守等に叙任せられたが、天仁二年二月賊の爲に殺された。時に二十六歲。（一說に、義忠を殺した者は其叔父義光であるといふ。義光は義忠の威名を忌み密に力士鹿嶋三郎をして隙を窺ひ義忠を刺殺せしめ、而して書狀を添へて鹿嶋を舍弟僧某の宿坊（三井寺の內）に遣したが、彼僧は深く土穴を掘り、鹿嶋を捕へて其穴に墮し、之を埋殺して口を緘したとある。）然るに風說があつて、義忠を殺害したのは、叔父の義綱であると、そこで源爲義（義親の子で一時義忠の養子となる）に追討の宣旨が下された。義綱は之を聞き一旦甲賀

山(近江)に立籠つたが、忽ち剃髮し降つて來て陳謝したので、佐渡へ流された。この義綱の五子義弘、義俊、義仲、義範、義公は父に自殺をすゝめて、各〻も自殺を遂げた。義綱は後ち又追討を受けて彼地で自殺した。

義綱の第三子義明は病のため父に隨はないで京に止まり、乳父瀧口季方の宿所に居たが、のち義忠の殺害は義明と季方との所爲であるとの嫌疑が起つて追討を蒙むり、兩人ともに奮戰して自殺をした(本書第一卷三四二頁—三四五頁參照)。

思ふに義忠殺害の事は一の疑獄に相違ないが、それにしても嫌疑者がかく源氏の一族のみであつたとは如何なる譯か、却つて他の族にありさうに思はれる。これはどうかすると爲にする者があつて、源氏族を陷いれたのでは無いかと思はれる。何れに致せ、これが爲め義家の子弟は殺戮されて殆ど盡くるに垂んとした。

義忠の弟義時は陸奧五郎と稱し、河内の石川氏の祖である。その弟義隆は同じく陸奧六郎と稱し森氏の祖である。一體清和源氏の河内に於ける關係は賴信が始めて河内守に任ぜられたに起因し、其子賴義、その子義家、義綱、義家の子義忠などが相ついで河内守に任ぜられ、石川郡の內に邸宅を構へて居住した。而して賴信

以下三代の遺骸を祀れる壺井權現、通法寺、又義家の勸請といはれる壺井八幡宮なども其處にあつて、恰も多田莊の多田源氏（頼光の子孫）に於ける關係に似て居る。源頼政擧兵の際には石川判官義兼の名が見え（平家物語）、元曆元年六月四日の條には石川兵衛判官代義資は河内源氏の隨一者也と見えて居る（吾妻鏡）。

義忠の死後、義親の子爲義が義家の養子として其後を嗣ぎ、義朝、頼朝と相傳へるのである。

○源氏系圖（其二）（尊卑分脈に據る）

- 頼義
  - 義家
    - 義宗（早世）
    - 義親（對馬守）
      - 爲義
    - 義國（號足利式部大夫）
    - 義忠
    - 義時（陸奥五郎　石川氏祖）
      - 義基（治承五年爲平家被討）
        - 義兼（住河内石川郡　父同時被討）
    - 義隆（陸奥六郎　森氏祖　平治元年被討）
      - 頼隆
    - 爲義
  - 義綱
    - 義弘
    - 義俊
    - 義明
    - 義仲
    - 義範
    - 義公
    - 義直
  - 義光

二　保元平治の亂と其一族

爲義並に其子の誅死

保元の亂に際しては、源氏一族は一層悲慘を嘗めたのである。義朝は平清盛と共に官軍に屬したが、父の爲義は當時老年であつたので家に殘つた。されど新院(崇德上皇)から是非にと仰せで止むなく其子賴賢、賴仲、爲朝等六人を引率して參院した。ところが院方が敗軍となつたので、爲義は一旦山林に隱れたが、遂に意を決して長子義朝によつて降參した。義朝は勅諚によるとはいへ父の爲義を殺したばかりでなく、弟の賴賢、賴仲、爲宗、爲成、爲仲の五人を殺し、更に又勅諚によつて幼弟乙若、龜若、鶴若、天王の四人までも殺した。保元物語によつて見れば、乙若の言として「七十にも成り給ふ父の病氣によつて出家遁世して賴み出でたるをさへ斬る程の不當人(義朝のこと)なれば、我等を助くることはよもあるまじ、哀れはかなきことをし給ふ頭殿(義朝)かな、是は清盛の和讒によつて多くの弟たちを失ひ、唯一人となつてから、自らも事の次でに滅ぼされて、源氏の世は絶えんとするならん」(以上大意)と。是等はどこまで實說であるかは不明であるが、かういふ事情もあつたことゝ思はれる。なほ

義朝の次弟義賢は近衛帝東宮たりし時、之に仕へて帶刀の長となり、帶刀先生(せんじやう)と號し、後ち上野、武藏等に住して勢力を得たが、事によつて甥義平の爲に殺された（久壽二年八月、保元亂の前年）。また義憲（義廣）は常陸の信太に居り、信太三郎先生と號した。治承四年頼朝が兵を擧げ、常陸の佐竹氏を討伐されるや、義憲は初め之に屬したが、後ち叛いて木曾義仲や源義經に黨し、遂に伊勢に於て波多野泰通等に攻められて敗死した。

爲朝は前記の如く保元の亂には父爲義と共に院方に屬したが、敗戰後行方をくらました。されど後近江にて捕へられたが、之は非常な强壯士であつたので、惜まれて死一等を減じ、臂筋を斷たれて伊豆の大嶋に流された。行家は又初めの名を義盛といひ、紀伊熊野の新宮に住して新宮十郎といひ、以仁王の令旨を奉じて東國へ下つたのは此人である。其後、また頼朝に叛き、木曾義仲や義經に屬し、大物浦で難風にあひ、和泉に遁れ、遂に同處で殺された（本書第一卷三九三頁參照）。以上が義朝一族の保元の亂後に於ける興廢の一斑である。（行家の事は保元の亂に關係はないが此に附記したのである）

○源氏系圖（其三）（尊卑分脈に據る）

為義

- 義朝 左馬頭從四位下
  - 義平 惡源太
  - 朝長
  - 頼朝 母熱田大宮司藤原季範女
  - 義門 早世
  - 希義 母頼朝と同し
  - 範頼
  - 全成 今若 母常磐
  - 圓成 乙若 母全成と同し
  - 義經 牛若 母全成と同し
  - 女子 藤原能保室 母頼朝と同し
  - 女子
- 義賢 號帶刀先生
- 義憲 號志田三郎先生
- 頼賢
- 頼仲
- 為宗
- 為成
- 為朝 號鎮西八郎
- 為仲
- 行家 備前守從五位下
- (此間數人略す)
- 乙若
- 龜若

- 鶴若
- 天王
- 女子（鳥羽院官女 美乃局）

義朝の敗死と其子息等の沈淪

次に平治の亂は源氏の運命を一層絶望の極に陥いれた。義朝は平治元年十二月藤原信頼に與みし兵を擧げて大内に據つたが、敗戰の後美濃に遁れた。その時街道筋は警備が嚴重なので之を避けて尾張知多郡野間庄に至り、長田忠致（鎌田政家の妻の父）をたよつた。されど忠致は變心をなし、義朝に入浴をすゝめて之を殺し、又鎌田政家（正清）をも殺して了つた。

義朝の最期に關する愚管鈔の說

「愚管鈔」巻五　さて義朝は又馬にもえのらず、かちはだしにて尾張國まで落行て、是もはれつかれたれば、郎等鎌田次郎正清が舅にて内海ノ庄司平忠致とて、大矢左衛門むねつねが末孫と云者有ける家にうちたのみて、かゝるゆかりなりければ行つきたりける、待悦ぶ由にていみじくいたはりつゝ、湯わかしてあぶさんとしけるに、正清事のけしきをさとりて、こゝにてうたれなんずよと見てければ、かなひ候はじ、あしく候と云ければ、さうなし、皆存たり、此頸打てよと云けれ

ば、正清主の頭打落して、やがて我身自害してけり、云々

案ずるに愚管鈔の記事は義朝の最期に關して平治物語とは多少異なる所があるのである。尊卑分脈の義朝の事蹟には「平治元年十二月信頼卿大逆之日、與同之栖籠大内、振逆威合戰、信頼卿凶賊悉敗北、仍義朝沈蓄赴東關之間、於尾張國知多郡野間庄相憑累代家從之舊好、寄宿長田庄司平忠致館之處、忽變往因恩化挿梟悪、發狠心、令入義朝於浴室、同廿九日討之了、郎從正清同時害之、以兩人首同二年正七奉京都了、云々」とあつて、之は平治物語に似寄つて居る。但し殺した月日は物語には正月三日とある、又鎌田政家は本の名を正清といひ、のち政家と改めたとある。是等も一考すべき事柄である。

○長田氏系圖

- 平高望
  - 國香
  - 良文
  - 良茂─良正─致頼（長田流）
    - 致經（大矢右兵衛）
    - 公致─致房─行致─致俊
      - 親致
      - 忠致（長田壹岐守）─景致

義朝の長子義平は鎌倉悪源太と稱し、勇猛を以て聞えたが、之も平治敗戰の後、父

と共に遁れ、のち清盛を狙つたが、永暦元年正月捕へられて京都六條河原で殺された（時に年二十）。二子朝長は同じ合戰に龍華越えで被むつた創痍の激痛の爲め、美濃青墓で父に乞ひて手打ちにされた（時に年十五）。

頼朝の生立ち

第三子の頼朝も同じ樣な運命に遇ひ、のち平家の徒に捕へられて生命も危かつたが、天運があつたものと見えて、伊豆の蛭嶋に流され、のち運命を開くに至るのである。この頼朝については少し精しく述べて置かう。頼朝の母は尾張の熱田大宮司季範の女で家系の正しいものである。一體熱田大宮司家の系圖を尋ぬれば、もとは尾張氏で、彼の日本武尊が東夷征伐の際、尾張氏の女に宮簀媛といふものがあつて、尊の妃となつた。尊が草薙の劍を宮簀媛に託して近江の伊吹山の賊を討ち、病を獲て薨去されるや、媛は其劍を祀つて熱田大神宮と崇め、子孫が之に奉祠し來つたのである。其後裔が連綿として季範に至つた（尤も季範の父は季兼といひ藤原氏（南家）の血統の者であるが、大宮司の女を娶り季範を生んだ。而して靈夢の告によつて季範が大宮司家を繼ぐことゝなり、藤原氏を僭するに至つた）。頼朝は近衞天皇の久安二年に生れた。その誕生地は矢張り熱田大神宮の邊りであるのである（旗屋町といふ）。なほ同じ腹の兄弟には希義と女子（名を逸す）があつた。頼朝も初めは尾張に居たの

であらうが、のち京都に出たものと見える。ところで頼朝に取つて重ね々々の不幸の日が來た。そは平治元年三月に母を失ひ、同年十二月（一説には翌年正月）に父を喪つた事である。

案ずるに頼朝の母を失ひし年月は慥かなものには見當らないが、平治物語（頼朝被宥遠流事の條）に「去年（平治元年）三月母に後れ、今年正月父討れ給ふ、云々」とある。なほ尊卑分脈頼朝の條には「母熱田大宮司藤原季範女」とあり、また「保元三、二、三、皇后少進、同四、正、二九（保元四年は平治元年）右將監、（中略）同年三、一、服解（母）」とある。即ち平治元年三月一日母の忌服によつて職を解きたるにて、兩者の年月が符合する。又吾妻鏡治承五年三月一日の條に「今日武衛（頼朝）依爲御母儀御忌日、於土屋次郎義清龜谷堂、被修佛事」とある、併せ考ふべきである。

○熱田大宮司系圖

藤原 季兼 ― 季範（熱田大宮司　母は熱田神主員基女）
- 範忠
  - 忠季
  - 女子（足利義康妻　義兼母）

女子（源義朝妻 頼朝母）
祐範
祐圓
任憲

平治敗戰後の頼朝

なほ頼朝の平治敗戰後の有樣については平治物語や平家物語に精しく見えて居る。その大意をいへば「頼朝は今年十三、心は猛しといへども物具して終日の軍に疲れて野路の邊より父兄に後る、十二月廿七日夜深くして森山の宿に入る、沙汰人（村役人の類か）數多出で來りしが、或は之を斬り、或は退けて安ノ河原に至りしに、折節鎌田政家の尋ね來るに遇ひ、再び父兄の一行と合して、鏡驛に至り、夫れより不破の關を過ぎんとせしに、敵兵旣に關を守るときゝ、小關にかゝり、小野の宿より海道を左に見て進む、時しも大雨雪に遇ひ艱苦いふべからず、また父兄と相別る、云々」とある。これが大體の道行と思れるが、吾妻鏡には少し異つた記事がある。

〔吾妻鏡〕二月九日（文治三年）有大夫屬定康、關東之功士也、彼近江國領所、平家在世之時者、稱源家方人、被收公、滅亡、今又守護定綱（佐々木）爲兵粮米點定之、依之企參上、募申有勞之間、停止旁狼藉、如元可領掌之趣、今日被仰下、云々、去平治元年十二月、合戰

敗北之後、左典廐（義朝）令レ赴二東國美濃國一給、于レ時寒嵐破レ膚、白雪埋レ路、不レ進二退行歩一、而此定康、忽然而令レ參二向其所一之間、爲レ遁二平氏之追捕一、先奉レ隱二于氏寺（號二大吉堂一）天井之内一、以二院主阿願房以下住僧等一、警固之後、請二申私宅一、至二于翌年春一、竭二忠節一云々、

是等が實說であらう。かくて翌年春美濃國靑墓驛の長者大炊の家に至つた所が、長者の女延壽は大に喜び之を歡待した。この頃父義朝は既に尾張にて殺されたのである。賴朝は其後東國へ下つて前途の方針を立てようと思ひ、關ヶ原邊に至ると、折惡しく尾張守平賴盛の家臣、彌兵衞尉宗淸が尾張より來るに遇ひ、捕へられて京都に送られた。時に年は十四歲であつた。ところが淸盛の繼母池ノ尼は賴朝を不憫なりとして、その助命を淸盛に乞ひ、漸くにして許されて伊豆の蛭島（韮山の附近の地に今その地名があり、絕海の孤島ではないのである。）に流され、伊東祐親や北條時政をして之を監督させた事は、世間周知の事柄である。

希義

次に第四子義門は早世であり、第五子希義は賴朝と同じく熱田大宮司の女の所生であるが、又義朝が敗るゝに及び、土佐の介良に流されて介良の冠者と稱へた。治承四年賴朝擧兵の事あるに及んで、平家の徒に逼られて自殺した。

範賴

第六子範賴

常磐腹の三子

は遠江國池田宿の遊女の所生であるが、同國濱名郡蒲(かば)に居て蒲冠者といつた。賴朝が擧兵の際之に屬した。次に全成、圓成、義經の三人は九條院雜仕常磐の腹で、初めは今若、乙若、牛若といつた。父義朝の敗るゝに及び、常磐は三子を携へて大和に遁れたが、淸盛が其母を捕へて糺問に及んだ事を聞き、常磐は自首して出た。淸盛は常磐の容色を悅び、之を納れて三子を助けた。今若は名を全成と改めて醍醐寺に入り、乙若は名を圓成と改め(のち義圓と改む)圓慧法親王の坊官となり(卿公といふ)、牛若は鞍馬寺に入つたが、のち名を義經と改め、奧州藤原秀衡に賴つた。是等の三人も賴朝が擧兵の事あるに及び之に屬した。次に女子は二人あつたやうだが、その一人は賴朝と同腹の者であつて、後、京都で藤原(一條)能保の室となつた。

池の尼頼朝を諭して弓箭等に携はるを誡む

三　伊豆配流中の頼朝

頼朝が伊豆へ流される前後の事情に就いて演史類の書（平治物語、平家物語など）では幾分か窺はれるが、實錄の書には一向に見えて居ない。平治物語によれば、頼朝は保元の亂に多くの叔父たちや親類を失ひ、また今度の合戰（平治の亂）には父も討たれ兄弟たちも失ひたれば、僧法師にもなりて、父祖の後生を弔ひたいといつたとあり、また塔婆をきざみ念佛などを唱ふる等の事もあつたとある。境遇上さもあらう事と思はれる。愈、死罪を赦されて伊豆へ配流の事が定まるや、池の尼は頼朝を諭していふやう「明日マデモ御事故ニ心ヲ碎ツルガ、配所定リテ流サレ給フベキ也、尼ハ若キヨリ慈悲深キ者ニテ、多クノ者共申助タリシカドモ、今ハ懸ル老尼ノ申事叶フベシトモ覺ザリシガ、左馬頭（重盛）ノ能申サレテ、既ニ命ノ助リ給フ事ノ嬉シサヨ、今生ノ喜是ニ過タル事ナシ、云々」と。又いはく「不思議ノ命ヲ助奉ル志思知給ハバ、尼ガ言葉ノ末ヲ少モ違ヘズ、弓箭、太刀、刀、狩漁ナド云事耳ニモ聞入給フベカラズ、人ノ口ハサガナキ物ナレバ、御身モ二度事ニ遭、尼ニモ重テ憂耳聞セ給フナ、云々」とあ

頼朝に同情せる人人

つたとある。これもさもあるべき事と思はれる。

○池の尼家系（尊卑分脈）

藤原兼家……………宗兼――女子 刑部卿平忠盛朝臣後室、修理大夫家盛并大納言頼盛卿等母、池尼上是也

吾妻鏡に散見する所によれば、さて頼朝が伊豆へ下される際には、亡母の弟祐範が配所まで人を附けて送り、且つその後も親切を盡した趣が見える。また因幡國の住人長田兵衛尉實經の父資經も親族藤七資家をつけて配所まで見送つたとある。また頼朝の乳母比企の尼は頼朝が配流されると共に、其夫掃部允と武藏比企郡の所領に下り、二十年間も頼朝の世途をおとなうたとあり、其他三善康信は母が頼朝の乳母の妹であつたといふだけの縁故でありながら深く同情を頼朝に寄せて、山川を凌ぎ遠路を厭はず、二十年間毎月三度づつ使者を遣はし、京都の事情などを知らせたといふ事である。右の毎月三度といふは少し仰山な書き方の様だが、大體をいつたものであらう。かういふ特志の者が段々あつて、配流後の頼朝に對しても、音問や扶養は缺かさなかつた様である。

祐範心を盡す

〔吾妻鏡〕建久二年八月七日の條に

件祐範（賴朝の叔父、熱田大宮司家）と申候は、賴朝母堂舍弟にて候き、而乍レ為二舍弟一取別糸惜しく候し故、思二知其恩一候て、賴朝母堂逝去時者、七々佛事、祐範沙汰し候て、澄憲法印為二導師一勤修し候き、又平治亂之後、賴朝被レ配二流一候し時も、祐範付レ人候て、配所國まで送付候て、其後不レ忘二彼恩一問候き、云々、

長田資經人を附けて伊豆に送る

元曆元年三月十日の條に、

今日被レ召二因幡國住人長田兵衞尉實經一、（後日改二廣經一）賜二二品（賴朝）御書一云、右人同二心平家一之間、雖レ可レ罪二科一、父資經（高庭介也）以二藤七資家一、伊豆國迄送叓、至二子々孫々一、更難レ忘、仍本知行所、不レ可レ有二相違一者、去永曆御旅行之時、累代芳契之輩、或夭亡、或以變之上、為二左遷之身一、敢無レ從之人、而實經奉レ副二親族資家一叓、不レ思二食忘一之故也、

比企尼夫妻の心盡し

請所とは地頭や庄司などが本所領家に對して

壽永元年十月十七日の條に、

義員（比企能員）姨母（號二比企尼一）當初為二武衞乳母一、而永曆元年御遠二行于豆州一之時、存二忠節一餘、以二武藏國比企郡一為二請所一、相二具夫掃部允一、々々々下向、至二治承四年秋一、廿年之間、奉レ訪二御世途一云々、

年貢を請負ひ一定の率で納め來つた莊園を云

三善康信使者を遣はす

乳母道について

爲義の幼兒と乳人

治承四年六月十九日の條に、

散位康信(三善康信)使者參著于北條也、武衛(頼朝)於閑所對面給、(中略)此康信母者、武衛乳母妹也、依彼好其志偏有源家、凌山川、毎月進三个度(一旬各一度)使者、申洛中子細、云々、

さて前記の如く賴朝の乳母の話が出たから、こゝに少しく當時の乳母道といふべきものについて記して見よう。乳母の事は武家時代になつてから始まつた譯ではない。往古に於ては壬生部といふものがあつた。これは乳兒に乳を飲ませる事を職としたものと見える。奈良時代、平安時代に於ても高貴な人々の家庭には育兒の爲に乳母を置いた事は無論である。武家時代になつては乳人(めのと)といつて夫婦して育兒の事に當つた樣である。木曾義仲の乳人としては中原兼遠夫妻があり、義仲の父義賢が姪の義平に殺された後、兼遠夫妻は二歲になる義仲を自分の郷里木曾に伴ひ行きて之を鞠育し、また義仲が以仁王の令旨を奉じて擧兵するや、兼遠の子、いはゆる乳人子(めのとご)の樋口兼光が弟兼平等と共に木曾の四天王と稱せられ、篠原その他に於て奮戰した事は世に隱れなき事實である。また保元の亂後、源爲義が誅せられ、その幼兒乙若(十三歲)、龜若(十一歲)、鶴若(九歲)、天王(七歲)の四人が殺され

る際にも、それ〴〵乳人がついて居て、内記平太は天王の乳人、吉田次郎は龜若、佐野源八は鶴若、原後藤次は乙若の乳人であつた。而して乙若以下四人が殺されるや、四人の乳人は悲哀に堪へず、皆な幼なき主君の後を逐うて自殺したのである。保元物語にもその有樣を記して「四人ノ乳母(メノト)急ギ走寄、首モナキ身ヲ抱ツヽ、天ニ仰ギ地ニ伏テ喚叫ブモ理也、誠ニ涙ト血ト相和シテ流ルヽヲ見ル悲也、内記平太ハ直垂ノ紐ヲ解テ、天王殿ノ身ヲ我膚ニ當テ申ケルハ、此君ヲ手馴奉リシヨリ後、一日片時モ離進ラスル事ナシ、我身ノ年ノ積ル事ヲバ思ハズ、早クヒトヽナラセ給ヘカシト、明暮思ヒテ育進ラセ、月日ノ如クニ仰ギツルニ、只今懸ル目ヲ見ル事ノ心憂サヨ、常ハ我膝ノ上ニ居給ヒテ、髭ヲ撫テ、イツカヒトトナリテ、國ヲモ莊ヲモ儲テ知センズラント宣シ物ヲ、ウタヾネノ寢覺ニモ、内記内記ト呼御聲、耳ノ底ニ留リ、只今ノ御姿幻ニカケロヘバ、更ニ忘ルベシトモ覺ズ、是ヨリ歸テ命生タラバ、千年萬年ヲ經ベキヤ、死出山三途河ヲバ誰カハ介錯申ベキ、恐敷思召ンニ附テモ、先我ヲコソ尋給ハメ、生テ思フモ苦シキニ、主ノ御供仕ラント云モ果ズ、腰刀ヲ拔儘ニ、腹掻切テ失ニケル、恪勤ノ二人アリケルモ、幼クオハシマシヽカ共、情深クオハシツル物ヲ、今ハ誰ヲカ

主ト憑ムベシトテ、指違テ二人ナガラ死ニケリ、此等六人ガ志、類ナシトゾ申ケル」とある（以上保元物語の記事眞僞詳ならざれども他に比較研究すべきものなければ暫く之に從ふ）。是等は當時乳人たる者が如何に主君を思ひ、主君に盡したかを示したもので、乳母道の一端を窺ふべきものである。後の例ではあるが、徳川時代に於て春日局が如何に三代將軍家光に盡したかは、乳母としての手本といはれるのであるが、乳母道の淵源は由來する所が尙しいのである。

賴朝の乳母

さて賴朝について見るに、吾等は比企の尼（掃部允妻）、齊藤經俊母（俊通妻）、八田宗綱女（小山下野大掾政光女）の三人の乳母を得た。なほ此外に三善康信の母の姉が賴朝の乳母であつたとあるが、前記の三人と重複して居るかも知れぬ。然らずとすれば、乳母は四人あつた事になる。是等は同時に並んで置いてあつたと見ないでもよい。次第々々に替つて行つたといふ樣な事もあらうし、又疾病事故のために缺け替へを要するのであるから、二三人を置くことは免れぬことであらう。右のうち比企尼に關する事蹟は最も著名であり、且つ感ずべきことが多いから、左に記して見よう。

吉見系圖と比企尼の子女

吉見系圖(續群書類從所收)によつて見れば(範頼の條)「初め頼朝十四歳の時、永曆二年三月廿日伊豆國流罪のとき、平家の權威を恐れ、國人一食を與へず、頼朝の乳人比企局、其比武州比企郡少領掃部允妻女なり、三人の息女あり、嫡女は在京、初め二條院に奉仕し、丹波內侍と號す、無双の歌人なり、惟宗廣言に密通して忠久を生む、其後關東へ下向し、藤九郎盛長に嫁し、數子を生む、比企の禪尼二女河越重頼妻なり、禪尼の三女は伊豆伊藤(東)九郎祐清の妻なり、頼朝牢浪の間、比企禪尼哀憐せしめ、武州比企郡より粮を運送し、又三人の聟に命じて扶助し奉る事廿年餘に及ぶ、然り而して頼朝天下安治の後、聟三人のうち伊藤(東)助清平家に隨ひ討死す、其妻頼朝の一門平賀義信へ給はる、其腹の子朝雅に頼朝一字を給ひ、北條時政の聟となる、扨て又比企禪尼の聟藤九郎盛長に武州足立郡を給ひ、盛長の女は範頼の內室に給ふ、二番目の聟河越重頼には武州多磨郡を給ふ、重頼の女は義經の內室に給ふ、比企禪尼子息は能員(實は養子)比企禪尼孫は島津忠久にして日向國守護職を給ふ、元曆二年八月十七日に御下文を下されて、禪尼に報恩の由を仰せらる」とある。これによつて禪尼の功勞並に之に對する頼朝の報恩の次第を窺ふことが出來るであらう。なほ八田宗綱の女につ

寒河尼と其子

首藤經俊の罪科につき其母の愁歎

いては、吾妻鏡治承四年十月二日の條に「今日、武衛の御乳女、故八田武者宗綱息女（小山下野大掾政光の妻、寒河尼と號す）鍾愛の末子を相具し、隅田宿に參向す、則ち御前に召し、往事を談せしめ給ふ、彼の子息を以て昵近奉公を致さしむべき由を望み申す、仍て之を召出して自ら首服を加へ給ひ、御烏帽子を取りて之を授け給ひ、小山七郎宗朝（のち朝光と改む）と號す、今年十四歳なり」とあり、この小山朝光は後に頼朝の功臣となるのである。また首藤經俊の母に就いても吾妻鏡に見えて居る。經俊は頼朝の乳母の子でありながら、石橋山の戰の際には、頼朝から召されても之に應じなかつたばかりでなく、召の使者に對して「方今頼朝が清盛を謀らうとするは、猶ほ富士山と丈けくらべをなし、又鼠が猫の額にあるものを取らうとするが如くである」などと雜言を吐き、剩へ石橋合戰の折には其の發した矢が頼朝の鎧の袖に立つたいふ樣な次第であるから、斬罪にも處せらるべき筈であつたが、その母（頼朝の乳母）が頻りに祖先以來の勳功を陳べ立てゝ、愛息の助命を乞うたので、さすがに頼朝も哀憐の情に堪へず、老母の悲歎に對して經俊の罪科を免除されたといふ事である。かくて經俊も亦た其の恩誼に感じて、のち功臣になつたといふ事である。

家臣等頼朝に出家を勸む

纐纈源吾のみ剃髮を止む

千里の野に虎の子を放つが如し

さて頼朝が伊豆へ流される當時の氣分、また流されてから後の行跡はどうであつたかといふに、それ等を徵すべきものは實錄の書には一向見えないのである。平治物語によれば「侍少々出來タリ、(頼朝の家臣の意)彼侍共同心ニ申ケルハ、今ハ御出家ノ事ヲ申サレテ御下向候ハヾ、御心安候ナン、池殿モ能思召、平家ノ人人モ然ルベシトコソ存ゼラレ候ハメト申勸ケルニ、纐纈源五盛安計ゾ耳ニ私語申ケルハ、如何申候トモ、御髮惜マセオハシマセ、君ノ助ラセ給フ事眞事ニ非ズ、八幡大菩薩ノ御計ト覺候ト申セバ、打頷給ケリ、御出家アレト云ニモ、ナ成給ゾト云ニモ、共ニ音モシ給ハヌ心ノ中コソ懼シケレ」とあり、また「サル程ニ頼朝流サレ給フヲイザヤ見ントテ、京中邊土ノ上下、大津浦マデ市ヲナシケルガ、人皆頼朝ヲ見テ、眼ザシコツガラ、人ニカハル所アリ、此人ヲ伊豆國ニ流シ置ハ、千里野邊ニ虎ノ子ヲ放ツニ異ナラズ、哀末ノ世ニ如何ナル事カアラント私語ケル」などともあるが、この書は鎌倉時代になつてから出來たものと思はれるので、どこ迄が信じてよいか、その邊は不明である。 されど察するところ頼朝たる者は死罪を許された恩命を心より感謝し、專念父母兄弟の冥福を祈ることは當然と思はれる。 頼朝は重厚の人で、死を免れてから舌を出

頼朝の擧兵は時勢に從へるなり

して微笑する樣な輕薄的な人物ではなく、その信仰心の篤厚であつた事は之を證明すべき記錄が數多あるのである。然らば後に至つて擧兵をなして遂に平家を亡ぼすに至つたのは如何なる譯かといふに、これは半ば以上時勢が然らしめたといひ得るであらう。平家は次第に橫暴を極めて人望を失つたばかりでなく、以仁王の御事があつて以來はグズグズして居たならば、忽ちに誅戮を免れなかつた事は疑を容れる餘地はない。

佐佐木盛綱園人（うまやびと）として仕ふ

紀伊野田文書所收［　　］奉公初日記は佐佐木秀義の子定綱、盛綱等が賴朝の伊豆配流中之に仕へた次第を記したものであるが、その一節に曰く、

治承二年（に）いたるまで、春秋十五年、夜ひる無怠コト、二人（定綱盛綱）共に召仕ヘ、其間御馬屋ノ（マヽ）いかハ鬼武丸逃去して失ぬ、盛綱代テ是園（圉）人となりて、三年をへたり、又ある年、苑ノ草深きさして掃に人なし、盛綱これをすき、これを苅て、掃除する間、芳草ノ可惜をしらすして、皆苅掃、佐殿（頼朝）いかりて、誰人のしたるぞと尋ぬ、盛綱申に「我公の草愛給事を不知、移殖ニいたみあるべからず」とて鋤チ取て立とき更恨色なし、（中略）盛綱飢寒を忘て無ニ秋色、佐殿前に一兩人あり、語ての給はく「愁の勝たる寒藤衣とな

定綱武藏足立遠元に使して粮を乞ふ

頼朝の讀經

り、皆しかなり」と申、盛綱を助る心也、盛綱申、「奉公のみち、寒飢更におもふ心にあらず、ひそかにうれうる心ハ、君の配所に無期事を」、此時人なし、佐殿仰云、「我もし恥をきよめんとおもふことあらん、汝等心如何」、みな申、「君のため、ちり灰となるとも、身命をおしむ心なからん、もししらば奉公の前途なきがごとし、」佐殿各が心中をしろしめす、又或年國損亡して、御相節なし、定綱武藏あだち(足立)の左衛門尉遠元のもとにまかりて、事之由申、干飯(ホシイヒ)を馬の腰に付て歸參、送夫駄十疋をたてまつる、此年盛綱かへりみず、勤仕の心彌切なり、男となり女となり仕る所を無雖不愚、又或日ひそかに野(に)出てあそぶ、日暮返、盛綱陸より走(り)(し)が、寒風吹いたりて、足のひゞちを出す、しかれども踏氷て不痛、佐殿此をみて、馬をとゞめて尻(に)のせんとす、盛綱不乘、いのち(命)をなす事たび／＼にて、のりてかへる、

又或夜讀經深更及、盛綱を召、郎軒のほとりにあり、もとよりあるゆへをとふ、この夜始(て)あるにあらざる事を申、佐殿御足を盛綱がふところ(懷)のうちに入て、宿衣のしたにのせてあかす、太郎定綱、箭はぐ事、秀義がごとし、御前にして矢をはがせる、佐殿御目して、みまはすに人なし、わらひての給はく、汝がはく矢、何の日か我い

定綱矢をはぎながら天下の事を語る

る事をうべき」定綱申、「此御てうつ(調度)をもつて、平家をいほろぼし給はゞ、ほどなく日本國のぬしとならせ給て、御京上候て、幸行つとめさせ給へば、その時の御てうつをはやはき候はや」佐殿被仰「己がはくやをもつて、もし天下をいとりたる物ならば、我家には、汝が一門のはくやを召てもちいるべし、其外もちいべからず、かくのごとく、をり〳〵この御けしきありと云ども、更人不知、云々、

賴朝と其の孝心乃至信仰心

この奉公日記の文は如何にも誠らしいもので、之によつて頼朝が配流中に於ける平素の起居を知るばかりでなく、佐佐木一族と其心中を語り合うたあたりは誠に面白い。又頼朝が讀經の事が見えるが、こゝになほ頼朝信仰心の一端を陳べんに、吾妻鏡に散見せる分にても中々多い事である。治承四年八月十八日の條には「頼朝は年來の間論評せず、毎日の勤行等をも怠らなかつたが、自今以後は戰にも交はるから、心ならずも定めし怠慢に及ぶべき事を歎息され、伊豆山から法音と號する尼(夫人政子の經師)を召し、日々の所作につき目錄を遣はされた」とある。さうしてその目錄には、

賴朝信心の日課

心經十九卷を八幡、若宮、熱田、八劍、大箱根、能善、駒形、走湯權現、禮殿[illegible]三嶋(第三、第二)、熊野權

現、若王子、住吉、富士大菩薩、祇薗、天道北斗、觀音へ各一卷宛を法樂し、また觀音經一卷、壽命經一卷、毘沙門經三卷、藥師咒廿一反、尊勝陁羅尼七反、毘沙門咒一百八反、以上は所願成就、子孫繁昌のためであり、阿彌陀佛名千百反、右のうち一千反は父祖頓證菩提のため、百反は左兵衞尉藤原正淸が得度のためとある。

自分は佛經讀誦の事については善くは知らないが、以上の日課は容易ならぬ重荷であらうと信ずる。尤も經文の全文を讀み上げる譯ではあるまいが、配流の當初から御經の讀誦を心掛け、餘念なく之を繼續して居るうちに、次第々々にかゝる日課を設けるやうになつたものと思はれる。先づ始めの分は所願成就、子孫繁昌のためとあり、後の阿彌陀佛一千反は父祖頓證菩提とあれば、兩親並に祖父の爲義などの菩提の爲が主であつた事と思はれる。藤原正淸とは卽ち鎌田政家であつて、父と共に尾張の內海で不慮の死を遂げた者であるから、夫等の菩提を弔はれたのである。之によつても賴朝が父祖に孝養の念の厚かつたのは勿論、忠義の家臣の上にまで思ひやりの情の深かつた事が察せられるであらう。また同年七月五日の條には伊豆の走湯山から文陽房覺淵を召し、之に告げていふやう「吾は心底に

文陽房覺淵を召し

て心中を告ぐ

覺淵の表白

挿むところがあつて、法華經の讀誦、一千部の功を終つてから、其中丹を顯さんとは兼ねての素願であつたが、今、火急の問題が突發して、後日に延ばし難いから、轉讀の分は八百部に過ぎぬも佛陀に啓白しやうと思ふが、どうか」と尋ねたとある。一千部を讀誦するとは何時頃からの計畫であつたか分らぬが、八百部にしても多年を要した事と思はれる。右に對して覺淵が申していふやう、縱令一千部に滿たずとも心中を啓白されて冥慮に背くといふ事はありますまいとて、是から香花を佛前に供へて、趣旨を啓白し、先づ表白を唱へて曰く「君は忝くも八幡大菩薩の氏人にして法華八軸の持者なり、八幡太郎の遺跡を稟け、舊の如く東八个國の勇士を相從へ、八道の八條入道相國(淸盛)の一族を退治せしむる條、掌裏にあり、是れ併しながら此經八百部讀誦の加被に依るべし、云云」とあつた。なほ此の外にも賴朝の信仰的行爲は數々ある。即ち山木判官兼隆を攻むる際にも、其日を十七日(治承四年八月)と定めた。そは十八日は幼稚の砌より正觀音の像を安置し、放生を專らとして多年を歷た日であるから、之を避ける趣意に出で、石橋山の戰の折にも、念珠をつまぐつて、敗戰の後には前記の正觀音の像を髻の中から取出して或る巖窟に安置したといふやうな

次第である（これ迄は守本尊として髻の中に入れてあつたのが、最早程なく大庭景親に首を取られるであらうとの考から取出したものである）。

頼朝先考の爲に一伽藍を建つ

また治承五年三月一日には先妣の忌日に當るので佛事を修められ、文治元年八月三十日には先考の爲に一伽藍を建立して廟所となさんとせられ、旨を奏請せるに、法皇（後白河）も頼朝の勳功を叡感の餘り、義朝の首に添ふるに鎌田正清の首を以てせられた。これが勝長壽院の起因で、南の御堂ともいふ。翌年七月十五日には同院にて萬燈會を行ひ、のち例となつた。更に建久元年十月上洛の節には、尾張國野間庄に立寄つて先考の廟堂を拜し、佛事を修められ、又美濃の靑墓にては長者大炊の息女等を召出して之に纏頭をされたとある。建久三年二月五日には先考の乳母（摩々と稱し年齒九十二歳）が相模國早河庄より參上したので、之に、憐愍を加へ、土地を賜ふ等の事があつた。是等は何れも稍々後年の事ではあるが、併し頼朝の天分、乃至は配流當時以來の念慮の發露に外ならぬと考へられる。

勝長壽院

頼朝神佛の信仰

斯樣な譯で頼朝は配流中にあつても相當に日課に逐はれ、虚日といふものはなかつたかに思はれる。また一般の神佛の信仰の事について二三を擧げれば、治承四年十月十二日には由井濱にあつた鶴岡八幡を小林鄕（現在あるところの地）に移して祀り、

伊豆山より法音尼を召し頼朝に替りて日課の讀經を勤行せしむ

また同月十六日には早河庄を箱根權現に寄進し、壽永元年二月八日には願文を伊勢大神宮に奉り、三年五月三日には所領を同大神宮に寄進し、また元暦二年三月七日には東大寺再建に付米一萬石、沙金一千兩、上絹一千疋を寄進する等の事があつた。以て頼朝が如何に敬信の念慮に厚かつたかの一斑を窺ひ得ることゝ信ずる。

〔吾妻鏡〕治承四年八月十八日の條

武衛年來之間不論諍、不有毎日御勤行等怠、而自今以後、令交戰場給之程、定可有不意御怠慢之由被歎仰、爰伊豆山有號法音之尼、是御臺所之御經師、爲一生不犯之者、云々、仍可被仰付日々御所作於件禪尼之旨、御臺所令申之給、即被遣目錄、尼申領狀、云々、

心經十九卷

八幡、若宮、熱田、八劍、大箱根、能善、駒形、走湯權現、禮殿、雷電、三島第二第三、熊野權現、若王子、住吉、富士大菩薩、祇薗、天道北斗、觀音、各一卷、可法樂、云々觀音經一卷、壽命經一卷、毘沙門經三卷、藥師咒廿一反、尊勝陀羅尼七反、毘沙門咒一百八反、已上、爲御所御願成就御子孫繁昌也阿彌陀佛名千百反、一千反者、奉爲父祖頓證菩提、百反者、左兵衞尉藤原正清得道也、

法皇に請ひて先考（義朝）の首を迎ふ

尾張の野間にて左馬頭義朝の廟堂を拜す

文治元年八月三十日の條

二品(頼朝)御素意、偏以レ孝爲レ本之處、未レ盡ニ水菽之酬一、而平治有レ事、嚴閤(父義朝)夭亡給之後、以ニ毎日轉讀法華經一、被レ備ニ歿後追福一、而令レ極ニ榮貴一給之今、被レ企ニ一伽藍作事一、可レ安ニ先考御廟於其地一之由、存念御之間、潛被レ伺ニ奏此由一 法皇亦叡ニ感勳功一之餘、去十二日、仰ニ刑官一於ニ東獄門邊一被レ尋ニ出故左典廐首一、相ニ副正清(號ニ鎌田二郎兵衛尉一)首一、江判官公朝爲ニ勅使一被レ下レ之、今日公朝下著、仍二品爲レ令レ奉レ迎レ之、參ニ向固瀨河邊一給、御遺骨者、文學上人門弟僧等奉レ懸レ頸、二品自奉ニ請取一之還向、于時改ニ以前御裝束(練色水干)一着ニ素服一給、云々、○九月三日癸未子尅、故左典廐(左馬頭義朝)御遺骨、(副ニ正淸首一)奉レ葬ニ南御堂之地一、路次被レ用ニ御輿一、惠眼房、專光房等、令レ沙ニ汰此事一也、云々、

建久元年十月二十五日の條

廿五日丙午、以ニ尾張國御家人須細治部大夫爲基一、爲ニ案内者一、到ニ于當國野間庄一、拜ニ故左典廐廟堂一(平治有レ事、奉レ葬ニ于此所一云々)給、此墳墓被レ掩ニ荊蕀一、不レ拂ニ蘚蘿一歟之由、日來者、於ニ關東一遙令レ遣レ懷給之處、拂レ閣排レ扉、莊嚴之粧遮レ眼、僧衆構レ座、轉經之聲滿レ耳也、二品怪レ之、爲レ解ニ疑氷一、被レ尋ニ濫觴一之處、前廷尉康頼入道、守ニ于國一之時、令レ寄ニ附於水田三十町一以降、建ニ立

美濃青墓にて大炊の息女等に纒頭す

一伽藍、奉レ祈二三菩提一云々、此事、爲レ謝二康頼入道殊功一、兼日雖レ賜二一村一、彼任國者、往年事也、行業定令二廢絶一歟、可レ加二潤餝一之由、思食之處、鄭重之儀親覽レ之、彌憐二禪門之懇志一、更感二古塚之締構一給、又囑二數十許輩龍象一、被レ修二廿五三昧勤行一、口別綿衣二領、曝布十端施レ之給、云々、(二)廿九日庚戌、於二青波賀驛一被レ召二出長者大炊息女等一、有二纒頭一、故左典廐都鄙上下向之毎レ度、令レ止二宿此所一給之間、大炊者爲二御寵物一也、仍被レ重二彼舊好一之故歟、云々、

山路愛山の流寓中の頼朝についての記事

山路愛山氏の「源頼朝」には「流人たる頼朝の位置」として次の如く記されてある。「頼朝は流人として二十年の歳月を送つたが、世人は流人といふ名に拘泥して頼朝の當時の生活を以て後世の島流しの如く想像してはならない、當時の流人といふ者は此く制限された生活をなしたものではない、彼等は田舍に住して頗る自由なる行動を取り得た、(東鑑に散位平兼隆に伊豆國の流人なり、父和泉守信兼の訴に依りて當國山木郷に配せらる、漸く年月を經るの後、平相國禪閤の權を以つて威を郡郷に輝かす、是れ本と平家一流の氏族たるに依てなりとある、流人にして其一門の威を頼み、郡郷に横行する者がある、流人の意義が今日と異なるを想ふべしである)頼朝の伊豆に在るや、彼は地方の豪族が住むべきものに均しき大なる第に住んだ、彼の第は多くの武士をして止宿せしむるに足つた、彼は廐を有し、廐に屬する舍

人を有し、釜殿を有し、家事に給事すべき女子を有した、彼の流人としての生活は總ての點に於て貴族の生活であつた」（以上大意）とある。これは吾妻鏡の記事を綜合して文をつゞつたものであるが、マアいへばかういふものであつた。賴朝は初は蛭島へ住つた事であらうが、その後伊東に移り、また北條に移轉した樣である。前記は擧兵問際における賴朝の北條の第についての記事である。同書に又曰く、「安達藤九郎盛長、小中太光家、工藤介茂光、土肥次郎實平、岡崎四郎義實、宇佐美三郎助茂、天野藤内遠景、加藤次景廉、堀藤次親家の如き、伊豆、相模、駿河の武人は彼の第に往來して、昔の如く家人の禮を執つた。近江國の住人佐佐木源三秀義は平治の亂後平氏の門に馬を繫ぐを肯んじなかつた故に、其所領を奪はれて東國に奔り、相模國の住人澁谷莊司重國の婿となり、其子太郎定綱、次郎經高、三郎盛綱、四郎高綱をして常に彼の門下に伺候せしめた、走湯山の住僧にして彼と師壇の關係ありし專光坊良暹も亦屢〻彼を訪うた。箱根山の別當行實の弟永實も彼の第に來往した。良橋太郎入道の息女も亦來りて彼の旅寓を慰めた、三浦次郎義澄、千葉六郎大夫胤賴の如き所領大なる豪族の子弟も亦時として彼の第を訪うた」とある。是等も吾妻鏡の文に

安達盛長以下の人人賴朝を訪問す

頼朝と其鬪

よつたものである。同書にまた曰く「されば彼の名義は流人であつたが、彼は猶ほ全く源氏の嫡流たる品位を失つたのではない。彼の生活は土民の生活ではなくして、猶ほ比較的自由を得た流竄公卿の如きものであつた、されば彼は配所に在りながら猶ほ相模地方にまで狩倉をした、彼は屢〻戀の浮名を流した、彼は伊豆國の住人伊東入道祐親の第三女に忍び通ひ男子を生ませ、それが爲に祐親の怒を買ひ、殆んど其生命をも危うし、其子を殺され、その戀人は當國の住人江馬小四郎の妻とされた。されど彼は之に懲るゝ所なく、更に又當國の住人北條時政の長女政子に挑んで遂に之に通じた、時政も亦平氏の聞を憚りて其女の頼朝に通じたるを公にするを好まなかつたが、しかし彼は祐親入道の如く殘酷ではなくて、敢て其女の戀を妨げようとはしなかつた、伊勢平氏が都に在つて一門の榮華を誇り、歡樂極りて哀情正に生ぜんとした時、彼は伊豆に在つて斯の如き流竄者として頗る趣味ある生活をなした」と。之も全く事實である。思ふに頼朝の伊豆に流されたのは十四歲の時であつたが、それから年月は匆々として過ぎ去り、當時は三十四歲（治承四年擧兵の際）の男盛りである。無論神佛に歸依し、修養を積んで來たことは前述の通りであるが、

吾妻鏡には「歎而送二十年春秋、愁而積四八餘星霜也」とさへ書いてあるが、さりとて春光漸く闌なれば北枝も花さく道理で、頼朝と伊東の女との關係、ついで北條の女との關係もおこるやうになつたものと思はれる。是等の事情は實錄の書には委曲を徵し難いが、源平盛衰記には次の如く記してある。

〔源平盛衰記〕卷十八 文覺勸頼朝謀反事の條

前右兵衛佐頼朝ハ去永曆元年義朝縁坐ニ依テ、伊豆國ニ流罪セラレタリケルガ、武藏相模駿河ノ武士共、多ハ父祖重恩ノ輩也、其好忽忘ルベキナラネバ、當時平家ノ恩顧ノ者ノ外ハ、頼朝ニ心ヲ通ハシテ、軍ヲ發セバ命ヲ捨ベキ由示者其數アリケリ、頼朝又心ニ深思萠事也ケレバ、世ノ有樣ヲウカヾヒテ、年月ヲ送ケルコソ怖シケレ、伊豆國住人伊東入道祐親法師ハ重代家人也ケレ共、平家重恩ノ者ニシテ、當國ニハ其勢人ニ勝タリ、娘四人アリ、一人ハ相模國住人三浦介義明ガ男義連（吾妻鏡には義澄）ニ相具シタリ、一人ハ同國ノ住人土肥次郎實平男遠平ニ相具シタリ、第三ノ女イマダ男モ無ケレバ、兵衛佐忍デ通ケル程ニ、男子一人出來ニケリ、兵衛佐殊ニ悅デ寵愛ス、字ヲハ千鶴トゾ申ケル、三歳ト申ケル年ノ春、

祐親其女の頼朝と通ずるを怒る

少キ者共アマタ引具シテ、乳母ニ懷カレテ前栽ノ花ヲ折テ遊ケルヲ、祐親法師大番ハテ、國ニ下ダリケル折節見附テ、此稚キ者ハ誰人ゾト尋ケレ共、乳母答ル事ナクテ逃去ニケリ、入道内ニ入テ妻女ニ問ケレバ、アレコソ京上シ給タリシ隙ニ、イツキ娘ノヤムゴトナキ殿シテ、設タル少人ヨト云ケレバ、入道瞋テ誰人ゾト責問、兵衛佐殿トゾ答ケル、祐親申シケルハ、商人修行者ナドヲ男ニシタランハ、中々サテモ有ナン、源氏ノ流人聟ニ取テ、平家ノ御咎アラン折ハ如何ハ申ベキトテ、雜色三人郎等二人ニ仰テ、彼少子ヲ呼出シテ、伊豆ノマツカハノ奥白瀧ノ底ニ、フシヅケニセヨト云ケレバ、三ツニナル少心ニモ、事ガラ懶ヤ覺シケン、泣悶テ逃去ントシケルヲ取留テ、郎等ニ與ケルコソウタテケレ、(中略)娘ヲバ呼取テ、當國住人江間小次郎(後に小四郎となる)ヲゾ聟ニ取テケル、兵衛佐此事ドモ聞給、瞋心モ猛ク歎ク心モ深シテ、祐親法師ヲ討ント思心千度百度進ケレ共、大事ヲ心ニ懸テ其事ヲ成ズシテ、今私ノアダヲ報ヒントテ、身ヲ亡シ命ヲ失事愚也、大キナル志有者ハ小怨ヲ忘、思宥テゾ過サレケル、入道ガ子息伊東九郎祐兼(實は祐清)竊ニ兵衛佐ニ申ケルハ、父入道老狂ノ餘リ便ナキ事ヲノミ振舞候シ上、猶モ惡行ヲ

頼朝北條時政の女に通ず

企ント仕ル、心ノ及處制止仕レドモ、若思ノ外ノ事モコソ出キ侍レ、立忍バセ給ヘト申ケレバ、兵衛佐ハ嬉クモ申タリ、是年來ノ芳心也、入道ニ思懸ラレテハイツクヘカ遁べキ、身ニ誤ナケレバ自害ヲスベキニモ非、只命ニ任テコソハアラメトゾ答ケル、野三刑部盛綱、藤九郎盛長ナンドニ仰含ケルハ、頼朝一人遁出ント思也、是ニテ祐親法師ニ故ナク命ヲ失ハレン事云甲斐ナシ、汝等角テアラバ、頼朝ナシト人知べカラズトテ、大鹿毛ト云馬ニ乘、鬼武ト云舍人計ヲ具シテ夜半ニゾ遁出ケル、（中略）其後北條四郎時政ヲ相憑ケル程ニ、又彼ガ娘ニ嫁テケリ、北條四郎京ヨリ下ケル道ニテ、此事ヲ聞テ大ニ驚、同道シテ下ケル前檢非違使兼隆ヲゾ、聟ニ取べキ由契約シテケル、國ニ下リ著ケレバ、知ラザル體ニモテナシテ、彼娘ヲ取テ兼隆ガ許ヘゾ遣ケル、去共件ノ娘兵衛佐ニ志殊ニ深カリケレバ、白地ニ立出ル樣ニテ、足ニ任テ何クヲ指トモナク兼隆ガ宿所ヲ逃出ニケリ、良程フレドモ見ザリケレバ、怪ミヲナシテ尋求ドモ、向後（ユクヘ）モ知ラズ成ニケリ、彼女ハ終夜伊豆山ヘ尋行テ、兵衛佐ノ許ニ籠リニケリ、時政兼隆此由ヲ聞テケレバ、各憤ヲ成ケレ共、彼山ハ大衆多キ所ニテ、武威ニモ恐ザリケレバ、左右ナク押入

テ奪取ニモアタハズシテゾ過行ケル、

以上の如き事實については吾妻鏡や實錄の書には當面の記事はないのであるが、斷片的には之を徵すべきものがないでもない。即ち伊東祐親については、吾妻鏡に「先年之比、祐親法師欲奉度武衛（賴朝）之時、祐親二男九郎祐泰（實は祐清）依告申之、令遁其難給訖」（治承四年十月十九日の條）とある。之は前記の盛衰記の文を裏書きすべきものである。祐清は吉見系圖（前に引く）によれば比企の尼の第三女を妻として居るので、賴朝に忠義立をするは當然の事と思はれる。また賴朝と北條時政の女政子との關係については、矢張り吾妻鏡に政子の言として「君（賴朝）爲流人坐豆州給之比、於吾雖有芳契、北條殿怖時宜、潛被引籠之、而猶和順君、迷暗夜凌深雨到君之所、亦出石橋戰場給之時、獨殘留伊豆山、不知君存亡、日夜消魂、云々」とある。以て兩者の關係のこまやかである事を徵し得るのである。されば盛衰記の文には多少の誇張があつたとしても、其の無稽の說でない事は察しられる。

次に賴朝は池の尼の恩義があるにも關らず、どうして謀叛をおこしたかといふに、前にもちよつと陳べたり通り之は時勢の變動が大に關聯して居る事と思ふ。

頼朝池の尼の恩に酬ゆ

平家が衆望を集めて全盛を極めて居たならば、多少の者はあつても、擧兵には至らなかつたであらう。又以仁王の令旨を賜はるやうな事がなかつたならば尚更らの事である。令旨を賜はりた以上は絶體絶命である。されども既に擧兵の後でも平頼盛や其家臣の宗清には報恩の爲にとて之を關東に招て居るのである。而して頼盛には其の所領三十四箇所（一旦沒收されたもの）は舊の如くに管領せしめた。されど宗清は此際關東に赴くを耻ぢて承知せず、却つて屋嶋に赴いたので、どうする事も出來なかつた（本書第二巻四二三―四二四參照）。また一説には、頼朝は兼ねて池の尼に随從して居た姪女を鎌倉に呼下し、之にも恩返しをしたといふ事である。即ち其姪女に仰せていふ「禪尼の御恩深しと云へども、今、世に在らざれば報ずるによしなし、其恩を以て汝に報せんと思ふ、何事にても所望あらば申せとあり、女の云、有爲の世界に豈望む事有哉、我願くば出家して世間女人、或は父母夫有て、出家する事を許ざる者も、一度我寺院に入て後は、其務有べからずと云ふの免除の寺を立て、居住せば足なんといふ、これに因て太平寺を立て彼女を以て開山すると也、云云」とある（新編鎌倉志巻之二）。
尚その他にも頼朝は出來得る限り報恩の道を諸方面に向つて講じた事實や傳

池大納言賴盛關東へ下る

説があるのである。

〔長門本平家物語〕卷十七 五月三日、(元曆元年)池ノ大納言賴盛關東へ下り給ふ、賴朝代にあらん限りは、いかにも／＼宮仕ふべし、故尼御前の御恩をば、大納言殿に報じ奉るべしと、八幡大菩薩をかけ奉て、誓文をして度々申されければ、落殘り給ひにけり、兵衞佐(賴朝)こそかくは思ひ給へども、木曾(義仲)も十郎藏人(行家)もいかゞせんずらん、魂を消すより外の事なし、かくておはしけるが、兵衞佐より故尼御前(池尼)を見奉ると思ひて、とく／＼見參せんとのたまひければ、大納言下り給にけり、彌平左衞門尉宗清といふ侍あり、相傳專一の者なりけるが、相具し奉ても下らざりければ、大納言いかにと問ひ給ければ、今度は御とも仕候はじと存候、其故はかくて渡らせ給へども、御一家の公達の、西海の浪の上に漂はせ給ふ事、心うく覺え候て、いまだ安堵しても覺え候はず、こゝろ少し落ゐて追ひざまに參るべしと申ければ、大納言にが／＼しく恥かしく思ひ給ての給ひけるは、一門を引別れて殘とゞまりたるは、我身ながらもいみじとは思はねども、さすが身もすてがたく命もをしければ、なまじひにとゞまりにき、其上は下らざるべきにあ

宗清同行を辭して胸中を陳ぶ

らず、はるかの旅の空におもむくに、いかで見おくらざるべき、うけず思はゞ、など留まりし時はさはいはざりしぞ、大小の事一向汝にこそ云合せしかとのたまひければ、宗清居直り畏て申けるは、高きも賤きも人の身に、命ばかり惜きものや候、又身をばすつれども、世をばすてずとこそ申候ぬれ、御とゞまりをわろしとには候はず、兵衛佐も命を生けられ參らせて候しかばこそ、今かゝる幸も候へ、流罪せられし時も、故尼御前の仰にて篠原迄送りて候き、其事など忘れずと承候へば、御ともにまかり下て候はゞ、定めて引出物きやうようせられ候はんずらんと覺え候、それにつけても心うかるべく候、西國におはします公達侍共のかへり聞候はん事、返々耻かしく候へば、今度ばかりはとゞまり候べく候、君は落ちとゞまらせ給ひ候程にては、いかでか御下りなうて候べき、はる〴〵と旅立たせ給ふ御事は、誠に覺束なく御心ぐるしく思ひ參らせ候へども、敵をせめに御下り候はゞ、一陣にこそ候べけれども、是は參らずとても更にくるしき御事候まじ、兵衛佐尋ねられ候はゞ、聊いたはる事ありと仰候べしと申ければ、心ある侍共は、是を聞て涙を流さぬはなかりけり、大納言もさすが耻かしく

賴朝宗淸の下らざるを本意なしと思ふ

池大納言には舊領安堵の上新恩を加ふ

ぞ思はれける、さればとてとゞまり給ふべきにあらねば、やがて立給ひぬ、十六日池ノ大納言鎌倉に下り着き給ひたりければ、兵衞佐見參し給ふ、まづ宗淸は御ともして候かと尋ね申されければ、此程あひいたはる事ありて下らずとのたまひければ、世にほいなげに思ひ給て、いかに何事の候べきぞ、なほ意趣を存候にこそ、むかし宗淸が許に候しに、事にふれてありがたくあり候し事、わすれがたく覺えて戀しく候へば、急ぎ見たく候て、一定御供に參り候はんずらんと、心もとなく存候へば、口惜しくも候はぬものかなとて、まめやかにほいなげにぞのたまひける、所知たばんとて、下文あまたなしまうけて、馬鞍引出物などたばんとて、然るべき大名どもに馬鞍物具以下の物用意したりけるに、下らざりければ、上下本意なきことにぞありける、六月五日、池ノ大納言關東より歸上給ふ、兵衞佐暫くもかくておはせかしとの給ひけれ共、都にて覺束無く思ふらんとて、上り給ひければ、大納言になしかへさるべき由、院へ申されたりけるうへ、もと知給ける庄薗私領、一所も相違あるまじき由下文を奉り給ふ、此外所知八ヶ所が下文書き副て奉らる、鞍おき馬三十疋、はだか馬三十疋、長持三十えだ、羽こか

ねそめ物卷絹ていの物入てぞ奉らる、兵衞佐かやうにもてなし奉られければ、大名小名我も我もと引出物奉る、馬だにも三百疋に及べり、命いき給ふのみに非ず、とくつきてぞ歸上られける。

賴朝が賴盛に對する報謝の事は、實に前記の如きものであつたであらう。この事ははなほ吾妻鏡にも歷々として記されてあるのである。ところが今度久我侯爵家所藏文書の中に、賴盛が歸京後に於て賴朝と贈答した文書が發見されたのである。これで見ると、賴朝と賴盛との關係は單に外面上のことばかりでなく、內面に於ても兩者の間に綿々たる關係のあつたことが窺はれて、一層奧床しく感ぜられる。次に揭げた文書は賴盛が出家を遂げようとするにつき、賴朝の意見を尋ねたるにつき、之に答へたものであるが、賴朝の心情がよく知られるのである。

賴盛に與へた賴朝の書狀

平(平親宗)さい相のもとへ申候國事か(河內)うちのことも、そのついてに、ま(マヽ)ゝまいらするよしを申候ぬ。

御すけ(出家)のことは、いかにも〳〵はからひ申すにあたはす候ことにて候也、のちにひと(人)の御心に、かなふはからひは、人のえせぬことにて候、いかにも〳〵のち、

たゞ後世の御誉み候べし

前内府ば召捕らる

お(悪)しらぬ御はからひにて候へし、

五月廿五日御ふみ(文)たしかに六月七日み候ぬ、さりとてもへち(別)の御大事は候はしとこそ思給候へ、さりなからもし(若)の事候はむに、きう(みカ)たち(公達)の御すへのこと、おほつかなくおほしめすことと候へからす、たゝまめやかに御大事の候はむのみこそ、お(らカ)さましきことにて候はん、き(みカ)うたちの御事なとは、なにこ(何事)とにかは、とかうの事候へき、たゝこせ(後世)の御いとなみ候はゝ、それにまさること候へからす、人のはかなく(果敢なく)なり候事は、つねのところにて、おくれさきたつといふはかりのことにてこそ候へ、さきのだいふ(前内府)なとめしとられ(召捕)て候事こらん(御覽)候ぬ、世中又なにお(を)かおほつか(覺束)なく、おほしめし候へき、いまいちと(一度)けさん(見参)し候はさらんことのみそ、まことにあさましく候、そもさりとも、いかてか、きとはかなきことも、おはしまし候はん、けしう(異しう)はよもおはしまし候はしとこそ、たのもしくおほえ候へ、したのさう(庄)の事さうなまいらせかへ候へ、みなみのゝさう(庄)は、御さた候はんこと、なにかはくるしく候へき、地ぬしはかりこそ人にたふ(給ふ)事にて候へ、世中をちゐ候はむのち、さまたけいまは候へからす、

六月七日（文治元、壽永四）　　在御判（頼朝）

思ふに頼盛が關東へ參つたのは、壽永二年閏十月の頃から翌年五月へかけての事であらう。頼盛は頼朝の恩遇に感じたが、歸京の後、健康がすぐれないので官を辭退し、隱居の身分となつた。（壽永三年十二月廿日、時に五十三）尋で翌年五月廿九日に東大寺に至つて、素懐を遂げて出家し、その翌年（文治二年）六月二日五十五歳で大往生を遂げたのである。この頼朝の書狀は頼盛が衰老を訴へて出家せんとした際の書狀に答へたもので、始めの行には、河内の所領などの事をいつて居るやうだが、それから出家の事については、傍から彼是といふわけには行かぬと陳べ、又歿後子孫のよるべなき事を歎いて居るやうだが、それについてはさう心配には及ぶまい、それよりか、後世の營みが大切であると陳べ、人の果敢なくなるのは、後れ先だつだけの事であるといつて、慰諭して居る。また前内府宗盛は捕虜となつて鎌倉に來て居たが、丁度此月（六月七日で頼朝の書狀を認めた日）頼朝は面會して居るので、又は其の事に及んで居る。要するに此書狀を見れば、頼朝の頼盛に對する溫情が一層明白にわかり、奥床しさを滿喫させられるのである。

文覺上人と頼朝との關係

また文覺上人と頼朝との關係についても平家物語や源平盛衰記に種々の說がある。文覺が伊豆に流されたのは承安三年(時に頼朝二十七歲)にして、その赦免されたのは治承二年(時に頼朝三十二歲)であり、六年間の配流であつた。長門本平家物語によれば一日文覺は頼朝を尋ねて「花一時、人一時と申すたとへあり、平家は世のすゑに成たりと見ゆ、太政入道の嫡子小松內大臣(重盛)こそはかり(謀)ごともかしこく心もかう(剛)にして、父のあとを繼ぎ、また天下をも治むべき人にておはせしが、小國に相應せぬ人にて、父に先立て失給ひぬ、其弟はあまたあれども、右大將宗盛をはじめとして、いうじやく(柔弱)はら(盛衰記作柔弱放逸)の人どもにて、一人として日本國の大將軍となりぬべき人見ぬぞや、殿(頼朝)はさすがに頼母しき人にておはする上、かう運の相もおはす、大將軍になり給ふべき相もあり、されば小松殿についでは殿ぞ日本國の主共成給ふべき人にておはす、今は何かはあるべき、はや謀叛を起して、日本國の大將軍となり給へ、云々」と謀叛を勸誘したとある。文覺の伊豆を去つたのは壽永二年で、頼朝の擧兵は壽永四年であるから、その間に二年の間隔がある。また頼朝が擧兵の直接原因となつたのは以仁王の令旨を戴いたことであるので、事の經緯に於ては

少の相違はあるが、兩人の間は全く無關係であつたとは思はれぬ。それ等に關しては第二卷（二六一頁―二六六頁）に陳べてあるから參照されたい。

〔百錬抄〕第八　四月廿九日（承安三年）高尾上人文覺賜檢非違使、依狂氣也、五月十六日被流伊豆國、

頼朝文覺に見ゆ

〔元亨釋書〕卷十四　釋文覺、姓藤氏、親衞校尉持遠之子也、覺俗名盛遠、以家業早備宮掖衞兵曹、年十八、誤斬婦首、因玆薙髮、修歷靈區、後回上都、至城北高雄山寺、院宇朽頽、榛莽埋路、覺以謂、昔弘法大師與八幡大師親於此地唱和密乘、（中略）斯地之廢、二諦之亡也、於是乎發憤、竭力於修營、乃作化疏、普于諸檀、一時入保元上皇宮、奏幹事、適宮宴絲竹迭起、羣臣歌舞、不遑以聞、覺性强直、以爲侍臣阻沮也、便近宮闕、捧疏呼稱、覺聲龐大、絃歌錯案、上皇大怒付廷尉獄、又竄豆州、始武衞將軍源頼朝、自永曆貶屛此邦、逐客放臣、羈旅艱窘、聞覺新謫逃虛足音、猶猶得一笑、況故都名僧、鄕情可攄、就而謁、且曰、父祖受官誅、身錮遠黜、願以我髮煩師手、可哉、覺熟視曰、公必領天下兵馬之權、不可失也、自此益狎、治承之末、源公奉詔伐平族、至文治始盡殲、元曆帝賜元帥之任、果如覺言、以故與源師善、云云、

四　私人としての頼朝

附　範頼、義經に對する頼朝の態度につきて

頼朝の心情に關する批評

世間では木曾義仲や弟の範頼、義經などを殺した事柄によつて彼は如何にも冷酷であり猜忌心に富んで居た様に速斷する者があるが、之は頼朝の心情の一斑だけを見た批評で、其全豹を知り得たものとはいはれない。成程、頼朝にも猜忌といふ缺點はあつたが、一方には人に長たるの雅量を備へ、人情美に富んだところが多分に發見される。

彼は感ずれば當面の敵をも許す

彼は當面の敵に對してさへ、感ずべき行爲や言葉があれば、之を宥免した例は少からぬのである。例へば治承四年に常陸の佐竹秀義を征伐した際、其家臣の岩瀨與一太郎が捕虜の身として頼朝に對し、「平家追討の計を閣き、御一族の者を亡ぼさるゝは宜しくない、當時の如くにては諸人が怖畏の思をなして眞實に歸服いたすまい、それでは御子孫の爲にもならず、誹を後代に貽すであらう」と諫めるや、頼朝は大いに其忠言を感じて、彼の一身を宥し、剰へ御家人に取立てたといふ事もある（吾妻鏡治承四年十一月七日條）。又文治五年藤原泰衡征伐の際、その家臣由利八郎

を擒にしたるに、賴朝は彼が勇敢なるを察し、召出して尋ねていふやう「汝の主人泰衡は威勢を兩國(陸奥、出羽)に振つて居たから、之を誅戮することは難儀であらうと思つたのに、尋常の郎徒もなかつた爲か、河田次郎一人の爲に誅戮された、兩國を管領し十七萬騎の貫主となりながら、百日も支へ得ず、二十日の中に一族が滅亡したのは言ふに足らない事である」と。　すると由利が申して言ふ「尋常の郎徒も少々は御座いましたが、壯士は所々の要害に分遣され、老年の者は行歩が自由ならず、心ならずも自殺し、余が如き不肖の族は又生虜にされて最期に御伴をする事も叶ひませんでした。抑ゝ左馬頭殿(源義朝)は海道十五箇國を管領して居りながら、平治逆亂の時には一日をも支へられずして零落し、數萬騎の主でありながら、長田庄司の爲に誅せられた。古へと今と優劣は如何」と。　賴朝はこの由利の言に感じて之を赦免し、畠山重忠に附けて給養させた(吾妻鏡文治五年九月七日の條)。次に、建久四年五月富士野の卷狩の際、曾我兄弟が仇敵の工藤祐經を討ち、十郎祐成は新田四郎に戮せられたが、五郎時致は搦捕(からめとら)れた、賴朝は翌日自身に吟味をせるに、時致のいふ「祐經を討取りたるは多年の怨を達したのでありますが、その祐經は公(賴朝)が平素御寵愛し給うた者

長田忠致の處分と疑問

であるから、公に對しても恨みがないとは申されません、それ故拜謁を遂げて自殺いたさう（卽ち賴朝を殺して自分も自殺する意）と存じたのであります」とて、自若として語つた。列座の人々は皆愕然として驚いたが、賴朝は此の詞に感じ、眞の勇士であるとて助命しようとされた。しかし、祐經の子、犬房丸の愁訴によつて已むなく死刑に處した。されども賴朝は曾我兄弟の多年の苦心を憐れみ、厚く其菩提を弔らはせ、又兄弟が復讐の事を記して母の許に送つた文を取寄せて之を熟讀し、感涙にむせび永く文庫の中に藏したとある（吾妻鏡建久四年五月廿九、三十日の條）。また賴朝は其仇敵伊東祐親が捕虜となるや、暫く其婿の三浦義澄に預けて置いたが、（吾妻鏡治承四年十月十九日の條）のち夫人政子が懷孕の事あるや右の祐親をさへ赦免したのである（祐親は却つて恩赦に感激して自殺した、吾妻鏡壽永元年二月十四日の條）。以上の如きは到底小量で臆病な人の能くし得べき所ではあるまい。また寬仁義や虛名を博せんがための行爲とも見えない。眞に中丹から出た誠心誠意の發露であらうと思はれる。

〔附記〕賴朝は長田忠致父子に對して殘酷非道な刑罰を加へたといふ事が平治物語に見えて居る。賴朝が其父に對する孝心からいへば、長田父子に對して

如何なる復讎的刑罰を加へたからとて、過酷とは思はれないが、平治物語以外の書には一向に夫等の事實が見えない。況んや長田をして所々の戰場で合戰の忠を勵まさせ、然る後に誅戮したといふ事は如何。他の書物に傍證が見えないので、吾等は之を疑問とするのである。同書の文は次の如くである。

去程ニ長田四郎忠宗ハ、平家ノ侍共ニモ憎マレシカバ、西國ヘモ參ラズ、角テハ聽テ國人共討レントヤ思ヒケン、父子十騎許、羽ヲ垂テ鎌倉殿ヘゾ參リケル、イシウ參タリトテ、土肥二郎ニ預ラレケルが、範頼義經二人ノ舍弟ヲ差上セラレケル時、長田父子ヲモ相添給フトテ、身ヲ全シテ合戰ノ忠節ヲ致セ、毒藥變ジテ甘露トナルト云事アレバ、勳功アラバ大ナル恩賞ヲ行フベシトテ、約束シ給ヒケル、然レバ木曾ヲ退治シ、平家ノ城攝州一谷ヲ攻落ス註進ノ度コトニ、忠宗景宗ハ軍スルカト問給フニ、又ナキ剛者ニテ候、向フ敵ヲ討、當ル所ヲ破ラズト云事ナシト申セバ、八島城落タリト聞ヘシ時、今ハシヤツ親子ニ軍セサセリ、討セントテ宣ケルが、軍果テ土肥ニ具シテ歸參ケレバ、今度ノ擧動神妙也ト聞ユ、約束ノ勸賞取スルゾ、相構テ頭殿（カウノトノ）（源義朝のこと）ノ御孝養能々申セ、成綱ニ仰含タルゾト有シカバ、喜デ罷出タルヲ、彌三小次郎（成綱と同人か如何）押寄テ、長田父子ヲ搦捕磔ニコソセラレケレ、礫ニモ直ニハ非ズ、頭殿御墓前ニ、左右ノ手足ヲ以テ竿ヲ[illegible]（ヒロ）カセ、土

ニ板ヲ敷テ、土礫ト云物ニシテ、ナブリ殺ニゾセラレケル、云々、

ところで、又その一方に吾妻鏡に長田入道といふ名が見える。どうやら之が長田忠致其人であるかの樣に思はれる。

吾妻鏡）八月九日（治承四年）大庭三郎景親、招秀義（佐佐木）談云、景親在京之時、對面上總介忠清（平家侍）之間、忠清披一封書狀、令讀聽于景親、是長田入道狀也、其詞云、北條四郎（時政）比企掃部允等、爲前武衞（賴朝）於大將軍、欲顯叛逆之志者、讀終、忠清云、斯事絕常篇、高倉宮御事之後、諸國源氏安否可糺行之由、沙汰最中、此狀到着、定有子細歟、早可覽相國禪閤之狀也、云々、景親答云、北條者已爲彼緣者之間、不知其意、掃部允者早世者也者、景親聞之以降、意潛周章、與貴客有年來芳約之故也、仍今又漏脫之、賢息佐佐木太郎等、被候于武衞御方歟、尤可有用意事也、云々、秀義心中驚騷之外無他、不能委細談話、歸畢、云々、〇十月十三日、又甲斐國源氏、幷北條殿父子、赴駿河國、今日暮兮止宿大石驛、云々、戌尅、駿河目代、（橘遠茂）以長田入道之計、廻富士野、襲來之由、有其告、（下略）〇十四日癸巳、午尅、武田安田人々、經神野幷春田路、到鉢田邊、駿河目代率多勢、赴甲州之處、不意相逢（而）此所、境連山峯、道峙

磐石之間、不得進於前、不得退於後、而信光主相具景廉等、進先登、兵法勵力攻戰、遠茂暫時雖廻防禦之構、遂長田入道、子息二人梟首、遠茂爲囚人、(下略)

大日本史頼朝傳の中に「平治物語ニ曰ク、頼朝兵ヲ起スヤ、長田忠致父子來リ降ル。頼朝其罪ヲ宥シ、範頼義經ニ屬シテ西ニ平氏ヲ討タシム。建久元年頼朝京ニ入ルニ及ビ、尾張野間驛ニ抵リ、義朝ノ墓ヲ祭リ、忠致父子ヲ墓前ニ戮スト。而ルニ東鑑ニ其事ナシ。今按ズルニ忠致ハ父ノ讐ナリ、宜シク稽緩此ノ如クナルベカラズ。恐ラクハ信ズルニ足ラズ。此ニ所謂長田入道ハ疑フラクハ即チ忠致カ。而ルニ本書名闕ク、決テ取ル所ナシ」といふ記事がある。余は始め長田忠致は尾張の野間に住し、こゝの長田入道は駿河目代橘遠茂の部下と見えるから、兩人の同一人であるを疑つたのであるが、のち本朝武家系圖に忠致の子景致の條下に「富士下方ニテ甲斐源氏ニ殺サル」とあるのを見て、然らば忠致父子が後駿河國長田庄を管し(長田庄はもと佗田郷といひ、長田氏の本據たりしが如く見ゆ)兼ねて東國偵察の任務に當り居たるが、此に至りて目代橘遠茂の部下として戰場に赴き、父子共に前記の如き最期を遂げたものかと

彼は功臣に對しては非常に懇切

思考するに至つたのである。

以上は仇敵ともいふべき者に對しても其行動や言語にして感ずべきものがあれば之を赦免し、或は御家人として使用した例を示したのであるが、今度は功臣といふべき者に對して頼朝は、如何なる態度を取つたかを示して見よう。先づ其一として我等は三浦義明の事から擧げよう。義明は治承四年八月其子次郎義澄、十郎義連、和田義盛、金田大夫頼次、長江太郎義景、大多和三郎義久等と共に、衣笠城に據つて江戸、秩父、畠山等の軍勢と戰つたのであるが、力疲れ矢盡きて止むなく城を捨てゝ退却すべき運命となつた。時に義明のいふやう、自分は八十九歳で餘命も最早惜むべくもないから、今老命を武衛（頼朝）に投じて子孫の勳功を募らうと思ふ。汝等は急ぎ退去して頼朝公の存亡を尋ね奉れとて一同を立去らせ、自分だけ一人踏止り城を枕に討死したのである。頼朝は非常に其勳功に感じたので、後年（建久五年九月廿九日）義明の歿後を弔らはんが爲に、三浦郡矢部郷の内に一堂を建立せんがため伸業といふ者を遣はし、其地を巡検させられたといふ事がある。また義明の弟に岡崎義實といふ者がある。義實の子の佐奈田餘一義忠は其郎黨豐三家康と共に石

橋山の戰の際に討死したのであるから、その壯烈な最期は頼朝の最も感動する所であつて、折々展墓されたのであるが、建久元年正月十五日に鎌倉を發して伊豆、箱根兩所の權現へ參詣されて、その二十日に鎌倉に歸られたが、向後の參詣には、道順を變へて、先づ以て三嶋、箱根等へ奉幣あつて然る後、伊豆山から下向されることに定められた。其故はどうかといふに、吾妻鏡に之を解釋していふやう「日來伊豆山へ御參りのところ、路次石橋山に於て佐奈田餘一、豐三等の墳墓を覽て、御落涙數行に及ぶ、これ件の兩人は治承合戰の時、御敵の爲に命を棄てられ訖んぬ、今更ら其哀傷を思食し出らるゝ故なり、此事御參道に於ては殊に憚るべき由御先達申し行ふ間、此くの如し」とある。卽ち頼朝が擧兵の最初に討死した功臣の往時を追懷されて落涙に及ぶから、神社へ參詣の前では憚りがあるゆゑ、往路は三嶋、箱根等へ參詣して、歸路に此處へ立寄られる事に改められたのである。是によつても頼朝が如何に舊臣を思ふところの切實なるかを推察すべきである。なほ是より前である が、文治三年十月二日には由井濱で牛追物のあつたをり、頼朝は岡崎四郎義實の家へ立寄り、餘一の子息小童を召出して憐愍を加へた。また建久五年十月廿五日に

鎌田政家の女が勝長壽院に於て左馬頭(義朝)並に亡父の菩提のため、千日の間淨侶を囑して佛事を營まるゝや、頼朝は夫人政子と共に之に臨んで光榮を與へ、且つ政家に男子なきにより、其女子を以て尾張國志濃幾、丹波國田部南庄の地頭職に補したのである。また飯田五郎家能は前にも陳べた通り、石橋山の戰のとき初めは大庭景親の陣中にあつたが、志を頼朝に通じ、部下の者六騎を率ゐて頼朝の後を尋ね來り、剩へ公が遺失した珠數を拾つて來たのである。其後の戰に於ても平家の家人伊藤武者次郎の首を取つて之を持參し、且つ合戰の次第を陳べ、子息太郎が戰死の由を語り出すと、頼朝は感激の餘りに曰く「家能は本朝無雙の勇士なり、石橋に於ては景親(大庭三郎)に伴はれながら、之と戰つて、(頼朝を)遁し奉り訖んぬ、今又この勳功を竭す、末代此の如きの類あるべからず、諸人異心あるなかれ」(吾妻鏡治承四年十一月二十二日の條)と語つた。又千葉介常胤は事の始めより頼朝に應じ粉骨の忠を盡した者であるから、之に對しても「司馬(常胤のこと)は父と頼む」とか「何時までたつても其恩は報じきれぬ」などと語られた事がある。

平康頼法師は之も前にも陳べた通り、尾張在任中、故左典廐(義朝)の墳墓の荊棘に掩

亡父の爲に盡せる者に憐愍を加ふ

はれて訪ふ者もなき有樣であるのを見て、水田卅町を寄附し、小堂を建て六口の僧をして不斷念佛をなさしめたので、賴朝は其功に酬ひられんがため、文治二年閏七月(廿二日)彼を以て阿波國麻殖保々司に補した。また文治三年六月十三日には父義朝の乳母であつた摩々の局といふもの、當時八十七歲なるを召出された。この者は平治の亂の後、京都から相模國早河庄に下り、庄内の田地七町の作人となつて世を過して居たのである。賴朝の前で義朝の往事を語つたので、賴朝も落涙して之を聽き、永く彼地を領掌すべき由を仰せられた。その後、建久三年二月五日にも摩々の局が參上して淳酒を獻上した。局は時に九十二歲、旦暮を期し難いので、謁見の爲に參上の旨を語り、賴朝も憐愍を加へ、何にか所望があらば申出でよとあつたが、早河庄内の知行地の課役を免除されたいとの旨を語つたので、之を免じ、且つ三町の新給地を賜つた。是等も皆亡父に對する孝養心から出たものに外ならない。

同腹の兄弟に憐愍を加ふ

賴朝と同腹の兄弟には弟が一人、妹が一人あつた。妹は存命にして居て(平治物語によれば後藤兵衛實基養君にして都に隱し置けりとある)後ち京都の公家藤原能保に嫁して一家が繁榮した。弟は希義といひ、前にも陳べた通り平治の亂後、土

佐の介良莊に流され、賴朝が擧兵の後、平家の徒(蓮池權守家綱等)に遁られて自殺しためのであるが、賴朝は之をふびんなりとし、文治三年五月八日には彼が墓所に一梵字を建て、介良庄恒光名、並に津崎在家をつけ、なほ供料米六十八石を附けて年々の法用に當てさせ、それでも不足した場合には、庄内の乃貢を適當に用ひさせる事となし、琳猷上人の沙汰とせられた。この琳猷上人は壽永元年希義が自殺の後、人々は平家の後聞を恐れて顧みたい折柄、其墓所を定めて、歿後を弔らうたものであるから、賴朝も之を德とされた譯である。

以上擧げ來つた所を見ても、賴朝が多分に人情味を有して居り、如何に功臣や一族に對して懇切であつたかを察し得るであらう。然るにも關らず、世間では彼を以て如何にも冷酷な無情漢である樣にいふのは、如何なる譯かといふに、之は主として木曾義仲や叉弟の範賴、義經などを殺した爲であらう。殊に世間には判官贔屓とて義經に同情を寄せる者の多いのであるから、之を殺したのは、最も反感をそそることゝ思はれる。それについて吾等は源家一門の懿親問題やら、なほ叉當時に於ける兄弟といふ觀念について一應陳べて見たいと思ふ。

源家は由來利害問題に就いて敏感に過ぎたといふべきものにや、其去就の跡から見れば、如何はしき節があり、また骨肉相陷穽し合うたかの樣な形跡もあるのである。例へば之を先きにしては安和の變（冷泉天皇の安和二年に橘繁延、藤原千晴、源滿仲、及び僧蓮茂等が藤原氏の專横を惡み、爲平親王を奉じて事を擧げんとせるに、滿仲は事によつて繁延と爭ひ、事の成らざるを察し、藤原師尹に密告したり）に於ける源滿仲の態度、また之を後にしては鹿谷會議（治承元年藤原成親は檢非違使平康賴、僧西光等と、俊寛僧都の鹿谷の山莊に會して平氏を滅ぼさんと謀り、源行綱を招きて其黨に加はらしむ、のち行綱事の成るまじきを察して之を清盛に密告したり）に於ける源行綱の態度などを見るに、縱令そこに斟酌すべき事情が存在したにしても、その行爲たる決して紳士的、乃至は穩當を得たものとはいはれぬのである。なほ又源義忠（義家の四子）暗殺に關する疑獄の如きも或は叔父義光が彼の威名を忌むところから人をして殺さしめたのであるともいひ、或はさうではないともいふが、兎も角も之が爲に一族の間に殺戮相踵ぐに至つたのは、何の爲であらうか、恐らくは相陷穽し合つた結果に外ならないと思はれる。また賴朝の叔父志田先生義憲（後に改名したものか、吾妻鏡には義廣に作る）の行爲を見るに、吾等は一向之について同情すべき點を見出し得ぬのである。治承四年十一月、賴朝が常陸の佐竹氏を追討するや、義憲は佐竹氏の敗竄を見た後に、始めて國府に至つて賴朝に

源氏一門は利害問題に過敏

源氏一門は反撥性を有す

志田義憲（義廣）の態度

源行家の態度

新田義重の態度

面會したのである（賴朝は同月四日に國府に着く、義憲は早くより常陸に居たのである）。それもまだしもであるが、翌年（養和元年）閏二月廿日には、彼は却つて骨肉の好を忘れ、三萬騎の兵を率ゐて鎌倉を謀らうとし、下野に至つて足利又太郎忠綱を語らつたが、小山朝政の爲に擊破され、其後木曾義仲に黨したことは前に記した通りである。又同じく叔父の行家は如何といふに、之も前に記した通り、もと義盛といつて、以仁王の令旨を戴いて賴朝以下諸人へ觸れ廻つた人であるが、彼は或時賴朝に向つて恩賞を請求した。すると賴朝は彼が一向に戰功のないのを見て、木曾義仲の例を引き、一廉の勳功を立て、以て國士を占有すべく勸告すると、彼は賴朝を以て叔父に對する禮儀を辨へぬ者となし、怒つて木曾義仲につき、又義經に與みした事は、前に陳べた通りである。また新田義重は源氏の長老でありながら、平家と約諾があつたものと見えて、種々謀るところがあり、後、賴朝の次第に勢を得るや、上野國寺尾城に引籠つたのである（本書第二卷二七四頁參照）。吾妻鏡には次の如き記事が見えて居る。

廿二日（治承四年十二月）庚子、新田大炊助入道上西、依召參上、而無左右不可入鎌倉中之旨、被仰遣之間、逗留山内邊、是招聚軍士等、引籠上野國寺尾館之由風聞、仰藤九郎盛長、

被レ召之訖、上西陳申云、心中雖レ不ニ異儀一、國土有ニ闘戰一之時、輙難レ出レ城之由、家人等依レ加レ諫、猶豫之處、今已預ニ此命一、大恐思、云々、盛長殊執ニ申之一、仍被ニ聞食開一、云々、又上西孫子里見太郎義成、自ニ京都一參上、日來雖レ屬ニ平家一、傳ニ聞源家御繁榮一、參之由申レ之、其志異ニ祖父一、早可レ奉ニ昵近一之旨被レ免レ之、云々

○源氏系圖（其四）

義家 ─┬─ 義親 ── 爲義 ── 義朝 ── 頼朝
　　　└─ 義國 ── 新田義重

義重の行爲は稍、疑ふべき點もないではないが、安達盛長の取做しもあつたので、それに對してか寛大な處分となつた。斯くして義憲といひ、行家といひ、又右の義重といひ、何れも頼朝よりも年長者であるのであるが、彼等は皆頼朝の功名を猜忌するとでもいふべきにや、とかく同情を寄せないばかりでなく、或は之を亡きものにせんとさへ企圖するのである。かういふ有樣であつて見れば、頼朝たる者は親類縁者に對して聊かも心はゆるされないとの感をおこすのは無理からぬ事と考へられる。殊に父義朝は、舊家臣であり又鎌田政家（腹臣の家來）の舅なる長田忠致をた

母の素生より見たる範頼義經

よつて之に殺され、又自身も伊藤祐親の爲めには(其女に通じた爲め)辛き目に合はされたに於てをやである。

これから義經と範頼に對する頼朝の態度を陳べやうが、之には生母の關係もあることであつて、到底同腹の兄弟と同一視することは出來ない。之は當時の社會狀態から見ても大に斟酌すべきものであるが、それのみならず、又前記の義憲、行家、義重などの事から考察すれば、頼朝たる者が容易に心を許されぬのは誰も心附く事であらう。頼朝の生母は義朝の正妻で、尾張熱田大宮司の娘で、立派な素生ある者であるのに、範頼の母は池田の遊女とあつて賤種である。又義經の母は九條院の雜仕常磐である。之は數多の美女の中から選出された麗人でこそあれ、氏素生は正しい者とは思はれない。義朝の妾として三子(今若、乙若、牛若)を設けたが、義朝が事あつて後、事情止むを得ぬ爲とはいひながら、淸盛の妾として一女を設け、其後また一條長成の妻となつて、男子を設けた。世には常磐のみさをといふ事を云ふが、實は貞操觀念より論ずる迄もない事である。尤も貞操觀念は鎌倉時代から著しくなつた特風で、源平時代にそれ程やかましくはなかつた。靜御前や大磯の虎御前の

話などは皆鎌倉時代に入つてからの事である。山路愛山氏も論じて曰く「當時の婚姻に關する慣例は男子は如何なる種姓の女性にも通ひて子を生ませ得べく、而して男子の爲に子を擧げたる女性は、其正室に非る限りは多くは男子と共に居らず、其生みたる子女も亦母の家に育つる習なりしかば、父を同ふする兄弟と雖も、其母を殊にする時は其情、恰も路人の痛痒相關せざるが如きものなきに非ず。源氏物語等に依りて察するに、當時の男子は正しき意義に於て、自己の家と稱すべきものを有せず、妻の家に行通ひて、こゝを自己の家とも、殿とも稱したるが如し、更に之を古代に溯らば、家は女性のものにして、男子は女性を妻として、女性の家に住み、子女は女性の家に育ち、家庭てふ觀念は女性と其子女との間にのみ存したるものならん 況んや母系の貴賤を論ずること甚しかりし當時に於ては、父が種姓賤しきものに生ませたる兄弟の如きは、決して眞の意義に於て同胞を以て之を待つことなかりしは、言ふまでもなきことなりき。」義經の母は九條院の雜仕なりしを、義朝之に通じて三子を生ませ、義朝殺されし後、淸盛に思はれて一女子を擧げ、淸盛に飽きられし後、一條大藏卿長成に嫁し、更に多くの子を生みたり（平治物語）。其人の始終を考ふるに、決して賴朝の母と同日に論ずべき貴種に非ず。されば賴朝も義經を見ること固より等倫の兄弟の如くする能はざりしならん。是れ當時の情に於て然らざるを得ざりしなり。

此事實は又當時同父異母の兄弟が、比較的同情の念薄かりしに反し、同母異父の兄弟が、其情比較的に厚かりし事實と對照して、益々兄弟の倫する當時の感情が、今日と同じからざるものなるを知るべし。（義經は常磐が一條大藏卿長成の爲に生みたる良成と親密なること、今の世の兄弟の如くなりしが如し）乃ち建久四年（一一九三年）賴朝が範賴の起請文に、源範賴と署したるを「源の字を載するは、若し一族の儀を存する歟、頗る過分なり」と尤めたるを見るも、兄弟と雖も其母の種姓に依つては等視すべからずとしたる、當時の慣習を見るべきものなり。（東鑑）されば賴朝の義經に於けるは、單に一門中に於て比較的其血の濃きもののみ。後世の兄弟に對する倫理を以て二人の間を律せんとするは、全く時代を解せざるものなり」とある（山路氏著「源賴朝」の中卷（469―471））。之も參照すべきものである。

「平治物語」卷第三（牛若奧州下向事ノ條）サテモ常磐ヲバ清盛最愛シテ、近所ニ取居テ通ハレケルトゾ聞ヘシ、サレバ其腹ノ男子三人流罪ヲモ遁レテ、只今若ハ醍醐ニ登リ出家シテ禪師公全濟トゾ申ケル、希代ノ荒者ニテ惡禪師ト云ケリ、（全濟系圖には全成）中乙若ハ八條宮（圓惠法親王、後白河帝皇子）ニ候テ、卿公圓濟ト名乘テ、坊官法師ニテゾオハシケル、（圓濟系圖には圓成）弟牛若ハ鞍馬寺東光坊阿闍梨蓮忍弟子禪林房阿闍梨覺日弟

子ニ成テ遮那王トゾ申ケル、(中略)母常磐ハ清盛ニ思ハレテ、姫君一人儲タリシガ、スサメラレテ後ハ一條大藏卿長成(參議藤忠能子)北方ニ成テ、子共數多出來タリ、

〔吾妻鏡〕文治元年十一月三日、壬午、前備前守行家(櫻威甲)伊豫守義經(赤地錦直垂萠黄威甲)等、赴西海、先進使者於仙洞申云、爲遁鎌倉譴責、零落鎭西、最期雖可參拜、行粧異體之間、已以首途、云々、前中將時實、侍從良成、(義經同母弟、一條大藏卿長成男)(中略)彼此之勢二百騎歟、云々、

〔尊卑分脈〕第二卷藤原道隆公系

忠能(參議正三位)——長成(近衛佐 大藏卿正四位下)——能成(侍從從三位 母常磐同伊豫守源義經)——兼成

前記の如き次第であるから頼朝と義經との間は既に等倫と見做し難き事情があつた上に、なほ平家追討のため出發後に於て種々の事件が發生し、爲に愈々頼朝と義經との間に疎隔を來すに至つたのである。それに就いては吾等は嘗て記したものがあるから、其要領を左に掲げる。

始め義經が奥州藤原秀衡の許から來つて頼朝に面會した時、頼朝は大層喜ん

で平家追討のため一方の大將に命じたのである。然るに其後義經は次第に賴朝の感情を損ふやうになつて來た。世間では賴朝と義經とが不和を生じたのは單に梶原景時の讒言に依るやうに考へるが、固より梶原の讒言と云ふも事實であるが、決してそれのみと云ふ譯ではない。又世には賴朝の性質は甚だ猜疑心が深く、小恩であつた爲に、一族兄弟も終りを全うしなかつたやうに考へる者もある。是も一面の道理はあるのであるが、決してそれのみに歸する譯にはいかぬ。一體賴朝は清和源氏の嫡流であるとはいへ、當時は流人の身となつて片田舍に餘生を送り寡兵を以て斯る大事業を成さうとしたのであるから、どうしても士卒の心を收攬して、之を已れに心服せしめなくてはならぬ。然らば如何にすれば彼等をして心服せしめる事が出來るかと云ふに、法令嚴明にして信賞必罰と云ふ事が必要である。故に賴朝は親疎の別なく極めて公平に恩威を施し、情實などの爲に賞罰を誤る等のないやうに努めた。是は又當時にあつては最も必要な事であつたのである。されば義經ばかりでなく、甲斐源氏たる一條忠賴の如きも富士川の戰にはなか〳〵勳功のあつ人であるが、一旦反逆の志が

あるや、直ちに之を誅してしまつた。又範頼の如きも、木曾義仲を征せんが爲め上洛の際、大將たる身分でありながら、尾張國洲股の渡に於て先陣を爭ひ、士卒と鬪爭をしたと云ふ事があると、頼朝は直ちに之を譴責した。斯ういふ風にテキパキと恩威を施して往くと云ふ事が、當時にあつては最も必要事であつた。そこで義經の事を考へて見るに、始め頼朝が範頼、義經の兩人に平家を追討させた時、勳功の賞に於ては必ず頼朝の計ひに從ふべしと命じた。是は又甚だ大切な事で、若し範頼、義經を始め諸將士達が、頼朝の手を經ずして勝手に朝廷に申上げて、恩賞を受けるやうな事があつたならば、頼朝の威令は行はれぬ事になるのである。そこで特に此事を命令したのである。所が義經は一ノ谷の戰が濟んで京都に滯在して居る際に、頼朝の奏請をも俟たないで朝廷から直接に左衛門少尉に任じ、檢非違使判官たるの宣旨を蒙つた。是は畢竟、朝廷に於かせられては義經は度々の勳功がある上に、その京都に滯在して居るのは盜賊その他の取締にも結構であるから、御優待の御積りであつたであらう。又義經の身に取つては、是より前、次兄範頼は頼朝の推擧に依つて參河守に任せられたが、自分はまだ任

官もしなかつたので、日頃賴朝の推擧を希望して居たけれども、その運びに至らなかつた。(是は賴朝に於ては、義經が餘り早くから任官を希望して感情を害した上に、兄弟の順序などを考へての事でもあらう。後になつて義經は伊豫守に推擧されてゐる)所へ朝廷から御沙汰があつたので、義經は非常に喜んで御受を致したものと見える。さうして關東へは之は自分から所望いたした譯では御座らぬが、度々の勳功默し難いからとて自然の朝恩であると申送つた。所が此事が大いに感情を害したのである。そこで賴朝は義經の平氏追討使たる事は暫く猶豫させた。然るに京都からは其の後義經は內昇殿を許され、八葉の車に乘り、衞府三人、供侍二人を各騎馬で扈從させ、庭上で舞踏し、劒笏を搔上て殿上に參じたと云ふやうな報が達したので、(之は大江廣元が目擊する所を知らせたのである)賴朝は一層忿怒した。此の如く賴朝の推擧を待たないで任官し、爲に賴朝の怒を受けた者は唯義經ばかりではない。なほ前後に二十餘名の將士達が同樣に衞府の官に任せられ、それが爲に賴朝の怒を受けたのである。かうして賴朝は是等の者に對し、「朝廷の官に任せられた者が、東國へ下ると云ふことはない、留つて朝廷に仕へる

がよい」とて、その洲俣川以東へ來る事を禁止したのである。夫等を見ても決して義經ばかりにつれなく當つたと云ふ譯でない事が明るであらう。

○範頼義經の任官其他の經過

壽永三年（元暦元年）

正月二十日　木曾義仲誅せらる

二月七日　一の谷の戰

三月二十七日　頼朝從四位下に敍せらる（木曾義仲誅戮の功）

六月五日　範頼三河守に任ず

同月二十一日　頼朝は範頼等を召して勸盃をなす、是より先義經は頻りに官途の吹擧を望めるも頼朝は之を許容せず、先づ範頼を擧す

八月十六日　義經左衞門少尉に任ず、頼朝聞いて怒り、義經が平家追討の事を猶豫せらる

九月十四日　河越重頼の息女上洛す、頼朝の盡力により義經に嫁せんが爲なり

壽永四年（元暦二年 文治元年）

正月十日　義經、院の御許を得て、即ち勅宣の使として西國に發向す
二月十八日　屋島の戰
三月二十四日　壇浦の戰
四月十五日　關東の家人等、賴朝の内擧を蒙むらずして衛府の所司等に任ぜられし者には京住を命じ、墨俣川以東に下るを停止す
同月二十一日　梶原景時義經の不義を訴ふ
同月二十四日　範賴三河守を辭す
同月二十九日　賴朝、義經の自專なるを怒り、使を田代信綱に送り志を關東に屬する輩は義經に隨ふを禁ず
六月十三日　義經に充つる所の平家沒官領二十四ヶ所を沒收す
九月七日　義經起請文を獻す
八月十六日　義經伊豫守に任ず（こは四月の頃賴朝の推擧する所による、當時兩人の關係は離隔するも止め難かりしなり）

又義經の身の上には其の後もいろ／＼な事件がおこつた。平家を滅ぼしてから、義經は當時朝敵の身である平時忠の女を娶つた。これより先、義經は賴朝

の勸めに依つて河越重頼の女を娶る約束があつて、既に正妻が定まつて居る身でありながら、斯樣な事をしたので、是も賴朝の感情を害した。所へ梶原景時から飛脚が來て、壇浦合戰の次第を述べ、次に義經の不義を訴へた。其大意をいへば、判官殿は君の代官として御家人達を差添へられ、合戰をしたのであるが、自分一人の功勞であるかのやうに吹聽し、部下の人達は判官殿に心服する者は一人もない。皆薄氷を踏むの思ひをなして居る。自分などはそれでは關東の御意に違ふからと思つて、種々諫めたれども、結句身の仇となり、動もれば刑罰を受けようとして居る、などいふ事を訴へたから、賴朝は益、義經の不都合を怒つた（尤も義經の行爲はさう深い考へがあつての事ではなく、いはゞ不用意から出た事もあるであらう）。そこで賴朝は西國に使を遣はし、書を田代信綱に從つて、義經は自立の考を有つて居るから、關東に志ある人達は義經に附いてはならぬと言ひ遣はした。義經は賴朝の怒を受けた事を聞き、自分は決して異心を抱いては居らぬと云ふ起請文を提出したが、なか／＼以て賴朝の怒は解けない。範賴は戰爭毎に度々飛脚を遣はして細かに事情を述べ、萬事自由の計ひはなかつたのに、義經は動もすれば自由の計ひがあつた。今賴朝の不

快を買つた所で始めて辯疏したのであるからとて、却つて賴朝の怒を募らせるやうなものである。そこで平家の俘虜を率ゐて相模まで來たが、鎌倉に入る事は許されなかつた。是に於て義經も大いに困却し、大江廣元の手許へ一封の愁訴狀を出した。是が卽ち世に腰越狀と云ふものである。されど遂に賴朝の怒を釋く由もなく、兩者の關係は、全く決裂に終つたのは眞に惜むべきの至りである（以下賴朝と義經との間が次第に離隔して行く有様は本書第二卷四五七頁より四七八頁までを參照）。

要するに賴朝と義經との關係は次第々々に惡るくなつて行つたのであるが、義經が賴朝と同腹の兄弟で無い上に、非凡の兵略家であり、種々の勳功を立て、しかも宮廷內に御信任を獲得したのが結局身の仇となつかに思はれる。義經にして凡庸の者であつたならば、賴朝の忿怒も警戒もあれ程迄には至らなかつたことであらう。畢竟するに喧嘩兩成敗の諺にもれないのであるが、兎も角も、義經の死は源家乃至は賴朝に取つての大損失であつて、次第に北條氏の勢力を培かう事になるのである。なほ常磐腹の子全成（もと今若）は阿野法橋と稱し（又惡禪師とも號す）たが、治承四年十月賴朝に歸するや、賴朝は之に武藏國長尾寺を授けた（のち北條義時のため建保年中

範頼の過言

に誅せられた」。同じく同腹の弟圓成は今禪師卿公と號し、又義圓と改めたが、養和元年正月行家と共に濃州墨俣川に於て平氏と戰つて討死した。

次に範頼と頼朝との關係は如何といふに、範頼は小心翼々として常に能く頼朝の節度を守つたから、頼朝の感情は大分よかつたのである。然るに建久四年頼朝が富士野の巻狩をしたとき、範頼は鎌倉の留守居を命せられて居たが、會々曾我五郎十郎が父の仇敵たる工藤祐經を討取り、尚も陣中へと切り込み、爲に頼朝も害せらたといふ訛傳が鎌倉へ傳はつた。平生氣丈な政子も之が爲に非常に驚歎した。するると範頼は之を慰める積りで「私がかうして居りますれば、御代は御心配には及びませぬ」といつた。すると頼朝は後に之を聞いて、さては範頼は天下に心をかけて居るのかといつて怒つた。範頼は大いに驚き、起請文を書いて異心なきを誓つた。其起請文に源範頼として源の字があつたので、頼朝は之を見咎め、一族の儀を存ずるか、過分であるといつた。且つ寵臣宇佐美祐茂が伊豆から參上し、なほ腹心の壯士等も召聚められる樣な次第であつたので、範頼の家來當麻太郎が心配の餘り、頼朝の寢所の下に入つて形勢を窺つて居たが、それが發見されたので、事いよい

よ面倒となり、範頼は刺客を遣はしたといふ事になり、辯明が成立たず、遂に伊豆の修善寺に幽閉され、當麻太郎は薩摩へ流された。範頼の最期は變死と思はれるが、その事は吾妻鏡には書いてなく、保暦間記などに見えるばかりである。義經といひ範頼といひ、何れも其最期は氣の毒であるが、之も前記の通りで政治上の問題が加味されて居るので、是非なき事柄と思はれる。

〔吾妻鏡〕建久四年八月二日丙申、參河守範頼書起請文、被獻將軍、是企叛逆之由、依聞食及、御尋之故也、其狀云、

敬立申

起請文事

右爲御代官、度々向戰場畢、平朝敵盡忠以降、全無貳、雖爲御子孫將來、又以可存貞節者也、且又無御疑叶御意之條、其見先々嚴札、秘而蓄箱底、而今更不誤而負此御疑、不便次第也、所詮云當時、云後代、不可插不忠、早以此趣、可誡置子孫者也、萬之一仁モ令違犯此文者、

上梵天帝釋、下界伊勢、春日、賀茂、別氏神正八幡大菩薩等之神罰於、可蒙源範頼身

也、仍謹愼以起請文如件

建久四年八月　　　　參河守源範賴

此狀付因幡守廣元、進覽之處、殊被咎仰曰、載源字、若存一族之儀歟、頗過分也、是先起請失也、可召仰使者、廣元召參州使大夫屬重能、仰含此旨、重能陳云、參州者故左馬頭殿賢息也、被存御舍弟條之條勿論也、隨而去元曆元年秋之比、爲平氏征伐御使、被上洛之時、以舍弟範賴遣西海追討使之由、載御文、御奏聞之間、所被載於官符也、全非自由之儀、云々、其後無被仰出旨、重能退下、告事由於參州、參州周章、云々、○六日庚子、宇佐美三郎祐茂、自伊豆國參上、依有可被仰付事被召之故也、凡相叶御意之上、故左衛門尉祐經橫死之後、殊可候昵近之旨、被仰含之處、日來不可然之由、云々、此外腹心壯士被召聚之、近日依有御用意也、○十日甲辰寅剋、鎌倉中騷動、壯士等著甲冑馳參幕府、然而無程令靜謐畢、是參州家人當麻太郎臥御寢所之下、將軍未令寢給、知食其氣、潛召結城七郎朝光、宇佐美三郎祐茂、梶原源太左衛門尉景季等、尋出當麻、依被召禁也、曙後被推問之處、申云、參州被遣起請文之後、一切無重仰旨、迷是非畢、存知內々御氣色、可思定安否之由頻依被愁歎、若以自然之次、被仰

出此事否、爲伺形勢所參候也、全非陰謀之企云々、則被尋仰參州、被申不覺悟之由、當麻陳謝雖愚詞、所行企絕常篇之間、符合日來御疑殆、其上當麻者、參州殊被相憑之勇士、弓劒武藝已得其名之者也、心中旁有不審之由、被經沙汰、無寛宥之儀、剩有同意結構之類否、雖及數个糺問、當麻屈氣、更不發一言云々〇十七日辛亥、參河守範賴朝臣被下向伊豆國、狩野介宗茂、宇佐美三郞祐茂等、所預守護也、歸參不可有其期、偏如配流、當麻太郞被遣薩摩國、忽可被誅之處、折節依姬君御不例、被緩其刑、云々、是陰謀之構、達上聞畢、雖被進起請文、當麻所行依難被宥之、及此儀云々、

保曆間記　同八月（建久四年）三河守範賴被誅畢ヌ、其故ハ去ル富士ノ狩ノ時、狩場ニテ大將殿ノ打レサセ給ト云事、鎌倉へ聞エタリケルニ、二位殿（政子）大ニ騷デ歎セ給ケルニ、範賴鎌倉ニ留守也ケルガ、範賴左テ候ヘバ、御代ハ何事カ候べキト慰メ申タリケルヲ、扨ハ世に心ヲ懸タルカトテ被誅ケルトカヤ、不便ナリシ事也、

五　家庭の主人公としての頼朝

英雄豪傑と其家庭

頼朝は伉儷宜しきを得たり

子女の薄命

頼朝は家庭人として

吾等は英雄豪傑といはれる人の家庭の有様に關し、興味を以て研究することが一再にして止まらないのであるが、豐太閤の大政所や北政所に對する關係が春風駘蕩たるの感あるに對し、徳川家康が家庭的には如何にも惠まれなかつたのを氣の毒に感ずるものである。之に對比すれば頼朝と其夫人政子との關係は伉儷その宜しきを得て、頼朝たる者も實に賢婦良妻を惠まれたといふべきであらう。頼朝が一個の英傑であつたことはいふ迄もないが、夫人も實に一廉の女丈夫であつた。然しながら吾等は一たび其子女――兩人の間に生れたもの――の非運であつた事實を一瞥すると、忍び難き感に打たれるものがある。頼朝は五十三歳を一期として死去したので、其子の頼家や實朝の非業の最期を見るには至らなかつたが、政子の身としてはマザ〳〵と之を目撃したので、實に斷腸の思ひに堪へぬものがあつただらうと思はれる。

頼朝が家庭人として第一の失敗は、伊豆の伊東に於ける際の事である。即ち伊

（て先づ伊東で失敗）

東祐親の女との關係は前記の如く舅（祐親）の怒りによつて破れて了つたばかりでなく、兩人の間に始めて設けられた幼兒は淵瀨に投せられるやうな悲慘事を來した。頼朝たる者は當時如何なる感想をおこした事であらうか。

（北條政子）

北條に移つてから後、頼朝は復、時政の女政子と愛に落ちたが、時政は知らざる風を粧ひ、政子を山木判官兼隆に嫁がせたのである。されど政子の貞操觀念乃至は頼朝に對する愛著は强烈であつたので、爲に裏切られる事もなく、頼朝との夫婦の關係は成立つたのである（伊東の場合では祐親の女は後に江間小四郎に嫁がせられたのである）（當時の事は曾我物語によつて知る外はない）。

（朝頼と子女）

系圖によつて見れば、頼朝には左の如き子女があつた。

（尊卑分脈）

頼朝
- 頼家　母從二位政子
- 實朝　母同
- 貞曉　仁法印若宮別當　母伊達[illegible]人藤原頼宗女
- 能寛　法印權大僧都　於高野山自害

（系圖綜覽）

頼朝
- 頼家　母平政子
- 實頼　母同上
- 千鶴
- 貞曉
- 能寛

—女子
清水冠者義基室
—女子
蒙女御宣旨

良橋太郎の息女
（龜前）

右のうち政子の所出は四人にして賴家、實朝並に女子二人であるが、之を年齡の順に並べて見れば（從來の系圖には女子は末に書附ける習ひである）第一長女、第二賴家、第三次女、第四實朝といふ次第となるのである。なほ右の外に尊卑分脈には貞曉、能寛の二人が見え、系圖綜覽には此二人の外に尚千鶴といふものがあるが、是等の人々の母は如何なる身分のものか、貞曉の外は不明である。

試みに吾妻鏡等によつて賴朝と關係のあつた女性を調べて見るに、吾等は次の二人を得るのである。

一、良橋太郎入道の息女。之は龜前と稱し、賴朝が豆州に居た頃から昵近したのである。彼女は啻に容貌が美麗なばかりでなく、心操も甚だ柔和であつた。賴朝がこの婦人を寵愛したために夫人政子の嫉妬を受けた事は吾妻鏡にも散見するが、彼女には子女は出來なかつたやうである。

牧方、政子に密告

牧宗親の髻を切る

吾妻鏡（壽永元年六月）一日庚子、武衛以御寵愛妾女（號亀前）招請于小中太光家小窪宅給、御中通之際、依有外聞之憚被構居於遠境云々、且此所、爲御濱出便宜地云々、是妾、良橋太郎入道息女也、自豆州御旅居奉昵近、匪顔貌之濃、心操殊柔和也、自去春之比御密通、追日御寵甚、云々、〇（十一月）十日丁丑、此間、御寵女亀前住于伏見冠者廣綱飯島家也、而此事露顯、御臺所殊令憤給、是北條殿室家牧御方、密々令申之給故也、仍今日、仰牧三郎宗親（牧の方の父）破却廣綱之宅、頗及恥辱、廣綱奉相伴彼人、希有而遁出、到于大多和五郎義久鐙摺宅云々、〇十二日己卯、武衛寄事於御遊興、渡御義久鐙摺家、召出牧三郎宗親、被具御共、於彼所召廣綱、被尋仰一昨日勝事、廣綱具令言上其次第、仍被召決宗親處、陳謝巻舌、垂面於泥沙、武衛御欝念之餘、手自令切宗親之髻給、此間被仰含云、於奉重御臺所事者尤神妙、但雖順彼御命、如此事者、内々盍告申哉、忽以與恥辱之條、所存企甚以奇怪、云々、宗親逃亡、武衛今夜止宿給、〇十四日辛巳、晩景、武衛令還鎌倉給、而今晩、北條殿俄進發豆州給、是依被欝陶宗親御勘發事也、武衛令聞此事給、太有御氣色、召梶原源太、江間（義時）者有隱便存念、父縦挿不義之恨、不申身暇、雖下國、江間者不相從歟、在鎌倉否哉、慥可相尋之云々、片時之間、景季

頼朝義時を召して仰せらる

藤原時長の息女（大進局）

歸參、申下江間不二下國一之由上、仍重遣二景季一、召二江間一、々々殿參給、以二判官代邦通一被レ仰云、宗親依レ現二奇恠一、加二勘發一之處、北條任二欝念一下國之條、殆所レ違二御本意一也、汝察二吾命一、不レ相二從于彼下向一、殊感思食者也、定可レ爲二子孫之護一歟、今賞追可レ被レ仰者、江間殿不レ被レ申二是非一、啓二畏奉之由一、退出給、云々、〇（十二月）十日丙午、御寵女（亀前）遷二住于小中太光家小坪之宅一、頻雖レ被レ恐二申御臺所御氣色一、御寵愛追レ日興盛之間、慇以順レ仰、云々、〇十六日壬子、伏見冠者廣綱配二遠江國一、是依二御臺御憤一也、

二、常陸介藤原時長の息女。之は大進局と稱し男子を誕生した（尊卑分脈に伊達藏人藤原頼宗ノ女とあるが、頼宗は朝宗の誤、初名は時長）。幼兒は後ち貞曉といひ、京都仁和寺に入れて僧とした。

（吾妻鏡）　文治二年二月

廿六日甲戌、二品（頼朝）若公誕生、御母常陸介藤時長女也、御產所、長門江七景遠濱宅也、件女房、祗二候殿中一之間、日來有二御密通一、依二縡露顯一、御臺所殊思甚、仍御產間儀、毎レ事省略、云々、〇（建久二年正月）廿三日壬申、女房大進局浴二恩澤一、是伊達常陸入道念西息女也、幕下御寵也、奉レ生二若公一之後、縡露顯、御臺所殊怨思給之間、可レ令レ在レ京之由、内々被二仰含一、仍就二近國便宜一、宛二伊勢國一歟、云々、〇（建久三年四月）十一日壬子、若公（七歲、御母常陸入道姉）乳母事、今

若君（貞曉）上洛

日、被仰野三刑部丞成綱、法橋昌寛、大和守重弘等、而面々固辭之間、被仰長門江太景國畢、仍來月潛奉相具、可上洛之由、被定、云々、他人辭退者、御臺所御嫉妬甚之間、怖畏彼御氣色之故也、云々、此景國者、鎭守府將軍利仁四世、修理少進景通（伊豫守源賴義朝臣攻貞任等時、七騎武者隨一也）三代孫也、父景遠者、爲大學頭大江通國猶子、改藤氏於大江、云云、
○（建久三年五月）十九日庚寅、若公令上洛給、是爲仁和寺隆曉法眼弟子、爲入室也、長門江太景國、並江内能範、土屋彌三郎、大野藤八、由井七郎等扈從、雜色國守、御廐舍人宗重等被差進之、自常隆平四郎由井宅進發給、去夜幕下潛渡御于其所、奉御劍給、云云、

賴朝は又新田義重の息女（もと賴朝の兄義平の室たりしもの）にも通ぜんとしたが、義重は政子の聞を憚つたか、俄に之を帥六郎に嫁せしめ、爲に賴朝の不快を受けたといふ事もある。

世間では又賴朝は比企禪尼の長女丹後の内侍にも關係したかのやうにいふが、前記吉見系圖（三、伊豆配流中（賴朝の條參照）二）にも見えて居る通り、局は早く上京して二條天皇に奉仕し、丹後内侍と號し、無雙の歌人であつたが、惟宗廣言に密通して忠久を生んだ。

島津忠久は頼朝の子にあらず

政子所生の子女

其後關東へ下向し、藤九郎盛長に嫁して數子を生んだのである。忠久は後ち近衛家の庄園なる島津庄の下司職となり、島津を名のつた。頼朝は忠久が恩人比企局の女の所生である所から（自分の子といふ譯ではない）之を寵任し、薩、日、隅三國の守護となしたのである（日本中世史論考「島津忠久頼朝の落胤説について」の文を參照）。

なほ前記系圖には頼朝の子として此外に、能寛、千鶴の二人が擧げてあるが、吾等は其出自及び眞否を知り得ないのである。

さて吾等は是から頼朝と其嫡室政子との關係について陳べようとする。前にも記した通り兩人の間には四人の子女があつたのである。先づその生誕の年月を見るに次の如くである。

頼朝
政子
├長女　治承二?年生
├頼家　壽永元年生
├三幡　文治二年生
└實朝　建久三年生

以上の生年月は吾妻鏡に頼家は元久元年二十三歳にて逝去し、三幡は正治元年六月十四歳にて逝去し、實朝は承久元年二十八歳にて逝去し、北條政子は嘉祿元年六十九歳にて逝去すとある文によつて推算したものである。

さて先づ諸子の年齡の間隔を見るに、頼家が生れてから五年目に三幡が生れ、三

長女（大姫君）は治承二年の誕生か

幡が生れてから七年目に實朝が生れて居るのである。即ち五年目乃至は七年目に次の子が生れて居るのである。これから推して考へて見れば、長女大姫君と頼家との間隔も矢張り五六年と見るのが適當と思はれる。さうすれば長女は治承二年政子二十二歳の頃の生誕となるのである。ところが大日本史の政子傳を見ると、政子の頼朝と通じたのは二十一歳（治承元年）の時とある。これは曾我物語や源平盛衰記に據つたのであるから、さまで信を置き難いといふかも知れぬが、善く事條に符合する所を以て見れば、強ち捨て難い感があるのである。況んやそれから（治承元年）二年前の安元元年には頼朝は伊東祐親の女に通じて居たことが矢張り曾我物語、盛衰記などに見えて居るのである。かつ長門本平家物語を見るに、頼朝が治承四年山木判官兼隆を攻むる條に「兵衛佐は（中略）姫君の二つばかりにやまし／＼けんを云々」とある。この二つばかりとある姫君が即ち長女に當るのである。治承四年に二歳とすれば、治承三年の生れとなる。さうすると長女と頼家との間隔は四年目となる。二つばかりといふから或は三つでもよいとすれば、治承二年生れとなるのである。

さて以上四人は將軍家の若君姫君として生れたのであるから、果報は此上もない事と思はれが、賴家は將軍職には就いたが、事あつて二十三歲を一期として變死を遂げ、實朝も同樣將軍職に就いたが、二十八歲で不慮の最期を遂げた事は世間周知の事柄である。あとの二人の姫君はどうかといふに、これまた數奇な運命を免れなかつたのである。

歷史の傳ふる所によれば、木曾義仲と賴朝とは、共に以仁王の令旨を奉じて平家追討の義兵を擧げたのであるが、一時兩人の間に不和を生じた。されども義仲の讓步によつて平和が成立し、義仲は其長子志水冠者義高を質として賴朝に遣はした。すると賴朝は之を喜び、長女大姫君を以て義高に許嫁とした。之は壽永二年の事で、時に義高十一歲（年齡は長門本平家物語による）大姫君は六歲（乃至五歲）であつた。然るに其翌年正月義仲は朝敵となつて、範賴義經の追討に遇ひ、粟津ケ原で果敢ない最期を遂げた。賴朝は是等の事情により、義高を憚つて、之を誅戮しようとした。すると大姫君附の女官が右の事情を探知して、コツソリと義高を遁れしめたのであるが、後、賴朝は之を知り、大に怒つて堀藤次親家已下の軍兵を所々の道路に遣はして、

義高誅死と大姫君の悲歎

十年を經過するも大姫君の愁歎やます

その後を追はしめ、武藏入間河原で遂に之を誅した。此事は姫君には秘密であつたのであるが、遂に洩れて大姫君の知るところとなり、其愁歎は非常なものであつた。六歳か七歳位（許嫁の翌年ゆゑ）の少女としては、善き遊び友達でもあつた位の歎きに過ぎまいと思はれるのに、之はまた意外な愁歎であつたので、母政子は大姫君の心中を思ひやつて哀傷が甚だしく、爲に堀藤次親家の郎徒藤内光澄（これ義高の下手人）は所刑せられるに至つた。爾來大姫君は病床に沈み勝ちであつた。

その後十年間大姫君に關する記事は吾妻鏡に見えないが、建久五年七月廿九日の條に「將軍家姫君、自レ夜御不例、是雖レ爲二恒事一、今日殊危急、志水殿有レ事之後、御悲歎之故、追レ日御憔悴、不レ堪二斷金之志一、殆貽二沈石之思一給歟、且貞女之操行、衆人所二美談一也」とある。十年を經過しても尚、思慕の情に堪へぬとはよく／＼の事と思はれる。これが大日本史烈女傳にも載せられる所以であるが、察するところ、之は十二三になつてから後の追懷といふべきものであらうか。六歳や七歳位の少女としては、殆ど想像に餘りあることゝ思はれる。或は義高の事ありし時分より、他に神經系統の病氣でも併發したものではなからうか。同年八月頼朝は相模大住郡の日向山靈山寺

頼朝大姫君の爲に日向藥師に參詣す

へ參詣された。大姫君の病氣本復を祈願される爲であつて、天下を左右する程の豪傑も、娘の病氣にはホト／＼困却した樣である。其時の記事は吾妻鏡に見えて居て「八月八日丙申、今曉寅刻、將軍參二相模國日向山一給、是行基菩薩建立藥師以來靈場也、於二當國一効驗無雙之間、思食立、云云、御騎馬、令レ着二水干一給、云云（中略）御禮佛之後、及二半更一還御、雖レ可レ有二御通夜一依レ爲二放生會忌一無二其儀一、此御參事、內々姫君御祈、云云」とある。

同年八月十四日には大姫君の病氣が一時快然たりしにより、母政子より、折節、京都から來れる一條高能（頼朝の外甥）に彼女を嫁がせようとして、內々にすゝめる所があつたが、大姫君は一向に承諾なく、左樣の儀があらば深淵に身を投ずべき旨を語つたので、沙汰やみとなつたといふ事である。

頼朝子女を伴うて上洛す

翌年即ち建久六年には頼朝は東大寺の供養を兼ねて上洛し、この時夫人政子及び子たちも同伴したのである。長女も無論同伴した事と思はれる。吾妻鏡には左の如き記事がある。

二月十四日、將軍家自二鎌倉一御上洛、御臺所幷男女御息等進發給、○（三月）二十九日、將軍家招二請尼丹後二品（後白河法皇の寵姫高階榮子）於六波羅御亭一給、御臺所、姫君等對面給、有二御贈物一、

頼朝の女入内の議あり

こゝにいふ丹後二品とは註記の通り、後白河法皇の寵姫で、高階榮子といひ、當時院中に於ける勢力者であつたのである。さうして其後、大姫君を後鳥羽天皇の宮中に入内せしめんとの議がおこつたやうである。

一體、この頃宮中の御有樣は如何といふに、攝政九條兼實の女任子は建久元年正月に入内して女御となり、(後鳥羽の女御)四月に中宮の宣旨を蒙つた。かくて建久六年に御懐姙の事があり、世の人は皇子御降誕と思つたところが、その後、思ひの外にも皇女が降誕したのである。こゝに又大納言源通親も天皇の御乳人たりし刑部卿三位を妻としたが、三位の生める(もと能圓の妻たりし時)女を我子として何時しか入内せしめ、之も同年十一月皇子爲仁(後の土御門)を降誕した。これから後、天皇の中宮に對する御覺えは昔日の如くではなくなつた。そこで兼實は思案の上、頼朝の女を入内せしめ三人とならば又その間の具合がくつろぐだらうとでも考へたものか、頼朝に慫慂する所があつたものと推せられる。一方頼朝も長女の心理情態にはホト／＼困却し抜いた事であるから、或は女御の如き婦人としての最大名譽に浴せしめたならば、娘の心持も一轉すまいものでもないかとの考へから、之を承諾したのではな

いかと思はれる。この時（建久六年）長女は十八歳、後鳥羽天皇は御十九歳であらせられた。その後、大姫君の問題はどう進展したかといふに、吾妻鏡には同年十月十五日（鎌倉へ歸つてからの事）同女が又病惱に苦しんだので護念上人を召して祈禱せしめたといふ記事があるのを以て、彼女に關する記載を終り、その後は一切記してないのである。これは吾妻鏡に建久七、八、九の三年間の記事が闕けて居るから不明なのである。

愚管抄には賴朝の女入內の記事あり

されども愚管抄によれば、夫等の消息を窺ふべき記事が二箇所見える。即ち建久七年の條には「コノ賴朝ガムスメヲ內（後鳥羽）ヘマイラセンノ心フカク付テアルヲ、通親（源通親、久我家の祖）ノ大納言ト云人、コノ御メノト（乳人）ナリシ刑部三位（藤原範子）ヲメ（妻）ニシテ、子ドモ生セタルヲ、コ（籠）メ置タリシヲ、サラニワガムスメ（娘）マイラセムト云文カヨハシケリ」とあり、又建久八年の條には「コノ年（建久八年）ノ七月十四日ニ京ヘ參ラスベシト聞エシ賴朝ガムスメ、久クワヅライテウセニケリ、京ヨリ實全法師ト云驗者ヲダシタリシモ、全クシルシナシ、賴朝ソレマデモユヽシク心キヽテ、ヨロシク成タリト披露シテノボセケルガ、イマダ京ヘノボリツカヌ先ニ、ウセヌルヨシ聞ヘテ後、京ヘイレリケレバ、祈殺シテ歸リタルニテヲカシカリケリ、能保ガ子高能ト申シ、ソカクテ公卿ニ成

賴朝の長女の病死

頼朝の薨去

第二女も入內に先だちて卒去

第二女病氣のため針博士丹波時長を召す

テ參議兵衞督ナリシ、サハキ下リナンドシテアリシ程ニ、賴朝コノ後京ノ事ドモ聞テ、猶、次、ノ、ム、ス、メ、ヲ、具、シ、テ、ノ、ボ、ラ、ン、ズ、ト、聞、ヘ、テ、建久九年ハスグルニ程ニ、九月十七日高能ウセニキ、カヽル程ニ人思ヒヨラヌホドノ事ニテ、アサマシキ事出キヌ、同十年正月ニ關東將軍（賴朝）所勞不快トカヤホノカニ云シ程ニ、ヤガテ正月十一日出家シテ、同十三日ニウセニケリト、十五六日ヨリ聞エタチニキ、夢カ現カト人思タリキ、今年必シヅカニノボリテ、世ノ事沙汰セント思ヒタリケリ、萬ノ事存ノ外ニ候ナドゾ、九條殿ヘト申ツカハシケル」とある。卽ち長女は建久八年に病死したものと見える。そこで第二女を入內せしめようといふ事になつたのである。大日本史の賴朝傳の末文に「賴朝二女あり、長は志水冠者義高に適く、次は三幡といひ乙姬と稱す、幼にして女御の命を蒙むり、未だ入內に及ばずして卒す」（參取東鑑、尊卑分脈）とある。今吾妻鏡を檢するに、左の如く之を裏書する記事がある。

正治元年三月五日、故將軍姬君（號乙姬君、字三幡）自去比御病惱、御溫氣也、頗及危急、尼御臺所、諸社有祈願、諸寺修誦經給、亦於御所被修一字金輪法、大法師聖尊（號阿野少輔公）奉仕之、〇十二日姬君追日憔悴御、依之爲奉加療養被召針博士丹波時長之處、頗固辭、敢

時長院宣により下向す

不應仰、件時長當世有名醫學之間、重有沙汰、今日被差上專使、猶以令申障者、可奏達子細於仙洞之旨、被仰在京御家人等云々、

五月七日、醫師時長昨日自京都參着、左近將監能直相具之、廻伊勢路參向、云云、旅館以下事者、兵庫頭并八田左衛門尉知家等、可致沙汰之由、含御旨者也、今日時長自掃部頭龜谷家移住于畠山次郎重忠南御門宅、是令候近々、姫君御病惱、爲奉療治也、此事度々雖辭申、去月早可參向關東之旨、被下院宣之間如此○八日、時長始獻朱砂丸於姫君、仍賜砂金廿兩以下祿云云、

第二女の遷化

それから六月の條には、

六月十四日、猶令疲勞給、剩自去十二日御目上腫御、此事殊凶相之由、時長驚申之、於今者少其恃歟、凡匪人力之所覃也、○廿五日、掃部頭親能依姫君御事、自京都參着、於洛中沙汰重事等、纏頭之間于今遲參、○廿六日、醫師時長歸洛、自中將家(賴家)馬五疋旅粮雜事、送夫廿人、國雜色二人、并兵士給之、又兵庫頭已下引馬、去比雖給身暇、相待守宮令下向、于今遲留、○卅日午剋、姫君三幡遷化、御年十四尼御臺所御歎息、諸人傷嗟不違記、乳母夫掃部頭親能遂出家、宣豪法師爲戒師、今夜戌刻、姫君奉葬于親能龜

谷之傍也、

七月廿三日の條に

仙洞御使左衛門少尉信季下向、是依被訪仰姫遷化事也、

また廿五日の條に、

信季歸洛、尼御臺所以行光爲使、被遣砂金卅兩、羽林又賜龍蹄五疋、比企三郎爲御使、

以上の記事の中、三月十二日の條には針博士丹波時長が三幡の治療のために關東へ下向する事を固辭するならば、子細を仙洞（後鳥羽上皇）へ奏達して下さいとの事である。五月七日の條は、時長が愈下向したが、之は早く關東へ參向せよと院宣を下されたからだとある。六月廿六日の條に時長は關東に於て歸洛の許を得たが、相待守宮令下向、于今遲留とある。この文はどうも讀み方が不明なのである。何にか誤字でもあるかと思ひ諸本を讀合せて見たが、何れも同文である。察するところ守宮令とは何にか宮家の役人の如き者で、其下向を待つて居た樣に思はれる。又、三幡卒去の後、七月廿三日の條には仙洞の御使があつて「是依被訪仰姫君遷化事也」と特に記してある。單に賴朝の第二女が病氣に罹り、又死去したといふのみでは、

政子その閲歴を陳べて愁歎す

どうも以上の如きは事が餘り鄭重に過ぎる。殊に針博士時長が固辭して關東へ下向せぬからとて、仙洞の御聽を驚かすに至つては、入內の內相談でもあつたものでない限り、餘りに厚かましく、餘りに無作法の所爲では無いかと思はれる。また尊卑分脈にも二女の傍に「號二女御宣旨一」と註記してあるのである。そこで世間には多少の異說もあるやうだが、賴朝の女の入內の說は疑ひなき事實だと思はれる。

かくて賴朝は長女並に次女を失ひ、自身も亦正治元年正月に五十三歲を一期として薨去されたのである。加之、長男賴家も元久元年に二十三歲を以て修禪寺に幽死し、二男實朝も承久元年正月に二十八歲を一期として不慮の最後を遂げた事は前にも記した通りである。源家一門には何んたる不幸事が續いたことであらう。されば男まさりの女丈夫政子も承久の事あるに及び、愁歎された言葉のうちに「日本國には女房の目出度き例に尼（政子のこと）をこそ申なれ共、尼ほどに物思ひふかきもの世にあらじ、故殿（賴朝）にあひそめ參せし時は、世にもなき振舞するとて、親にも惡みそねまれ、其の後平家の戰初りしかば、手を握り心を摧き、精進潔齋して神佛に祈誓をいたし、安からぬ思ひをして、六年が程明し暮し候しに、ほどなくして平家

亡びしかば、さても世中穩しくとこそ思ひしに、幾程もなく大姫君（義高の妻）におくれ參らせて何年も覺えず、同じ道にと悲みしを（承久兵亂記には「大ひめごせんをば、こ殿とりわきてもてなしいたはりて、きさきにすゐんとありしに、よをはやくせしかば、おなじみちにとしたひしかども、こ殿にいさめられたてまつりて、おもひをやめて過しに、小ひめごせんにもをくれて、おもひしづみしに、このためつみふかしと、いさめられたてまつり云々」とある）故殿、姫一人なければとて、さのみ思沈むをやはある、無きものゝためにも罪深き事にこそなんぞ仰られしかば、必らずその御詞に慰むとしもはなけれども、明けぬくれぬとせし程に、剩へ故殿失せさせ給ひしかば、この時こそ限なりけりと思ひしを、金吾將軍（頼家）未だ稚なくましませば、故殿に後れ給ひていかゞと思ひ參らするだにも、詮方なきに、一度に二人に後れ給はんこと痛ましく、見棄がたく思ひまゐらせし程に、この人さへ失はれたまひしかば、誰を賴むべき方もなくなり果てゝ、鎌倉中に恨めしからぬものなく、思ひ沈しかども、また故右大臣（實朝）のよるかたもなき孤とならせ給ひて、いかでか見すて給ふぞ、何れか御子にて候はぬかと、おとなしく歎き給ひしかば、實にも痛はしくて、空く明し暮し候ひし

賴朝に家庭にあつては悠々自適

賴朝顏大にして短身、容姿優美

に、あげくには大臣殿さへ失せさせ給ひしかば、是れこそ浮世の限なれ、何に命のながらへて、かゝる者を思ふらんと、如何なる淵瀬にも身を投て、空しくならんと思ひ立しに、我空しくならば、鎌倉はかせきの住家となりはてん、三代將軍の菩提をも、誰れかは弔らひ奉るべき、云々」とて、歎息されて居る。之は眞情を穿つたものであらうと思はれる（承久軍物語に據る、但しこの書の眞僞については多少の說があるやうだが、前記の條は承久兵亂記にも見え、且つ此方が文が簡潔で整うて居るやうだから之に據つたのである）。

吾等は再び賴朝の家庭內の狀態を回顧するに、公は種々の悲慘事にも遭遇したが、尙且つ悠々自適の觀があつて、決して嚴肅に失したり、寂寥に苦しんだりした事は餘り見えない。或は由井濱や鎌倉の近郊、例へば逗子、葉山、三浦三崎などに御臺所や若君、姬君などを連れて遊覽された事も一再にして止まらない。彼は家庭に於ては寧ろ甘き父親であつたかの感がある。平家物語のいふ所によれば「彼は容顏あしからず、顏大にして少し短き太に見え候、かたち優美にて言語分明なり」とある。また山城神護寺所藏の彼の畫像（國寶）を見ると、稍〻貴公子の風に見える。鎌倉補陀洛寺所藏の像にて見れば、顏大短身にも見える。何れにしても優美であつた

子に對しては甘き親

事は疑はれない。筆蹟なども見事で、和歌にも長じて居た。又いふ迄もなく武藝には長け、射術は百發百中といはれる。嘗て富士野に狩したとき、長子賴家も彼の手筋を受けたものか、矢張り射術に長じ、始めて鹿を射止めたので、賴朝は喜んで特使を以て其の趣を鎌倉に知らせたところが、政子は「武將の嫡嗣たる者が、原野に鹿鳥を獲たとて、強ち希有となすには足らぬ、楚忽の專使である」とて却つて苦笑されたといふ事もある。是等父親としての甘さを見るべきである。又大姬君が木曾義高と許嫁となり、政略結婚の犧牲となつた感があるや、人知れず苦心をかさね、前記の通り竊に日向の藥師に參詣して、其疾の本復を禱つた事や、堀藤次親家の郎徒を殺して大姬君や夫人の機嫌を取直さうとした所などは、愈〻以て甘い父親の本音を吐いて居るといはれよう。或は又傍聞の問題から夫人の嫉妬や忿怒を受けて苦勞心配を嘗めた事も前記の通りである。なほ彼が武將としての態度や政治家としての襟度についいては別に陳べる所があるから、此には省略する。

千葉介常胤居を鎌倉に置くべきを勸む

二　頼朝の新政

一　鎌倉幕府の創立

(1) 鎌倉の地を選定せし所以

頼朝が幕府創立の際、その位置として相模の鎌倉を選定せし所以は如何といふに、之を世間にもいはるゝ如く、彼が石橋山敗戦後一旦安房に遁れ、使者を上總介廣常及び千葉介常胤に遣はして其參會を促した際、千葉介は大いに此擧を賛し、且、いふやう、當時御所（安房）非指要害地、又非御曩跡、速可令出相模國鎌倉給と。かく千葉介が建言したので、それを採用したものであるといふ。之は一應尤もであるが、然らば頼朝が常胤の言を採用した所以は如何といふに、常胤が申出の其言葉の意味を推考するに、鎌倉は要害の地であり、且、御曩跡でもあるから、居所としては最も適當であるといふことなのである。これは、實際その通りだと思ふ。頼朝は永く伊豆

鎌倉が幕府設定地に適せる所以

の地に謫居して彼地の形勢を知つて居るが、北條や三嶋附近に居所を定めたのでは、到底、天下を制することは出來ぬであらう。また安房の地に據つたとしても後の里見氏の事業位に過ぎないであらう。されば江戸の地はどうかといふに、此は豐太閤や德川家康の頃ならば兎も角、當時としては餘りに廣漠な土地で、到底適當せないであらう。そこで三方山を以て圍まれ、一方海に面し、自然の城郭をなして居る鎌倉の地が最も適當といふのは當を得た事と思はれる。或は規模の狹小なるを論ずる人もあるが、鎌倉には谷合の地が多いので、うち見たる所よりは割合に廣く、之を後の江戸時代の丸ノ內として見れば、決して狹少ではない。況んや遠く眺めると箱根、足柄の險を控え、武藏野に於ては關戶、分陪川原の要所を擁して居るのである。されば當時幕府設置の地として何等不足はない事であるであらう。

次に其御曩跡といふは如何といふに、祖先源賴義は相模守となり、國務を鞅掌して居たのである。當時の國府は果して淘綾郡（國府本鄕、同新宿などの地）にあつたものか、その邊は尙研究の餘地があり、又賴義が鎌倉に邸宅を置いた事があつたかどうか、それも不明であるが、前九年の役に際し、賴義は其祈願せる石淸水八幡宮の靈顯が顯著

源賴義東國に威信を布く

であつたので、戰亂平定の後、康平六年八月に同八幡宮を鎌倉の中、由比郷に勸請したのである。而して又その子義家は永保元年二月同宮に修理を加へて居るのである。その上、賴朝の父義朝はまさしく鎌倉中に邸宅を置いた（龜谷で今の壽福寺のあるところ）のであつて見れば、御曩跡といふ事は慥かである。

〔陸奧話記〕 賴義者、河内守賴信朝臣子也、性沈毅多武略、最爲將帥之器、長元之間、平忠常爲坂東姦雄、暴逆爲事、賴信朝臣爲追討使、討平忠常、並（時ニノ誤カ）嫡子在軍旅間、勇決拔羣、才氣被世、坂東武士多樂屬者、素爲小一條院判官代、院好畋獵、野中所赴麋鹿狐兎、常爲賴義所獲、好持弱弓、而所發矢莫不飮羽、縱雖猛獸應弦必斃、其射藝巧軼人如斯、上野守平直方朝臣感其騎射、竊相語曰、僕雖不肖、苟爲名將後胤、偏貴武藝、而未曾見控絃之巧如卿能者、請以一女爲箕箒妾、則納彼女爲妻、令生三男二女、長子義家、仲子義綱等也、因判官代勞爲相模守、俗好武勇、民多歸服、賴義朝臣威風大行、拒捍之類皆如奴僕、而愛士好施、會坂（オホサカ）以東弓馬之士、大半爲門客、云々、

鶴岡八幡宮と源家

〔吾妻鏡〕 治承四年十月 十二日、辛卯快晴、寅尅、爲崇祖宗、點小林郷之北山、搆宮廟、被奉遷鶴岳宮於此所、以專光坊暫爲別當職、令景義（大庭）執行宮寺事、武衞（賴朝）此間潔齋給、（中略）本

大藏の幕府竣成す

社者、後冷泉院御宇、伊豫守源朝臣頼義、奉二勅定一征二伐安倍貞任一之時、有二丹祈之旨一、康平六年秋八月、潜勧二請石清水一、建二瑞籬於當國由比郷一（今號之下若宮）永保元年二月、陸奧守同朝臣義家加二修復一云々、

同書（治承四年十月）七日、丙戌、次監二臨故左典廏（頼朝父、左馬頭義朝）之龜谷御舊跡一給、即點二當所一可レ被レ建二御亭一之由、雖レ有二其沙汰一、地形非レ廣、又岡崎平四郎義實、爲レ奉レ訪二彼沒後一、建二一梵宇一、仍被レ停二其儀一云々、

前に擧げた陸奧話記に見えるが如く、東國の將士は其源氏たると平氏たるとを論せず、頼信、頼義以來、みな源家の恩顧に服せぬ者は無い有樣であつた。平治の戰亂以來、一時清盛の威光に押されて之になびく者も次第に出來たのであるが、頼朝が祖先以來の歷史を背景となし、かゝる險要の地に根據を置いて崛起したのは、策の宜しきを得たものといはねばならぬ。

かくて頼朝は大庭景能を奉行として、鎌倉大藏鄕に新亭を營作したが、それが出來したので、治承四年十二月十二日に此處に移徙された。その事は吾妻鏡に詳である。即ち「十二月十二日、亥刻、前武衞將軍（頼朝）新造の御亭、御移徙の儀あり、景義（大庭景能）

奉行たり、去る十月事始あり、大倉郷に營作す、時刻に上總權介廣常の宅より新亭に入御す、御水干、御騎馬、和田小太郎義盛最前に候す、毛呂冠者季光同じく右に在り、北條殿同四郎主、足利冠者義兼、山名冠者義範、千葉介常胤、同太郎胤正、同六郎大夫胤頼、藤九郎盛長、土肥次郎實平、岡崎四郎義實、工藤庄司景光、宇佐美三郎助茂、土屋三郎宗遠、佐佐木太郎定綱、同三郎盛綱以下供奉す、畠山次郎重忠最末に候す、寢殿に入御の後、御共(供)の輩侍所（十八筒間）に參り、二行に對座す、義盛其中央に候して着到す、云々、凡そ出仕の者三百十一人、又御家人等同じく宿館を構ふ、爾りしより以降、東國皆其有道なるを見て、推して鎌倉の主となす、所は素より邊鄙にして、海人野叟の外、居をトする類これ少し、正に此時に當りて、閭閻巷路を直くし、村里に號を授く、加之、家屋甍を並べ、門扉軒に輾る、云々」と。

これが當時の實況であるであらう。鎌倉の名稱は古事記や日本書紀にも見えて、なか／＼古いものである。即ち古事記景行天皇の條に、日本武尊の王子を舉げて「足鏡王は鎌倉之別、小津、石代之別、漁田之別の祖なり」（別は君と同じく領主のこと）とあるのが初見であらう。郡名としては聖武天皇天平七年の相模國封戸租交易帳に從四位

上原將軍の鎌倉に關する觀察

下高田王食封、鎌倉郡鎌倉鄕參拾戶、田壹佰參拾伍町壹佰玖步云々」とあるのが初見のやうである。尋で孝謙天皇天平勝寶八歲の相模國朝集使解に、鎌倉郡司代從八位上勳十等君子伊勢萬呂とあり、其後三代實錄淸和天皇貞觀七年三月二十一日の條には、相模國鎌倉郡人太皇太后少屬從八位上上村主眞野、武散位從八位上上村主秋貞等改本居貫河內國大縣郡」などとある。その後、前記の通り源氏の祖先と鎌倉との關係が諸書に散見するのであるが、要するに賴朝が居所を此處に定める以前の鎌倉は、寂寥たる漁村に過ぎずして、海人野叟の外は居住した者はなかつたが、賴朝が幕府を開いてから將士たちも邸宅を構へて、俄かに都會の地となつて繁昌を來し、日本全國への命令が、此地から出るやうになつたのである。

鶴岡の名はもと由比鄕にあつて、そこにあつた八幡を鶴岡若宮といつたのを、前記の如く賴朝の時に小林鄕北山の麓に遷し、舊によつて鶴岡若宮と稱へたので、この附近の地を鶴岡といひなすに至つたのである。

上原將軍（勇作）が嘗ていはれた事である。陸軍の方では戰爭をするに基地といふものを設けるのである。例へば支那と戰爭をすれば、內地の內でどこかに、基地を

定めて、其處から兵糧や船舶を出すとか、或は傷病兵を其處へ返送するとか、色々さう云ふ事の爲に、基地といふものが必要なのである。鎌倉は當時の交通道路から云へば離れて居る。また海上の運輸關係もどうかと思はれるが、奧州征伐などの際の基地として考へる事は出來ないかと。自分は之に答へたのであつた。見方によれば左樣にも考へられぬ事はない。例へば八幡太郎義家とか其父の賴義とかが、奧州征伐の時に鎌倉から出發したやうに見える節もある。鎌倉には源氏山と云ふ山があつて、之は八幡太郎が奧州征伐の時に旗揚げをした所だと傳へられて居り、源氏山の麓に壽福寺があつて、前にもいつた通り、こゝが源義朝（賴朝ノ父）の邸宅を構へた地であるのである。鎌倉の海は遠淺であるが、飯嶋方面からは船舶が廻送された事は事實であり、六浦卽ち金澤方面からはなほ更ら、一層海運の便があつたやうである。また鎭守府の公廨稻とて陸奧の鎭守府の費用を支出する國は、當該國（陸奧）以外には相模だけであつた所から見れば、當時相模は特別な關係があつたやうにも思はれる。されども今日に於て基地として考ふべき資料は乏少で、之を慥かめるのは一寸出來難いと申した事がある。

また世間では、頼朝が此處に幕府を定めたならば、城郭はどこに置いたか、兵營はどこにあつたかなど尋ねる人があるが、鎌倉時代には未だ後の安土城や大坂城または江戸城などのやうな城郭はなかつた。鎌倉そのものが天然の城郭であるので、頼朝は大倉鄉に方六町といはれる構內に寢殿作りの家（平家）をこしらへ、その一郭內を畫して、そこに政所や侍所、問注所といふやうな役所を設たのであつた。兵營などは別に設けたのではない。併し諸將士が追々に鎌倉內に邸宅を構へ、後には後世の參覲交替のやうな制も出來たので、夫等の邸宅內に兵士も多少置いてあつた事であらうが、諸將士は皆夫々の領地を有して居て、兵士も多くは夫等の地方に分散して居たのであるが、天下に事變があるとか、イザ鎌倉といふやうな事があれば、先きを爭つて各地から馳付ける例になつて居たのである。これが鎌倉時代の實狀であつた。

(2) 頼朝永く鎌倉を根據地となす

頼朝が擧兵の當初に於て、鎌倉を根據地としたことは、餘儀なき事情もあつたで

頼朝京都の地を避け鎌倉に幕府を置きて成功す

あらうが、追々その成功を見るに至つては、根據地を何處に移さうとも、それは隨意であつたのである。例へば織田信長が初め美濃の岐阜を根據地となし、追て近江の安土に移り、更に又大阪か京都に根據を移さうと着眼したるが如きものである。また之を前にしては平淸盛が京都の僧兵などに劫かされ易く不安狀態であるのを見ては、攝津の福原に遷都して、以て天下を制せんとしたるが如きものである。然るに頼朝は終始鎌倉を根據地として、他に移動する念慮は更に無かつたやうである。これ當初から地の宜しきを得た爲とはいひながら、頼朝の卓見であり又成功した所以であらうと考へられる。頼朝は前にも陳べた通り、東國に於ける祖先傳來の歷史を背景とし、東國を以て其地盤となし、以て他に束縛されることなしに、新規な政治を行ひ、且、東國人の質撲剛健の氣質を愛して、平安城裏の奢侈淫逸の氣風を斥け、追々中產階級として擡頭しつゝある武人を保護し、之を統一して以て政治的勢力の中堅となさんとしたのである。頼朝が鎌倉に據つたのは、恰も嵎を負へる虎の如くであつて、こゝを離れては勢力の大部分を失墜するのである。平家は西國を地盤としたが、その勢力は存外に薄弱であつた。且、京都に據つたので平

安城裏の政治の因襲を脱することが出來ずして、新機軸を出すに至らなかつた。なほ清盛は武人の出でありながら、忽にして武を忘れて、公卿風に倣つたのは最も不見識であつた。また木曾義仲は信濃から起つたが、地盤を固める暇もなく、京都の地に臨んで、程なく其顚覆を見るに至つたなども賴朝の殷鑑とする所であらう。

また同じ武家の足利氏は之を鎌倉に置かないで京都に定めた。無論足利氏が京都に定めたのは吉野朝に對する政策上、止むを得ざるに出でたので、鎌倉には關東管領を設けて、その缺陷を補うたのではあるが、併しながら十三代の間、爭亂が相續いて、殆ど寧歲のなかつたのは、他にも原因はあらうが、幕府を京都に置いたのが主因にて奢侈淫佚の風が上下に瀰漫し、且、朝廷對幕府、公家對幕府の問題が、始終種々なる狀態で纏綿して、煩累をなした事は、爭ひ難い事實である。德川家康が源氏の故智に習ひ、幕府を東鄙の江戶に開き、以て新政を施し、二百六十五年の泰平期を開いたのは、大いに理由のある事と思はれる（その間には追々弊政もあつたけれども）。されば政府乃至は幕府の所在を定めるといふ事は、政治の大所高所から見て、極めて大切な事であると考へられる。

(3) 將軍政治の意義及び對京都政策

甲 將軍政治の意義

(イ) 王朝政治の墮落

王朝政治から將軍政治、卽ち武家の政治に推移する迄には種々の道程を辿つたのである。本來我國は王政でなくてはならない譯であるのに、夫が武家の政治に移り行つたのは、そこに種々の道理があるのである。大化以前の事は暫く措き、大化以來唐制に倣つて種々改新の政治が行はれ、之が爲に人文の發達を來した事は顯著であるが、次第々々に支那文化の弊風を受入れ、所謂文化中毒にかゝつたといふべきものにや、追々に文を尙んで武を卑しみ、本邦固有の尙武の精神は漸次に失せ去つてしまつた（丁度支那で北方勇敢の民俗が南の中原の地を併呑しても忽ち其文化に中毒して弱くなるが如くである）。加之、廟堂の上に列する公卿たちは太平を謳歌し、詩歌管絃に耽つて地方の政治を憂へないやうになつたから、國の政治は一向に擧らず、兵士は柔弱となつて、盜賊は橫行し、社

延喜時代に於ける社會の頽廢

會は殆んで解體せんとするに至つたのである。

延喜時代（醍醐天皇）といへば、王朝時代極盛の時世といはれて居るが、今この時代について觀察を加へて見るに、都の文化は著しきものがあつて、學者歌人などは輩出し、貴人の別莊は豪壯を競うて居るのであるが、延喜十四年に天皇が公卿、大夫、方伯に詔して「今の世は如何なる時勢であるか、各自思ふ所を勘奏せよ」と仰せられた。之に對して三善淸行は十二箇條の意見封事を上つて居る。その中に地方衰弊の由來について詳敍された所などは、最も注意すべき價値があると思ふ。その一部に曰く、

備中下道郡邇磨鄉衰弊の實例

臣去る寛平五年備中介に任ぜらる。彼の國下道郡に邇磨鄉あり。爰に彼國の風土記を見るに、皇極天皇の六年（實は齊明天皇六年の誤、皇極天皇重祚して齊明天皇といふ）大唐の將軍蘇定方が、新羅の軍を率ゐて百濟を伐つや、百濟使を遣して救を乞ふ。天皇筑紫に行幸し、まさに救の兵を出さんとす。時に天智天皇、皇太子として政を攝し、行路に從ひて下道郡に宿す。一鄉を見るに戶甚だ盛なり。天皇詔を下し、試みに此鄉の軍士を徵するに、卽ち勝兵二萬人を得たり。天皇大いに悅び、この邑を名づけて

二萬郷と云ふ。後、改めて邇磨といふ。其後天皇筑紫の行宮に崩じ、此軍を遣さず。然らば則ち二萬の兵士は彌、蕃息すべし。而るに天平神護年中、右大臣吉備朝臣、大臣を以て本郡の大領を兼ね、試に此郷の戸口を計るに、纔に課丁（課役を出すべき丁男）千九百餘人あり。貞觀の初、故の民部卿藤原保則朝臣、彼國の介たる時、舊地を見るに、此郷二萬の兵士の文あり。大帳を計るの次で、その課丁を閲みするに、老丁（六十以上）二人、正丁（二十二以上）四人、中男（十八歳）三人あり。去る延喜十一年彼國の介藤原公利、任滿ちて都に歸るや、清行邇磨郷の戸口、當今幾何なるを問ふに、公利答へていはく、一人もあることなしと。謹んで年紀を計るに、皇極天皇の六年（即ち齊明の六年の意）より延喜十一年に至る纔に二百五十年、衰弊の速なること、亦既に此くの如し。一郷を以て之を推すに、天下の虚耗せること、掌を指して知るべし。云々。

この文の大意を述べて見れば、邇磨郷はもと二萬の勝れた兵士が出たから、初め二萬郷と名づけたのであるが、それが其後次第に衰弊して、稱德天皇天平神護年中には課丁（當時二十二より五十九までを正丁とし課役を出すべき定めである）が千九百餘人となつた。その後、清和天皇貞觀の初には課丁が七十餘人となり、清行の到つた宇多天皇寛平五年には老

丁二人、正丁四人、中男三人となり、醍醐天皇延喜十一年には課丁一人も無きに至つたといふのである。案ずるに齊明天皇の六年から延喜十年までは二百五十年である。その間に衰弊の甚だしきことは驚くべきであるといふのである。但し邇磨郷がもと二萬の勝兵があつから起つた名だと風土記に記せるのは疑はしい。（何となれば大寶の制にては一郷は五十戸と定めてあるを以て、五十戸の所から兵士二萬を出すとすれば、兵士は正丁三人より一人を出す割合であるから、六萬人の正丁がなければならぬ。なほ此外に老人や子供婦人等もある筈であるが、假に六萬人のみとしても、一戸の人口千二百と云ふ數になる。一戸にかゝる多數の人の居るべき筈はない。風土記にある地名の解釋に文字によつて附けた臆說が多いから信用は出來ぬ）されど天平神護年間に課丁千九百餘人とあるのは、稍信ずべきであらう。それが貞觀の初には七十餘人となり、延喜十一年には一人もなきに至つたといふのである。而して三善清行は之を以て邇磨郷の事のみとはせず、天下一般にかくなつたのであると推定した。然らばなぜ斯く衰弊をしたのかと云ふに、清行は衰弊の由來する所を列擧して、聖武帝、孝謙帝などが崇佛の餘、大寺を造り田園を寄進した事、仁明帝が奢靡を好まれた事などに歸して居る。併しながら他の人々は邇磨郷が假りに斯く衰弊したとしても、其は或る特別の事情の爲であつて、天下が一般に斯くなつた事とは推定されぬと言うであらう。之

戸籍の斷片によつて天下の形勢を察知す

も尤な事であるが、こゝに慥かな證據が二つもあつて、清行の推測は強ち無理でないと云ふ事を立證して居る。其は何であるかといふに、古い戸籍の斷片で、一は阿波國板野郡田上郷、延喜二年の戸籍で、原本は蜂須賀侯爵家の所藏である。他の一は周防國板野郷延喜八年の戸籍で、江州石山寺の所藏である。是等の戸籍を見ると、男は一向に見えないで、女のみが書いてある。これ當時、男は課役をかけられるに反して、女は課役がないから、男は隱して女のみの名を書いてあるものと思はれる。今周防の國の方で見ると、男が少し多い様であるが、完全に記載してある戸、十一戸に就いて調べて見ると、人口二百八十六に付き、不課二百三十一、課丁五十五、女二百十三、男七十三といふ割合になる。阿波の戸籍の中、完全に記載してある戸、三戸について調べて見ると、人口百七十四、不課百六十三、課丁十一、女百四十四、男三十といふ割合になる。

以上の戸籍にある所と、邇磨郷の例とを對照して見れば、當時の衰弊は單に一地方ばかりではなく、天下一般にかくあつたことゝ推測するも無理からぬ事と思はれる。一體、是はどうした事であらうか。實際にこの様に男が無くて女ばかりの

社會となつた譯であらうか。事實はどうかといふと、是は戶籍が實地に伴はないのである。當時國司の役人は實地に當つて戶籍の調査をせないで、只机上で前の戶籍によつて後の戶籍を作つていくと云ふやうな事が行はれたから、或は十年、或は六年を經て、戶籍調進の際には、生死の程も調査しないで、單に六年なり十年なりを加へて行くのである。又人民の方からも、出產死亡等の際にも、一々屆出を爲さず、或は女には課役を宛てないから、男子が生れても女子として屆出で、女が死亡しても男が死んだやうに屆出で、それも多くは屆出を怠るやうな譯であるから、戶籍の上には老人のみがあつて、一向若い人は無くなつたのである。王朝時代の戶籍は面倒であり、之により班田收授を行つたのであるが、以上の如く亂れて來たのは、自分一人の怠りではない。前々からの怠慢の結果の集積であつて、戶籍と實地とが符合せぬやうになつて來たのを、今、一々訂正しようと云ふ事は、容易に出來る事ではない。そこで次の國司も、又その次の國司も、好い加減に體裁を繕つて置くのであろ、當時又莊園といふものが次第に殖えて、その方が賦課稅などの割合が安いといふところから、國司の支配を脫して段々莊園の方へ流れ込むやうな人民も

人民窮乏して死者道路に委棄せらる

あつて、旁〻以て賦課をかくべき場所が減じて行つたのである。邇磨郷の衰弊も畢竟かういふ結果からである（大日本全史上巻六八三―六九二參照）。

◇

次に當時細民は疲弊の餘り、病人や死者を委棄する風習が行はれて、社會風敎上からは見るに忍びざる有樣であつた。これが實に我が日本國內に行はれた事かと疑はれる樣な次第である。

細民は實に國司の誅求に堪へ兼ねて、憐れむべき狀態であつた。結果として、當時道路に餓莩が横はり、親が病氣に罹つても十分にこれを介抱することが出來ず病人は之を路傍に棄てる。是も畢竟、貧窮故に止むを得ぬ譯で、病人の介抱をして居れば、自分が餓ゑて死なねばならぬ。二人が死するよりは、病人だけを棄てゝ自分が助かる方がましであると云ふ樣な有樣。かくて道路に死骸が累々としてあるやうな記事が見えるのである。陽成天皇の御世に渤海の使者が能登國に來て、是から加賀、越前、近江、山城を經て京に入るのであるが、其道筋に幾らも死骸が轉がつて居る。之は日本人同士の間ならば何の不思議もない事であるが、遙かに外國の

使者に是等の醜態を見せたくないので、沿道の國々に命じて路傍の屍を收めしめたと云ふ。之もよく〳〵歷史を調べて見ると、地方ばかりではない。都の內でも矢張り同じ樣であつた。京都の羅城門とか朱雀門とか云ふ場所に、病人が幾らも呻いて居る。宮城の御門、今でいへば二重橋御門と云ふべき所に、病人が棄てられて轉がつて居るのである。病人のみではない。死骸が又幾つも轉がつて居る。而も之を片付ける者がない。さう云ふ譯であるから、嵯峨天皇の弘仁四年には病人を道に棄てゝはならぬと云ふ太政官の布令が出た。斯樣な布令を出すといふ事からして、既に不思議のやうに思はれるが、當時の世の中に於ては、之が當然の事で、又この布令があつても、到底病人や死骸を路傍に棄てる事は罷まなかつたものと見えて、其後も段々と死骸が轉がつてゐたといふ事實がある。仁明天皇の承和九年、京都の鴨川及び其他の川々に、幾らも髑髏が轉がつてゐて、餘りに見苦しいからといふので、之を片附けることを左右京職に命ぜられた。其時に拾上げた骸骨の數は五千五百あつたといふことである。此頃一般の人民は今日のやうに死骸を埋葬するといふ事は少く、京の人々は河原へ持て行つて棄てたり、砂を掘つて埋

めて置いたものと見える。それが次第に洗ひ出されて、丘千丘百からの髑髏が轉がつて居たと云ふやうな次第であらう。さう云ふ所から考へて見ると、支那や朝鮮の弊政の事を嘲笑してのみは居られぬ。王朝の當時に於ても、實に貧富の懸隔の度が甚だしくて、下民は誅求に堪へず、露命を繋ぎ兼ねた有様が眼前に見えるやうな心地がする。然らば延喜の御世は目出度い御世であると云ふのは、單に外觀のみで、その實都の内と雖も、細民は餓に泣き、朝夕をも謀られない有様であつたのである。まして地方の如きは、國司の誅求に遇ふので、一層甚だしきものがあつたやうに思はる（大日本全史上卷六九二―六九四）。

死骸を道路に棄つ

〔三代實錄〕陽成天皇元慶七年正月廿六日の條

廿六日癸巳令二山城近江越前加賀等國一、修二理官舍道橋一、埋二瘞路邊死骸一、以三渤海客可レ入レ京也、下二知越前、能登、越中國一、送二酒宍魚鳥蒜等物於加賀國一、爲レ勞二饗渤海客一也、

京畿の百姓が病人

〔類聚三代格〕卷十八

太政官符

應レ禁二斷京畿百姓出二弃病人一事

を棄つるを禁ず

右右大臣(藤原園人)奏偁、念舊酬勞、賢哲遺訓、重生愛命、貴賤無殊、今天下之人、各有僕隷、平生之日、既役其身、病患之時、卽出路邊、無人看養、遂致餓死、此之爲弊、不可勝言、伏望仰告京畿、早從停止、庶令路傍無爰狂之鬼、天下多修命之人者、被中納言從三位藤原朝臣繩主宣偁、奉勅宜早下知令加禁制、如不遵改、猶致違犯者、五位以上注名申送、六位已下不論蔭贖、決杖一百、臺及職國知而不糺、及條令坊長郡司隣保、相隱不告、並與同罪、自今以後、永加禁斷、仍牓示要路、分明告知、

弘仁四年六月一日

嶋田及び鴨河原の髑髏を燒斂せしむ

〔續日本後記〕　仁明天皇承和九年十月の條

甲戌、勅左右京職東西悲田、並給料物、令燒斂嶋田及鴨河原等髑髏、總五千五百餘頭、○癸未、太政官充義倉物於悲田、令聚葬鴨河髑髏、

◇

兵士柔弱にして物の用に立たず

更に又、支那文化中毒の結果は、我邦固有の尙武の精神にも喰ひ入り、次第に其勇敢なる氣象も失ひ去つて、兵士は惰弱となり、物の用にも立たない有樣となつたのである。

一體、大化改新以來、兵士の事は徵兵の制に改められたのであるが、此制は範を唐制に取り、專ら彼國の風を模したやうであるから、自然と文官を貴んで、武官を卑しむ風があり、兵士などに對しては、一層其風がはげしかつた。そこで上世尙武の精神とは相伴ぬ所がある。これも奈良時代の頃までは未だ甚しきに至らなかつたであらうが、桓武天皇の御時には、從來の兵士の隋弱で物の用に立たないのを觀破せられて、方今太平の世に當り、かゝる兵士は無用であるとて、之を廢せられ、代へるに健兒(こんでい)を以てし、其後になつて又兵士を置かれたやうだが、夫等の變遷は明瞭でない。徵兵實施以來、富豪の徒は大概之を遁れ、（富豪の徒は兵衞として出る）貧民の子弟のみが之に當る。それ故に、兵士は甚だ下等なものとなり、殊に武器などは自辨の制であつたが、それを自辨する事が出來ぬ所から、勞働を以て之を償はせるゆゑ、卽ち兵士といつても、多くは奴隷同樣に使はれて居るやうな次第で、左樣な兵士が强からう筈はない。其後檢非違使などと云ふものが出來たが、之も時勢の必要上設けられた譯で、此檢非違使の方は、地方の豪族、國司、郡司の子弟などが多く之になるのを名譽とし、金穀を納めて此官を得るのもあつた。卽ち賣官である。之が又一種の弊害

であつた。

かやうな譯であるから、當時の兵士の弱さ加減と云ふものは實に甚だしいものである。嵯峨天皇の弘仁十一年に駿河、遠江の二國に於て、七百人ばかりの新羅人が暴動を起した。そこで右二國の兵士を發して、これを追討させたけれども勝てない。新羅人は進んで伊豆國に入り、國府を脅して其倉庫を破り、米を盜んで海上から國へ歸らうと企てた。其間に漸く武藏、相模七箇國の兵士を發して之を擊ち、始めて平定の功を奏することが出來たとある。七百人の暴徒に對して、七箇國の兵士を用ひなければ、平定する事が出來ないとは、實に驚かざるを得ない。之が武勇を以て稱せられた東國人の有樣である。又陽成天皇の元慶七年に、上總國の蝦夷人四十人ばかりが暴動を起した。之に對して、上總國では國府の兵士一千人を發して追擊せしめたけれども、彼等は山に籠つて、容易に手に合はないと云ふ樣な記事がある。又清和天皇の貞觀十二年に、新羅船が二艘やつて來て、豐前國から太宰府へ廻して居る租稅を積んだ船を脅した。そこで太宰府は官兵を發して之を追擊せしめたけれども、官兵は彼等を恐れて思ふやうに追擊しない。止むを得ず、

其當時九州の土地に配布されてあつた蝦夷人を徴發しして向はしめた所が、彼等は激怒して敵に當り、之を追撃した。その働きは一以て百に當るとある。かくて漸く功を奏する事が出來た。是等の記事を以て見れば、武勇を以て稱せられた我が國民も、當時の有様と云ふものは、實に案外の思ひがする。僅に七八百人の新羅人の爲に諸方を荒されたり、或は追捲られたりして、之を撃つに內地人では旨くいかない。蝦夷人の力を借らねばならぬなどと云ふ事は、實に意想外の事と言はねばならぬ。併し事實當時は、さう云ふ有様であつたのである。其後九州の海岸を護衞させるには、九州の兵では勿論いかず、東國から遣した兵士でも思ふやうにいかぬと云ふ譯で、蝦夷人五十人宛を一組として、海岸防禦の任務に當らしめたと云ふやうな次第である。兵士の柔弱な事は、上に述べた如く、又檢非違使といへば、今日の憲兵、警部の兩方を兼ねたやうな役目をするものであるが、それが又上に述べたやうな賣官の弊があつたから、金のある者が濫に其官を買つて、地方人民に向つて空威張をなし、一向國家の實用にはならないとして見たならば、當時の日本國は、殆ど無警察の有様で、强い者勝ちの世の中になつてしまつたといふべきであらう

新羅人七百人叛す

上總の俘囚四十餘人叛亂す

（大日本全史上卷七〇三—七〇七）。

〔日本紀略〕 嵯峨天皇弘仁十一年二月十三日の條

十三丙戌、配遠江駿河兩國新羅人七百人反叛、殺人民燒屋舍、二國發兵擊之、不能勝、盜伊豆國穀、乘船入海、發相模武藏等七國軍、戮力追討、咸伏其辜、

〔三代實錄〕 陽成天皇元慶七年二月九日の條

九日丙午、上總國介從五位下藤原朝臣正範飛驛奏言、市原郡俘囚四十餘人叛亂、盜取官物、數殺略人民、由是發諸郡兵兵千人、令其追討、而俘囚燒民廬舍、逃入山中、商量非數千兵、不得征伐者、勅如奏狀、是俘夷群盜、懼罪逃竄者也、況四十餘人偷兒、何足以馳羽檄、宜停給勅契、直下官符、差發人夫、早速追捕、○十八日乙卯、從五位下行上總介藤原朝臣正範飛驛奏言、討平夷虜訖、○廿一日戊午、太政官符下上總國司、俾平虜之狀、奏聞訖、既知鼙鼓一鳴、風塵永靜、介正範、大掾文室善友、幷差遣將吏等之勇略、既達流聽、宜消餘燼、莫令重然、若狼心無悔、則彌滅渠魁、梟性有悛、務撫育、但飛驛馳傳、法令自存、自今事非機急、勘據律令、發遣脚力、申太政官、不得專輒馳驛上奏、

〔三代實錄〕 淸和天皇貞觀十一年六月十五日の條、

太宰府言、去月廿二日夜、新羅海賊、乘艦二艘、來博多津、掠奪豐前國年貢絹綿、卽時逃竄、發兵追、遂不獲賊、○秋七月二日、是日、勅譴責太宰府司曰、諸國貢調使吏、領將一時共發、不可先後零壘、雖其群類、而令豐前一國、獨先進發、亦弱好人、乘飢虎口、遂使新羅寇盜、乘隙致侵掠、非唯已失官物、兼亦相辱國威、求之往古、未有前聞、貽於後來、當無面目、雖云使人之可責、抑亦府官之有怠、又或人言、盜賊逃去之日、海邊百姓五六人、冒死追戰、射傷二人、事若有實、寧非忠敬、而府司不申、何近掩善、又所禁之人、雖有嫌疑、緣是異邦最思仁恕、宜停拷法、深加廉問、早從放却、○十二月五日、先是、太宰府言上、往者新羅海賊、侵掠之日、差遣統領選士等、擬令追討、人皆懦弱、憚不肯行、於是調發俘囚、御以膽略、特張意氣、一以當千、今大鳥示其恠異、龜筮告以兵寇、鴻臚館幷津厨等、雖離居別處、无備禦侮、若有非常、難以應猝、夷俘分居諸國、常事遊獵、徒免課役、多費官粮、請配置處分、以備不虞、(下略)

新羅の海賊

◇

前記の如く兵士は尫弱となり、警察權は行屆かぬ有樣となつたから、諸國に群盜

警察權の不備より

盜賊諸方に橫行す

の蜂起すべきは當然のことといはねばならぬ。淸和天皇の朝には畿內、山陽、南海の諸國に海賊が群起して、方々を掠奪したから、朝廷は常に命令を下して之を追捕せしめられたけれども、遂に功を奏する事が出來なかつた。又同帝の時、伊豫國宮崎村に海賊が群據して、公私の物を掠奪して、航海の妨をなすので、攝津、和泉、山陽、南海等の諸國に命じて之を搜索追捕せしめたけれども、是も遂に功を奏するに至らなかつた。陽成天皇の朝には、官府を山陽、南海に下して海賊を追捕せしめた。此時太宰府の言ふ所に依れば、海賊が國司を殺したと云ふ事である。又備前の國司の奏言に據れば、諸方の奸盜が境內の海島に聚り、居民を刧掠し、旅人を殺すを以て、浪人の勇敢なる者二百二十四人を養ひ、兵器舟楫を備へて防がせた。就いては其食糧及び諸雜費を辨ぜんが爲に、相當の費用の道を立てたいと云ふ事を申出た。また光孝天皇の朝には盜賊が大藏省の倉を穿ち、官物を盜んだ事がある。醍醐天皇の朝には、頻年、坂東諸國に盜賊が起り、人民の害される者が多いので、延喜元年、諸村に奉幣して之を祈禳せしめた事がある。同六年には鈴鹿山の群盜を攻殺したといふ樣な事も見える。かくの如く群盜や海賊の事は一々擧げきれぬが、朝廷に

ては諸社に奉幣して盜賊を平げんことを祈り、追捕海賊使などを任命された。かくて承平天慶の亂や平忠常の亂などが起り、諸國は愈〻鬪爭狀態に陷るのである。以上が王朝政治の弊、及び社會墮落の一班である(大日本全史上卷七〇八―七〇九)。

(ロ) 院の政治は脫線事項多し

院政開始の事情

後三條天皇は藤原氏攝關政治の弊害を知ろしめされたので、一方には藤原氏の權を抑へ給はんが爲め、他方には又莊園の取締を嚴重にせられんが爲め、記錄所を設けて親政あり、綱紀が大に張つた。御子白河天皇皇位を嗣がせられ、又御親政あつた。この白河天皇の時から院政が始まるのであるが、其起原については是迄の說によれば、後三條天皇が政權の攝錄家に移る累世の弊を思召され、御讓位の後、院政を開かんとの思召しがあつたが、早く崩じて果たされなかつたと云ふのであるが、近時和田英松博士は石淸水文書によつて後三條の遜位は主として御病惱の御爲で、院政を御開きにならうとの叡慮は拜されぬ。白河天皇に於かせられても、(應德元年九月)中宮賢子崩御の後は深く之を悼惜遊ばされて皇位を去らせ給はんとの思召

もあつたが、偶〻皇太子實仁親王（後三條の皇子）が十五歳にて薨去せられ、そこで皇子善仁親王が皇太子となり、程なく登極せられ、之を後堀河天皇となす。時に天皇は八歳にましまし、萬機を親裁し給ふことがお出來にならぬ。そこで從來ならば攝政たる藤原氏が政務を攝行すべきところであるが、御二代も御親政の後を受けたので、攝政藤原師實も押切つて之を行ふことが出來ず、諸事上皇に奏して御裁可を仰いだ。かくて次第に院政が始まつたのであるといはれる（國史學第十號參照）。この說は當を得たものゝ樣に思はれる。

從來の攝關政治といひ、又この院政といひ、國家に關心せらゝる者は極めて少く、或は他族を排斥して一門の繁榮を企圖し、或は佛敎を偏信せらるゝこと度に過ぎて、倭佛の非難を受くるに至り、或は賞罰當を缺き、嬖幸事を用ふる等の事もあり、殊に兵制不振の結果は、朝廷に官兵がなく、一たび事變に際會すれば、源平兩氏に命じて之に當らしめられた樣な譯である。而して源平兩氏の棟梁たるものは、平素多くの私兵を蓄へ、家子郎徒と稱して之を扶持したのである。これが武人勃興の由來であつて、事は本書第一卷に詳である。

白河法皇の崇佛度に過ぐ

白河天皇は院政の後、深く佛法を信ぜられ、屢〻法勝寺に幸し、千僧をして讀經せしめ、大藏經を慶して常に百燈を點ぜられた。又三十三間堂を建て、高野に幸し給ふこと前後四度、熊野に幸し給ふこと八度、且その慶し給へる佛畫五千四百七十餘幅、丈六の佛像一百二十七軀、等身の佛像三千一百五十軀、七寶塔二十一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基に及んだ。これが爲に費用を要することが夥しく、朝廷の用度も爲に缺乏するに至つた。されば天皇は剛邁にして藤原氏の權を抑へ給ひしも、佛法には稍〻佞し給へりとの謗は之を免れなかつた。

天皇嘗て法勝寺へ幸せんとせらし時、雨に遇うて果されなかつた。所が大いに震怒し給ひて、雨を器に盛りて之を獄に下された。そこで時の人が之を雨ノ禁獄と稱へた。また天下に命じて殺生を嚴禁し、漁網八千八百餘張を燒かせた。且、鷹、隼、其他諸種の籠鳥を放たしめらるゝに至つた。然るに茲に加藤成家といふ者があつて鷹を養つて鳥を捕へた。そこで檢非違使の廳に呼ばれて訊問せられた。すると成家の陳べていふやう、「私は刑部卿平忠盛の家人でありますが、主の命に依つて日々群鳥を獲て女御(祇園の女御といひ白河法皇の寵姫)の御膳へ備へまする。若し怠る事があ

公家刑罰の放慢

れば、重科に處せられまする。凡そ源平の家で重科と云ふは、斬罪の事であります。我等は朝廷に嚴刑ある事は承知して居りますが、朝廷の制を犯しても、其罪は禁獄流罪に過ぎません。苟も源平の家法に違へば、立所に死刑に處せられるから、只死を免れんが爲に、斯樣な事をするのであります」と。檢非違使がこの事を奏聞したところが、法皇は笑つて「斯る擬レ者は放逐すべし」と仰せられて、罪を問はせられなかつたといふ。以上數件の如きは王者としては稍〻政治の常規を逸した事柄の樣に思はれる。

白河上皇の崇佛

〔參照〕

〔中右記〕六　大治四年五月廿五日、於二三條殿一等身百體愛染王供養、云々、件御佛民部丞兼仲造進、世人大驚レ之、種々御祈千萬、云々、○六月四日、於レ院有二百體不動尊、又五大尊供養一、大僧正行尊一人爲二御導師一、云々、○七月七日、(中略)從二昨日申時一御霍亂、終夜御痢病不レ止、今朝猶不レ留、御氣色漸微々、女院、新院、仁和寺大宮、山座主、法印覺猷候二御前一、此巳時許令レ崩給了、御年七十七、誠日月失レ光、如二暗夜一、可嗟哀哉、予聞二此事一、神心迷亂、不レ及二言談一、

崩御

禪定法王、御名貞仁、後三條院長子、母女御藤茂子、中納言公成女、閑院春宮大夫能信養子也、(中略)同五年(延久)五月七日、後三條院崩後、乗天下之政五十七年、在位十四年、避位後卅三年、任意不拘法、行除目叙位給、古今未有、陽成院獨雖及給八十一年、不知食天下、徒爲廢主也、此外及七十七君不御也、應德三年十一月廿六日逃位、卅六依[　　]元年九月中宮賢子崩也、嘉保三年八月九日御出家、卅四(○卅四歟)依七日郁芳門院崩也、有此例也、向後又雖有威滿四海天下歸服、乗幼主三代之政、爲齋王六人親、從桓武以來絶無例、可謂聖明君長久主也、但理非決斷、賞罰分明、愛惡掲焉、貧富顯然也、依男女之殊寵多、已天下之品秩破也、仍上下衆人不勝心力歟、○十五日(中略)或人談云、

御一生の善根

本院年來御善根、

繪像五千四百七十餘體、

生丈佛五體、丈六百廿七體

半丈六六體、

等身三千百五十體、

三尺以下二千九百卅餘體、

七字（實カ）塔二十一基、小塔四十四萬六千六百卅餘基、

金泥一切經書寫、

此外祕法修善千萬壇、不知其數、

此二三年殺生禁斷諸國也、施大善根也

七月十七日の條　十五日裏書云、

法皇御時初出來事、

受領功萬石萬疋進上事、

十餘歲人成受領事、

卅餘國定任事、

始自我身至子三四人同時成受領事、

神社佛事封家納諸國吏、全不可辨濟事、

天下過差、逐日倍增、金銀錦繡成下女裝束事、

御出家後、無御受戒事、

〔大日本史〕卷四十四　帝（白河）性嚴而溫雅、頗有後三條帝之風、令嚴信賞必罰、剛斷果決、政

出宸衷、相門斂手而愛惡任意、授官任職、率不遵舊典、（中右記）源俊明、藤原顯隆等、最被親幸、雖攝籙臣皆憚之、（愚管鈔、今鏡）初鳥羽帝之未生也、堀河帝有病、人皆屬望輔仁親王、帝聞之曰、朕雖出家、未嘗受戒制法名、主上若有不諱、朕當再踐位、既而鳥羽帝生、其志遂寢、暨堀河帝崩、乃立鳥羽帝、（台記康治元年○按愚管鈔載、堀河帝崩、帝有再登極之志、以其落飾故、立鳥羽帝、今從台記、）而機務一出於院中、至崇德帝即位、四十餘年間、刑賞黜陟、莫不與聞、凡以院宣號令天下、置別當北面、始自此焉、（中右記、今鏡、神皇正統記、置別當北面、據愚管鈔、）嘗曰、天下不如意者、惟鴨河水、雙陸采、山法師而已、（源平盛衰記）善射、好詩歌、敕撰後拾遺和歌集、金葉和歌集、續本朝秀句、篤信佛法、自書金字大藏經、（今鏡）受法華經於釋增譽、（元亨釋書）玄義文句止觀於釋良眞、（今鏡）屢幸法勝寺、使千僧讀經、慶大藏經、常燃百燈、（扶桑略記、百鍊鈔、中右記、今鏡）其慶金字大藏經於法勝寺、數遭雨不果、帝震怒、盛雨於器、而下獄、（古事談、源平盛衰記）時人謂之雨禁獄、（源平盛衰記）帝前後四幸高野、八幸熊野、（扶桑略記、百鍊鈔、中右記）所慶畫佛五千四百七十餘幅、丈六佛像一百二十七軀、等身佛像三千一百五十軀、三尺以下佛像二千九百三十餘軀、七寶塔二十一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基、（中右記○按百鍊鈔、一代要記、保安三年供養小塔三十萬基、而要記又云、大治三年供養十八萬基、然則前後四十八萬基、與此不合、）嚴禁天下殺生、（中右記、百鍊鈔）放鷹隼鶻鷄諸籠鳥、（百鍊鈔）燒漁網八千八

百餘張、〇百錬鈔、歴代皇紀、並六、收諸國羅網五千餘張、燒紀伊所上漁網於宮門前、停式條所載諸國貢魚、續本朝文粋所載藤原敦光一切經供養願文雖殿上臺盤、殆如六齋日、釋奠亦用素饌、惟神厨僅存舊式、今鏡、釋奠用素饌、據百錬鈔大治二年、屢事營造、國用凋喪、國司遷替、頗乖舊典、定任者三十餘國、上萬石萬疋者、輙得爲國司、至有父子三四人同時並任、童稚者亦得任焉、是時競尚華麗、如賤女子亦服文繡、侈靡之風、至此極矣、中右記

（八）後白河法皇の院政

白河天皇の後、御治世並に院政の長きは後白河天皇であらせられる。後白河天皇の御在位中には保元の亂が起り、その院政中には又平治の亂がおこつた。さうして遂に源平の大爭亂が引續いたのである。以上の爭亂の顚末は世間周知の事柄であり、且吾等は既に本書第一卷及び第二卷に陳べたのであるから、こゝには他の諸書に散見した評論の二三を掲げて參照に供する。

保建大記坤に曰く、

臣愿曰、平治已降、王室不靖、當高倉安德之間、上之君王遭幽、下之元元塗炭、頼朝攘一

臂而天下響應、救蒼生於溺、援神器於危、上下咸受其賜、微管仲誰保衽之不左也、而其巧譎百端、束縛馳驟、遂擅兵馬之權、殆擬端拱之重、使天下後世、惟知有作殺作生之斧鉞、不復知有賜爵授官之袞冕焉、於是、賴朝之功、不得以掩其罪矣、恭惟、我邦之古、天子輔相、燮理陰陽而已、尊崇祭祀種子天富主祀輔政、神八井耳爲忌人弼政、所謂祭政惟一、正謂此也、如經營遠邇、柔懷黎黔、蓋中食國政大夫之所掌也、更考于上世、伊弉諾尊、左持白銅鏡、生大日孁尊、光華明靈、照徹六合、遂授以天位、照臨下土、人君之象也、右持白銅鏡、生月弓尊、其德亞日、遂輔弼天位、配日臨下、大臣之象也、既而廻首顧眄、生素戔嗚尊、遂降於天、裁成下土、後世武將鎭撫之象也、事代主將八萬四千、彥狹島都督十五國、源平世爲將帥、雖時有廢置、勢有强弱、而其翼戴皇化、鎭制遐方、自古洎今、有規模相似、然因襲之久、慣習之熟、不能無尾大難掉之弊、故以大己貴之賢、而不能速應命也、以鳥羽帝之威、不能禁武士屬源平也、然則賴朝開府鎌倉、鎭馭諸道、猶大己貴摧伏强暴、經營天下也、但朝廷無植劔宣詔之臣、故其權得以傳之世世焉耳、夫廢興天也、隆替時也、苟有志于復古、則必修其本、以服其心耳、徒屑屑于甲兵之末、而欲驟成其功者、猶決堤塞流、積薪禦焚、非徒無益、而又損之、若後鳥羽、若後醍醐、非無志、非無功、然或撲之、不

滅而愈熾、或芟之、僅平而復大茂、何也、蓋亦未修其本也、臣聞之、人君能律身愼德、則天下人心、不期服而自服、不期畏而自畏、人心所畏服、天命從而歸焉、天命所歸、孰能禦之、爲人君者、其可不致思於此哉、

同書又曰く、

後白河亂世之主也、以藐四宮、遽繼大統、擁立五帝、黜陟從心、政事不爲不久、享年不爲不永、而播遷拘幽、幾至亡邦、何也、大倫不明、而紀綱不振、兵權不分、而威福下移、擧本朝上下二千三百餘年之變、集在位在院三十八年之間、雖曰天運、蓋亦人事、嗚乎、邦家艱于淸盛、危于義仲、安于賴朝、以微乎賴朝、蓋危邦之臣、罪非不巨也、邦而被危、其無制甚矣、蔑君之臣、惡非不著也、君而見蔑、其失道大矣、使爲人上者、照明如日月、誠確如金石、則罔兩聲於震霆、螢爝滅於大陽、雖列百邪於廷内、且不敢能逞幺麽眩小技、以蔽聰明移心志也、使爲人上者、孝友積于内、慈仁彰于外、則彗孛化爲景瑞、鴟梟變爲鸞鳳、雖有窮凶極惡、挾材任數之人、方且陳力奉令之不暇、何毒流天下、延來世之有、云々、

藤原通憲の法皇御批評

玉海　巻四十　壽永三年三月十六日の條に曰く、

大外記賴業（淸原賴業）來、文談移刻、此次語云、先年通憲法師（藤原通憲入道信西）語云、當今（謂法皇也、即ち後白河）

（河法皇）和漢之間少レ比類之〇〇也、謀叛之臣在レ傍、一切無二覺悟之御心一、人雖レ奉レ語レ之、猶以不レ覺也、如レ此之〇〇、古今未レ見未レ聞者也、但其徳有レ二、若叡心有下欲二果遂一事上者、敢不レ拘二人之制法一、必遂レ之、此條於二賢主一者爲二大失一、今〇〇之條、以レ之爲レ德、次自所二聞食置一事、殊無二御忘却一、年月雖レ遷不下忘二心底一給上、此兩事爲レ德、云々、

同書　卷四十一　元曆元年七月九日の條に曰く、

此次賴業所レ談甚多、故俊憲入道（通憲入道信西の子）密語云、此君者（指二今之法皇一也）偏〇〇〇也、人王之執權、敢不レ可二相違一、云々、其語如レ指レ掌、誠是聖人格言也、云々、

保建大記の後白河法皇に關する評論は、稍〻酷に過ぎたるやうであるが、これ又憂國の誠心より出でたるものであり、且、玉海の文と對照したならば、思ひ合はされる所があるであらう。　また其賴朝を評論して其巧譎百端、束縛馳驟といへるは如何かと思はれるが、邦家艱二于淸盛一、危二于義仲一、安二于賴朝一、以微二于賴朝一とあるは、實を得たものであらう。　思ふに賴朝は時世を救濟し、併せて王室を擁護するの擧に出たのであるが、鞏固なる幕府を鎌倉に開いた後、諸事上奏を經て之を行うたのであるとはいへ、實力のあるところは、自ら權が盛にして、爲に王室の威の微となりしは、憾みな

きにあらずである。なほ右等の點は次項に陳べる。

（三）將軍政治の意義及び右に關する諸家の見解

賴朝の初志と擧兵の事情

賴朝の伊豆に起るや、當初は伊豆一國の領主たらんことを欲し、後には源平兩氏相並んで朝廷に仕へた當時の狀態に復されゝば、滿足したともいふ。是等は皆その時々に於ける、境遇事情から出たところの考であらう。本來、賴朝は伊豆に謫流以來、擧兵の時機が到來するであらうか、せぬであらうか、自分にも分らなかつた事であらう。それが以仁王の令旨が降つて以來は、絕體絕命で、遂に旗揚げをなす事となり、尋で後白河法皇の院宣によつて、平家を追討し、日本全國を平定するに至つたのである。而して其目的とするところは、平家以來の暴政をのぞいて、人民を塗炭の苦みから救ひ、併せて王室を擁護し奉るといふにあつたのである。卽ち賴朝の右大臣藤原兼實に獻じた文書（文治元年十二月六日）の中にも、「伏敵於誅、奉世於君、日來之本意相叶」とあるのは、右の意志を發表したものに外ならぬのである。然れども王

朝の政治の廢頽は前記の通りで、その由來するところが久しく、一朝一夕の事ではないのである。また院の政治も天下の大局に留意せらるゝ事が少く、情實に拘泥し、姑息に流れたやうな事のみが多かつたのである。況んや保元平治の亂以來、天下が大爭亂に及んだのであるから、人民は非常な大困難に陷つた事はいふまでもない。一方に又後白河法皇の御性格は、前記の通りであり、又昵近の方々も多い事であれば、頼朝が幕府を京都に開くに於ては、種々面倒があつて、到底、新政を施す事は困難で、清盛の如く、また義仲の時の如く、種々込入つた事件が紛起すべきは逆睹せられる。それゆゑ頼朝は是等の煩累を避けんがため、幕府を鎌倉の地に置き、且、新に擡頭し來つた中產階級の武人を以て中堅となし、質實剛健の風尙を本とし、なほ簡單直截な組織の下に、幕府を組立て、王政以來の繁文縟禮を去つて、新規な政治を行はんとしたのが、彼の主眼する所であつた。而して朝廷に對し奉つては、諸事之を上奏し奉つて以て御裁可を仰ぎ、之が爲には、或は若干の吏員を京都に置き、或は特使を遣はしなどして、其事に當らしめたのである。この仕込みが甚だ事の宜しきを得たので、鎌倉幕府が成功するに至つたものと思はれる。

王朝の政治は種々變遷して人心を繫ぐこと能はざるに至る

顧みるに我國の國體は、建國以來確定して居て、古今に亘つて動くことはないが、政體は時の宜しきによつて、種々變遷したのである。即ち前記の保建大記にもある通り、大臣大連が朝に列して政務を執つた時代もあり、また大化以來、律令政治となつて、八省百官の制によつた事もある。そして夫が藤原氏の攝關政治となり、又院政時代に推移したのである。されども弊の根本は、上世の尚武の精神を棄てゝ、支那流の文化主義に倣ひ、武官よりも文官の方を貴いものとし、(上世にあつては大臣大連は相並んで政務を執り、大臣は葛城氏蘇我氏などが之に任じ、大連は大伴氏、物部氏(何れも武家)などが之に任じ、その間に尊卑輕重の別は無かつたのである) 武官には政務に干與せしめないが、文官には武政に干與させ、征戰の際には、文官を以て征討將軍となすなどの事が屢〻あつて、往昔の天子親征、若しくは皇子皇孫をして之に代らしめ給うた御趣旨とは大いに異なるものがあつた。從つて武人は低級なものと見做され、衞府、鎭守府の官兵は、有名無實となり、遂に全國無警察の狀態に陷つた。一方、藤原氏の公卿達は、廟堂の上にあつて、奢侈逸樂を事として、國家を憂へず、天下の形勢は次第に拾收すべからざるに至つたのである。その後、院政時代となり、また平氏の專權政治と移り往くのであるが、是等は既に述べた通りで、何れも行詰りの

状態となり、人心を繋いで行くことが出來なくなつたのである。

かういふ際に賴朝が幕府を鎌倉に開き、新政を布いて救濟の事に當つたのであるが、之に關しては、既に諸學者の意見が發表されてあるから、先づ夫等を掲げて、然る後に自分の評論をも記さうとする。

重野博士の賴朝及び武家幕府に關する評論

重野安繹博士の意見。重野博士は主として北畠親房の神皇正統記によつて立論して居るのであるが、その大意をいへば「我が皇室は開闢以來一統の國體にして其間に治亂盛衰はあれども、皇統に變りはない。されど世に盛衰あるは免れぬ事で、鎌倉幕府の出來るスグ以前は、最も甚だしかつた。卽ち天慶承平の亂以來叛逆人が諸方におこつたが、王室が追々と衰微して參り、政府の命令は行屆かぬ樣になり、輦轂の下すら盜賊横行の有樣であつた。檢非違使や彈正臺があつても有樣な譯であるから、まして諸國諸郡に於てはひどい有樣であつた。これは一體どうして斯うなつたかのかといふに、朝廷は親王以下搢紳方何れも立派な御方が揃はれて居つたが、世の移り變りに依て餘り泰平に流れて參つた。又婦人方の行儀作法といふものは、紫式部の源氏物語に書いてあるやうで淫風盛んなるものであつた。

かくて朝廷の綱紀が紊れ人道が壞亂の極に達した。ところが源平の武士といふ者は、もと北面の武士などから成上り、さうして法皇上皇に昵近いたし、警固警衛の番を勤めたものであるが、平氏の方では平忠盛、其子清盛、源氏の方では源頼義、義家などと申すが起つた。此輩は天子樣又は院の御所の警衛番となつて、それから身を起した者であるが、平清盛に至つては太政大臣といふ迄に成上りました。畢竟、朝廷にはそれ〴〵規定や法律がちやんとありますのに、それを手に取て扱ふのは下賤な者のする事で、雲の上人杯の關係すべきものではないといふ御見識、それ故に今の樣に平家や源氏杯の者が起つた。平家は伊勢から、源氏は河内から起り、元は皇族でありますけれども、その流の末、平民同樣な者が御警衛番となつて、朝廷を守護し奉るといふ有樣である。又經濟上で申せば、六十四州の土地が皆莊園となりました。その莊園といふものは、天子樣や院の御所を初め、皇太子樣でも皇后樣でも、其他五攝家など皆膏腴の土地を見立て、それを莊園となされて、それが日本國中に充滿して來て、國司の司る所は百分の一に過ぎずと、神皇正統記に書いてあります。悉く莊園になつて仕舞つたに依て國司は只名計りでありります。左樣な埒

も無い世上になりましたから、茲に於て彼の源頼朝といふ人が起りました。その頼朝は元源平の爭から復讐同樣な事で起りました。けれども兎も角、この六十四州の壞亂して居る所をば見て、是ではいけない、是非一ッ皇室を守護し、その殘黨を悉く平げ、王土を悉く朝廷の物にしやうといふ趣意から起りましたものである。此事を後世の學者抔が、頼朝は日本の國土を私したる者であると、斯ういふ名分上の議論からして、頼朝の鎌倉の仕事は皆自分の兵馬を肥やす爲の仕事の樣に論じまするが、是が從來の學者論であります。成程頼朝は鎌倉に幕府を開きまして、さうして天下の總追捕使、日本の總地頭と申す名目になりまして、さうして我が家人の輩をそれ〴〵の守護地頭といふものに言ひ付けました。それは固より當時に致した事でありますが、併し乍らその頼朝の仕事が無い事にしますれば、我が日本はどうして治つて參りませう。矢張り彼の天慶天暦の樣な甚だしきものになつて來て、その果はどうなつて行くか分りませぬ。所が頼朝が興つて誠に能くこの六十四州の地面をば兵力を以てし法律を以てし、劃一の政治を爲しましたる手際と申す者は、是は歴史上に明かに見えて居ります。朝廷の王土を竊んで仕舞つた

神皇正統記を引いて陳ぶ

抔と一概にそれを論ずるといふは、是は片手落ちの議論であると存ずる。その證據は先づ第一に、南北朝の時分、北畠准后親房卿の著されました彼の神皇正統記の中に委しく其事は論じてあります。親房卿は御承知の通り南朝の忠臣で、南朝は鎌倉幕府の末、北條高時を滅ぼし、さうして王政復古の事を一時遂げ遊ばしたる其時の大忠臣親房卿其人の書かれる神皇正統紀に源賴朝の事を委細に書いてあります。その一二を擧げれば次の通りである。

白河の御時、兵革起りて姦臣を亂り、天下の民殆塗炭に落ちにき、賴朝一臂を振ひてその亂を平げたり、王室は古きにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ、上下堵をやすくし、東より西よりその德に服せしかば、實朝なくなりても、背く者ありとは聞えず、これにまさる程の德政なくして、いかでたやすく覆へさるべき、云々、（仲恭天皇の條）

斯ういふ一節があります。是は賴朝の大功を建てました事を賞し、さうして賴朝が歿くなつても三代の實朝も歿くなりましたけれども、その實朝の跡に北條が執權職に居りまして、さうして九代も續きました。然るに高時をば後醍醐天皇が御

誅戮あつて、さうして鎌倉が滅亡致した。併しそれは高時が無道でありますから、朝廷が御誅戮になつたのは相當で、又王政の復古した事は目出度い事であります。さり乍ら只讐打同様で一時で濟むもので無い。何れも後の仕末が無ければならぬが、その鎌倉の頼朝が大功業、並にそれを受けての北條代々、その功に優る程の朝廷の御處分が無ければ、此天下は治るもので無いといふのが親房卿の趣意であります。後醍醐天皇が幸にして一時復古になりましたけれども、忽ち上下の間その處置宜しきを得ずして、終に又再び天下が亂れました。その亂れたる所をば准后慷慨致されまして、この言葉があるのである。君臣上下の分限を以て言へば、鎌倉は臣下、朝廷は天下一統を遊ばすが是は正當の事である。去り乍ら天下は只名分計りで治まるものではない。頼朝や北條の政治の仕方、武力の及ぶ所、其上にも立ち優る程の御處分がなければ、長く王室の復古を求める事は出來ぬといふのが、親房卿の今の言葉のある所以であります。それから又モウ一節は斯様申してある。

凡そ保元平治より以來の亂りがはしきに、頼朝と云ふ人もなく、泰時と云ふものもなからましかば、日本國の人民いかゞなりなまし、このいはれをよくしらぬ

人は、故もなく皇威の衰へ、武備のかちにけると思へるは謬なり、云々、（後嵯峨天皇の條）賴朝は更に一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤をやすめ奉りき、昔神武の御時に、宇麻志麻尼命の中州をしづめ、皇極の御宇に、大織冠、蘇我の一門を亡ぼして、皇家を全くせしより後には、類なき程の勳功にや、云々（後醍醐天皇の條）。

斯程迄に極言して賴朝を褒められました。神武帝の御時の可美眞手命、皇極帝の御時の鎌足公とそれと賴朝卿といふものは、我が日本の大亂を鎭めたる其功は一致して居る。實にその勳功の大いなる事は匹なきものであると斯う申されましたが、その可美眞手命は神武の御時に物部氏と申して、彼の武士のいつちの始まりで、是は武官の人であり、それから鎌足公、是は文官の人であります。その可美眞手、その鎌足、この二人をば兼ねたるのが賴朝で、文功と言ひ、武功は固より文武の勳功といふものは、この二人に劣らぬもので、實に天下國家の大功臣である。昔孔子が齊の管仲を賞めて管仲微りせば、吾れそれ被髮左衽せんと論語に論じてあります。丁度准后の賴朝を論せらるゝも其通りの事で、神武の時に可美眞手命無かりせば、神武の大盛德と雖も、あの位の大功業は覺束ない。又皇極の時に鎌足無かり

せば、皇極の御賢明と申しても亂臣を誅し王室を中興なさる事は出來ないかも知れぬ。それに拮抗す可き賴朝の勳功である。尤も是は權衡上を論ずる事であります。只今申した論語に、孔子も管仲の器小なる哉と云つて、管仲の不足を言ふてある所もあります。神皇正統記に賴朝の不足なる所も言ふてあります。併し乍ら兎も角世の中をば平定して此大事業を立てたと申す事は、是は管仲が王室を尊び諸侯を糾合せるといふに能く似て居りますから、その語氣を以て親房卿は大學者でありますから、古今の議論を立てられたのであります。親房卿は後醍醐天皇を輔佐して、幕府を倒すといふ精神の人で、それにその人が斯樣に賴朝並に泰時迄も實に感心な仕事が出來たものである。之が爲に天下が幸を蒙つたと云ふ、その議論の公平なる事に於ては、私はこの正統記を讀む每に、親房卿の公平無私な、さうして史眼の明かに能く世の中の事をば看破してござる事に感心いたして居ります、云々。」（鎌倉文明史論）

　思ふに重野博士のいはれる通り、南朝の元勳北畠親房がかく迄賴朝の事業を褒めて、武家の政治に一向惡評を加へなかつたのは如何なる譯かといふに、これは親

北畠親房の精神は其子顯家の上奏文と共通の點ありと思はる

房の史眼が高い所以で、時俗に超越した所であらうが、なほ考へて見れば、神皇正統記はもと後村上天皇の叡覽に供する爲のものであつて、其事は同書靑蓮院宮本の奧書に、延元四年秋の著とし、「此記者北畠大納言親房卿於南方書進後村上院云々」とあるのでも明瞭であるが、親房は曩に建武中興の業が中途にして挫折したのを遺憾なりとし、一統の業を開かんには、德を以てせねばならぬのである。たゞ復讎同樣の考でせられて、後の大政策が續かんでは到底政府は榮えて行くものではないと、そこいらの所を十分に後村上天皇へ申上げるのが、本書編纂の趣旨、又その精神のある所であらうと推察されます。右については北畠顯家（親房の長子）が泉州石津の戰で討死される少し前に、後醍醐天皇へ上つたといふ上奏文（寫）が醍醐三寶院から先般發見せられました。その文の一節には次の如き事が書いてある。即ち全文は七箇條になつて居りますが、その第七條に「可被除無政道之益寓（愚）直輩事」として「右爲政有其得者、雖芻蕘之民可用之、爲政有其失者、雖閥閱之士可捨之、頃年以來鄕士官女及僧侶之中、多成機務之蠹害、動黷朝廷之政事、道路以目、衆人杜口、是臣在鎭之日所耳聞而心痛也、夫擧直措枉者、聖人之格言也、正賞明罰者、明王之至治、如此之類不如

早除、須明黜陟之法、闢耳目之德樞矣」とある。　なほ其最後には「陛下不從諫者泰平無期、若從諫者淸肅有日者歟、小臣元執書卷、不知軍旅之事、忝承綸詔、跋涉艱難之中、再擧大軍、齊命於鴻毛、幾度挑戰、脫身於虎口、忘私思君、欲却惡歸正之故也、若夫先非不改、太平難致者、辭符節、逐范蠡之跡、入山林、以學伯夷之行矣、以前條々所言不私、凡厥爲政之道、致政之要、我君久精練之、賢臣各潤餝之、如臣者後進末學、何敢討議、雖然粗錄管見之所及、聊攄丹心之蓄懷、書不盡言、々不盡意、伏冀照上聖之玄鑒、察下愚之懇情焉、謹奏」といふ一節があるのである。　親房の神皇正統記と顯家の此文章とを對照して考へたならば、彼の一家が、如何に國家治亂興廢の前途について、痛切に憂慮されたかを思ひやることが出來るであらう。

辻善之助博士の意見。　之も主として王朝政治の弊を述べ、當時の關白たるものに截然たる決斷力が缺けて居て、事を上奏するに當つても、たゞ古例や諸說を並べて申上げるのみで、かく御裁許を願ひたいとの意見を付してないので、天皇におかせられても御裁可に惑はせられた例を擧げ、且、武家政治は當時の社會には最も適當したものである事を陳べられて居る。　卽ちその要に曰く「武家政治なるものを

辻博士の武家政治に關する評說

以て、一種の罪惡であるとし、殊に國體の上から見て罪であると論ずる者があるけれども、私はそれは舊幕府より維新にかけて政策上より出たる一種の偏見であると思ふ。素より武家政治といふものは、六百年以上の長い間續いたのであるから、其の間には、將軍なり其の臣下なりの中に、其の政治の成績に對して非難すべき點はあつた。併乍ら其成績が好くないからと云つて、武家政治なる政體其のものを非難すべき理由はなからうと思ふ。其の武家政治を始めた時には、兎に角其の時勢に適切なものがあつたに相違ないと思ふ。武家政治がいけないと云ふことは、德川時代に出た說が多いのであつて、德川氏の朝廷に對する態度、其の他の仕打に、いけない所があつたので、德川氏に對する偏見又は德川氏に對する政策の上から、幕府を倒さうといふ考の上から、武家政治はいけないといふ議論を特に起したものがあるのである。德川氏の朝廷に對する態度は、隨分非難すべきことがあるけれども、併乍ら其の爲めに、ズッと溯つて淸盛なり賴朝が、武家政治を始めた時まで惡いといふ理由はなからうと思ふ。武家政治と云ふものは、善い所もあり、惡い所もある。其の始まつた時は、社會の組織がグズ〳〵になつて、國家が非常に危い時

であつた。それを武家政治に依つて救うたのであつて、國家が崩壊せんとするのを防ぎ、皇室に對して累を及ぼさんとするのを止めたのであつて、是れは武家政治の長處と謂はなければならぬ。少し長くなるが、一體其の時の藤原氏の政治といふものがどういふものであつたかといふ實例を引いてお話して見ようと思ふ。

藤原氏の政治は先例といふものを重んずる、所謂因襲の政治である。何か新しい事が出來ると、それは先例が無いからいけないとか、或はいけないも宜いも決めることが出來ない場合がある。其の一例として後朱雀天皇の長暦三年に起つた一件について御話しよう。この年に、三井寺と叡山との爭が起つた。この爭の由來は久しい事であつて、こゝに簡單に述べ去ることはむづかしい事であるから、すべて省略するが、とにかく、この年に三井寺が獨立して戒壇を立てたいといふことを願ひ出た。其の時三井寺の長吏(管長)は明尊といふ人があつた。明尊は自分の寺に戒壇を立てなければ寺が獨立が出來ないで、三井寺で育てた沙彌が叡山に上つて戒を受けなければならぬから、獨立の戒壇を立てたいと云つて願ひ出た。そこで公卿衆が會議を開いて、其の事を相談した。或者は諸宗の意見を尋ねたら宜

からうと云ひ、或者は之を許すことはならぬと云ふ。又或者は之を許しても宜しいといふやうな譯で、五つも六つも意見が出た。そこで關白が採決して、關白の意見を附して、私は斯樣に御裁可になれば宜しからうと存じまするると申上げれば、それで關白の責任が立つのであるが、此の時の關白賴通は、一向無能で、さういふこともしない。斯樣に申します、斯ういふ風の意見もございますと云つて、其の儘を申上げる。それでは天皇に於かせられては堪つたものではない。何とも御決めになることが出來ない。何の爲めに關白があるのであらうか。後朱雀天皇は之に對して、裁決を御與へにならない。其の儘七ヶ月經つて閏十二月になつた。三井寺の方では、催促に行つて、藏人頭資房を經て再び願ひ出た。其の前後の事情は、資房の日記に詳しく書いてある。そこで天皇に直々資房から申上げた所、天皇の仰せらるゝには、是れは決して默つて抑えて居るのではない、握り潰して居るのではない、王者の心は決して偏頗であつてはいかぬ。公平でなければならぬ。況や此の事は佛教に關係して居る事であるから、決して打遣つて居る譯ではないけれども、自分に於ては何うして宜いか分らぬのである。可否を辨ずることが出來ぬの

である、尚能く相談して申上げるやうにせよと仰せられた。所が關白賴通は、尚之を決することが出來ない。其の内に翌年卽ち長久元年の四月になつて、三井寺から又催促が來た。三井寺では元分れた寺が叡山であるが、叡山へ行くのは敵の處へ行くのだから、忌々しいといふので、今迄奈良の東大寺に行つて戒を受けて居たけれども、もう戒壇が自分の方に出來るかも知れぬといふので止めてある。所が何時まで經つても戒壇が出來ないから、段々と三井寺を去つてしまふ。これでは行かぬからといふので催促に來た。さうして藏人頭資房から、其の事を申上げた所が、矢張り天皇は決せられない。而して仰せらるゝには「此の事晝夜の憂なり、然れども思慮未だ一端を得ず、然るべく定めて奏聞すべし」と仰せられた。此の時に方つて、叡山の方では、三井寺に對する示威運動として、京都の方へ惡僧がドン〳〵出て行く、人を斬つたり火を放つたり、非常に物騷な世の中になつて、人心恟々たる有樣である。そこで、藏人頭資房が之を關白に相談した所が、何とも意見が無い。三井寺の方からはドン〳〵催促が來る。直ぐに決定されたい。そして若し戒壇を三井寺に立てることが出來ないならば、どうか自分卽ち明尊を再び天台の座主

に任じて貰ひたいといふことを願ひ出た。これは何ういふ譯であるかといふと、前に一度明尊が天台座主になつたことがあるが、山の衆徒が反抗して之を追出したので、そこで三井寺は獨立して戒壇を立てようといふ譯である。若し戒壇を立てることが出來ないならば、天台座主にもう一度任じて下さい、さうすれば自分が叡山を占領してしまつて、自分の思ふやうにすると、斯ういふのであるが、それも出來ない相談である。それ故其の儘決することが出來ない。更に又公卿衆をして相談せしめた所が、矢張り同じことであつて、諸宗に問合せたら宜からうとか、或は許したら宜いとか、許さぬ方が宜いとか言ふだけで、又それだけの事を並べて、天皇に奏上する。つまり取次をするだけである。又一年經つてしまつて、長久二年となつた。三年目で愈々諸宗の僧侶に向つて意見を求めた。諸宗の僧侶は、皆三井寺の願を許されたら宜からうと云ふことを申立てたけれども、叡山だけは反對した。そこで其の儘又グズ〳〵に年が經つてしまつた。爾來何時までも、此の問題が解決せずに、徒らに年を過ぐるばかりで、鎌倉時代を通じて始終爭つて居た。平安時代政治の一斑は斯くの如き有樣である。關白といふものが、何の爲めにある

のか分らない。關白といへば、天皇に申上げる事を白分が關り白すのである。自分の意見を添へて申上げて、天皇が御採用になつて、御裁可になるのであるから、何とか決めなければならぬ。それを決めないで居て、只取次をするだけであつた。かくの如く因循姑息な政治をやつて居たが、其處へ武家政治が出て來ると、實に簡明にピシリ〳〵と事を決めてゆく。それで時の人が非常に武家を慕ふやうになつたのである。

武家政治を頼朝が開いたといふので、頼朝を非常に惡くいふ人があるが、それは間違である。頼朝の開いた武家政治といふものは、德川氏とは遣方が違つて、何事も朝廷に申上げて御裁可を經るのであつて、朝廷には上皇が政を執つて居られる。其の院宣を奉じて以て政治を行ふ。足利幕府もさうである。唯德川幕府になつてからは、さういふことをやらなかつた。頼朝の時には諸大寺社莊園に關する事の如きは皆院宣を奉じて之を行うた」とて是より頼朝が案件を上奏の次第、また京都警衛の爲に千葉常胤、下河邊行平等を遣した事より、その勤王の事蹟を縷述し、最後に大覺寺所藏の後宇多院御遺告二十五條の内に「而鎭護國家之大本、專在二武將長

白鳥博士の國體論より見たる武家政治の評論

久、何則中古以來、保元兩主爭亂、壽永兩家征伐、生民疲軍旅、皇統依兵權、而近曾神璽合應武威鎮世、是以君康民安、天命自正」といふを擧げ、武家政治の實際に行はれて居た當時に於て、大覺寺統の後宇多天皇は武家政治を稱讚し、之を謳歌して居たと陳べられて居る。

白鳥庫吉博士の意見。　これは「皇室と武家の興亡」と題して兩者の關係を說き、平安朝の中期以來綱紀振はず、一般の人民の塗炭に陷りし際、武家が起つて之を救濟し、鞏固なる責任內閣の如きものを組織して行つたのである。されども此武家の幕府が職責を盡さゞる際には、其位置に居ることが出來ない事は、北條、足利、織田、豐臣、德川と當事者が移り替つて行つたやうなものだと說いて居る。即ち其要旨に曰く「我が國の天皇は、天神（あまつかみ）の御子孫であつて、代々現るゝ現神（あきつかみ）であらせられるといふ信仰は、我が國民上代からの深い信念である。皇道の精神もこゝに源を發し、國史も實にこの精神のあらはれである。中世以後に起つたいはゆる武家政治について考へて見ると、最もよくうなづかれるのである。

凡そ物事は何によらず、その片端を以つて全體を判斷してはならないものであ

るが、從來から說かれて來た皇室と武家との關係についての議論には、さういふ缺點があるやうに思はれる。幕府が出來るには出來るだけの理由があつた。亡びたのにも亡びるべき理由があつた。その存在にもまた大いなる意味があつたのである。

內外古今の歷史を見ると、如何なる强い大きな國家と雖もその建國以來久しい年月を經るにしたがつて、次第に衰へたり、滅亡したり、また滅亡しないまでも革命をひき起さないものはないのであるが、たゞ我が國だけは獨り、時には國運の盛衰のあるを免れることは出來なかつたけれども、斷じて革命といふやうな忌はしい事件は起らなかつたのである。例へば平安朝の中頃のやうに、朝廷の綱紀が非常に弛んで、政治上に弊害が百出し、一般の人民が塗炭の苦しみをなめた時、もし假りにこれが外國に起つたものとすれば、そこに必ず革命が起つたらうと思はれるが、我が國に於てはかゝる場合に於ても、少しも大本に動搖を來すやうな事變はなく、わづかに一つの新なる勢力の出現を見ただけで片付いたのである。その新なる勢力が武家である。もしこの時にあたつて、この武家といふ新勢力の出現がなか

つたならば、當時の我が國情は如何に進展したらうか。想像するだけでも寒心に堪へぬであらう。

しからば何故に、我が大本に動搖を來たさなかつたか。いふまでもなく、我が國は建國の當初から君臣の分が定まり、臣下の身を以つて皇室の御事に干渉することは出來ないといふ強い信念が國民全般に燃えてゐたからである。

その後、武家がだん／＼勢力を得て、兵馬の權を掌るやうになり、皇室の御威光がだん／＼衰へたけれども、かりにも武門の身を以つて天位を窺ふといふやうなことのなかつたのは、やはりこの強い信念から出てゐる。

國史を通覽すると武家政治がその半を占めてゐる。そして幕府は時に朝廷の命令を奉じないで、叛旗をひるがへしたこともあるので、幕府といへば朝敵、將軍といへば叛逆と思ひ出すといふけれども、これは單に幕府の弊害短處だけを見たる人のいふことであつて、我が國史の大勢を洞察したものゝ議論とはいへない。しかし大義名分を以つて論じたならば、幕府は朝廷から征夷大將軍といふ一官職を授けられ、位階節刀を賜つて、兵馬の大權を一時委任せられた一つの機關にすぎな

い。幕府が兵馬の大權を掌るやうになつたから、朝廷にその權利がなくなつたといふのでは決してない。もしこれが歐米諸國であつたならば、權利が一方に移れば、他方は必ず全然なくなるといふことになつてゐるのであるが、我が日本に於ては單にその權利の行使を委任したに過ぎなくて、權利がなくなつたのではない。勿論幕府の起つた動機や事蹟を一つ〳〵細かに檢べて見ると、朝廷から大權を要請したといふ形跡が認められないでもない。しかしそれによつて幕府を責める前に、もう一歩進んで、當時の朝廷が兵馬の大權を武門の手に委さなければならないやうな事情になつたことも忘れてはならない。兎に角、歐米諸國ならば當然武家が一主權者といふ形になるべきところであるが、我が國に於ては、大權の一部を委任せられた一臣下に過ぎなかつたのである。

大義名分の上からいへば、あくまで一臣下であつて、幕府が上は皇室を尊崇し奉り、下は百姓を愛撫し、その責任を充分につくし得た間に、その職務を世襲したのである。しかし幕府が、萬一朝命を輕んじ、人民を虐げる等のことがあつて、その責任を盡さないやうな時には、その幕府は倒れ、征夷大將軍の職は他姓の武門に授けら

三氏の評論について

れたのである。だから幕府は興亡がしば〳〵あるのである。卽ち源平兩氏が代る代る責任の地位に立ち、續いて北條、足利、織田、豐臣、德川といつた風にその職は移つて行つた。このやうに責任を果すか否かゞ幕府持續の問題であつて、責任を果せばその職を持續することが出來るが、責任を果さなければその職から退かされる。どこまでも責任は皇室に對して負うてゐたのである。これは恰も支那の代代の天子が、天に對して國家統治の全責任を負ひ、民の人望集まらず責任を果さないと、他の王朝がこれに代つて帝位に昇つたのと同樣である(國體眞義)。

以上三氏の所說を見るに、その說き方には種々の相違はあれども、その論旨は大體同一であつて、王朝の末、朝廷の政治が振はないで、人民が塗炭に陷つた際、これを救濟したのは武家の政治である。武家は鞏固なる幕府を樹て、その威令が善く行はれたから、崩壞せんとした社會も爲に肅然たるを得たのである。されども其の鞏固なる幕府が出來て諸事をテキハキと取捌いて行つたが爲に、朝權は微弱になつた威がないではないが、武家(征夷大將軍など)はもと一臣下であつて、責任內閣の衝に立つて居るやうなものである。而して其責任を盡さゞるに至れば、人心が離

散して、その顚覆を見るに至ることは史上に明白な事實であるとの趣旨で、吾等の所見も亦之に外ならぬのである。

徳川時代に於ける賴朝の評論

されども徳川時代に出た學者や政論家の中には、大分之と異つた意見を持つて居る者があつた。彼等は南北朝時代の爭亂を見、また室町幕府の秕政、應仁亂後の社會の大動亂などを見聞したので、王朝時代を回顧すれば、二官八省の制などが文獻の上に歷然として居り、法文上には如何にも整うて居たやうに感ぜられるので、後に政權の武門に移つたのを憤慨し、その如何にして移り行きしかの徑路や事情を考ふるには粗漏であり且又王朝時代の政治の實際の研究などは碌々之をなさずして、輕卒に論を立てた者が多かつた樣である。殊に其論の根據は儒敎の精神から割出したものゝ樣である。今夫等の一二を擧げて之に評論を加へて見たいと思ふ。

藤原惺窩の賴朝論

先づ第一に擧ぐべきは藤原惺窩の論である。その大意に曰く「天下をしる人を天子といふ。天子とは天の子と書(け)り、これすなはち天道の名代に此界へ出て、天下の萬民をあはれみ、天下の父母となり給ふなり。天照太神は、日本のあるじなれ

ども、宮作はかやぶきなり、御供は黑米なり、家居をかざり給はず、食にめづらしきものをとゝのへずして、天下の萬民をあはれみ給ふなり。神武天皇其おきてを守りて、道をおこなひ給ふによりて、後白河法皇まで幾千年といふ數をしらず、代々子孫に天下をゆづりて、さかえ給ふなり。(中略)後白河法皇にて、天照太神のおきてやぶれきはまりて、賴朝天下をとりて、おもてには慈悲をほどこし、道をたつるまねをして、心には天下をとり、我身のたのしみをおもひたる、いんぐわによりて、其身は死するところさだかにもしれず、賴朝の子賴家はおとうと實朝にころされ、實朝はをひにころされて、四十二年にして子孫ほろび、天下をうしなふたり。道をしらず、天道をおそれず、民をくるしめ、一人えいぐわにほこる天罰なり」とあり。是等は儒教の精神から割り出して說を立てたもので、賴朝の事蹟心情につき、父子孫の榮えなかつた理由などにつきての研究は空疎であるから、一々論ずる迄もないと思ふ。但し惺窩は北條泰時や時賴などが民政に注意たし事については、大層之を讚美して居るのである。(千代もと草一卷參照)

惺窩の次には林羅山の倭賦(羅山文集にあり)などがあるが、之は賦詩體のもので、歷史上

からいへば左したるものではない。かういふ類を受けて、稍歴史上から論を立てたものは新井白石であらう。白石の賴朝に關する評論は讀史餘論に見えて居て、かういふ方面の代表的のものと思はれるから左に掲げて見よう。白石の賴朝を論じたところは同書の數箇所に見えるが、その重なるものは次の三つである。

新井白石の賴朝論（一）

(1) 按ルニ義仲(木曾)ハ始高倉ノ宮ノ令旨ヲ奉ジテ兵ヲ擧ゲシニ、宮ノ御事有シカド、其御子ノ僧トナリ給ヒシヲ取立マイラセ主トナス、又伯父ノ義廣ニ賴マレシヲ賴朝恨デ、私軍セムトセシニ、我愛子ノ十三ナルヲ出シテ中和ラギシナド、君父ノ義ヲ知レリト云ベシ、北國度々ノ戰ニ打勝、都ニ向シ時モ、山僧ト故ナキ軍セン事然ルベカラズトテ覺明ガ策ヲ用ヒテ、スミヤカニ京ニ入リ、スベテ平家ノ兵ヲヤブリテ都ヲ追落セシ事、悉ク義仲ガ功也、賴朝四年ガ程東國ヲ併セ呑デ自ラノ事ヲ營ミシガ如クニアラズ、法皇天子ヲ撰ビ給ヒシ日モ、オノガ主セシ人ニ黨セシ事モナカリシナド、悉ク皆義ニアタレリト云フベシ、タヾ法住寺殿ヲセメシ一事ノミ罪アリト雖、其モ知康ガ爲ニ讒セラレ、法皇既ニ御誅罰有ルベキニテ、手ニ屬シ兵モ盡ク馳參リシカバ、其憤ニ堪ザルガ故也、此事死ヲ救

フノ策ニテ君側ヲ掃フノ擧トモ云ベシ、サレバ大方ハ義仲最後ノ軍ナルベシトモ、又ニクキ其鼓メ打破リテ捨ヨナドヒ云シ也、其後松殿ノ仰ニ隨ヒ、院ヲモ出シ參ラセ、關官ノ人々ヲモ出セシ類、理リシラヌ男ニハ非ズ、頼朝ノ義仲ヲウタレシ事更ニ其謂ナシト云ベシ、始私ノ軍ヲセムトセシモ心得ラレズ、其後秀衡ニ下サレシトイフ院宣ヲ木曾ガ謀也ナド云シモ心得ズ、此度兄弟ニ兵ヲツケテノボサレシモ、法住寺殿ノ事有シヲ聞テ其罪ヲ問シニハ非ズ、義仲法住寺殿ヲ燒シ時、既ニ東軍ハ熱田ニ至レリト見ヘシ、頼朝ノ心ヒトヘニ自ラヲイトナムガ爲ニアルナリ、

平家物語、盛衰記等ニ見ヘシ所モ、木曾ガ田舍人ナリショシト法住寺殿ヲヤキシトノミ見ヘテ、其餘ノ罪ハ聞ヘズ、法住寺殿ヲ燒シ事ハ先ニ論ゼリ、田舍人ノ禮ニナラハヌ事イカデカ其功ヲ掩フベキ、是ラノ記、鎌倉ノ代ニ記セシ所ナレバ、偏ヘニ頼朝ガ地ヲナサムトセシカド、遂ニ其辭ヲ得ザリシト見ヘシ、又玉海ニ清原ノ頼業ヒソカニ兼實ニ申セシハ、若キ時信西、幷ニ其ノ子俊憲ト睦マシ、法皇其時御在位ノ頃ナリ、俊憲申セシハ、今上ハ暗主也、治國ノ量アラズ、晋ノ皇

帝八王ニ挾レテ兵亂ヤム事ナカリシガ如クナルベキ歟ト、果シテ其言ノ如シ、誰カ先見ノ明ヲ感ゼザルヘキト云シト也、按ルニ此院始メ今宮ト申セシ時、鳥羽院美福門院ヲ愛シ玉ヒテ、近衛院ヲ位ニツケ申サレシカバ、宮ヲバ押コメ置レキ、其後女院ノ崇德ヲネタミ玉ヒシ故ニ、思ヒノ外ニ此院ハ卽位アリ、サレドモ二年計リノ中ニ保元ノ亂アリキ、其後幾程ナクテ寵任シ玉ヒシ信頼ガ爲ニトラハレ給ヒテ平治ノ亂アリ、其後又二條院ト御ヨカラザリシ故ニ、嫡孫ノ六條ヲオロシ玉ハン料ニ、淸盛ヲ頻ニ擢任シ玉ヒ、カレガ權ヲ恣ニスルニ及デ、ヨカラヌ輕薄ノ輩ト謀リテ平氏ヲ滅サントシテ、終ニ兩度マデ捕レ給ヒ、今又知康ガ如キ輕薄ノ者ノ讒シテ申ス旨ニヨリテ、義仲ガ大功ヲ捨テ、忽ニ誅シ給ハントシテ捕レ給フ、スベテ寵臣功臣ノ爲ニ捕ハレ給フ事、前後四度ナリ、ソノ後ヤヽモスレバ頼朝ニオビヤカサレテ、ツヒニ天下ノ權ヲ奪ハレ給ヘリ、保元ノ亂後シバシガホド善政ヲ行ハレシハ、皆信西ガハカラヒ申セシ所也、ソレハカレガ才略イミジキヲシリテ任用セラレシト云ニハアラジ、御乳母ノ夫ナレバソレガ申ス旨ニマカセラレシナルベシ、俊憲ヒトリ帝ノ非器ヲ知レルノミニ

モ非ズ、崇德モ文ニモアラズ武ニモアラズト仰ラレシヨシ、保元物語ニモミヘタリ、

讀史餘論は白石が德川六代將軍家宣に進講せる際の原稿であるといふが、本書は忌憚なく諸事を評論せるところに、その價値を認めるのであるが、賴朝に關するものは稍〻從來の見に囚はれて公正を缺いだ憾がないではない。こゝに掲げたところは、木曾義仲が主であつて、賴朝は從になつて書かれて居る。そして義仲については稍〻辯護の態度を取り、賴朝に對しては攻擊の筆法を進めて居られる。而して義仲が法住寺殿を攻擊し奉つたのも、後白河法皇が知康などの讒を信じて、義仲を誅せんとし給へる故であると述べて居るのである。

一體、後白河法皇の御性格については、予輩は前にも陳べたが、こゝに白石も論じて居る如く、忌憚なく之を申さば王者たる御態度が缺けて居り、種々術策を好ませられ、それが爲め常に安泰を得させられず、後意志もそれからそれへと終始移替られた樣に拜せられる。たとへば或時は平家（主として淸盛）をお引立てになるかと思へば、彼が權勢を得るに及んでは、また之を厭はせられて、輕薄の輩に命じて之を謀らし

められる。木曾義仲が都に攻入れば、喜んで之をお迎へになつて、平家を追討せしめられる。されどやがて義仲が兵士や軍馬の爲に糧食の徵發をなし、又その田舍育ちで禮節に嫻はぬ爲に、往々無禮の擧動があり、又皇位繼承の如きにも喙を容れ奉つて、京紳間に不評判を來すや、法皇は早くも御心變りになり、人を遣はし頼朝に命じて義仲を討たしめられる。頼朝が若干の兵を京へ進めんとしたのは之が爲である（されども義仲の法住寺殿攻擊の暴擧があるまでは容易に入京せしめなかつた）。義仲も內々此事を聞知したので、進んで平家を追討せんか、頼朝の軍の京に進入せんことを恐れ、止まつて頼朝に備へんとすれば、法皇は速に平家を追討せよと仰せられる。これ義仲が進退兩難に陷つた所以である。

義仲滅亡の後は、更に源氏に命じて平家を追討せしめられる。平家が滅亡して頼朝の勢力が獨り强大となるや法皇は又々頼朝を厭はせられ、その義經と不和なるを利して、義經に許して頼朝を追討せしめられる。御一生の間、終始、斯くの如くにして術策を御繰返しになられたのである。

又一方頼朝が鎌倉に止つて動かなかつたのは、千葉介常胤や上總介廣常等の進

新井白石の頼朝論(二)

言によつたのでもあるが、平家や木曾義仲が京都に據つて事をなさんとして失敗した所以を考へ、(且、又義仲が京都に居るのに、頼朝自身兵を率ゐて入京すれば、兩人の間に衝突のおこるべきは見やすい道理でもある)又東國に於ける平家の與黨(常陸の佐竹、下野の足利氏の如き)を誅罰して地盤を固め、徐ろに東國安定の計をなさんとしたものであらう。されば其着眼はなか／＼高く、院の廳官中原康定が關東へ使して歸るに際し、三箇條(一可レ被レ行二勸賞於神社佛寺一事、一諸院宮博陸以下領、如レ元可レ被レ返二付本所一事、一雖レ為二對謀者一、可レ被レ寛二宥御沙汰一事)の上奏をなせるにても、頼朝の精神のあるところを推知すべく、甚だ穩健なるものであるのである。よつて廷臣達も大に安堵し、且つ頼朝の人と爲りを想見したといふ事である(本書第二卷三三頁一七頁—三三參照)。

(2)按ルニ頼朝、行家義經ヲ誅セムトスル事甚謂レナシ、初頼朝鎌倉ニ入シヨリ、スグニ自家ヲ經營スルノ志アリ、サレバ東國ノ豪家ヲ故ナク誅滅シ、又義廣ト戰ヒ義仲ヲ討ムトセシ類、悉ク皆己ニ害アラン事ヲハカレバ也、平家ノ暴逆ヲ誅セム由ヲ稱ストイヘドモ、兵ヲ擧テ四年ガ間、一騎ヲシテ西セシメズ、富士川ノ戰モ彼來レルガ故ニ應ゼシモノ也、西征ノ師トハ見エズ、東國ノ鄕郡悉クホシ

イマヽニ押領シテ、スデニ功有者ニサキアタフ、イカデコレヲ朝憲ヲ重クスト云ベキ、義仲ヲ討シモ彼既ニ京ニ入テ平氏ヲ追落シ、朝賞ニ預リシヲニクミシガ故ナリ、然ルニ義經其心ヲ得ズシテ院中ニ伺候シテ朝賞ニ預ル、且其兵ヲ用ルノ間、天下ニ變ナカリシカバ、尤頼朝ガ忌オモフ所ナリ、サレバ頼朝常ニカレガ兵權ヲ奪ヒテ大兵ヲ孤ニシテ、平家滅ビシ後ニ是ヲ推(倒)スニタヤスカラン事ヲ謀レリ、頼朝ミヅカラ朝ニ二心アルガ故ニ、朝ニ志アルモノヲ忌メルナリ義經己ガ弟也トイヘドモ、當時既ニ朝臣ニ列シテ京都ニ鎮護タリ、然ルニ是ヲ輦轂ノ下ニ襲殺サムトス、是豈臣タルモノヽシソザナランヤ、上皇ノ脆弱ナルヲ利シテ行家義經ガ事ヲ以テ是ヲオビヤカシ參ラスルニ、木曾ト平氏ヲ滅スノ功アルニ誇レリ、始ニ平氏ノ兵威ヲ摧シハ義仲ノ功ナリ、終ニ平氏ヲ滅セシハ義經ガ功多シト云フベシ、義仲ヲ誅セシ事ハ法住寺殿ヲセメマイラセシ罪ヲ問シニハ非ズ、東軍ノ京ニ入シ時、偶々彼ガ凶惡ノ目ニアヒシナリ、頼朝、朝ノ御爲ニ彼ヲウチシト云フハ僞レルナリ、或オモヘラク、義經ツヒニ頼朝ニソムキタリ、サラバ頼朝ノカレヲ誅セムトセシ事、理リトモ云フベシト、然ルニハア

ラズ、義經始ヨリ賴朝ニ二心ナシ、タヾ賴朝ノ姦計アル事ヲ知ラズ、古ヘ賴光、賴親、賴信ガ如ク、義家、義綱、義光ガ如ク、兄弟トモニ朝ノ御守リタルベシトノミオモヒテ、賴朝ノ代官トシテ義仲ヲウチ、平氏ヲ破リシ後、京都ヲ守護シテ院中ニ伺候セリ、然ルヲ賴朝不快ノ氣色有シカバ、イカニモシテ其心ヲトラムト思ヒキ、サレバ範賴ガ平氏ヲ破ル事ノ叶ハザルニ及ビテ、義經讃岐ニ向ヒシ時、渡邊ニテ風アラク浪高キニ、眞先ニ船ヲ出ス、大藏卿泰經是ヲ諫メシニ、義經殊ニ存念アリ、一陣ニオヒテ命ヲステムトオモフト云キ、其志モシ此度ノ軍ニ勝事ヲ得ズンバ、最初ニ打死スベシ、若勝ツ事ヲ得バ賴朝ガ心モヤハラギナムヤト思ヒシニアラズヤ、カクマデニ賴朝ガタメ心ヲ盡シタレド、賴朝更ニヨシト思フ心モナク、平氏亡シ日、スミヤカニ其兵權ヲ奪ヒテ召還ス、此後數通ノ起請文ヲ以テ二心ナキ由ヲ申セシカドモ、サラニユルサズ、終ニ討手ヲ差向タリ、其時義經ミヅカラ首刎テ年頃ノ志ヲ顯サンハイザ知ラズ、其餘ハ自ラ死ヲ救フノ謀ヲ出サムニハシカズ、義經院宣ヲ申請シ事止ム事ヲ得ザルニ出タリ、ソノ志ノ如キハアハレムベシ、或人又思ヘラク、義經其志驕テ勇ヲ恃ミ、自ラ其禍ヲトレ

リ、且加フルニ景時ガ讒ヲ以テストイフ、是モ又賴朝ニ黨スルノ說ナリ、範賴ガ愿ニシテ怯ナルモ、ツヒニ死ヲマヌガレズ、其死セシ時、誰カコレヲ讒セシ、思フニ唯賴朝ガ如キモノヽ、弟タラン事、是難シトイフベシ、

こゝにても白石は賴朝が東國に留まり居りて私計を立て、早く京都に赴かなかつたことを責め、その不臣を咎めて居るが、これは前にも陳べた通り、賴朝は俄に上洛し難い事情があつて、玉海（壽永二年九月九日の條）にも「靜賢法印來、談世間事等、賴朝進使者、忽不可上洛、云々、一ハ秀平（藤原秀衡）隆義（常陸ノ佐竹氏）等可入替上洛之跡、二ハ率數萬之勢入洛者、京中不可堪、依此二故上洛延引、云々、凡賴朝爲體、威勢嚴肅、其性强烈、成敗分明、理非斷決、云々」とあるのである。强ち早く上洛せぬのを以て不臣とは責め難い。賴朝は勤王の念に篤く、また戰爭の勝敗以外に、天下の大局に著眼し、國郡を平定し、百姓をして安穩ならしめようといふ念慮が夙にあつたのである（そは別項に陳べる）。また賴朝と義經との關係についても、白石のいふ所は一應尤もではあるが、これを以て悉したものとはいへぬ。吾等も前節に陳べた通り、賴朝と義經との不和の原因は主として恩賞問題からであるのである。之についても前に陳べた通り、賴朝は木曾義

仲追討の賞として壽永三年三月二十七日に正四位下に陞叙された。さうすると義經は逸早く官途推擧の事を賴朝に願ひ出た。これが少々賴朝の感情を害したやうである。やがて五月廿一日に賴朝は範賴を三河守に、源廣綱(源三位賴政の子)を駿河守に、平賀義信を武藏守に推擧し、是等は程なく任命されたが、義經の事は推擧しなかつたのである。すると同年八月六日に義經は朝恩により左衛門少尉に任じ、檢非違使の宣旨を蒙むつた。賴朝は自分の推擧を待たずして此事があつたので愈〻不快に感じたのである。そこで義經の朝敵追討使たる事は一時猶豫し、先づ範賴を遣はして中國路に赴かしめ、以て平家追討の事に當らせたのである。されども範賴は一向に勳功を奏し得ないで、月日を送つて居るので、義經はもどかしさに堪へず、自身に後白河法皇に願ひ出で、勅宣の御使として出征したのである。(賴朝から追討使猶豫の取消しあるのを待たず、この事は吉記及び保暦間記に見えて居る、その文は後に揭ぐ)さうして屋島及び壇浦の戰捷をなしたのであつて、その勳功はさることながら、我は勅宣の御使であるといふ態度が、隨時に現はれたものか、關東將士の同情を失する點もあつた。彼の最後の數願書ともいふべき腰越狀の中にも「左衛門少尉源義經、乍ㇾ恐申上候意趣者、被ㇾ撰二御代

宣其一、爲ニ勅宣之御使ニとして、矢張り此勅宣の御使といふことが謳はれてあつて、自然頼朝を無視したやうな形に見え、頼朝の惡感をそゝるものがあるのである。それればかりでなく、縦令次第に兄弟の恩誼が破裂したからとはいへ、頼朝が未だ刺客を遣はさぬ前に、義經の方から進んで兄頼朝追討の宣旨を請ふに至つては、殆ど辯解の途はないと思はれる。それ等については別項に記してあるから此處には省略する。

〔參照〕

〔吉記〕元暦二年正月八日條云、大府卿（大藏省の唐名を大府寺といふ、大府卿は大藏卿高階泰經）於レ院示云、廷尉義經可レ向ニ四國ニ之由所レ申也、而自身可レ候ニ洛中ニ歟、只可レ差ニ遣郎從ニ歟之由、有レ被レ申人、且是忠清法師在ニ京中ニ之由風聞、定挿ニ凶心ニ歟、云々、及ニ二三月ニ兵粮盡了、範頼若引歸者、管國武士等、猶屬ニ平家ニ、彌及ニ大事ニ歟由、義經所レ申也、予（吉田經房）申云、義經申狀、尤有ニ其謂ニ、大將軍不ニ下向ニ、差ニ遣郎從等ニ之間、雖レ有ニ諸國費ニ、無ニ追討之實ニ歟、範頼下向之後、及ニ此沙汰ニ歟、然者今春義（按脱經字）發向、尤可レ決ニ雌雄ニ歟、於ニ忠清法師事ニ者、不レ及ニ沙汰ニ歟、但可レ搦ニ進其身ニ之由、尤可レ被ニ宣下ニ歟、義經雖ニ下向ニ、於ニ可レ然之輩ニ、差分可レ令レ祗ニ候京都ニ之由、尤可レ被レ仰

新井白石の頼朝論（三）

含也、御祈禱微々、不便無極事也、雖無其用途、尤可被仰諸社諸寺也、三種寶物事能々可被籌之由申之、云々、

〔保曆間記〕元曆二年乙巳正月二十日、義經院の御所へ參り、平家追罰のために西國へ發向のよし申ければ、三種の神器事故なく可奉還由被仰義經、今度は大將軍の宣旨を蒙ふるとあり、云々、

(3)案ニ正統記ノ云ル所ハ、孔子管仲ガ仁ヲユルシ給ヒシ義ナルベシ、頼朝ノハジメ軍起セシ事王ヲ勤メ民ヲ救ハムトノ心ニハアラズ、平氏ノ罪惡貫盈、天下ノ豪傑アラソヒ起リシニアタリテ、高材逸足、終ニ其鹿ヲ得タリシ也、初兵ヲ起セシヨリ義仲ヲ撃シニ及テ數年ガ間、イマダ一騎ヲ發シテ西ニムカヒ罪ヲ問シ事有リシトモ見ヘズ、カツハ普天之下、率土之濱、誰人カ王臣ニ非ズ、イヅクカ王土ニアラザル、頼朝ノ打滅セシ所オシ取リテ領セシ所、抑是誰ガ臣ニシテ誰ガ土ナリシゾヤ、義仲ヲ討シコトタマ／＼其暴亂ノ日ニアヒ、平氏ヲ亡セシ事タマ／＼其兵威摧シ時ニアヒ、其師名アルニ似テ、其功ヲナス事モナルニ似タル也、平氏都ヲ落シ時、若其謀ノ如ク一院ヲモ同シク御幸ナシマイラセ、義仲ガ頼

朝ト軍起リシ日ニ、又其謀ノ如ク一院ヲ取リ參ラセ西海ニ赴キナバ、頼朝ノ起セルイクサイカナル名ヲ以テ義仲ヲモウチ、イカナル辭ヲ以テ平氏ヲウツベキ、一院希有ニシテ都ニ殘リトマラセ給ヒ、平氏四宮ヲ都ニ殘シ置キマイラセシハ御裳濯川ノ流モトヨリ絶エサセタマフマジキ御事ナレバ、シカルベキ天ノ御計ヒナルベキ、然ルニ頼朝常ニミヅカラ其勳勞ニツノリテ、朝家ヲ脅シ制シマイラス、誠ニ天之功ヲ攘メリトヤ云ベキ、但シ世ノ頼朝ヲ議スル人、其六十餘州惣追補使ヲ給リ、守護地頭職ヲ補セラレシコトヲ申奉ル、其時ニアタリテ天下ノ亂始テ平ギ、先亡ノ餘類猶國々ニミチテ、是ニ加フルニ又義經行家ノ事アリ、ソノ代ニ守護地頭ナド置ク事ノナカラマシカバ、天下ノ亂止時有ルベカラズ、頼朝初ニ此事ヲ奏請シ、アヘテ王家ノ威ヲバヨワメ、自ラノ權ヲ專ニセムトニハアラズ、サレバ貞永ノ式目ヲ見ルニ、其始ニ當時ノ守護地頭ヲ禁シムルニ、敢テ國司領家ノ煩ヲナスベカラズト云事數條ヲ載ス、此事ニヨリテ朝廷ノ威日々ニ衰ヘ武家ノ權マス／＼熾ニナリシ、皆是其法ノ後ニ弊ヘシ也、頼朝ノ初意ニハ非ズ、初頼朝スデニ敗レシ士卒ヲ集メ、東國士民ノ心ヲ得テ、兵威日々

ニサカリ、天下終ニ其武功ニ服セシ事、其祖先ノ餘烈ノミニモ非ズ、自ラ英雄ノ資アリテ、其人ヲ得テ其事ヲタスケシム、其濟時ノ策ニ於テハ廣元、善信等ガ功尤多カリ、世人タヾニ其武功ヲノミ知リテ、其功ノ成レル所以ヲシラズ、サレド又其人極テ殘忍ノ性アリテ、猜疑ノ心深ク、其子孫ヲ保ムコトヲ謀ルガ爲ニ、親シキ兄弟一族ヲ多ク殺シ、我妻黨ニ倚テ其孤ヲ託シ、終ニソレガタメニ其後ヲ滅サレキ、天之報應アヤマラズト難モ、抑又自ラ作レルノ孽也、(案ニ範頼義經ハ弟ナリ、義廣、行家ハ叔父ナリ、義仲及行家ノ子光家ハ從兄弟ナリ、義經ノ子ハ姪也、義仲ノ子義高ハ從子ニテ婿ナリ、凡八人カ)

この條にても前と同じく頼朝の早く上洛しなかつたことを責めて居るが、之は前にも陳べた通り、頼朝は流人の身より起り、地盤といふものはまだ無い。且つ四圍に平家の徒黨や又は其の身に危害を加へんとする者共が居るのであるから、先づ是等を處分しなくてはならぬのである。なほ又ウッカリと兵を京都へ進むれば、義仲と衝突の虞があるのを如何せんやである(義仲の方では頼朝の兵上洛せば之を邀撃せんといつて居るのである)。頼朝はその家門よりいふも、自ら武將の統

率者を以て任じて居るのは當然であらう。然らば義仲との關係は如何にすべきか、之と同等に並び立つて居ることは許されぬであらう。又一門の中に於ても後の足利尊氏と其弟直義の如き關係の者を生じては、統率の實が擧らぬのである。豫めその邊に就いても考慮を廻らさねばならぬのであらう。本來、賴朝は以仁王の令旨が無かつたならば、容易に擧兵はしなかつたであらう。既に令旨が降つた以上は絕體絕命であつて、後れて平家に制せられるか、先んじて平家を制するか、二者の一を擇ばねばならなかつたのである。この點は十分に注意を要する。又以仁王の令旨に就いても東國の源氏等一般に賜はりしものと、特に賴朝に賜はりしものと二た通りありて、特に賴朝に賜はりしものには東國の源氏並びに官兵等が賴朝を大將軍として參洛すべきを命じ、賴朝も之に應じて施行狀を認めて居るのである。是等の研究は雜誌國史學第二十三卷及び賴朝會雜誌第十五卷に見えて居るから參照されたい。次に白石は又想像を廻らしていふやう、一院(後白河)が平家と共に西走し給ひ、また平家が四宮をも都へ殘置きまゐらせなかつたとすれば、賴朝は如何なる名義にて平氏を討つべきであらうかと、之は義仲とても同樣で、賴朝

に限つた事ではない。殊に、之は又想像說で、實際はさうで無かつたのであれば、辯ずる迄も無い事と思ふ。とかくに白石は賴朝の心中に疑惑を抱いて論じられて居る樣だが、賴朝の人格や其勤王心等については別項に記してあるから、其を參照されたい。なほ試みに吾等も反問するが、木曾義仲が以仁王の令旨を奉じて京都に攻入り、平家が安德天皇を戴いて西走した際、もしも東國に賴朝並に其一門が居なかつたとしたならば、義仲は果してどういふ事をなしたであらうか。程なく平家を全滅し得たであらうか。若し、然りとするも、彼に天下を平定して治平の功(鎌倉幕府の時の如く)を奏するだけの器量があつたであらうか。又彼の義經にしても、賴朝追討の宣旨を賜はりた後に、一戰の功によつて賴朝を斃し得たとしても、彼に天下治平の功を奏し、世を安泰ならしめるだけの力量があつたであらうか。恐らくは此二者は戰場の勇者でこそあれ、左樣な方面の適任者では無かつたかに思はれる。然らば賴朝以外に他に適任者があつたであらうかといふに、それが見出されぬのである。北畠親房などは玆に著眼して立論され、賴朝の如き泰時の如き人物が出なかつたならば、當時の日本國はどう成り行いた事かと慨嘆されたので

ある。これが史眼の卓越したところで、尋常の學者の机上論と異る所以である。白石は守護地頭設置の點については、一般の賴朝非難論者とは異り、寧ろ賴朝に同情して說かれて居る。これは前々からの論法よりすれば、少々矛盾の樣ではあるが、蓋し正論であると思はれる。なほ最後に、賴朝は其性殘忍にして猜疑心が深かつたから、子孫が身を保つことが出來なかつたと論じられるのは、之はむかし流義の因果應報論であつて、今更ら辯解の要を見ないと思ふ。賴家の死、實朝の死などは、それ〲原因や事情の存在することで、之を以て賴朝の生前の責任を問はんとするが如きは、稍〻酷に過ぎたものではないかと思はれる。

山鹿素行の賴朝に關する評論。德川時代の學者は皆同樣の論であるかといふに山鹿素行の如きは勤王の學者で大義名分にも明らかであるが、賴朝に關する評論は白石と大いに異なるものがある。素行の說は其著武家事紀の中なる武統要略に見えて居る。先づ守護地頭設置の條には、

文治元年ニ平家滅亡セシメラル。ソノ賞ニ因テ賴朝從二位ニ叙ス。サレバ平家ノ餘類猶處々ニカクレ、源行義(家)義經東西ニ漂泊シ國家ヲ惱亂セシム、是皆累

年國司領家ノ政道不ㇾ正、武威不ㇾ振ガユヘニ、コレヲ征伐イタシニクシ、シカトテ毎度京都ノ御下知ヲウケテ、東國ヨリ人數ヲツカワサンコト甚以煩ソシ、シカレバ此度天下ノ地頭職ヲ承テ、所々ノ國郡ニ守護地頭ヲサシヲキ、國ニ大分ノ犯人アランニハ、直ニハカライテ追捕可ㇾ仕旨、因幡前司大江廣元ニ相談アッテ、乃時政在京ノ時節、奏聞アリケレバ、後白河法皇不ㇾ及二子細一御ユルシアッテ、文治二年三月一日諸國惣追捕使并地頭職ヲ頼朝ニ賜ハル。此ヨリ天下之政務自武家ノ支配ニアリテ、諸國ニ守護ヲ置、庄園ニ地頭ヲマフクルコト、皆武命ヲ以テ王命ヲウケズ。サレバ國衙庄園王朝ヨリ國司領家ヲ置、武家ヨリ守護地頭ヲ立、シカレドモ諸國ノ守護大犯三ケ條ノ檢斷ノ外ハイロフコトアラズ、コレ全ク國家守護ノ職タレバ也、シカレドモ武威盛大ナルニ從テ、國司領家ハツイニナキガ如クナリテ、守護地頭ノハカライニノミナレリ。サレバ世以テ皆頼朝惣追捕使地頭職ニ補セラレ玉フ後、天下コトゴトク武家ノ制敗トナレルトハ云ヘル也。故ニ武家ノ政務頼朝ヲ以テ初メトス。頼朝專宗廟ノ鬼神ヲ崇敬シ忠勤ヲ朝廷ニツクシ、孝養ヲ深シ庶民ヲ愛撫シ、聊武儀ヲ不ㇾ忘、ツネニコレヲ練コレヲ詳ニス。禮樂ヲ起スノ

志フカシ、コノユヘニ武家ノ制法アラマシ相ト丶ノホツテ、鎌倉ノ執權數代ノ間、右大將家ノ式ヲ守テ大綱ヲ執行スルニナレルコト、是乃賴朝武家ノ始祖タルユヘン也。

とあつて、餘り賴朝を貶した記事も見えない。次に賴朝が朝廷に忠を盡した事を記して、

賴朝卿平家追討ノ儀、是乃朝家ニ忠ヲ存シ玉フテ朝廷ノ命ヲ重ジ玉フガユヘ也。平家沒落ノ後、事々皆朝命ヲウカガッテ私ヲ不挾、務ノ事ニヲイテモ、其所存アルコトハ奏聞シテ諫メ奉ル。自ラ所存ヲサシハサミ玉フコトアリトテモ、朝廷ヨリ止メ玉フコトハコレヲ不執行、專武威ヲ盛ニシ武備ヲヲゴソカニシテ、ツイニ四海ヲ靜謐セシメ玉フコト、皆武家忠勤ヲ存スルノ至リナリ。

とあり、又賴朝が武門から出て天下平定の後にも、淸盛などの如く、直ちに武を忘れず、どこ迄も武道を以て天下を統治したことを褒めて居る。卽ち

賴朝卿武家ヨリ天下ヲ守護シ玉フガユヘニ、政務ノ法令營中ノ儀式其ノツトメ、聊武業ヲ不忘ヲ以テ事トシ玉フ、是本ヲ不失シテ忠ヲツツトムルノ誠也。平淸盛

武勇スクナキニ非ズ、知謀淺ニアラザリシカドモ、一タビ公家ニ列シ朝廷ノ臣ニマジソリ、官位ノ上達ヲキソメ遊宴ヲ事トセシニヨリコノカタ、僅二十餘年ノ間ニ武儀悉クスタレテ、身ヲ守リ家ヲタモツコト不能、況ヤ國家ノ守護ヲヤ。卿コレヲ鑑玉フガユヘニ、建久元年天下ノ靜謐ヲ賀シ奉テ上洛ノトキ、大納言右大將ニ任ゼラレケルヲ、歸國ニ臨ンテ忽兩職ヲ辭シテ鎌倉ニカヘリ玉フ、是唯武家ノ實ヲツクサンタメナルベシ。凡卿鶴岡ニ參詣ノ時、營中ヲ相去コト近シトイヘドモ、旌旗ヲナビカシ甲冑ヲヨソホイ、前後ノ隨兵ヲソナヘシム。南ノ御堂ハ故義朝ノ菩提所ニシテ、自孝養ノタメニ供養セラルヽトイヘドモ、卿監臨ノ節ハ供奉行列、皆武儀ヲ裝、佐佐木高綱御甲ヲ着テ前庭ニ候スト也。建久六年東大寺供養結縁ノタメニ上洛ノトキ、和田義盛、梶原景時、數萬騎壯士ヲ率シテ寺ノ四面ヲ警固シ、佐佐木高綱着御甲コト東鑑ニ出タリ。是皆ソノ怠タルベキ處ニヲイテ猶武義ヲ備フルノ道也。凡ソ武家ハ武ヲ以テ禮トス。武家ニ居テ優艶ヲ事トスルハ非禮ノ至也。

是等の記事によれば、同じ徳川時代の學者であり、しかも勤王の學者でありなが

ら、白石と素行とは其說くところに大いなる相違があるのである。これ畢竟、本人の見解の異同によるところであるが、白石は飽くまで賴朝の胸中に疑念を懷いて之を評論せるに、素行は史實に基ける着實なる觀察、公平穩健なる見地より批評せる故だと思はれる。

乙　對京都策

賴朝の對京都政策は前にも陳べた通り概して恭順を以て旨とし、諸事上奏の上御裁可を仰いで行うたのであるが、併しながら後白河法皇の院政には脫線的事項と考へられるものが隨分多かつたから、賴朝もこれが御對策としては餘程窮する所があつたやうである。今(イ)木曾義仲問題、(ロ)源義經問題、(ハ)議奏の公卿の設置、(ニ)政道執奏に關する上奏、(ホ)賴朝の勤王の五項に分つて順次に陳べようとする。

(イ)　木義曾仲問題

木曾義仲問題　この問題は前項にも陳べてあるから、他は省略して、此處には院の御所、木曾義仲、源賴朝、この三者間の相關聯して居る點に就いてのみ陳べて、相互の關係を明白にしたいと思ふ。

義仲行家恩賞に預る

義仲對頼朝の關係

木曾義仲が京都に進出するや、平宗盛は安德帝を奉じて一門と共に西海に落行いた。法皇(後白河)は蓮華王院に於て義仲、行家に命じて之を征討しめられた。尋で是迄の勳功を論じて頼朝を第一とし、義仲を第二とし、行家を第三とせられやうと遊ばされた。されども頼朝はまだ上洛して居ないので、事實上、賞與に預つたのは義仲行家の兩人であつた。その後、義仲は立王の事、及び兵糧米徴發等の事で、すつかり京都人の感色を害して了つた。玉海九月三日(壽永二年)の條には、或人云ふ、頼朝去月廿七日に國を出でて已に上洛す、云々、但し信受せず、義仲偏に立合ふ(防戰の意)べく支度す、云々、天下今一重暴亂出來せん歟とある。同五日の條には義仲院御領已下併せて押領、日々倍增す、凡そ緇素貴賤涙を拭はざるなし、憑む所は只頼朝の上洛のみとあり、十月一日の條には、傳へ聞く、先日頼朝の許へ遣はす所の院の廳官(中原康定)此兩三日以前歸參、頼朝折紙に載する三箇條を申すとあり、二日の條には或人云ふ、頼朝の申す三箇條とは、一は平家押領する所の神社佛寺領は本の如く本社本寺に付く可きの宣旨を下さるべし、二は院宮諸家領同じく平家多く虜掠す、是れ又本の如く本主に返し給ひ、人の愁を休めらるべし、云々、三は歸降參來の武士等は各〻其罪を宥

法皇は頼朝を召して義仲を制せしめ給ふ

め斬罪に行はる可らずと云々といふのであつて、一々の申狀義仲と齊しからずとある。九日の條には、靜賢法師來り世間の事を談る、賴朝使者を進めて忽ち上洛すべからず、其故は一には秀衡(藤原)隆義(佐竹)等が上洛の跡に入替るべし、二には數萬の勢を率ゐて入洛せば、京中堪ふべからず、此二故により上洛延引す、云々とある。

以上の記事を熟覽すれば、法皇が義仲の橫暴を厭はせられ、使を遣はして賴朝の上洛を促させられたことは顯然たる事實と思はれる。されども賴朝の上洛乃至は部兵を京都へ進出せしめることは、義仲との衝突を來する事であるから、賴朝たる者も躊躇したものと推せられる。しかし院の御使は再三に及んだので、範賴義經に命じて若干の兵を率ゐて途中まで赴かしめた(その名義とするところは東海東山兩道の庄土に不服の輩があるから下知を加へる爲とある)。一方義仲に於ては法皇が賴朝を牽きて己を討たしめられんとする事を察し、容易に西征の命を奉じない。既にして法住寺殿攻擊の暴擧となり、尋で又藤原師家(前關白基房の子にして義仲が妻の兄)を以て内大臣攝政となし、剩へ文武四十餘人の官職を停めた(以上義仲の行爲)。そこで院の御使が再び參つて其次第を賴朝に通じられたのである。玉海十二月一日(壽永二年)の條を見るに「傳聞、去廿一日候院北面之下﨟二人

公友也到伊勢國、告示亂逆次第於賴朝代官（九郎、并齋院次官親能等也）卽差飛脚遣賴朝之許、待彼皈來、隨命可入京、當時九郎之勢、僅五百騎、其外伊勢國人等多相從、云々、是より約二ヶ月後に範賴、義經の部兵が進出して義仲の討伐を見るに至るのである。されば賴朝が此邊に於ける進出の用意は周到であつて、一々院の御所からの御沙汰を待つて行動したのであつて、新井白石のいふが如く、賴朝の專横に出たとばかりはいはれぬのである。

源義經問題

（ロ）源義經問題　源義經については既に數項に陳べてあるから、此處には彼が賴朝追討の官符を申請うた次第、及び之に對する賴朝の行動に就いてのみ陳べようとする。一體賴朝と義經との關係は次第に複雜に赴き、殊に義經が京都に於て行家と來往するに及んで、鎌倉の嫌疑は愈濃厚となつた。されども土佐房昌俊（義經晴役の使）が未だ着京もせず、鎌倉の意志も明瞭でない先に（風聞はあつたやうだが）

義經先づ賴朝追討の官符をこふ

義經の方から賴朝追討の官符を申請うたのは早計に過ぎたやうである（玉海によれば土佐房昌俊が義經を襲うたのは十月十七日（文治元年）、義經が追討の官符を申請うたのは同月十一日及び十三日である）。院御所に於ても、一旦は義經を慰諭して之を止められたやうだが、土佐房の事があるに及んで、遂に止め兼ね

宣旨降下の事情

て同月十八日付を以て左の宣旨が下されたのである。

文治元年十月十八日　宣旨

從二位源頼朝卿偏耀武威、已忘朝憲、宜令前備前守源朝臣行家、左衞門少尉同朝臣義經等、追討彼卿、

藏人頭左大辨兼皇后宮亮藤原光雅奉

木曾義仲が頼朝追討の宣旨を申請うた際にも、之をなだめられて結局宣旨は下さらなかつたやうであるから、義經の場合に於ても最初は之を慰諭されたと見えるが、されど義經がどうしても肯ぜぬので遂に宣下されたものであらう。しかし其一方に於て玉海によれば「鎌倉之邊、郎從親族等、爲頼朝失生涯、結宿意之輩、漸次數積、彼等内々令通義經行家等之許、加之、頼朝乖法皇叡慮之事太多、云々、仍見事之形勢、義經竊奏事趣、頗有許容、仍忽及此大事、云々」とあり。此際に於ける前後の事情を湊合して考へて見れば、院の近臣中にも義經に同情する者があつて、戰略戰術に長じた義經に命じて、頼朝を誅罰せしめようとされたやうに推察せられる（本書第二卷四六一頁—四七六頁參照）。さてこそかゝる宣旨の降下を見るに至つたものではあるまいか。頼朝は

この事を聽いて非常に憤慨し、自ら兵を率ゐて上洛せんとし、黄瀨川の宿まで至つたが、義經、行家が西海に落ちたといふので、暫く形勢を見る事になつた。義經、行家は既に追討の宣旨を頂戴したが、事豫期に違ひ、人氣が集まらず、却つて義經等の叛逆として近國の武士すら其徵集を避けて離散せんとする形勢であつたので、到底事の成るべからずするを悟り、朝廷へ願出でて行家を四國の地頭に、義經を九州の地頭に補せられんことの勅許を得て、西國へ下らうとしたが、運の盡きか大物浦で颶風に遇ひ、遂に分散するの止むなきに至つたのである。

（八）議奏の公卿の設置　前記の如く行家、義經の兩人が大物浦で颶風に遇ひ、其軍が分散したといふ事が傳はるや、院の御前に於ては鎌倉よりの申出を待たずして兩人を尋ね進ずべき旨の院宣を諸國に下され、且、彼等の見任を解却されたり（十一月七日）。一方賴朝は大和守重弘、一品房昌寬等を使節として京都に遣はし、兩人の事を憤訴したので、十一月十一日には兩人追討の院宣が降されたのである。賴朝は同月十日黄瀨川の宿から鎌倉に還着したが、藤原能保が傳へていふ、只今京都よりの傳言に曰く、義經反逆の際、その請ひによつて賴朝追討の宣旨を下さるべきや

法皇、高階泰經を兼實の許に遣はし勅使を賴朝に下すべきかを問はしめらる

泰經の密語

否やを議せられし折柄、右大臣藤原兼實は理を盡して意見を陳べ、關東引致の語氣があつた。內大臣藤原實定は分明の意見をいはなかつたが、左臣大藤原經宗は速に宣下せらるべき事を主張した。また刑部卿藤原賴經、右馬權頭藤原業忠、廷尉平知康等は何れも義經の腹心の者であると。本來義經等反逆の際に、彼等が申請へるまゝに賴朝追討の宣旨を下された趣旨は、畢竟義經が京都に居るので、之を聽容れざるに於ては、如何なる暴擧に及ぶべきかを恐れられ、一旦は追討の宣旨は下しても、その一方に關東に向つては內意のある所を傳達したならば、關東でも之を諒とするであらうとの考からであつたところ、關東の欝憤が激甚であつたから、大いに狼狽せられたといふ譯である。是より先き、十月廿五日、大藏卿高階泰經が院の御使として兼實の所に來り、使を賴朝の許に遣はして豫め辯解すべきか否かの御沙汰があつた旨を語つたが、兼實は事既に發表された以上は、今更ら勅使を遣はされても、其甲斐はありますまいとお答をした。その際泰經が密語していふやう「法皇(後白河)只不可知食天下也、我君治天下、保元以後、亂逆連々、自今以後、又不可絕、仍只爲全玉體、枉可有此儀者、余(兼實)、君不知食天下者、誰人可行哉、泰經云、只臣不可議奏也、余

法皇は世を悲觀せられ給ふ

高階泰經使者を以て賴朝に辯明す

曰、此事都不可叶、只以法皇御力、可被直天下也、泰經云、極雖有其恐、於被直之條者、一切不可叶、可被直得者、はやく直て、天下安穩にてこそは心（人はイ）てましかと、云々」(玉海)などといふ問答があつた。　また玉海十一月十四日の條に「去三日、女房冷泉參院、法皇眼前被仰云、今日可參向攝政第、可申之樣、世間事、於今者、雖帝王雖執柄、更不可遁恥辱、今度之怖畏、倩案次第、偏朕之運報之盡也、何況、賴朝忿怒之由有其聞、攝政之邊事不受之由、自元風聞、右府邊事、殊爲賢相之由、令庶幾、云々、去年比、再三有申旨、然而依朕之抑留、不遂其意、今度定(重)有申事歟、於今者、非朕之力所及、仍未聞其事以前、遮目避職者、右府令沙汰天下事尤穩便歟、云々」とあり、また同月十五日には大藏卿(高階)泰經は特に使を關東に遣はし辯明する所があつた。　その次ぎは吾妻鏡に見えて居る。　即ち「十五日甲午(文治元年十一月)大藏卿泰經朝臣使者參着、依怖刑歟、直不參營中、先到左典厩御亭(藤原能保)告被獻狀於鎌倉殿之由、又一通獻典厩、義經等事全非微臣結構、只怖武威、傳奏許也、及何樣遠聞哉、就世上浮說、無左右不讚之樣可被宥申、云々、典厩相具使者、達子細給、府卿(大藏省の唐名を大府寺といふ、府卿は大藏卿泰經のこと)云狀披覽、俊兼(藤原俊兼)讀申之、其趣、行家義經謀叛事、偏爲天魔所爲歟、無宣下者、參宮中可自殺之由、言上之間、爲避當時難、一旦雖似有勅許、曾非叡

関東より重大事の上奏

慮之所與、云々」右に對して賴朝の答に曰く「行家義經謀叛事、爲天魔所爲之由被仰下、甚無謂事候、天魔者爲佛法成妨、於人倫致煩者也、賴朝降伏數多之朝敵、奉任世務於君之忠、何忽變反逆、非指叡慮、被下院宣哉、云行家、云義經、不召取之間、諸國衰弊人民滅亡歟、仍日本一大天狗者、更非他者歟」とある。日本第一の大天狗とは誰を指していへるものか、言外に味ありといふべきである。その後同月廿三日には攝政藤原基通より高階泰經等結構の次第（卽ち入道關白（前攝政藤原基房）をして天下の政務を執行せしめ、法皇には天下を知食さしめ奉らぬ件）を女房を以て院に奏せしめて曰く「天下事不可知食之由、人々結構、敢不可有御承引候、只如本可有御沙汰也、云々」而して院の御返事に云ふ「可遁世事之條、更非依人之勸、朕自所案也、云世之運、云身之運、更以不可執着、於今者、一向思往生之大事、云々」と。その月二十八日には關東から上奏せる守護地頭設置の件が御裁可になつた。これ天下の重大事であるが、賴朝の忿怒につき擧朝狼狽せる際とて直に許可せられたのである（この件は別項に詳述する）。尋で十二月六日には關東より更に又重大事の上奏があつた。卽ち今度行家、義經に同意した院の侍臣並に北面の輩等の處分の事であるが、殊に主として事に當つた結構の衆六人（侍從藤原良成、少內記中原信康、伊豫守義經の右筆 右馬權

頭平業忠、兵庫頭藤原章綱、大夫判官平知康、藤原信盛、右衞門尉中原信實、藤原時成等)は關東へ申請くべき由を申し、なほ議奏の公卿十人(右大臣藤原(九條)兼實、內大臣藤原(德大寺)實定、權大納言藤原實房、同藤原宗家、同藤原(中山)忠親、權中納言藤原實家、同源通親、同藤原(吉田)經房、參議藤原雅長、同藤原兼光)を定め、朝務の事は是等の公卿をして議奏せしめられたしと申出た。世間では是等の人々を以て賴朝が藥籠中の者と思ふ樣であるが、比較的關東に好意を表する位の事はあるであらうが、決して藥籠中の者といひ難い。殊に源通親の如きは其後賴朝並に兼實に反抗的態度を取つたのでも推察されよう。畢竟するに有力なる公卿を定めて政務を議奏せしめ、以て政道を公平ならしめたいといふ考から出たものと見える(今日の立憲政體に於ては內閣組織は勿論、主として自黨の者を用ひ、樞密議員にも成るべく自黨又は自黨に近いものを推薦するではないか、議奏の公卿は今日の樞密院に似たものである)。例へば近き事例に就いていへば、義經が請ふまゝに、朝廷は賴朝追討の宣旨を下されたかと思へば、程なく義經の見任を解き、之が追捕の院宣を降されたるが如きは、如何にも王政の脆弱矛盾を示して、人心をして服せしむる所以ではない

頼朝、藤原兼實に書を獻じて政見を陳ぶ

のである。そこで今後さういふ事のないやうにしようとの趣意であらう。そして之等の公家には夫々知行として左の國々を差上げることを奏請した。即ち兼實には伊豫、實定には越前、宗家には石見、(藤原)光隆には越中、實家には美作、通親には因幡、雅長には近江、(藤原)光長には和泉、(源)兼定には陸奥を、なほ頼朝自身には豐後を給はらんことを請うた。豐後には行家、義經に同意の徒が多いとの見込みでかく願つたものであるのである。

又兼實には內覽の宣旨を下し、氏の長者たらしめんことを上奏し、その他職事(藏人頭)には藤原光長、源兼忠、院の御厩別當には藤原朝方、大藏卿には藤原宗頼、辨官には藤原親經、右馬頭には侍從藤原公佐等を任ぜられん事を申上げ、解官される者には前記平業忠、信實等の外に、なほ參議平親宗、大藏卿高階泰經、右大辨藤原光雅、刑部卿藤原頼經、右馬頭高階經仲、左大史小槻隆職等があつた。

それから藤原兼實には別に書を獻じて政見を吐露されて曰く「事の由を言上す、右日來の次第を言上候はゞ定めて子細の事長く候はん歟、但し平家君に背き奉り、旁遺恨を結び奉り、偏に濫吹を企て候、世以て隱れなく候、今に始めて言上に能はず

候、而るに頼朝伊豆國の流人として、指せる御定(ごぢやう)を蒙むらずと雖も、忽ち籌策を廻らし、御敵を追討すべき由結構せしめ候の間、御運然らしむる上、勳功空しからず、始終已に討平らげ、敵を誅に伏し、世を君に奉り、日來の本意相叶ひ、公私依りて悅思ひ給ひ候、先づ平家追討の左右を待たず、近國十一箇國の武士の狼藉を停めんが爲め、二人の使(中原久經 近藤國平)を差上ぐ、なほ私の下知恐れあるにより、一々院宣を賜ひ、成敗すべき由仰含め候ひ畢ぬ、仍て彼國の狼藉大略沙汰し鎭めしめ候の後、別の仰せにより、重ねて又件の使者の男を鎭西四國に下され候、已に院宣を賜ひ進發せしめ候ひ畢ぬ、此の如くの間、種直(原田)隆直(菊池)種遠(坂井)秀遠(山鹿)の所領は、沒官の所たるにより、先例に任せ沙汰人ノ職を置くべき由、存せしめ候と雖も、且つは先づ事の由を申し乍ら、尙ほ輙く今に成敗せず候、何んぞ況んや自餘の所、成敗に及ばず候、近國の沙汰の如き、院宣に任せ、旁〻狼藉を鎭むべき由、兼ねて存知せしめ候の處、不審の次第出來し候、義經を以て九國の地頭に補し、行家を以て四國の地頭に補せらるゝの條、事、意と相違す、彼輩各〻其柄を相憑み、非分の謀を巧み、下向せしむる刻、指せる寄攻の敵なしと雖も、天譴遁れ難く、船に乗り纜を解くの時、海に入り浪に浮び、郎黨眷屬、即ち滅亡せしむ

る條、誠に人力の及ぶ所に非ず、已に是れ神明の御計らひなり、而るに彼兩人其身未だ出で來らず、跡を晦まして逐電す、旁〻手を分け尋求めしめ候の間、國々庄々、門々戶戶、山々寺々、定めて狼藉の事等候はん歟、召取り候の處は、何んぞ相鎭まり候はざらん哉、但し今に於ては諸國庄園、平均に地頭職を尋ね沙汰すべく候なり、その故は是れ全く身の利潤を思ひ候にあらず、土民或は梟惡の意をして謀叛の輩に値遇せしめ候、或は脇々の武士に就き左右に寄せ、動もすれば奇怪を現はし候、其用意を致さず候はゞ、向後定めて四度計（しどけ）なく候はん歟、然らば伊豫國（兼實が知行すべき國）に候と雖も、庄公を論ぜず、地頭の輩を成敗すべく候なり、但し其後先例限りある正稅已下の國役、本家の雜事、若し對捍を致し候はゞ、殊に誡を加へ、其妨げなく、法に任せ沙汰致すべく候なり、兼ねて此旨を御心得しめ給ふべく候、兼ねて又當時仰せ下され候べき事、愚意の及ぶところ、恐れながら、折紙に注し謹んで以て進上す、一通、院奏の折紙、帥中納言卿（藤原經房）に付けしめ候ひ畢んぬ、今度は天下草創なり、尤も淵源を究め行はるべく候、殊に沙汰し申さしめ給ふべく候なり、天の與みし奉らしむる所なり、全く御案に及ぶべからず候（天助に出で賴朝などが思慮の及ぶところにあらずの意）、此旨を以て右大臣殿（藤原兼實）に洩れ申

政道執奏に關する上奏

さしめ給ふべきの狀、謹んで言上件の如し、十二月六日　賴朝在判　謹上　右中辨殿」とある。以て賴朝の精神のある所、卽ち天下平定の方策及び守護、地頭設置の次第等の趣旨を推知すべきである。宛名の右中辨とあるのは藤原光長である。

かくて賴朝の上奏する所は大抵御裁可になつた。法皇は兼實が關東に阿黨するかを疑はせられ、當初は參內しても御會にもならなかつたが、追々には御態度を改められたやうである。而して文治二年三月兼實は攝政の詔を蒙むつた（藤原の基通攝政は壽永二年正月より文治二年三月までゞ罷められた）。

畢竟するに前記の諸事は、賴朝は政治上朝廷と正面衝突を生ずる樣の事があつては恐れ多いから、當時京都の事情を察するに、藤原兼實が右大臣であり、年長者であり、且、穩健なる政見の所持者でありながら、久しく攝關にもなれざるを見て、之を攝關に推薦し、一方には議奏公卿の制を設けて、以て關東との關係を圓滿に運ばうとの努力に出たことは疑ひの餘地はない。

（二）　政道執奏に關する上奏　文治二年四月卅日、賴朝は政道執奏に關する上奏文を呈出した。これは吾妻鏡にも見えて居るが、原文書が此程意外にも民間

から發見された。その文面は次の如くである。（原文書の所有者は東京元園町塵原加久吉氏である、此文書は前記藤原兼光の家に永く傳はり、後坊間に出たものと見える）

〔吾妻鏡〕文治二年四月卅日の條

卅日丁丑、當時京中嗷々、吏不相鎮、被獻御消息於内府已下議奏公卿等、是抽競戰之誠、可令興行善政給由也、其狀云、（以下原文書と比較して訂正す）

天下之政道者、依群卿之議奏、可被澄清之由、殊所令計言上候也、令存君臣之儀給者、各無私不諛、令廻賢慮給、可令申沙汰給候也、頼朝適稟武器之家、雖運軍旅之功、久住遠國、未知公務之子細候、縱又雖知子細、全非其仁候、旁不能申沙汰候也、但爲散人之愁、一旦令執申候事者、雖爲頼朝申狀、不可有理不盡之裁許候、諸事可被行正道之由、所相存候也、兼又縱雖被下勅宣院宣候、爲朝爲世可爲違亂端之事者、再三可令覆奏給候也、思而不令申給者、定非忠臣之禮候歟、仍爲御用意、乍恐上啓如件、

四月卅日　　　　頼朝（花押）

謹上　左大辨宰相殿

禮紙狀云、

追啓

如此之次第、自攝政家、令觸申給候歟、朝之要樞也、必可令竭忠節御候、謹言、

この文書の宛名は左大辨宰相殿とある。左大辨宰相とは藤原兼光の事で、この人は藏人頭、參議等を歷任し、議奏公卿の一人である。そこで之は議奏公卿へあてゝ上奏したもので、其大意は「天下の政道は諸公の議奏によつて廓清しようとして、之が設置を言上した所以である。君臣の儀を存じたならば、各私なく諛はず阿らず、賢慮を廻らさるべきである。賴朝は適〻武家に生れ、軍旅の功を運んだけれども、久しく遠國に住し、朝務の仔細は存じません、假令また仔細を存じて居ても、全く其仁體ではありませんから、常に申沙汰する事は出來ません、但し人々の愁を散せんが爲め（當時は既に鎌倉幕府が創立して居るから）一旦奏請した事は、賴朝の上奏であるからとて、無理に御裁許があつてはいけません、諸事正道を行はれるやうに希望いたします、兼ねて又勅宣院宣を下されるやうな事柄についても、朝のため世のため違亂の端ともなるやうな事は、再三覆奏せらるべきでありませう、思うて言はざるは忠臣の禮ではありますまい、仍て御用意のため恐れながら上啓いたしまする」といふのである。當

時京中が未だ喚々たる有様であつたから、一には頼朝の精神のあるところを披瀝し、政道は公平にありたき事を希望したもので、卽ち頼朝の奏請する所も、十分に評議の上、御裁許を仰ぎたい、また勅宣院宣の如きも、豫めよく群卿の議を盡して、朝のため世のため善政を行ふやうに願ひたいといふのである。朝のため世のため違亂の端云々といふは、暗に彼の義經が頼朝追討の院旨を請ひしに、勅許ありしが如きを指すものかと思はれ、表面は婉曲にいひ廻してあるが、飽くまで政道の公平にして、綱紀を肅正し、四民をして安堵せしめるやうにありたいとの强い趣旨を含めたものと思はれる。

（ホ）頼朝の勤王　世間では頼朝は政略的の人物であつて、誠實とか勤王とかいふものはトンとないやうに思つて居るやうだが、之は大いなる間違ひである。前にも陳べた通り（伊豆配流中の頼朝、家庭より見たる頼朝の項）頼朝は中々信仰心の强い人であり、且、恩誼の觀念が厚い人である。そこで此に對京都策の續きとして、其勤王乃至は恭愼に關する史實の二三を記さうとする。

平家が未だ滅亡せず、範頼が中國筋に居て軍務に鞅掌して居た際、嘗て（壽永四年正月）頼

朝は之に書を與へて兵粮や馬船など發送の事を申送つたうちに、安德天皇を始め奉り皇族方に對する敬虔の情の窺はれるものがある。即ち「八島に御座大やけ（安德天皇）並に二位殿（平時子）女房たちなど、少もあやまちあしざまなる事なくて、向へ取申させ給べし、かくとだにも披露せられば、二位殿などは、大やけをぐしまいらせて、向ざまにおはする事もあらん、大方は帝王の御事いまに始ぬ事なれども、木曾はやまの宮（天台座主明雲の事であらう、宮といふは誤なり）鳥羽の四宮（圓惠法親王）討奉せて冥加つきて失にき、平家又三條高倉宮（以仁王）討奉て加様にうせんずる也、されば能々したゝめて、敵をもらさずして、閑々と可被沙汰也」などと一篇の中に繰返し／＼安德天皇の御事を氣遣かつて居られるのである。又文治五年三月大内の殿舍及び築垣修築の事につき院宣を賜はらるゝや、頼朝は請文を奉つていふやう「云閑院御修理、云六條殿經營、連々勤仕にては候へども、其叓を勤て候へばとて、此事（大内殿舍修造の事）をば、更に無辭退之思候、云朝家御大事、云御所中雜事、雖何ケ度候、頼朝こそ可勤仕事にて候へば、愚力の及候はん程は、可令奔走候、云々」とある。以てその忠勤の情が紙面に溢れて居るのを見ることが出來るであらう。次に建久元年正月太神宮の役夫工米を諸國の地

頭などが懈怠し居るとの御教書が到來するや、賴朝は卒速、請文をさし上げ、「朝家御大事に候之上、廿个年一度の役に候、旁不可致懈怠候也、此事のみに候はず、背宣下旨候はむ輩は、いかにも任法て、可有御沙汰、且又隨御定、抑て可禁沙汰候也、背君御定候はむ者をば、家人にて候とても、いかでか不被行其罪候哉、賴朝身上にて候とても不當候はむ時は、御勘當も可蒙事にてこそ候、まして家人輩事、不及左右候事也」とある。その恭愼の情は察すべきものがある。

賴朝は實にかういふ心持ちを以て神佛を敬し、朝廷に仕へ奉つたのである。思へば十四歳の時から流人となり、孤獨の身を伊豆にさすらへ、神佛の歸依によつて歳月を送つて來たのであるから、その心情は眞摯にして、その信仰は熱烈であつた事はいふ迄もあるまい。この念が常住坐臥、折に觸れ物に接して發露する。嘗て東大寺の住持重源が賴朝に勸進を乞うた際、その書狀に「君御助力ならずば」とあつたのを賴朝が見咎め、君とあるは若くは賴朝が事か、然らば君の字朝廷に對して恐ある事ゆゑ、向後は更に用ふべからずとあつたといふ事である。これによつてもその如何に恭愼であつたかは、推察するに餘りありであらう。

鎌倉幕府の組織は單純

(4) 幕府の組織

甲　幕府の所在及び其の變遷

鎌倉幕府は世上にも稱へらるゝ如く政所、(初め公文所)問注所、侍所の三つから成立ち、その組織の簡單にして直截なるを以て著名であり、又その特色とする。之を王朝時代の八省百官の制に比すれば極めて單純である。物事は單純より複雜に及ぶのが文化の常であるといはれるが、然らば鎌倉幕府は文化の逆戻(ぎやくもどり)であるかといふに、見方によれば正にその通りであるが、それが必ずしも惡いとはいへぬ。蓋し王朝時代の文化は支那文化の模倣で、法文の上では文物典章が整然たる趣はないでは無いが、繁文縟禮で殆ど實行の擧らなかつた事は、其通弊であつて、これは既に前にも陳べた通りである。かくて鎌倉幕府に於ては、凡て實行を旨とし、繁を省き縟を除き、極めて單純にしていかれたのである。なほ詳細の事は次項に讓り、こゝには先づ幕府の所在について研究しよう。

幕府の位置の變更

鎌倉幕府は前後其位置が三變して居る。先づ第一が大藏の幕府といひ、賴朝に始つて賴家及び實朝の時代まで此處に置かれたのである。次は宇都宮辻の幕府といひ、藤原賴經將軍の際に此處に移されたのである。次は若宮大路の幕府で、賴經將軍の後半期から其子賴嗣、宗尊親王、惟康親王、久明親王、守邦親王に至るまで此處に置かれたのである。卽ち鎌倉の最末期まで此處にあつたのである。そして政所、侍所、問注所も幕府の郭內、又は其附近に設立されたのであるから、以下夫等についても研究をしようとする。

大藏の幕府

(イ) 大藏の幕府　大藏の幕府は里俗に賴朝屋敷と稱し、その遺蹟は大藏町の北にあたりて方數町の地である(長く畠となり居りしが、今は民家立並ぶ)。その境界は南は大藏町の街道、西は鶴岡、北は賴朝の法華堂に接し、艮の方には荏柄天神社がある。又四面に門を設け、その方位を以て之を稱し、又門外の地名をも東御門(みかど)、西御門、南御門など稱へた樣である。賴朝は治承四年十月大庭景親を奉行として此處に營作せしめ、十二月十二日に新亭が落成して、上總權介平廣常の宅から移徙したのである。

構造は寢殿造

構造は寢殿造(平屋造)で對屋などもあつた。なほ建造物の名稱としては大御所、小御所、

北向御所、兵御所、常御所等もあつた。この建物は屢〻火災に遇うたが、（建久二年三月、建保元年五月等）其都度、程なく新築されたやうである。

一、政所。始めは公文所といひ、大藏幕府の横大路に面した方面に在つたのである。即ち吾妻鏡建保元年五月二日の條に「其後兇徒（叙和田氏の亂を叙したる條）到㆓横大路㆒（御所南西道也）於㆓御所西南政所㆒御家人等支㆑之」とあるにて明白である。

二、問注所。これも幕府の東面の廂（ひさし）の間二箇間（ふたま）を以て之に當てられた。のち故あつて正治元年郭外に移されたのである。

三、侍所。之も幕府の中にあつた。

大藏の幕府は治承四年十二月より嘉祿元年十二月まで四十六年間こゝにあつたのである。

宇都宮辻の幕府

(ロ)　宇都宮辻の幕府　承久元年七月藤原頼經が二歳にて關東へ迎へられるや、始めは北條義時の大藏亭（之は郭内南方に新造屋を構ふとあるから幕府の域内にあつたものと見える）に居り（此間七年）、嘉祿元年十二月宇都宮辻の幕府が成るに及んでこれに移徙せられた（北條政子薨去後）。

宇都宮辻とは何處かといふに、吾妻鏡正嘉元年十一月廿二日の條に若宮大路燒失、

移徙の動機

藤次左衛門入道家失火、新中納言(花山院)、陸奥七郎、下野前司(宇都宮泰綱)等亭悉以災」とある。又小町大路の邊に宇都宮稲荷と云ふものが、今も存して居る。先づ此邊の地で宇都宮氏の邸宅のあつた事から此名が出たものと思はれる。然らば舊來の幕府を棄てゝ此地に移つたのは如何なる動機によるかといふに、之は一種の迷信によつたやうである。即ち吾妻鏡嘉祿元年十月廿日の條に「珍譽法眼申云、法華堂前御地、不レ可レ默之處也、西方岳上安二右幕下御廟一、其親墓高而居レ下、子孫無レ之由、見二本文一、幕下御子孫不レ御二座一、急令レ符二合一歟」とある。即ち大藏幕府のある地は、右幕下頼朝公の墳墓が高いところにあつて、幕府を瞰下するやうな有様であるから、子孫が萎縮して榮えぬといふ道理であるが、事實又スッパリ之に符合して居るとの事で、遂に移徙する事になつたものと思はれる。宇都宮辻の幕府は嘉祿元年十二月より嘉禎二年まで十二年間此處にあつた。

一、政所。政所は宇都宮辻の幕府が竣工するや、大藏幕府の政行並に御倉等を毀つて此處に移された事が吾妻鏡に見えてゐる。

二、問注所。正治元年郭外に移されてから其まゝの如くである。

若宮大路の幕府

三、侍所。　賴經將軍幼少の間は小侍所を置き、東小侍に候して守護に當る定めとなつたが、西の侍に伺候する者のなきは古例に背くとの議が起り、北條時房以下然るべき人々は名代を進めて伺候せしめた。

（八）若宮大路の幕府　　若宮大路の幕府は土俗親王屋舗と稱へ、今置石町（古の若宮大路）の若宮の民家の後にあつて、分內は方一町許、東は小路を以て寶戒寺に對して居る。　嘉禎二年八月將軍賴經が宇都宮辻の幕府をこゝに移し、それから鎌倉幕府の滅亡まで六代九十八年間、こゝにあつたのである。　然らば其移徙の理由は如何といふに、當時政治上に於ても格別の變動はなく、また宇都宮辻と若宮大路とは接壤の地形で、風土上の變化がある譯でもない。　思ふに當時は幕府全盛の際で、賴經は祈願所として五大堂（明王院）の建立があり、また永福寺の修理などもあつたやうな譯であるから、華構營作を好まれ、こゝに移徙の議となつたものかと察せられる。この新造の幕府には持佛堂も營作されたのである。　建長四年二月宗尊親王關東へ御下向につき改築の事があり、其外火災に遇つた事も屢あるが（弘長八年十一月、延慶三年十一月、元德二年二月）その都度新造されたことである。

一、政所。幕府の横大路に面したる方面にして、鶴岡八幡宮の鳥居に近き邊にあつたやうである。

二、問注所。正治元年以來別郭に移されたが、其後又營中に造られたやうである。その故は弘長元年三月及び正和四年三月火災の際、問注所が政所と共に罹災した記事があるのでも察せられる。

三、侍所。侍所は將軍の居館内にあつたのである。

乙　幕府の組織

賴朝擧兵の始めにあつては、專ら東國の武士を糾合する事を努められたが、其事業の進行するに從つて、軍事の外、民政に關する事柄も必要となつたので、唯武辯の士のみを以てする譯には行かぬ。そこで人材の必要を感じ、有爲の人物を京都邊から迎へて、武家の政務を輔佐せしめる事となつた。かくて三善康信、大江廣元（當時中原と稱す）中原親能等を聘したのである。大江、三善は明法、文學の家で朝章を講じて居る。是等の人々が政務を輔け、兼ねて軍務に參與したので、幕府の施設は大に宜

政所　初公文所

しきを得た。幕府の組織は前にも陳べた通り政所、問注所、侍所の三つから成立つて居た。

一、政所　政所は始め公文所(くもんしよ)といひ、元暦元年(治承四年より五年目)八月始めて之を幕府の營中に設置した。之は萬端の政務の出づる所で、當時別當、寄人の兩職があつた。大江廣元が別當となり、中原親能、藤原行政、安立右馬允藤内遠元、大中臣秋家、藤原邦道等が寄人となり、同月十六日吉書始があつた。即ち政治始の事である。是からこゝで政務を行ひ來つたが、建久元年頼朝が上洛して右近衞大將に任ぜられてから、其翌年正月、公卿の式に準じ、公文所を改稱して政所といひ、別當、令、案主、知家事の諸職を設け、大江廣元が別當となり、令、案主、知家事等には夫々の人を之に任命した。別當は長官で、後に執權とも稱へた。將軍を輔佐し内外の職務を統べ行ふのである。之を朝廷の官職に比すれば、大臣などに相當して居る。令は次官で、別當を輔けて庶務を執行し、兼ねて財用を治める。案主、知家事は文書、記録の事を掌る。爾來幕府の下文には必ず此の四員の役人が官職姓名を連署する事となつた。建仁三年北條時政が別當に補せられてから、北條氏が之に任ずる例となつた。

三善康信

大江廣元

按ずるに三善康信、大江廣元、中原親能は頼朝と如何なる關係があつたかといふに、之は吾妻鏡、及び玉海などに見え、又大日本史の列傳にも詳しく見えて居る。即ち三善康信の事は吾妻鏡治承四年六月十九日、同五年（養和元年）閏二月十九日、三月七日、八月廿五日、壽永三年四月十四日等の條に見え、中原親能の事は、玉海壽永二年九月四日、同三年正月廿八日、二月一日、同十七日等の條に見えて居る。

大日本史列傳に云ふ、

三善康信、爲中宮屬、叙從五位下、其母源頼朝乳母妹也、以故屬心頼朝、頼朝在伊豆、康信一月三遣使報京師消息、由此頼朝雖在遐外、得審朝廷擧動、平氏聲息、源頼政勸以仁王、令諸國源氏討平氏、既而王及頼政敗死、淸盛欲盡滅源氏以除後患、康信特遣宗人康淸、勸頼朝避難于陸奥、頼朝遂決意起兵、康信薙髮、法名善信、世謂大夫屬入道、頼朝已定關東、累召之、壽永三年來鎌倉、輔軍政、爲問注所執事、云々、

大江廣元、中納言匡房曾孫、式部大輔維光子也、（大江系圖）家世業儒、多聞人、廣元幼爲掃部頭中原廣季所子養。○本書廣季作廣秀、今據玉海除目大成鈔訂之、冒中原氏、後奏復本姓、頗涉文史、有籌

略、源頼朝起レ兵、往從レ之、以レ薦爲二安藝介一、壽永三年始置二公文所一、廣元爲二別當一、綜二理政事一、頃レ之爲二因幡守一、待遇愈隆、討二伐平氏一之際、庶務殷湊、章奏文移、多レ所二草創一云々、

中原親能

中原親能、明法學博士廣季子也、（玉海○源平盛衰記、明法作二明經一、）後改二姓藤原一、有二幹事稱一、爲二齋院次官一、源頼朝起レ兵、往從レ之、（東鑑）甚被二任遇一、（玉海東鑑）壽永三年頼朝置二公文所一、與二藤原行政、安達遠元等一爲二寄人一、尋從二源義經一入二京師一、奏二事於後白河法皇一、頼朝欲二藤原兼實爲一レ攝籙一、親能與二前權中納言源雅頼一有レ舊、就喩二其意一、兼實遂得二攝政一、（玉海）云々、

問注所

二　問注所　元暦元年十月、營中、東面の廂中に、二間（ふたま）の所を以て問注所となし、三善康信等に命じ、諸人の訴論對決を掌らしめ、且、其言を注せしめた。問注所の名は先づ訴人に問ひ、其言ふ所を注すると云ふ所から起つたのである。建久二年三善康信を以て問注所の執筆とした。之が卽ち長官である。其後頼朝は問注所が營中にあるので、訴論人等（原告被告の意味）が對決の際、屢〻無禮をなし、且、猥藉を行ふ事があるから、之を郭外に移したいと云ふ考があつて、内々評議をしたのであるが、偶、熊谷直實と久下直光とが境界の爭論を起した。頼朝は親ら之を裁決し、詰問數回に及んだが、直實は訥辯で自ら十分に辯明する事が出來ぬ。直實は大いに怒り、梶原景時

郭外に移す

が直光に徒黨し、巧言を以て先づ頼朝に説いたから、それが先入主となつて居て自分の言を曲とされるのである。此上は文書も何の役には立たぬといつて、之を庭上に投じ、西の侍に走り上り、自ら刀を拔いて髮を絶ち、詞を放つて言ふやう、「殿の御侍へ登りはて（登り仕舞ひの意か）云々」とて南門に走り出で、遂に家にも歸らず馬を馳せて京都へ上つた。頼朝は之を聞いて大いに驚き、人を遣はして遮り留めさせようとしたが、及ばなかつた。かくて遂に京都に至り、新黒谷の僧源空に投じて僧となり、名を蓮生と改めた。直實が入道した次第は右の通りである。世に敦盛の首を取り無常を感じて入道したと云ふ說があるが、是は平家物語に見えた所で、一說とし、又遠因として見る事は差支ないやうだが、吾妻鏡に謂ふ所は全く以上の如くである。

當時の裁判は原被の兩方を對決せしめて之を聽くといふ慣習であるが、今日のやうに辯護士といふ者が有つたのでないから、訥辯な熊谷直實は甚だ困つたものと見える。夫にしても斯樣な狼藉が往々にしてあるから、これではならぬといふ事で、夫より問注所を營中に置く事を止め、一度は康信の家を以て之に充てたが、正治元年四月に至り郭外（その場所は種々の說あれども明瞭でない）に新設した。但し康信が執事であつ

た事は元の如くである。問注所には執事、寄人の二職があつた。

問注所と三善氏

問注所の執事は建久二年三善康信が始めて此職に任ぜられたが、承久三年、康信の死後、其子康俊が職をつぎ、以來子孫が相次いで此職に居り、町野氏と稱へる。康俊の弟康連も又其職を襲ぎ、太田氏と稱へ、爾來稀には、他氏を交へる事もあるが、概ね二氏の中を用ふる習ひとなり、之を問注所の二氏となへる。問注所執事は政所別當と相並ぶ重職で、訴訟の裁斷ばかりでなく、政務評定の席には必ず臨まざることなく、又寄人を監督して問注所の事を爲さしめるのである。

問注所の二氏

侍所

三、侍所　侍所は諸士の進退、罪人の決罰、及び宿衞、扈從の人選等を其事務として居る。一旦軍事ある時は、又機務に參與するから武家に於ては最も權勢ある重職である。承久年中、小侍所を設けてから、宿衞扈從等を奉行するのは其方へ移つて、侍所は罪人を捕へ、又は之を處罰する等の事を事務とするやうになつたが、併し大事に至つては小侍所と共に諸士を進止する事は前に異る所はない。

和田義盛侍所別當を懇望す

侍所には別當、所司、開闔、寄人等の諸職がある。別當は治承四年十一月和田義盛を以て之に任じたのが嚆矢である。是は石橋山の敗後、賴朝が安房に赴く途中、義

北條氏の執權

盛は賴朝に向ひ、「追つて天下が平定の後は、私を以て侍所の別當に任じて下さい。これ迄平家の侍藤原忠清が八箇國の侍の奉行として東國の武士を監督し、威權赫々として諸士が皆其門に出入したのは羨しいと思つて居た。自分もあゝ云ふ風になりたいから」と所望したのである。賴朝は當時前途がどういふ風に展開するやら分らぬ際であつたから、取敢へず笑つて之を許したのであるが、後に天下を得る事となつたから、上首の人を差措いて義盛を以て之に任じたのである。而して梶原景時を以て所司とした。されば平家追討の際に義盛をして範賴の軍を監せしめ、景時をして義經の軍を監せしめたのも、兩人が別當、所司の重役に居つたからである。建久三年、和田義盛は、忌服の事があるや、景時は一日でも宜いから別當の號を借りたいと懇望して、義盛は之を許した。所が景時は奸謀を巡らして其職に居ること既に九年、正治二年景時事を以て誅せられたので、義盛は漸く復任した。後、建保元年五月義盛が兵を起して北條氏と戰ひ、一族鏖殺に遇ふや、北條義時執權を以て此職を兼ねた。茲に於て文武の權が全く北條氏に歸し、また之に匹敵すべきものが無いやうになつた。而して義時より後、此職は必ず執權の兼掌する所と

なつた。

以上が鎌倉幕府の組織の要點であるが、之を大寶令に比較したならば、如何に簡單直截であるかを見るであらう。即ち侍所は兵部省及び刑部省の一部に當り、問注所は刑部省に當り、政所は中務、民部、大藏等の諸省の事を兼攝したのである。かやうな單純な組織で却て政治運用を滑らかならしめた所が武家幕府の長所であつて、この單純さは室町時代、江戸時代を通じて失はれなかつた。なほ此外に京都に關する諸職、鎭西、奥羽に關する諸職などもあるから、それも一言して置かうと思ふ。先づ京都に關する諸職としては京都守護、洛中警衞、大番等があつた。

京都守護職

四、京都守護　壽永二年、平氏が京都を去り、義仲が又滅びてから、文治元年十月までは、源義經が警衞の任に當つて、洛中から近畿までを守護して居た。同十一月義經が沒落の後、北條時政が上京して京畿の政治を掌つた。同二年三月時政が頼朝の召に依つて鎌倉へ歸つてからは、大江廣元が上京し、藤原能保と共に京都守護の任に當つた。當時閑院の里内裏を修造して皇居となし、大番の制を定めた。建久元年頼朝が上洛するに當り、六波羅の新亭（故池大納言頼盛の舊第）を宿館としたが特に能保

の子高保を留守とした。是より前、中原親能も事に因つて上京したが、遂に留まつて共に事務を行つた。建久元年、平賀朝雅（北條時政の婿）が守護として上京するや、親能は其副職となつた。承久元年伊賀光季、毛利親廣（大江廣元の子）の兩人が上京して守護となつたが、承久の亂が起つた時、光季は官軍に誅せられ、親廣は官軍に屬したが敗走した。爾來北條氏の一族兩人が六波羅の南北亭に居て、畿內及び西國の事務を行ふ事となり、之を六波羅探題といふた。

大內守護　京都守護の外に大內守護といふものがあり、こは幕府創立以前よりあつて、公家より武士に命せられたに始つたものである。思ふに天曆以後、王政が衰へ、警備の武官たる近衞兵衞の兵士が次第に柔弱になりて、其職に堪へなかつたので、別に重代の武士に命せられて大內の守護に當らせたのである。大內守護の名稱の物に見えたのは源賴光に始まり、爾來源氏の家業となり、賴政及び其子賴兼が相繼いで此任に當つた。賴朝が國憲を取るに及んでは、賴兼のみにては任に堪へずとの訴により北國の御家人及び他の大名をも請番させて賴兼の副とした。其後賴兼の子賴茂が職をついだが、承久の亂に、官兵

に誅せられて以後之を置かない。

五、洛中警衛

洛中警衛は將軍家の御家人たる者が在京して非常を戒しめるので、京都守護の輔佐の職である。始め義經、時政等が京都守護になつた間は、文武の權を兼ねて居たが、能保に至つてはもと文官で、武備の事には堪へないから、北條時定（時政の一族）を京都に留め、常陸坊昌明等と共に警備の事に從はしめた。又近江の佐佐木定綱、美濃の大內惟義、其他京都に近い諸國の守護にも兼ねて警衛の役に從はしめた。承久以來多少變更したけれども、尙、武士をして詰番させて護衛の事に當らしめた。

六、京都大番

京都大番は大番役又は大番衆とも云ふ。もと衛士の遺制で、諸國から交番に上京して、禁廷を護衛し、洛中を巡警する武士を稱したもので、早く王朝時代から此職名はあつた。幕府創業の後は、諸國の守護地頭に命じ、其地の武士を徵發して大番に從はしめた。大番の役は從來三年を期として交代したのであるが、かくては諸士の疲弊が甚だしく、上京の際はかひがひしく出立つた者も、大番を果して歸る時には、衣履をさへ經はざるに至る者が多いからとて、賴朝の時改め

て六箇月を限とした。之は諸士の大いに喜ぶ所である。後、北條時賴の時に更に三箇月を以て限とした。

七、鎭西に關する諸職　次に鎭西の事に關しては、鎭西奉行と云ふものがあつて九州の政務を掌り、文治元年源範賴は平氏の餘黨を鎭めんが爲に、暫く豐後に留まつて居たが、やがて土肥實平が之に代つた。同二年天野遠景を遣はし、始めて鎭西奉行の稱があつた。建久二年には武藤資賴が鎭西の守護となり、太宰少貳に任ぜられた。之が少貳氏の祖である。貞應二年、大友能直を以て鎭西奉行となし、資賴と竝んで事を行はしめた。それより少貳、大友の兩氏が此職を世襲した。元寇以來北條氏の一族の者を以て代る〴〵下向せしめ、遂に九州探題として機務を執らしめる事となり、兩氏の職は漸くこの方へ移つた。

八、奥羽に關する諸職　奥羽地方の事に關しては、奥州總奉行を置いた。卽ち文治五年藤原泰衡を追討するに當り、葛西清重は殊に勳功があつたから、膽澤、磐井、牡鹿の諸郡を與へ、奥州總奉行として當國の御家人を綏撫せしめた。又兼ねて平泉郡の檢非違使の事を管して士民を鎭撫せしめた。建久元年更に又陸奥留守

職を設け、伊澤家景を以て之に任じ、國内の人民の愁訴を聽かしめ、清重と竝んで鎮撫の任に當らしめた。爾來兩氏の子孫が、此職を襲ぎ、北條氏の世を終るまで事に從うて居た。又蝦夷管領、蝦夷代官と云ふものがあつて、營を津輕に設け、奥羽及び渡島（北海道のこと）の蝦夷を鎮撫した。是は王朝の頃は鎮守府將軍及び秋田城介などの任であつたのであるが、賴朝が兵權を執つてから、是等の官職は廢してしまつた。そこで北條義時が執權となるに及んで、安藤五郎をして津輕に居て蝦夷を管領せしめ、以て反亂に備へた（安藤系圖に據るに、初め安倍貞任の妹が藤原經清に嫁して清衡を生んだ、貞任が滅びた時、少子則任は山中に匿れしに、清衡の子惟平に子なく、則任を養子として盡く所領を讓つたから、安倍藤原を併せて安藤と稱したと）。これも其子孫がズッと後まで續いて其事に當つて居た（京都守護職以下は小中村清矩博士の官制沿革略史參照）。

二　守護地頭の設置

(1)　概　說

鎌倉時代に設置された守護地頭の制度を明かにせんとするには王朝時代以來の地方官制度、卽ち國司郡司の制についても一言せねばならぬ。國司郡司のことは設置當初とは大いに異つて居るが、鎌倉時代になつても、なほ其存在を認めるのである。庄園に至つては王朝時代の中葉以來次第に增加し、王公貴人乃至は社寺等も之をもつて收入の增加を計り、また庄官の名稱も種々複雜に赴いたのである。そこへ守護地頭の設置を見るに至つたのであるから、夫等の關係は愈〻錯雜を極める。そこで從來の地方官制度から、次第に守護地頭の制に說き及ぼし、是等の關係を明瞭ならしめようとする。

(2)　從來の地方官(國司郡司)

國司(郡司)の制は大化改新以前にも既に多少存在したといふ說もあるが、一般に設置されたのは大化以來であつて、大寶令に至つて其制も大いに備つた。當時全國の國々を大國、上國、中國、下國の四等に分ち、それによつて守介掾目の員數、その俸給等差があつたのである。今之を表にして示せば次の如くである。

	國名	職	員	官位相當	職田	公廨殘米
大國	大和、河內、伊勢、武藏、上總、下總、常陸、近江、上野、陸奧、越前、播磨、肥後、	守	一人	從五位上	二町六段	六分
		權守	一人			
		介	一人	正六位下	二町二段	四分
		權介	一人			
		大掾	一人	正七位下	一町六段	三分
		權大掾	一人			
		少掾	一人	從七位上		
		權少掾	一人			
		大目	一人	從八位上	一町二段	二分
		少目	一人	從八位下		
		史生	五人		六段	一分
	山城、攝津、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、相模、	守	一人	從五位下	二町二段	
		權守	一人			

國	國名	官	員數	位階	職田	
上國	美濃、信濃、下野、出羽、加賀、越中、越後、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、筑前、筑後、肥前、豐前、豐後、	介	一人	從六位上	二町	同上
		權介	一人			
		掾	一人	從七位上	一町六段	
		權掾	一人			
		目	一人	從八位下	一町二段	
		史生	四人		六段	
中國	安房、若狹、能登、佐渡、丹後、石見、長門、土佐、日向、大隅、薩摩、	守	一人	正六位下	二町	同上
		介	一人			
		掾	一人	正八位上	一町二段	
		目	一人	大初位下	一町	
		史生	三人		六段	
下國	和泉、伊賀、志摩、伊豆、飛驒、隱岐、淡路、壹岐、對馬、	守	一人	從六位下	一町六段	同上
		掾	一人	從八位下		
		目	一人	少初位上	一町	
		史生	二人		六段	

（以上和田英松氏官職要解による。郡司の制は略する。）

右の表の中、官位相當とあるは大寶令制定當時は官と位とが相當する樣になり居り、位の高いものが卑い官につけば位と官の間に行の字を書き、位の卑きものが、高き官につけば位と官と間に守の字を書く定めであるが、（例へば從四位下行相模守何某、從六位上守相模

守何某と書くが如し）それにしても官位が餘りかけはなれて居てはならぬ事になつて居たのである。國守などは五位とか六位とかいふ所にあつたのである。次に職田といふのは其官に對する俸給で、之もチャント田地で給せられて居たのである。

職田

次に公廨殘米とは之も國衙の役人の收入で、それを六分とか四分とかいふ風に夫々の率によつて分配するのである。然らば公廨殘米とは如何なるものかといふに、之は當時に於ける田制の制度から說明せねばならぬ。

公廨殘米

田租の分別

田租
- 正稅
  - 動用—正稅を三分し、動用、不動、雜米となし、動用の分は國司の役人などが人民に貸附し、利息を取りて之を雜用に支給し得る、
  - 不動—此分は國貯と云ひ、永く貯蓄し置きて不時の用に備ふる、
  - 雜米—此分は京都に送る、（田租は大部分は地方に委讓し、京都に送るのは此分のみである）卽ち年粮粮舂米、別納租穀などが之である。（但し諸國の調庸は京都に送る、こゝには田租についてのみいふ）
- 公廨—租稅の未納、不足等ありし場合に之を以て補ひ、なほ殘餘あれば國司の役人等が一定の率に依つて各自に之を分配する、
- 雜稻—此分は社寺料、佛會料、諸物修繕料等に充つる爲のものである、

各國とも田税を正税、公廨、雜稻の三つに分ち、正税と公廨とは大抵同等である。例へば相模國でいふならば、正税、公廨は各三十萬束、國分寺料四萬束、大安寺料二萬六千九百束、文殊會料二千束、藥分料一萬束、鎭守府公廨五萬四千卅七束とあるが、國分寺料以下は雜稻に當るのである。兎に角、一國の田租の中、正税と公廨とは等分であるから、其高は大きいことである。租税の未納、不足を差引き、其他は國衙の役人たちに一定の率を以て分配するのであるから、大分の額にのぼる。不正なる國司は租税の未納、不足を塡充せずして直ちに公廨雜稻を分配するのであつて、之は國司收入の大なるものである。

國司の職務

國司の職務は祠社を管し、戸口を檢し、租税を徴收して京に輸し、軍事を掌り、郵驛を督し、訴訟を決し、僧尼を管する等、すべて一國の神事、佛事、民政、風敎、裁判、軍事等一切の政務に當り、年限も六年であつたが、（時によつて變更がある）王朝の末より是等大寶令の規定も次第に弛んで、國守は遙任などと稱へて赴任せざるものが多く、（多くは京に留る）目代をして事務を執らしめるに至つた。國守が居ないで留守官ばかりが、事務を執つて居たので、國司の廳を留守所といひ、目代が守の代理となつて事務を執つた所か

留守所

在廳

國司は一定の配當に甘んず

知行國

ら之を留守職といひ、その目代の下にも隨分多くの役人が居るので、之を惣稱して在廳官人といひ、略して在廳ともいふのである。

國司の京都へ納める所は每國の調庸と正稅中の雜米、外に封家（國都に封戶を受けて居る者）に對する調庸などであるが、國守すら前記の通り遙任で京都などに居り、留守官から一定の仕送りを受けて居ること、恰も株券の所有者が利益の配當を受けるが如き有樣であるから、國務の擧らう筈もなく、留守官たる者は或僅勤納官料物、遂無勞封家調庸（類聚三代格、寛平八年六月廿六日の太政官符）とか、近代宰吏就國者、自稱亡國、々々者各申異損、然間納官封家之濟物、殆忘所濟之勤、合格諸國之勤會、永留未勘之名（三代制符、延久二年三月廿二日の宣旨）などといふ情態である。なほ國司の任命は鎌倉時代に至つても存在し、伊豆國で云ふならば平時兼（治承四年六月任）源光遠（壽永二年十一月見）源義範（文治元年八月任）藤原長季（正治二年四月任、元久元年四月罷）などとあり、相模國でいふならば藤原範能（治承三年十一月任、壽永元年八月爲但馬守）藤原盛長（權官、養和元年八月見）大內惟義（文治元年八月任）藤原重宗（建久七年十二月任、權官）北條義時（元久六年三月任）などとある。是等も多くは遙任の有樣であらう。

また鎌倉時代には知行國といふものがある。これは後冷泉天皇より堀河天皇

の頃へかけて始められたもので、從來の國司とは稍〻系統を異にし、院宮公卿等の收入の資となさんが爲に闕國(國司のかけた國)を知行國として賜はるのである。實質に於ては國司と同樣であるが、公卿等は何れも位が高くして國守となるには官位の相當を得られぬので、其一族や知人を以て國守に任じ、自分は相當の配當を受けて居るのである。文治二年三月十三日に關東の分國として相模、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豐後の九國を擧げ、之を頼朝の知行國とも言つて居る(文治五年奥州征伐後陸奥出羽を加ふ)。また文治元年十二月六日の頼朝の院奏折紙にも、伊豫右大臣(藤原兼實)御沙汰、越前大臣(徳大寺實定)御沙汰、石見宗家卿可レ給也、越中光隆卿可レ給也、云々とあるのは、皆知行國の意である。そこで鎌倉時代の國司は概ね知行國たるものである。

(3) 庄園及び庄官

庄園の起り

庄園は後世の別莊及び別莊附屬地の如きものである。大化以前にも既に臣連等の有せる田莊(たどころ)といふものがある。之は卽ち庄園の起りと見ることが出來る。大化改新の際、公民公地の制を設けて土地の私有を禁じたが、奈良朝の頃に至つて

私田を權門勢家に寄進して庄園となす

は墾田の奬勵となり、之が後には私有地となるのである。又功田、賜田等も一定の年限を過ぎても之を返還せずして子孫に傳へ、遂には私田となるのである。當時かゝる私田の所有權を永久に且安全ならしめんが爲に、名義上之を權門勢家に寄進して之が庄園となすことが行はれた。例へば延喜二年の太政官符には「諸國奸濫百姓爲レ遁二課役一、動赴二京師一、好屬二豪家一、或以二田地一詐稱二寄進一、或以二舍宅一巧號二賣與一、遂請レ使取レ牒、加レ封立レ牓、國吏雖レ知二矯飾之計一、而憚二權貴之勢一、鉗レ口卷レ舌、不二敢禁制一云々」とあつて、これが即ち地方豪族等が權門勢家の名義を假りて庄園を設立せる消息を語るものである。かくて藤原氏攝關の時代に至りては庄園の數が愈〻夥しく、國司の治むる所は僅かに百分一に過ぎずといはれる樣になつた。後三條天皇は國家の衰弊を憂へ、記錄所の內に庄園券契所を設けて、庄園の正不正を取締らせ給うたが、權門の反抗によつて十分の効果を奏するに至らなかつた。平家全盛の時には一門の知行三十餘國に跨り、庄園の數は五百餘所に達したといはれる。淸盛は當時趨勢に應じて、庄園に沒倒などよりは寧ろ庄園に一定の制度を設けて之を利用する事に著眼した樣に思はれる。

前記の如く當時の庄園には領主(主として土地の開發者)の外に有力なる名義上の所有者があつて、其庄園の他から兼併されることを防いだ樣である。此場合に於て名義上の所有者を當時、本家、本所、本主(三位以上の公卿の場合には領家)などといひ、領主は自ら謙退して下司職となり、下司職には庄司、庄預、公文などの名目がある、而して本家に對する年々の仕拂は各庄とも固より區々で、一定の制はなかつたであらうが、割合に低廉なものであつたであらう。大部分は元の領主が取入れるのである。平家全盛の際には其領内に地頭を置いて庄務を取扱はせた。之は土地管理人であつたが、他の庄も之に見倣ひ多くは平家の家人を以て地頭にあてたのである。

(4) 守護地頭

(イ) 設置の理由

守護地頭に就いては星野恒博士の守護地頭考が史學雜誌第貳拾五號以下五冊に亘り、詳細を極めた雄大な論文が掲載されてあるが、右は明治廿四、五年時代のも

守護地頭設置の建言

のであつて、其後種々の新説も出たので、夫等も參照し、自分の所見をも加へて記さうとする。

守護地頭設置の理由は源義經及び行家が叛逆をなし、次で踪跡を晦ましたので、之が追捕を理由として鎌倉の御家人を守護地頭として全國に配置しようといふのであつて、事は吾妻鏡文治元年十一月十二日の條に詳かに見えて居る。即ち「凡今度次第、爲關東重事之間、沙汰之始終之趣、太思食煩之處、因播(幡)前司廣元申云、世已澆季、梟惡者尤得秋也、天下有反逆輩之條、更不可斷絕、而於東海道之內者依爲御居所雖令靜謐、奸濫定起於他方歟、爲相鎭之、每度被發遣東士者、人々煩也、國費也、以此次諸國交御沙汰、每國衙庄園被補守護地頭者、强不可有所怖、早可令申請給、云々、二品(賴朝)殊甘心、以此儀治定、本末相應、忠言之所令然也」とあるのがそれである。かくて此儀を上奏して御裁可を仰いだところが、朝廷に於かせられては義經に賴朝追討の宣旨を賜ひ、鎌倉の鬱憤に遇うて舉朝狼狽した際であるので、直ちに之を御允許になり、そこで鎌倉の腹心の家人を以て守護地頭の名義で諸國一般に配置するに至つた。こゝに於て鎌倉の手足が全國に行き渉ることになるのである。

守護

地頭

守護は追捕檢斷を主としたもので、從來の檢非違使、押領使、追捕使の如きものである。又從來守護の名もないではないが、諸國一般に置いたのは此時に始まる。地頭も同樣從前から其名は見えないではないが、平家時代の地頭、之は其家人を以て庄園の支配人として置いたもので、朝廷の命を受けたものではない。然るに今度は守護といひ、地頭といひ、朝廷の命を受けて諸國一般に置いたのであるから、有力なる地方行政官であるのである。而して守護地頭設置と共に兵糧米の名義で(卽ち一種の軍事稅)段別五升を課したのであるが、地頭は主として之が徴收に當つたものと見える。

(附記) 案ずるに地頭の起源に就いては不明であるが、もと庄官の一つであつて土地の管理、收稅などの事にかかはつたもので、下司職などに當る事務を行つたものであらう。星野博士の說には河内國小松寺緣起に地頭代の名が見え(保延三年勸進奉加の際)、古事談卷四にも地頭大莊司季春の名が見えるとある。是等が古いところであらう。然るに平家全盛の頃に至つては地頭は所々に數多散在したやうである。

吾妻鏡文治元年十二月廿一日の條には「前々稱二地頭一者、多分平家家人也、是非二朝恩一、或平家領内授二其號一、補二置之一、或國司領家爲二私芳志一定二補于其庄園一、又令レ違二背本主命一之時者、改二替之一、而平家零落之刻、依レ爲二彼家人一、知行之跡、被レ入二没官一畢、仍施二芳恩一、本領主空レ手後悔、云々」とある。これで見れば平家全盛の際には諸國の國司や庄園の領家などが、其庄園の治安を計り、且年貢督促の爲などに競つて平家の家人を地頭となしたものと見える。慧眼なる淸盛も亦た之を利用し、地頭制度の擴張を謀り、公領及び庄園内の下地管理權を地頭に握らせるやうになつたものかと推察される。けれども當時の地頭は國司や領家の私恩に出でたもので、未だ地頭としての公權はなかつたのである。

なほ吾妻鏡で見れば、壽永元年二月五日に山田太郎重澄に一村の地頭職を賜ひ、同年六月五日に熊谷次郎直實を武藏國熊谷鄕の地頭職に定補したなどの事も見える。又元暦元年正月三日賴朝が武藏大河土御厨を豐受大神宮に寄進するに當り、此地は相傳の家領であるから、於二地頭等一者、不レ可レ有二相違一として地頭權を留保した事なども見える。以上の地頭の如きは多くは其土地の開

行家は四國の地頭に、義經は九州の地頭に補せらる

發者であり、又領主であるので、恩給として地頭に補せられた者よりは、勢力も收入も多かつたことは勿論と思はれる。

また玉葉文治元年十月十七日の條には源義經の奏聞の語を記して「奉二身命於君一、成二大功一、及二再三一、皆是賴朝代官也、殊可二賞翫一之由令レ存之處、適所レ浴レ恩之伊豫國、皆補二地頭一、不レ能二國務一云々」とあつて、義經は伊豫國守になりながら賴朝が國內に地頭を任補して國務を執らせ、義經の國守は有名無實であるとの事であつて、當時の地頭は土地の管理權のみならず、かういふ風に國務にまでも關係し得たものと思はれる。

ところで同年十一月には行家が四國の地頭に、義經が九州の地頭に補せられたといふ事件が突發した。吾妻鏡には同年十一月七日の條に曰く、「件兩人（義經、行家）賜二院廳下文一、四國九國住人宜レ從二兩人下知一之旨被レ載レ之、行家補二四國地頭一、義經補二九州地頭一之故也」云々」とある。また玉葉同年十一月二日の條には「抑、山陽西海等庄公、共爲二義經之沙汰一、調庸租稅年貢雜物等、慥可二沙汰進上一之由、欲レ被二仰下一云々」とある。文學士龍肅氏之を解して曰く、「玉葉の記事によれば、山陽西海等

の公領庄園を共に義經の沙汰とし、但し調庸、租税、年貢、雜物等は義經が責任を以て沙汰し進上すると云ふことであり、吾妻鏡に從へば、四國九州の住人に、行家義經の下知に從ふべき院廳の下文を賜はり、行家は四國地頭に、義經は九州地頭に補せられたと見えて居る。この兩者の記事は甚だ相違して居る樣に見えるけれども、實は同一の事柄を記したものであつて、玉葉の記事は計畫の内容であり、吾妻鏡の記事はその外觀である。之を綜合すれば、行家義經は中國四國九州方面の全土の地頭職を得て、下地管理權は掌握するも、公領莊園に於ける從來の調庸、租税、年貢、雜物は舊の如くに進濟するといふ事である。之は文治元年十一月に頼朝の設けた地頭の任務と殆ど同一である。然らば頼朝が奏請して勅裁を得た地頭制度と殆ど同一のものを、義經が既に其以前に於て計畫して居つて不思議の感がある(頼朝會雜誌第二號)といはれて居るが、蓋し平家時代以來の地頭の現狀から推考すれば、さう飛びはなれた事ではなくして、義經は當時の恒例を本として考案し、大江廣元も矢張り當時の地頭の現狀に卽して考案し、それが自然に相似寄つて居るのであらう。之を日本全國に設置

し、而して關東腹心の家來を以て之に任補するといふ所が新案であるのであらう。

國衙に守護を莊園に地頭を置きたりとの說の誤

(ロ) 諸國並に庄園一般に置く

大日本史に國衙に守護を置き莊園に地頭を置くとあるより、諸書之に從ふものが多く、星野博士の守護地頭考の劈頭にも「守護地頭ノ二職ハ、源賴朝文治元年ニ朝廷ニ奏請シテ、國衙ニ守護、庄園ニ地頭ヲ置キ云々」とあるが、實は之は正確なる言ひ表し方では無いやうである。正しくいへば國衙の地にも守護地頭を置き、庄園にも守護地頭を置いたので、卽ち諸國並びに庄園一般に守護地頭を置いたといふべきであらう。其證として例を擧ぐれば、吾妻鏡文治元年十一月十二日の條の守護地頭設置に關する大江廣元の建言中に「每二國衙庄園一被レ補二守護地頭一者云々」とあり、同廿八日の條には「補二任諸國平均守護地頭一」とあり、又同年十二月六日賴朝が藤原兼實に獻じた書中にも「於レ今者諸國庄園、平均可レ尋二沙汰地頭職一候也、云々」また「雖二伊豫國候一、不レ論二庄公一可レ成二敗地頭之輩一候也」とあり、二年三月一日及び七日の條には北條時政が

地頭は公領私領（莊園）の下地管理權を握る

七箇國の惣追捕使（こゝでは守護の事）並びに地頭に補せられたが、地頭は辭退したとある。

是等を通じて見るに守護は檢斷を主とし警察權を掌るものであるのに、國衙の地のみに之を置いたのでは、庄園內の警察權は誰が之を行うであらうか、又地頭は主として租稅の事を掌るものであるのに、庄園のみに置いたのでは國衙の地の年貢や兵粮米は誰が之を徵收するであらうか。鎌倉幕府たるものが斯る不徹底な事をする筈はない。前記兼實に獻じた書を見るに、伊豫國と雖も庄園公領（即ち國衙の地）の別なく、地頭を設ける、但し先例限ある正稅以下の國役（即ち國衙に關するもの）本家の雜事（庄園に關するもの）は相違なく地頭の手から拂はせます、もし對捍をなし懈怠を致さば夫々處分を致しますといふ事が書いてある。又吾妻鏡同月廿一日の條には「於諸國庄園下地者、關東一向可令領掌給、云々」とある。これは兵粮米徵收の事ばかりではなく諸國並びに庄園の下地（即ち土地）の管理權は關東、主として地頭が領掌して、限ある正稅以下の國役、及び本家の雜事は地頭の手で相勤むるとの事である。かくの如く周到精密なる方策を案出して以て義經行家並びに其徒黨の追捕に當つたのである。賴朝は大いに此策を感心して、二年二月七日には大江廣元に肥後國山本庄

を賜はつて其賞とせられた。

吾妻鏡によれば前記の通り守護地頭は日本全國に置いたやうであるが、玉葉文治二年十一月廿八日の條には北條時政の奏請により「賜二五畿山陰山陽南海西海諸國一不レ論二庄公一可レ充二催兵粮米一、（段別五升）云々」とあつて、東海東山北陸の三道は除いてある。此方が正確な様にも思はれるが、吾妻鏡文治二年五月廿九日の條には東海道守護云々と見え、同三年三月三日の條には美濃守護人の名が見え、建久四年十月二十八日には近江守護の名が見える。然らば矢張り吾妻鏡の記述の通りに全國一般に置いたと見て差支ないことゝ思はれる。

（八）守護地頭の職務と其得分

守護の職務

守護の職務は如何といふに、貞永式目によれば右大將家（頼朝）の御時に定め置かるる所は大番の催促、謀叛及び殺害人の逮捕とあつて、之が當初からの職務の主なるものであつたのであらうが、守護任命の際に此三箇條を明記せるは、正治元年十二月廿九日（頼家將軍の時）に小山朝政が播磨國守護職に補せられた際で、吾妻鏡に「住國家人

等相從朝政、勤仕內裏大番、惣可致忠節也、朝政可沙汰事者謀叛殺害人事也、相交國務不可成敗人民訴訟、凡觸事不可煩國中住人之旨被仰含云々」とあるけれども其職限は前後によつて廣狹があつたと見えて、吾妻鏡文治二年五月廿九日の條に「神社佛寺興行事、二品(賴朝)日來思食立也、且所被申京都也、且於東海道者仰守護人等被注其國總社並國分寺破壞及同尼寺顚倒事等、是重被經奏聞、隨事體、爲被加修造也」とあり、同書三年三月三日の條には「美濃國守護人相模守惟義申、當國路驛可加新宿所之事、有其沙汰、早可依請之由、今日所被仰遣也」とあれば、其職檢斷のみには止らずして國務にも關係して居ることを察すべきである。されども斯くては追々弊害があるので、次第に以上の三箇條に限定されたものと思はれる。而して守護人としては得分は一向に無かつたやうである。これ守護に任命される程の者は既に領主若くは地頭として相當の資産があつたからであらう。されども度々の禁令にも拘らず、守護が國司の任務に關係し、又地利を貪ることが罷まなかつたものと見えて、貞永式目の中にも「至近年分補代官郡鄕、宛課公事於庄保、非國司而妨國務、非地頭而貪地利、所行之企、甚以無道也」とある。以て守護人の行動の一斑を推知すべきである。

次に地頭の職務は如何といふに、之は土地を管理し、租税課役を徴收して定例の租額を國司本家等に納めるを本務とする。文治元年守護地頭設置と共に課せられた段別五升の兵粮米徴收の事は固より、諸國庄園の下地は專ら地頭の管掌する所となつたのである。その得分としては兵粮米の名義で段別五升を徴收した所のものが卽ち地頭の得分となるのであるといはれる。しかし之については別の考もある。

案ずるに兵粮米の事はこの以前にもあり、治承四年十二月に平淸盛が高倉院の院宣を受けて諸國公田莊園に之を課した事が山槐記に見えて居る。之は此時諸國に源氏が蜂起したので、之を征討する兵士の粮食に給したものであらう。その後木曾義仲も平氏に倣うて兵粮米を課した事があり、源義經、範賴も平氏に倣うて兵粮米を課した事がある。文治元年十一月二十九日に賴朝が日本全國の公田庄園に段別五升の兵粮米を課したのも是等に倣うたものので、矢張り守護地頭並びに其配下の者共の食糧及び費用に宛てる趣意のものと思はれる。或は又この兵粮米を以て地頭の得分と見る說もある。或地

方にては地頭の得分とした所もあるであらうが、日本全國の兵粮米を悉く地頭の得分と見るは如何。北條時政などは七箇國の地頭に補せられたのである（縱令之を辭退したが）。七箇國の段別五升の兵粮米を悉く地頭の收得と見ては饒多に過ぎはせぬかと思はれる。

地頭並びに兵粮米徵收に對する反抗

さて從來の國司や庄園の制度の行はれて居る中に、突然賴朝の奏請により、諸國並びに庄園に守護地頭を設置されるに至つたのであるから、縱令それが勅許に出でたとはいへ、此守護地頭の設置に反抗の起るべきは當然すぎた事と思はれる。守護は警察權の方であればまだしも、地頭に至つては諸國並びに庄園の下地管理權をそつくりと握るといふ程であれば、之に對する反抗は最も强烈であつた。かくて文治元年十一月廿九日に御裁可になつたばかりの地頭及び兵粮米につき、翌年正月九日には高野山衆徒の訴により、其庄々より之を停止し、二月廿一日には院の御領弓削庄の兵粮米の停止、廿二日には同じく神崎庄の兵粮米停止の事が仰出され、かういふ訴が頻々であつたので、其廿八日には關東より五畿七道諸國庄園の兵粮米免除の事を下知せられた。即ち吾妻鏡に

兵粮米徵收の事を停止す

武士の濫行停止を仰せられたる三十七國

廿八日、丙子、被レ申二京都一條々、有二其沙汰一治定、云々、

一、仰二五畿七道諸國庄園一、免二除兵粮米進一、可レ令レ安二堵土民一事、

依二此米催事一、民戸殊費、於レ今者、殆無二乃貢運上計一之由、頻有二領家訴一之間、及二此儀一、然者賦二遣使者一、可レ觸二廻之由一、可レ被レ仰二北條殿一者、

とあり、北條時政も三月七日に自分の七箇國の地頭は之を辭退し、沒官の所々に兵粮米を課することは奏聞を經た旨を知らせて來た。

次に六月廿一日の條には左の卅七箇國は院宣によつて武士の濫行、方々の僻事を糺定すべき旨を仰越された。卅七箇國とは

山城國　大和國　和泉國　河內國　攝津國　伊賀國　伊勢國　尾張國
近江國　美濃國　飛驒國　丹波國　丹後國　但馬國　因幡國　伯耆國
出雲國　石見國　播磨國　美作國　備前國　備後國　備中國　安藝國
周防國　長門國　紀伊國　若狹國　越前國　加賀國　能登國　越中國
淡路國　伊豫國　讃岐國　阿波國　土佐國

である。

地頭職設置の所々

また七月七日には諸國地頭職の事は平家沒官領並びに梟徒隱住所の外、權門家領に於ては一々停止する旨を京都へ申されたとある。

以上は吾妻鏡の記事であるが、之によれば守護地頭は設置以來一兩月にして反對が起り、殊に領家の訴が囂々たる有樣であつて、實施以來半年ならずして之を停止するの止むなきに至つたかの樣に察せられる。されども此文面を仔細に觀察すれば、守護地頭も權門勢家領に置くことはならぬが、平家沒官領並びに梟徒隱住所には置いてよいといふ事に落着したのである。

守護地頭職の落着

平家の沒官領とはどれ程あるか不明であるが、其全盛の際には「一門の知行三十餘國に跨り、庄園の數は五百餘所に達した」とあり、先づ之に準據して考ふべきものであらう。其他梟徒隱住所といへば、之も少からぬ事であらう。前に列記せる三十七箇國の如きも矢張り追々には守護を置いたものと見えて、吾妻鏡には佐佐木定綱は近江守護職を以て長門石見兩國守護職に兼補し（建久四年十月廿八日及び十二月廿日の條）佐佐木中務丞經高は淡路阿波土佐三箇國守護職（正治二年八月二日）であり、山內首藤經俊は初め伊勢國守護職たりしが後に伊賀國守護職を兼ね（元久元年三月九日）、梶原景時も美濃國守護

に補し（文治三年十二月七日）、また播磨國守護職を領した（正治二年二月廿七日）。是等の記事によつて他を類推すべきであらう。

庄園についても地頭に關する記事が屢々見え、吾妻鏡文治四年二月二日の條に「是より先、朝臣多く頼朝に夤縁して、地頭の不法を禁ぜんことを請ふ。是に至り、頼朝、奏して其請託を斥く」とあり、建久七年十月二十二日の條には「幕府、三善康信を高野山大塔備後太田莊地頭職と爲す」とあり、承元四年六月二十日の條には「崇德院御影堂、同領の地頭職を罷めんことを訴ふ。幕府、之を聽さず」とあり、建保四年五月十三日の條に「幕府、出雲鰐淵寺領地頭孝元の濫妨を止めて、孝幸を地頭職となす」などとある。是等によつて考へれば、地頭も後には本所領家のある地にも之を置いた事が明かである。なほ最も反對の多かつた兵粮米についても、沒官領には之を置いてよいことは北條時政の奏聞を經て居るのである（文治二年三月七日）。されば五畿七道諸國庄園に仰せて兵粮米の進を免除することの關東よりの上奏（文治二年二月廿八日）も一時の緩和策であつて、人心の落着くのを待つて徐々に守護地頭を設置され、關東の勢力の增進と共に守護地頭の員數は增加するとも、減少したものとは思はれない。

兵粮米と加徴米

兵粮米の事については前記の通り沒官の所々には之を課してよいといふ事になつて居るのであるが、一般には之を禁止したので、沒官の所々に於ても兵粮米の名を避けて他の名稱で之を徴收したものであらうか、之は一考を要する事であるが、何分文獻上に明瞭でないのである。但し文治二年十月八日の太政官符によれば「依㆑令追㆓討平氏㆒被㆑補㆓其跡㆒之地頭等、稱㆓勳功之賞㆒非㆓指謀反跡㆒之處、宛㆓行加徴課役㆒」の文があり、また貞應二年六月十五日の新補地頭に關する左辨官下文には加徴米の事が見えて居るから、以前から一部分に行はれて居た加徴米の名稱と其制度とをここに復興したのではないかといふ說もある。之も一說である（加徴米の事については史學雜誌第十三編第二號一六四頁に黑板勝美博士の考が見えて居る、參看すべし）。若し沒官の所々には從前の通り兵粮米が課せられて居たとすれば、文治二年十月八日の加徴課役は兵粮米以外に、地頭等が更に加徴の課役を督責したといふ事になる。

兵粮米は從來の貢租等の中から引去らるべきもので、別に新に課せられたのでないことは玉葉の文治元年十二月八日の條に「所㆑宛㆓諸國㆒之兵粮、皆可㆑募㆓官物内㆒之由、下知之間、庄公之運上不㆑通、人命殆不㆑可㆑待㆓元正㆒云々」とあつて明瞭であ

る。又守護不入の庄園といふ事があるが、之は院宮などの庄園で、守護地頭も置かざるものであるが、かゝる庄園内に夜討以下の出來事があれば、庄家より其實否を糺して本人を守護に引渡しするのである。其證としては吾妻鏡嘉禎四年十月十一日の條に「丹後國曾我部庄者依レ爲二後白河院法華堂領一、不レ被レ補二地頭一、仍可レ停二止守護使入部一、夜討以下事出來之時者、庄家糺二明犯否一、可レ召二渡其身一之由、今日被二施行一、前武藏守」とあるので判る。かく守護不入の庄といふものがあるからには、一般の庄園は無論守護が立入つて罪人を檢擧し得るのである。ところで新編追加に「一、就二犯人在所一可二斟酌一事、於二本所一圓之地一（一庄一郷を全領して年貢半濟の地等にあらざるをいふ）者、可レ召二渡犯人一之由可レ相二觸彼所一、若不二叙用一者、可レ注二申事由一、至二關東御分一所一者、守護之綺雖レ無二先例一、於二今度一者可レ致二其沙汰一」とあるのは、之も特別なる庄園であつて、庄家で罪人を庇護する場合には、それが關東分國内であるならば、縦令其庄に就いては守護入部の先例がなくとも、今度は入部して檢擧して差支ないといふ事である。

なほ庄園によつては領家と地頭との間に得分の適當なる割合法を定め居るも

沼田本庄に於ける領家と地頭の得分

のがある。黑板博士の小早川什書沼田本庄建治四年の檢注目錄によつた調査によれば(史學雜誌第十三編第二號參看)次の如くである。

沼田本庄
見作田貳佰五拾町貳段三百貳拾步
除田二十五丁一反
定田二百二十五丁一反三百二十步
所當米六百八十六石七升六合
領家御方　四百八十三石二升七合
地頭得分　二百三石四升九合

卽ちこれで見れば領家が四百八十三石、地頭が三百三石といふ割合に分配して居るのである。今定田貳百廿五丁として段別五升の兵粮米(或は加徵米)は百十二石五斗となる。されば此安藝國沼田本庄の地頭得分二百三石は段別五升よりは遙に高率に當るのである。之は安藝國に於ける一例のみではあるが、領家と地頭との得分の割合は略〻二と一との比例である。之を東寺百合文書に收めたる乾元二

新補地頭と其得分

年閏四月廿三日の東大寺領伊豫國弓削島雜掌と地頭とが所務を相論せる條々に就いて、鎌倉執權の下知狀に、田畠山林鹽濱等相二分下地一、於二參分貳一者、可レ爲二領家分一、至二參分壹一者、可レ爲二地頭分一とあつて、田畠に於て二と一との比なることが明であれば、同じ割合の得分を得て居た地頭は他の地方にも散在した樣に思はれる。なほ又山手河手以下雜物分配の割合についても地頭得分三分一の事は、吾妻鏡元久元年五月八日の條並びに小早川什書貞應二年六月安藝國都宇竹原庄地頭得分目錄などにも見えて居る。

(二) 本補地頭と新補地頭

承久の役後、北條氏は京方たりし廷臣將士の所領三千所箇所を沒收し、關東勳功の將士に與へて其地頭となし、之を新補地頭といつた。之に對して舊來の地頭を本補地頭又は本地頭といつた。貞應二年新補地頭の得分を定め、十町別に免田一町を給し、一段別に加徵五升を充つる事とし、五畿七道に官符を下された。

左辨官下　五畿内諸國七道

新補本補地頭得分の比較

應レ令下自今以後、庄公田畠、地頭得分、十町別給二免田一町一、幷一段別充中加徴五升上事、

右頃年依二勳功賞一居二地頭職一之輩、各超二涯分一、恣使二土宜一、因レ茲云二國衙一云二庄園一、寄二事於彼濫妨一、懈二勤其乃貢一、是非相貿、眞僞互雜歟、然間無レ止佛神事、空以陵替、有レ限之公私、不レ辨二地利一、天下之衰弊、職而斯由、方今四海已定、萬方靡然、誰輕二宗廟社稷之重事一、誰掠二五畿七道之濟物一、然則一爲レ休二庄公之愁訴一、一爲レ優二地頭勳勞一、旁從二折中儀一、須下定二向後法一、文武之道、捨レ一不可之謂也、左大臣宣、奉レ勅、庄公田畠、地頭十町別賜二免田一町一、一段充二加徴五升一、於二自今以後一者、嚴守二制符一、宜レ令二遵行一者、諸國承知、依レ宣行レ之、

左大史小槻宿禰

貞應二年六月十五日

左中辨藤原朝臣

この官符を一見した所にては、新補地頭は舊來の地頭の兵粮米(或は加徴米)として段別五升を賜はられた者よりは高率なることは勿論であるが、前に小早川什書沼田本庄について陳べたる如く、當時の地頭は年所を經る間に領家との間に妥協的率法を立て居る者が比々としてあつたとすれば、此新補地頭の得分も强ち高率ではない。今之を沼田本庄について計算するに、定田二百二十五町とすれば、率法

新補に關する細則五條

は二十二町、之を一段の貢租平均三斗代とすれば二十二町は六十六石となり、加徵米百十二石五斗を加へれば百七十八石五斗となる。されば從來の地頭の得分二百三石に比すれば、なほ低率であるのである。從つて新補地頭も强ち本補地頭より割合がよいとはいへない。寧ろ同率を有たせるために此宣旨の發布を見たのではあるまいか。

尙、貞應二年七月鎌倉幕府より新補地頭の事に付細則五條を發せられた。即ち

一、得分事、

右如宣旨狀者、假令田畠十一町內十町領家國司分、一町地頭分、不嫌廣博狹小以此率法免給之上、加徵段別五升可被充行云々、尤以神妙、但此中本自帶將軍家御下知爲地頭輩之跡、爲沒收之職於被改補之所々得分縱雖減少、今更非加增之限、是可依舊儀之故也、加之新補之中、本司之跡、至于得分尋常地者、又以不及成敗、只勘注無得分所々、守宣下之旨、可令計充也、仍各可賦給成敗之狀也、且是不帶此狀之輩、張行事出來者、可被注申交名、隨狀可被過斷也、

一、山野河海事、

右領家國司之分、地頭分、以折中之法、各可致半分之沙汰、加之先例有限年貢物等守本法、不可違亂、

一、犯過人糺斷事、

右領家國司三分二、地頭三分一、可致沙汰也、

以前五ヶ條（內二條は他事に係るを以て略す）且守宣下之旨、且依時儀、可令計下知也、云々、

右の文によれば宣旨面には新補地頭は一體に一町の給田と五升の加徵米を賜はられるが如く見えるが、賴朝以來の地頭跡、及び本司跡（鄕司保司などの跡）等常の得分ある地は沙汰に及ばず、ただ得分なき所のみ此給分を得るのである。又山手川手野手等の課役は領家又は國司と中分し、過料錢は三分一を取る譯である。その後文曆二年七月廿二日に左の通の追加制があつた。

一、諸國新補地頭得分田畠加徵事、

右不論多少、可取段別五升之由、新補地頭等雖申、假令本所當一斗已上之所者、尤可爲五升、一斗以下所者以三分之一、可爲地頭分也、

卽ち本所（領家）一斗已上に當る所は地頭は五升、一斗已下の所は三分一といふ定め

である、斯くの如くして地頭得分の制は次第に定められていつたのである。地頭の得分は大體上記の如くであると思はれるが、牧健二學士の研究によれば本補地頭は下地管理權を握つて居るのに、新補地頭にはそれが無くして、率法以外には土地に就いての權利は認められて居なかつたといふ事である。之も一說と思はれる。

(ホ) 結語

守護地頭の設置の結果は如何といふに、世間にては之がために國衙庄園共に武家の勢力に歸し、國司や本所領家は次第に權力を失墜し、その收入も漸次減少を來したやうにいふのである。之も一つの見方ではあるが、又一方よりいへば、王朝の中葉乃至は末葉にあつては警察權も行はれず、京都にも盜賊橫行し、地方は山賊水賊等の巢窟となり、生命財產の安定も得られず、國司領家も其人を得ずして貪婪飽くことなき者が比々これあり、續ぐに保平の亂を以てし、生民は塗炭に陷つた狀態であつた。然るに鎌倉幕府創立以來は、中には中央集權の政府があり、地方には中

產階級たる武人を擧げて其行政官吏（守護地頭のこと）となし、以て不逞の徒を檢擧し、また彼等に於て不正の行爲があつたならば之を處分するに躊躇せず、爲に國家の治安も維持され、社會の秩序も恢復し、四民その堵に安んずるを得たのである。されば守護地頭設置のことは、ただに鎌倉幕府の政令を各地に普及する上に於て効果があつたばかりでなく、延いては國運進展の上にも、奏功する所が多大であつたと思はれる。

三　諸將士の統制

この問題については山路愛山著『源頼朝』の中に「武士の統一」といふ題下に吾妻鏡等によつて詳細に書かれてある。如何にも要を得た立派な記述と思はれるから、こゝには之を本として少々自分の考をも加へ、次に記す事とする。

夢窓國師が嘗て源頼朝と足利尊氏とを評論した事がある、それは梅松論に見えて居るが、大意をいへば、頼朝は賞罰は公平であるが、如何にも嚴重であつた。之に比すれば尊氏は寛大で仁惠があつたと、時に尊氏を讃美して居るやうであるが、實は尊氏は寛大に過ぎて將士の統制がつかず、叛服常ならぬ狀態であつて、之が室町時代を通じての弊害であつた。その點に於ては頼朝は能く將士を統制し、威令が一般に行はれた事は彼の人格並びに手腕の存する所と思はれる。

(1)　武士の統一(一)

頼朝は何人も武將として自家と對等の位置に立たんとする者は之を許さない。

頼朝上總介廣常の遲參を咎む

是故に彼は治承四年（一一八〇）九月上總介廣常が二萬騎を率ゐて、彼と隅田川に會つた時も、其寡兵に大援を得たのであるにも拘はらず、却て其遲參を責めた。傳說は下の如く當時の事を語つて居る。曰く、

治承四年九月、武衛（頼朝）隅田川の邊に滯陣の時、廣常二萬騎を率ゐて參上す。武衛頗る彼の遲參を責められ、敢て以て許容の氣なし。廣常潛に思ひけるは、當時は率土皆平相國禪閤（清盛）の管領に非るはなし、爰に武衛流人となり、輙く兵を擧げらるゝの間、其形勢高喚の相なくば直ちに之を討取り平家に獻ぜんものとて、卽ち内には二途の存念を挿むと雖も、外には歸伏の儀を備へて參りぬ。然らば此數萬の合力を得て感悅せらるべきかの由、思ひ儲くるの處、遲參を咎めらるの氣色あり、殆ど人主の體に叶ひたりと。之に依りて忽ち害心を變じ、和順し奉る（東鑑）。

將士に命じて總て彼の節度に從はしむ

彼は其天性より云ふも自然の大將にして何人も其威權の下に從順なるべきことを求めた。而して彼の政略も亦此性格に一致したものであつた。既にして源氏の庶流木曾義仲は起つた。彼は義仲を待つに對等の武將を以てする事が出來なかつた。必ず自己の節度に從はしめようと欲し、義仲をして其扶持したる行家

を出して頼朝に與ふるか、若しくは其子を質として鎌倉に出すか、然らざれば頼朝と戰ふかの三者の一を擇ばしめた。而して義仲は其愛子を出して頼朝の恩惠に託せねばならぬに至つた(源平盛衰記)。義仲の位置よりいへば彼は同族相爭ふの醜態に陥るを免れんとし、暫く頼朝に屈したに過ぎないが、頼朝よりいへば、彼は斯くして義仲を其節度に從はしめたものである。されば頼朝は義仲の京都に攻入りたるを以て其獨立の運動と見做さないで、單に自家の代官として出陣したものに過ぎずとし、其二弟をして義仲を撃たしめたのは、卽ち義仲が自己の節度に背きたるが爲なりとし、如何なる場合に於ても義仲と等視せられるを欲しなかつた(東鑑)。尋で二弟を遣はして平氏を討たしめるや、彼は和田義盛が侍所別當たりしを以て義盛を範頼に附し、梶原景時が侍所所司たりしを以て義經に附し、共に軍奉行の職にあらしめ、二弟の專權獨斷を許さず、總て鎌倉の命令を奉せしめた。當時彼は書を範頼に與へ土肥實平は貞心のもので固より他の武士と同視すべきでなく且眼代の器たるに足れりと稱へ、範頼をして何事も彼に諮詢せしめた。彼は元暦元年(一一八四)二月二十五日を以て書を法皇(後白河)の近習大藏卿高階泰經に與へ、畿内近

國の武士をして急に平氏を撃たしむべきことを奏したると共に、「勳功に於ては、其後賴朝計ひ申上ぐべく候」といつた。彼は武士の賞罰は必ず彼の裁斷を經んことを欲し、彼の奏請を經るに非れば、朝廷の直ちに之に干渉し給はざらんことを希望した。而して義經を始め多數の武士が平氏追討の功に誇り、彼の執奏を待たずして朝官を博するや、彼は朝恩の彼を經ずして武士に與へられたのを非難することは出來なかつたが、凡そ彼の奏請を經ないで朝恩に浴した者は必ず京都に在りて朝廷に奉仕すべきを命じ、墨俣(美濃尾張の境)以東に還り來るべからずと稱して嚴に其東下を拒んだ。彼は之が爲に功名一世を掩ひたる義經をすら腰越(相模)より遂に還へして遂に鎌倉に入らしめなかつたばかりでなく、文治元年(一八四五)書を當時九州に在りし田代冠者信綱に與へ、「所詮向後に於ては志を關東に存するの輩は廷尉(義經)に隨ふべからざるの由、内々相觸るべし」と命じた(東鑑)。天下の武士をして鎌倉殿の家人たらしめ、凡そ鎌倉殿の家人たらん者は常に必ず其命令に從順ならしめんとするは彼の原則であつた。彼は如何なる武士も凡そ彼と事を共にせんとする者は、必ず彼の節度に從はしめなければ已まなかつた。即ち一門と雖も、彼は決して其一

彼は板垣三郎兼信の乞ひを許容せず

門なるが故に彼の節度に違ふことは許さなかつた。是を以て壽永二年(一一八三)範頼が義仲を討たんが爲に西上したりし途上、墨俣(美濃尾張の境)に於て部下の武士と先陣を爭ひ鬪亂に及んだとき、彼は之を聞きて「朝敵追討以前に、私の合戰を好むこと、太だ穩便ならず」と稱し、書を贈つていたく之を責め、範頼をして陳謝百端ならしめ、僅に其罪を許した。彼は又甲斐源氏の一人たりし板垣三郎兼信が源氏の門葉たるを自負し、土肥實平と同等の待遇を受けようと要求したとき、大に其不遜を怒り、兼信の使者をして逃げ還らしめた。傳說は下の如く當時の事を語つて居る。曰く、

壽永三年(一一八四)三月十七日板垣三郎兼信の飛脚、去夜西國より鎌倉に到來し、今日判官代邦通、彼の使者の口狀を披露す。其趣意は兼信貴命に應じ、平家を追討せんが爲に西國に赴く。適〻御門葉に列し、一方の追討使を奉はらば、本懷たるべきの處、土肥實平此手に相具しながら、各別の仰(頼朝の特命の義)を蒙ると稱して、兼信をば事々に相談の列に加へず、剩へ西海の雜務と云ひ、軍士の手分と云ひ、兼信の口入を交へず、獨り相計ふべきの由、頻りに結構す。始終此の如くならば頗る勇心を失ふべし。西國に居住の間は諸事兼信上司たるべきの御一行(御下文一行の義なり)を

上總介廣常の罪條

賜はゞ眉目たるべし云々と云ふに在り。此事許容せらるべきに非ず、門葉に依るべからず、譜代に依るべからず、凡そ實平の貞心は傍輩に混じがたきの上、眼代の器を守り西海の巨細を示し付けられ訖ぬ。兼信の如きものは唯だ戰場に向ひ命を棄つべきが一段なり。それすら猶以て不定なるに、今の申狀過分と謂ふべしと仰せられければ、使者空しく走り歸る(東鑑)。

彼は其一門たると家人たるとを問はず、凡そ彼と事を共にせんとする者には必ず彼の命令に從順ならんことを要求した。而して之に違へば彼は必ず嚴格なる制裁を之に加へた。彼は之が爲に壽永二年(一八四三)の冬を以て上總介廣常を殺した。

賴朝が廣常を殺したのは東鑑に據れば謀反の疑ありしに因つた如くであり、愚管鈔に據れば賴朝が廣常の皇室に不忠の心ありしを怒れるに基くものゝ樣である。卽ち同書に賴朝上京して後白河法皇に謁した時、親しく法皇に御物語したことを記し、賴朝わが朝家の爲君の御事を私なく、身にかへて思候し事は介の八郎ひろつね(廣常)と申候し者は東國の勢人、賴朝うち出候て君の御敵しりぞけ給はんとし候はじめ、ひろつねをめしとりて、勢にしてこそかくも打て候しか

ば、功ある者にて候しかど、ともし候へば、なんでう朝家の事をのみ身ぐるしく思ぞ。たゞ坂東にてかくあらんに、誰かは引はたらかさんなど申て、謀反心の者にて候しかば、かゝるものを郎從にもちて候はば、頼朝まで冥加候はじと思ひて、うしなひ候にき」と言つたと記してある。されど廣常は始めより頼朝に從順なる者ではなかつた。そは其兵力の東國に於ては殆ど比類なき優勢の者であつたから自負の念も甚だ强かつたにも依るであらう。さればこそ治承五年（一一八一）六月頼朝が納涼逍遙として三浦（相模）に渡り、廣常が佐賀岡濱（相模三浦郡）に參會したりし時も、其郎從五十餘人は悉く下馬して砂上に平伏したが、廣常だけは轡を按じて敬屈して居たので、三浦義連（當月の接待委員長の格）が下馬せよといつたが、廣常は「公私とも三代の間其禮を成さず」とて受け容れなかつた（東鑑）。頼朝はかゝる優勢にして而も頑强なる者の其傍に在るを容忍することが出來なかつたのである。

彼は之が爲に元暦元年（一一八四）四月を以て甲斐源氏一條二郎忠頼の功を恃んで驕侈であつたのを惡み、計を設けて之を殺した（東鑑）。斯の如くにして彼は其一門家人に向つて絶對的の從順を要求し、彼等をして總て鎌倉の節度に違ふことを能はざ

彼は人を服せしむべき威嚴と愛嬌とを有せり

らしめた。彼と雖もしか爲さんには固より單に威嚴を用ひてのみ彼等の服從を要求したのではない。彼は其秋霜烈日に比すべき威嚴の下に人を魅すべき一種の愛嬌を有して居た。彼は人をして己を畏れしむる術を解して居たと共に、併せて人をして己を親しましむる術を解して居た。彼は怒るべき時機を失はざると共に、又善く怒を隱すべき場合を知つて居た。彼は此點に於て大なる心の鍛錬を有したものである。是を以て彼は畠山次郎重忠が最初に於て彼の勁敵であつたに拘らず、其來り降るに及んでは、善く之を遇し、其翌日の行軍には重忠を先陣とし、千葉介常胤を後陣として以て、武藏、相模の豪族にして嚢きに彼に與せなかつた者の心を安んぜしめた。彼の兵を擧げて始めて下總國府に至りしや、彼は千葉常胤を座右に坐させ「須らく司馬（司馬とはもと軍事を司る官名で、當時常胤は下總介にして檢非違使の事を兼ねて居たので、彼を指して司馬といつたものと見える。）を以て父となすべし」と稱し、治承四年（一八四〇）十月飯田五郎家能（駿河の人）が平氏の家人伊藤武者次郎の首を持參したとき、其功を稱して「家能は本朝無雙の勇士なり」と云つた（これは前にも述べた）。又頗る將士を禮遇し、之と相對するときも其實名を呼ばないで、長清、義時と稱する替りに、必ず加々美（加々美二郎長清）江馬（江馬小四郎義時）と稱した。彼は

又書を西國に在りし範頼に與へて國侍に憎まれざる樣注意すべしと喩した(東鑑)。彼が其家人に對して愛嬌を失なうまいと努めた形跡は此の如く明かである。されど彼は之と共に何處までも一門家人に無條件の從順を求むる大なる原則は枉げなかつた。彼は凡そ彼と與に事に從ふ者には必ず彼の命令に從ふべきことを要求し、苟も彼の定めた節度に一致せない者は必ず之に痛擊を加へ、之が爲には如何なる犧牲を拂ふをも厭はなかつた。是れ其故如何といふに、此の如くにして動もすれば乖離分裂に傾かんとする諸國住人の兵力を統一し、之をして組織的なる大勢力たらしめんとしたのは、これ實に當時に在りて、秩序なき世界に秩序を發見し、混亂したる天地に條理を立つべき唯一個の道であるからである。

(2) 武士の統一(二)

人は如何なる場所、如何なる時に於ても人である。人は如何なる時に於ても不安、不完、混亂斷えざる私闘に滿足するものではない。斯る時期に於て常に要求せられるものは何等の抵抗をも一掃し得べき實力である。他の語を以て之を言へ

賴朝の裁判は正義と公平を旨とす

乳母の子首藤經俊を斬罪に處せんとす

ば、人は斯る場合に於ては常に獨裁官を要求する。清盛は此要求に應じて最初に立つた者で、賴朝は之に次いで起つた者である。賴朝の威は眞に重かつた。彼は後人をして殆んど殘酷なりと思はしめるまでに總ての武士の絕對的從順を求めた。されど當時の武士には由の如き此壓倒は必しも彼等の不利益とする所では無かつた。何となれば彼の壓制は如何ほど重かりしにもせよ、彼の制度は確一にして、彼の裁判は正義と公平の裁判であつたからである。彼は鐵の如き意志を以て總ての武士の從順を求めた。されど彼の意思は恰も上帝の机上に書かれたる法律の如く一點一劃だに容易に加除せられざる畫一と公平とを有するものであつた。彼は自ら天下を支配する意思となり、而して彼自らも個人的に言へば此意思に服從したものであつた。試に下の一話を讀まれよ。

治承四年（一一八〇）十一月廿六日、山内の瀧口三郎經俊、斬罪に處せらるべきの由、内内沙汰あり。彼の老母は武衛（賴朝）の御乳母なりけるが之を聞き、愛息の命を救はんが爲に泣て參上し、資通入道、八幡殿（義家）に仕へ、廷尉禪室（六條判官爲義）御乳母たりし以降、代々の間、微忠を源家に竭すこと勝て計ふべからず、就中俊通（經俊の父）平治の戰

經俊の箭御鎧の袖に立つ

場に臨み、骸を六條河原に曝し訖ぬ。而して經俊、景親に與せしむるの條、其科は責むるに餘ありと雖も、是れ一旦平家の後聞を憚る所なり。凡そ軍陣を石橋の邊に張る者、多く恩赦に預るか、經俊も亦蓋ぞ曩時の功を優せられざるものかと申す。武衛は殊なる御旨もなかりしが、預け置く所の鎧を進らすべき由、土肥實平に仰せらる。實平之を持參し、櫃の蓋を取りて之を取出し、山內の禪尼(經俊の母)の前に置く。是は石橋合戰の日、經俊の箭、此御鎧の袖に立つ所なり。件の箭の口卷(くちまき)の上に瀧口三郎藤原經俊と註す。此字の際より篦(の)を切て御鎧の袖に立ちながら今に之を置かる。太だ以て掲焉(けちえん)なり。尼、重ねて子細を申すに能はず。雙涙を拭うて退出す。兼ねて後事を鑑み給ふに依りて此箭を殘さる、云々。經俊の罪科に於ては刑法を遁れ難しと雖も、老母の悲歎を優なりとし、先祖の勞效を歎き、忽ち梟罪を宥めらる、云々(東鑑)。

○首藤系圖

—山內 義通(助淸子助道弟)——俊通——┬經俊
　　　　　　　　　　　　　　　　　└俊綱

安田義定の使者淺羽庄司等の不法を訴ふ

首藤 助清──(資)助通──親清──親通
　　　　　　　　　　　　　└俊秀

彼の人に加へる罪は嚴であつたが、之と共に何人にも均しく嚴にして、其親疎に依りて容易に其意思を變へなかつたことは、此物語の明かに證する所である。更に左の一話を讀め。

治承五年(一一八一)四月十三日遠江の守護安田三郎義定の使者武藤五と云ふもの遠江國より鎌倉に參着し、御代官として當國を守護せしめ、平氏襲來を相待ち、就中、命を受けて橋本(遠江)に向ひ、要害を搆へんと欲し、人夫を召すの處に、淺羽庄司宗信、相良三郎(共に遠江國人)等事に於て蔑如をなし、合力を致さず、剩へ義定地下に居るの時、件の兩人馬に乘りながら其前を打通り訖ぬ。是れ已に野心を存するものなり。隨て彼等の一族、當時多く平家に屬す。速に刑罰を加へらるべきか云々と申す。同十四日淺羽、相良の事、一方の鬱胸に就て罪科に處せられ難きの由、武藤五に仰せ含めらるゝの處、武藤は彼等の奇怪を訴へんが爲に使者を進せらるゝの由、國中に披露し畢ぬ。而るに裁許を蒙らずして空しく歸國せしめば、其威勢

彼は外甥任憲の訴を容易に許容せず

は無きが如くならんか。後日若し虚訴の旨を聞召さば斬罪に行はるべき者なりと申す。之に依りて彼等の所領を收公し、義定に於て領掌すべき旨御消息あり、但し宗信等後日の陳謝若し其謂あらば、訴人を罪科に處せらるべきの趣之を載せらる(東鑑)。

彼の權衡は常に均一である。彼は何處までも公平である。彼は彼の節度の下に集りたる總ての武士に對して、何の偏する所なく、何の黨する所なく、彼の言語は則ち法律であつて、彼の命令は則ち正義である。彼は其天性より言へば極めて愛憎强き人であつた。されど彼は其愛憎の故を以て公平を枉げなかつた。梶原景時は最も彼の寵愛した武士であつた。されど彼は景時の短長を知り、且必ずしも事毎に景時に聽かなかつた。彼は其親しき親族の爲と雖も、其正義と信ずる所のものは毫も之を枉げまいとした。下の逸話は善く之を語るものである。曰く、

賴朝の外甥に任憲といへる僧あり、兼ねて熱田社領の內御幣田と云へる所を相傳したりしに、勝實と號する僧ありて之を妨げ、京都に奏聞して横領す。任憲卽ち賴朝の擧狀を得て、勝實不法の趣を奏聞せんとしたるに、賴朝は容易に

聽かず、故祐範（任憲の父）の功を報んが爲には他に何程も取計ふべき道あり。かゝることを頼朝の身として執奏せよとは難題なりとて更に許容の色なかりしに、任憲より件の領所は先人亡骨の在所なれば、是非とも擧状を進せられたきこと、先年勝賢此地の事につき任憲と論爭したれども、申す所道理なかりしかば、領家上西門院に於て裁許に及ばざりし事の證を擧げて、猶ほ歎き申す所ありしかば、頼朝は常には愼みて、かゝる事を皇室に申上げざりしも、理非分明の上はとて建久二年（一八五一）八月七日此旨執奏に及びたり（東鑑）。

任憲の父祐範は頼朝の母の弟で殊に姉の愛する所であつたから、姉の逝去の時七日の佛事は祐範が沙汰する所となり、澄憲法印を導師として勤修した。平治の時頼朝が配流された際も祐範は其家人をして頼朝を伊豆に送らせ、其後も常に音信を通じた。任憲は卽ち其子である。私情に於て之を言へば彼は頼朝の最も親しかるべき者である。されど此物語の明かに證する如く、彼は毫も任憲に私する所はなかつた。彼の意思は鐵の如く彼の命令は山の如くであつた。されど其命令は正義と公道とを維持せんが爲であつた。總ての權利が不確、不定の狀態に在

彼は一たび覽て能く人の心を讀めり

つた日に於て此の如き統一力の現出は、是れ實に諸國住人の福祉とすべき所にして、京都の貴族の爲にも亦決して不利益の事ではなかつた。諸國の住人は此外猶ほ此統一力を歡迎すべき大なる理由を有した。それは他でもない、此統一力があつた爲に彼等は家道の大小、門閥の貴賤に拘はらずして、大に其才力を發揮するの機會を得たからである。賴朝は獨り一定の意思決して正義と平衡とを失はざりし確實なる意思を以て武士を治めたばかりでなく、彼は又士を愛し、士を知り、無數の人才を武士の群中に拔き、各適當なる位置を彼等に與へた。彼は人面を見て善く其心を相し得たる程、人物の鑑識に對する鋭敏な本能を有した。彼が一たび目を擧げて彼の前に列座せる諸士を見るや、彼の鋭き直覺は直ちに其肺腑を洞察した。東鑑に或時賴朝が武士の害心を挿む族がありや否やを知らうとて、其顏色を見、直ちに之を發見したことを記し、又嘗て簾中から武士の一群を見て、其勇士の相を備へたのを喜んだことを記して居る。同書に又治承五年(一八四一)義廣が謀反の時、常陸の住人關次郎政平が賴朝の前へ參り、身の暇を申して座を起ちしに、賴朝は之を覽て、政平は二心あるものなりと云ひしが、果してその通りであつたと云ふ。賴朝が人面を見て直ちに其心を讀むを得たことを想ふべきである。彼は最も明かに人の性格を讀み、最も明かに人の長短を解した。彼は元暦二年(一八四五)典膳大夫近藤七等をして畿内の雜訴を成敗せしめたとき、久經、國平の二人を用ふべきことを告げ、久

梶原景時と畠山重忠の態度の相違

經は人の賂を耽るものに非ず、國平は僻事を現すものに非ずといつた。彼は又山内瀧口三郎經俊が伊勢の守護たりしとき、義經の爲に襲殺せられたとの報を得たとき「經俊は左右なく人に度(はか)らるべきものに非ず」と稱して其誤報なるを斷言した(東鑑)。彼は畠山重忠の忠直にして烈志たるを知り、慇懃に其子孫を依托し、土肥實平の貞心を知りて、範賴を助けて平家追討の軍務を參畫させ、梶原景時の才の用ふべきを知りて精悍な義經の軍を監せしめた(東鑑)。彼が如何に善く人才の長短を知り如何に善く之を適所に用ひたるかは、左の一話が最も善く之を證する。

文治五年(一一八九)泰衡退治の時、念種關より向ひたる宇佐美平次實政、泰衡の郎從由利八郎(出羽の人)を生虜にし、相具して陣が岡に參上す。しかるに天野右馬允則景之を生虜にする由相論ず。二品(賴朝)藤原行政(政所寄人)に仰せられ、先づ兩人の馬並びに甲毛等を注し置かるゝ後、實否を囚人に尋ね問ふべきの旨梶原景時に仰せらる。景時時に白の直垂、折烏帽子、紫革の烏帽懸を著けたりしが、立ちながら由利に向つて、汝は泰衡の郎從の中に號(な)あるものなり。眞僞強に矯餝を構ふ可らざるか、實正に任せ言上すべきなり。何色の甲を著くるものが汝を生虜にしたる

やと云ふ。由利忿怒して、汝は兵衛佐殿の家人か、今の口狀過分の至りにて喩を取るに物なし。故御館(泰衡を指す)は秀衡將軍嫡流の正統にして、三代の間鎭守府將軍の號を汲みぬ。汝の主人も猶ほ此の如きの詞を發す可らず。矧や亦汝と吾と對揚の處、何れか勝劣あらんや。運盡きて囚人となるは勇士の常なり。鎌倉殿の家人を以て奇怪を見すの條、甚だ謂なし。問ふ所の事、更に返答に能はず、云々と云ふ。景時頗る面を赧め御前に參り、此男惡口の外、別の言語なきの間、糺明を欲するに所なしと申す。仰に云ふ。無禮を現はすに依りて、囚人之を咎むるか、尤も道理なり。早く畠山重忠をして召問はしむべしと。仍て重忠手づから敷皮を取り由利の前に持來りて之に座せしめ、禮を正うして誘ひ言ひけるは、弓馬に携はるもの怨敵の爲に囚へらるゝは漢家本朝の通規なり。必しも耻辱と稱すべからず。就中故左典廐(義朝)永暦の横死あり。二品(頼朝)も亦囚人となり、六波羅に向はしめ給ひ、結局豆州に配流せらる。然り而して佳運遂に空しからず、天下を拉り給へり。貴客生虜の名を蒙らしむると雖も、始終沈淪の怨を貽すべからざるか。奥六部の内に貴客は武將の譽を備ふるの由、兼て以て其名を留むるの

間、勇士等勳功を立てんが爲に貴客を搦獲るの旨、互に相論に及ぶが、仍て甲を云ひ、馬の毛付を云ひ畢んぬ。彼等の浮沈此事に究まるべきものなり。何色の甲を著けたる者に生虜られ給ふぞや、分明に申さるべし、云々。由利之を聞きて、客は畠山殿か、殊に禮法を存し、前の男の奇怪に似ず、尤も之を申すべし。黑糸威の甲を著け、鹿毛の馬に駕りたるもの先づ予を取りて引落す。其後追來りしものは嗷々として其色目を分たず云々と語る。重忠歸參せしめ悉に此趣を披露す。件の甲馬は實政なり。已に御不審を開き訖ぬ、云々(東鑑)。

彼が景時を知り、重忠を知り、併せて由利を知りしを見るべきである。彼は又建久元年(一一九〇)大河兼任が出羽に叛して泰衡の爲に復讎の師を起した時、小鹿島橘次(出羽の人)が戰死し、由利八郎が逐電したといふ報を得て、其は由利の戰死し、小鹿島の逐電したるを誤り傳へしならんと言はれたが果して其通りであつた(東鑑)。而して彼が此の如く人才に對して有した殆んど先天的の鑑識力は彼が人才を愛するの情熱を纒綿し、彼をして常に人才の中心たらしめた。彼は其部下を統御するに於ては鐵の如き意思を以て之に臨んだけれども、此の如き嚴重なる節度の背後に存

する彼の情は頗る熱かつた。彼は功成り名を遂げた後、文治六年(一八五〇)正月二十日伊豆權現に參詣の途次、石橋山を經、嘗て彼の爲に戰つて此所に青年の血を流した佐奈田與一及び其郎從豐三(ぶんざう)の墳墓を見、落涙數行に及んだ(之は前にも陳べた)。彼は又曾我兄弟の仇打ありし時、時宗(致)の勇を愛し、之を宥めようとしたばかりでなく、建久四年(一八五三)五月十三日、祐成、時宗が最期の事を母の許に申送つた文に、幼稚より父の敵を度(はか)らうと欲する旨趣を載せたのを見て、いたく其志を感じ、涙を垂れ、永く其書を文庫に藏した(之も前に陳べた)。建久五年(一八五四)の三月十五日、鶴岡若宮の別當坊で京都下りの兒童が垂髮を下げ、音曲を奏したのを見て、忽ち工藤祐經の此道に堪能であつたのを思ひ起し「祐經、今に存在せしめば定めて興に入らんか」と云ひて落涙した。彼は又最初に一門を擧げて源氏の再興を計り、其老軀を亡ぼした三浦大介義明の爲に地を三浦郡(相模)矢部郷に相し、佛堂を建てゝ懇ろに其冥福を薦めた(之も前に述べた)。彼が士を愛するは實に其飾なき中心の情に出て居る。されば天下の人何で彼の爲に死なずに居られようか。彼は最も其職務に忠勤する者を愛し、卑職に在る者と雖も、其志の賞すべき者に遇へば必ず之を逸しなかつた。彼は嘗て壽永元年(一八

佐竹の遺臣岩瀨與一太郎の直言

四二十二月七日夜深け人定まりし後、佐佐木三郎、和田二郎等の數輩を從へ、竊に鶴岡の拜殿に詣り、念誦したりしに、宮寺の承仕（小役人の義なり）法師榮光なる者が之を怪み、誰人なれば鎌倉殿の御座所に着くや、早く退出すべしと譴めた。彼は此も卑職の僧が其職務に忠實にして常に休なき眼を以て寺社を警護しつゝあつたことを知り、直ちに己の前に召し、甘繩（相模鎌倉の內にあり）の田一町を賞賜した。彼は又最も直言の士を愛した。其は其敵と雖も直言憚らざる氣節の士に至りては常に之を尊重した。誠に左の數話を讀み、何人も彼が何ものも抵抗すべからざる威嚴を有すると共に、何人をも其言を盡さしむべき雅量ありしを知るであらう。

治承四年（一八四〇）佐竹退治の後十一月八日、兼て逃亡したりし佐竹の家人十許輩、今日出で來るの風聞ありし間、武衞（頼朝）上總介廣常、和田小太郎義盛をして彼等を庭中に召出させ、害心を挿むべきの族、其中に在りや否や其顏色を覽度らしめ給ふの處、紺の直垂上下を着くるの男、頻りに面を垂れ落淚の間、由緒を問はしめ給ふ。故の佐竹の事を懷ふに依りて落淚仕る。此上は頸を刎らるべしと申す。武衞、さる所存あらば佐竹誅伐の刻、何ぞ命を棄てざるやと仰せらる。答へて、我

等主人佐竹太郎義政は廣常に誘はれて大矢橋の上にて誅せられ訖んぬ。彼時は家人等其橋の上に參らず、只主人一身のみ召出され梟首せらるゝ間、後日の事を存じて逐電仕る。而して今參上するは精兵の本意に非ずと雖も、相構へて拜謁の次を伺ひ、申すべき事ある故なりと申す。重ねて其旨を尋ね給ひしに、平家追討を閣(さしおか)れ、御一族を亡さるゝの條太だ不可なり。國敵に於ては天下の勇士、一揆の力を合せ奉る可し。而して誤なき一門を誅せられんには、御身の上の讎敵は誰人に仰せて退治せらるべきや。將た又御子孫の守護何人たるべきや。此事、能く御案を廻らさるべし。當時の如くならば、諸人唯だ怖畏をなし、眞實歸往の志あるべからず、定めて誹を後代に貽さるべきものか云々と申す。武衞仰せらるゝの旨なくて入らしめ給ふ。廣常件の男謀反を存ずるの條、其疑なし、早く誅せらるべきの由を申す。然るべからざるの旨仰せられ、之を宥められ、剩へ御家人に列す。岩瀬與一太郎と號する者是なり（此話も前に一寸陳べた）。（東鑑）。

◇

義經謀反逐電の後、文治三年（一八四七）二品（頼朝）南都の僧周防の得業聖佛を召し、小

周防得業聖佛の忠言

山七郎朝光に預けらる。豫州(義經)の師檀なるの故なり。今年三月二品御對面あり、直ちに御問答に及ぶ。豫州は國家を濫らんと欲するの凶臣なり。而るに逐電の後、諸國の山澤を捜索し、誅戮すべしとて度々宣下せられ訖ぬ。然らば天下の尊卑、彼に背くの處、貴房祈禱を致し、剩へ同意結構の聞えあり、其企如何と仰せらる。聖佛答へて、豫州、君の御使となり、平家を征するの刻、合戰無爲に屬する樣に祈禱を廻らすべきの旨、懇懃の契約の間、年來丹誠を抽でたり。是は報國の志なり。爰に豫州、關東の譴責を蒙ると稱し、逐電の時、師檀の好と云ふを以て南都に來るの間、相構へて先づ一旦の害を遁れ、退て二品に謝し申さるべきの由諷詞を加へ、下法師を相添へ、伊賀國に送り畢ぬ。其後全く音信を通せず、祈禱に謀叛を祈らざりしと云ひ、諷詞に逆心を和らげられしと云ひ、與同に處せられんや。僧ら關東の安全を案ずるに只だ豫州の武功に在るか、而して讒訴を聞食し、忽ちに奉公を忘れ、恩愛の地を召返さるの時、退心を發するの條、人間の已むを得ざることか。速に日來の御氣色を翻へし、和平の儀に就き豫州を召還され、兄弟魚水の思を成さしめたまはゞ、治國の謀を爲すべきなり。申狀更に豫州を庇ふには

非ず、天下靜謐を求むるの術なりと申す。二品、得業の直心を感じ給ふに依りて、早く勝長壽院(鎌倉)の供僧職となし、關東御繁榮の御祈禱を抽づべきの由仰合はさる(東鑑)。

◇

文治五年(一一八九四)泰衡退治の後、平泉寺の内無量光院の供僧助公と號する者、泰衡の跡を慕ひ、關東に叛かんと欲する由の風聞あるに依て召し禁ぜられ、其年十二月二十八日梶原景時を以て仔細を推問せられしに、件の僧申しけるは、師資相承の間、清衡已下四代、歸依して佛法の恵命を續ぎ給ひぬ。爰に去る九月三日泰衡誅戮を蒙むるの後、同じ十三日の夜、天陰り名月明かならざるの間、

むかしにもならざる夜のしるしには
今夜の月し曇りぬる哉

斯く詠じ畢りぬ。此事更に當時を蔑如にし奉るには非ず、唯だ折節俄かなる懷舊の催す所なり、異心あるに候はず、云々。景時頗る褒美し、卽ち此由を二品(頼朝)に達す。還て御感あり。其身を厚免せられ、剩へ賞を加へらる(東鑑)。

諏訪大夫盛澄が流鏑馬の故實に達したるを愛惜す

絕對的に一門家人の從順を求めた山の如き意思は、此の如き溫情を以て其秋霜烈日に比すべき威嚴の岩に花を咲かせた。彼は如何なる人才に於ても其人と異なる特操若しくは異能あれば、必ず之に同情を注ぎ、之を保護し、之を愛撫することに注意した。乃ち單に一藝一能の士に過ぎざるものでも、彼は決して之を不問に放擲することは出來なかつた。試に下の逸話を讀め。

諏訪大夫盛澄は流鏑馬の藝を窮め、秀郷朝臣の秘訣を得たるものなり。然るに盛澄平家に屬し、多年在京し、數ば城南寺の流鏑馬以下の射藝に交り、關東に參向する事頗る延引せしを以て、二品(賴朝)御氣色あり、日來囚人として指置かれけるが、若し盛澄を死罪に行はれんには、流鏑馬の一流、永く淩廢すべき間、賢慮思食し煩ひ、旬月に渉るの處、文治三年(一八四九)八月十五日鶴岡放生會の日、俄に召出され、流鏑馬を射るべきの由仰せらる。盛澄領狀を申し、御厩第一の惡馬を賜はる。盛澄之に騎らしめんと欲するの所、御厩の舍人、密に此御馬は的前に於て必ず右に馳する由を盛澄に申す。即ち一の的の前に出で右方に寄る。盛澄、生得の達者なれば押直して之を射る。始終相違なし。小(こ)土器(かはらけ)を以て五寸の串に挾み、三つ

之を立てられしに、盛澄亦悉く射畢ぬ。次に件の三個の串を射るべきの由仰出さる。盛澄之を承り、既に生涯の運を思切ると雖も、心中諏訪大明神を祈念し奉り、若し還りて瑞籬の砌を拜み、再び靈神に仕るを得べくんば、只今擁護を垂れたまへと念じ、然る後鏃を平(ひら)に捻(ひね)廻(ま)はして之を射しに、五寸の串、皆之を射切りたり。觀者感ぜざるはなし。二品御氣色、又快然たりしが、忽ち厚免を仰せらる、云々(東鑑)。

苟も其一藝一能を以て天下有用の器たり得べくんば彼は容易に之を殺さなかつた。彼の威は誠に重い。されど彼の恩も亦誠に厚い。彼の人才に對する同情は廣くして且切である。是を以て武藏國の住人熊谷次郎直實、平山武者所季實の徒は、家道の小さき小地主に過ぎなかつたが、彼は自ら其勳功を賞讃し、「二人は所々に於て先登に進み、更に身命を顧みず、多く凶徒の首を獲たり、其賞は傍輩に抽づべきものなり」と言つた。此の如き命令が直ちに主將の口から出ることは、小地主たる彼等の位置に取りては、眞に思設けざる仕合せであつて、彼等の志を壯にするに足るものであつた。此の如くにして彼は多くの新しき人物に任ずるに要職を以

てし門葉と雖も、不才の者は之を退け、家人と雖も其器に堪へたる者は門葉の上に任らしめた。是を以て彼は源行家が彼の叔父にして、且以仁王の令旨を彼に齎したる者であるにも拘はらず、其戰功なきを以て終に之を賞さなかつた（東鑑）。彼は日本歷史が生んだ最も大なる制法者の一人であつた。彼の定めた制度は爾後數世紀の間、武家制度の典型であつた。されど制度は到底品性の影である。彼が武士の勢力を統一し、是に依りて秩序なき世界に秩序を與へ、不定、不安、混亂の世界に修理を與へたことは、唯だ此大なる品性があつた爲である。

◇

以上は吾妻鏡の引用等の間違は之を正したが、大體に於て山路愛山氏の記述によつて記したものである。かゝる學術的の書に他人の說を長々と引用するは、不見識に似て居るが、予は實に此山路氏の說は賴朝の性格を批判した點に於て、結構なる、又立派なるものと信ずる故に、ナカナカ之を改作することは徒なき事と思ひ、こゝに成るべく原文によつて記したのである。讀者の諒とせられんことを乞ふ。

四　民政上の注意

(1)　土地財産の所有權を確保せること

土地財産所有權の不確實

賴朝が民政に注意せることは諸方面に渉つて居るが、先づ土地財產の所有權を確保し、且課役を寛大にして四民の幸福に注意せることが其主たるものである。凡そ土地財產の所有權の不確實、不安定なほど四民の迷惑することは無いであらう。大化以來の班田收授の法は夙にすたれ、墾田開發の事が一方に行はれ、再び土地私有の狀況に立戾り、有勢の者は廣大なる土地を占めたが、小民は立錐の地をさへ有せぬに至つた。且公領は次第に減じて莊園が增加し、土地の押領奪掠等に關する紛爭は絕えざる有樣であつた。然るに賴朝が出づるに及んで、前記の如く强大なる力と威嚴との背景によつて、よく是等の爭奪を取締り、規律を立て秩序を守らせて、以て庶民を安定させる事に努力した。先づ其一二の例を擧げれば、治承四年十月廿三日に相模の國府で勳功の賞を行つた事は其一であるが、北條時政、武田信義、安田義定、千葉常胤、三浦義澄、上總介廣常、和田義盛、土肥實平、安達盛長、土屋宗

賴朝出でて所有權の安定を謀る

熊谷直實を熊谷鄉の地頭職となす

遠、岡崎義實、工藤親光、佐佐木定綱、同經高、工藤景光、天野遠景、大庭景義、宇佐美祐茂、市川別當行房、加藤景員、宇佐美實政、大見平二家秀、飯田五郎家義(能)以下に或は本領を安堵し、或は新恩に浴せしめた。かくの如く賴朝が是等の人々に對して土地知行の事を認定したからには、それが非常に確實なものであるべき事はいふ迄もない。

壽永元年五月卅日には熊谷次郎直實に所領安堵の事を仰下された。吾妻鏡六月五日(壽永元年)の條に曰く「熊谷次郎直實はたゞに朝夕恪勤の忠を勵むのみにあらず、去る治承四年佐竹冠者を追討の時、殊に勳功を施せり。其武勇を感ぜしめ給ふにより、武藏國の舊領等、直光(久下直光)の押領を停止し、領掌すべきの由仰下さる。而して直實此間在國、今日參上せしむ。仍つて件の下文を賜はる。云々、」

下武藏國大里郡熊谷次郎平直實所定補所領事

右件所、且先祖相傳也、而久下權守直光押領事停止、以直實爲地頭之職成畢、其故何者、佐汰毛(竹)四郎、常陸國奧郡花園山楯籠、自鎌倉令責御時、其日御合戰、直實勝萬人前懸、一陣懸壞、一人當千顯高名、其勸賞、件熊谷鄉之地頭職成畢、子々孫々、永代不可有他妨、故下、百姓等宜承知、敢不可違失。

奥州羽州の田文を調ぶ

治承六年五月卅日

とある。壽永三年四月廿四日には京都賀茂社領四十一箇所は院廳下文に任せ、武家の狼藉を止むべき由の沙汰があつた。武家以外の社寺領に對しても斯くの如く狼藉を取締つて居るのである。

又文治五年九月奥羽征伐の際には、賴朝は陸奥出羽の田畠の數を知らんがため、田文已下の文書を求め出した事が吾妻鏡に見えて居る、曰く「九月十四日二品（賴朝）は奥州羽州兩國の省帳田文已下の文書を求めしめ給ふ。而るに平家の館炎上の時、燒失して其巨細を知食し難きにより、古老に尋ねらるゝ處、奥州の住人豐前介實俊並びに弟橘藤五實昌、故實を存ずる由申すの間、召出して子細を問はしめ給ふ。仍て件の兄弟暗（そら）に兩國の繪圖を注し進じ、諸郡の劵契、郷里田畠を辨定し、山里濱海等悉く此中に見えたり。たゞ餘目（あまるめ）（地名）に於て三所を注し漏したる外、更に犯失なかりし故、殊に御感の仰を蒙り、則ち家人として召仕はるべき由」と記されてある。即ち如何に斯る民政上の事に注意せるかを見るべきである。

(2) 法令を犯したる者を嚴罰せること

非違を檢束す

また守護地頭を始めとして諸人が法令を犯して人民に難儀をかける場合に於ては之を嚴重に取締り、罪科に處した事は屢次に及び、以て綱紀を振肅し、非違を檢束されたのである。例へば文治二年六月廿一日には、源義經、行家等を追捕せられんがため、諸國に設置せる守護地頭等が、事を兵粮に寄せ、譴責日に累なり、萬民之が爲に、愁訴を含む、云々の訴があるや、賴朝は直ちに山城、大和、和泉、河內、攝津、伊賀、伊勢、尾張、近江以下三十七箇國に於ける武士の濫行を糺定し、以て非道を正理に直さるべき事を仰出された。また文治三年十月には畠山重忠が其代官の不都合より伊勢太神宮の禰宜から訴へらるゝや、重忠を囚禁し、且其沼田の御厨を召上げられたのである。文治五年九月、奧羽征伐の際に、陸奧國高水寺の僧侶が武士等の其寺に亂入し、金堂の壁板十三枚を敲ち取りたりとの訴あるや、賴朝は吟味の上、其犯人の左右の手を切り、板の面に針をもて之を打付けしめ、以て後來を戒められたのである（以上吾妻鏡）

賄賂を注意す

また頼朝が請託賄賂などの事につきて、如何に深く注意を拂はれたかは次の一話でも推察されよう。

八月廿四日（文治元年）下河邊庄司行平歸參の御免を蒙り、鎭西より去夜參着す。これ參州（三河守範頼）に相副へ西海に發向し、軍忠を竭したるものなり。同時に遣はされたる御家人等は經廻に堪へずして多くは歸參せるに、行平は今に在國し御感あり。今日營中（幕府）に參り盃酒を献ず。二品（頼朝）出御す。武州（義時）北條殿（時政）已下群參す。行平九國第一と稱して弓一張を進ずる處、仰に曰く、左右なく之を領納し難し。鎭西に遣す東士、悉く粮なくして大將軍を棄て、多く以て歸參し畢る。汝の所領は西海と已に數箇月の行程を隔つ。乘馬を全うして參上するも、猶不思議と謂ふべし。剩へ盃酒をすゝめ土産を献ず、彼國々に於て人の賄を取らずば爭か此の如き貯あらんや、奇怪なりと。行平陳じ申し云ふ、在國の程、兵の計を失ひ、日數を經る間、郎從等を扶けんが爲、彼輩の甲冑以下の物具を沽却せしめ訖んぬ。而して豐後に渡るの時は、傍輩皆參州の御船を恃む。行平敢て私を顧みず忠を存ずる故、先登に意を任せんがため、纔に殘し置くところの自分の鎧を以て小船

を相博し、甲冑を着けずと雖も船に棹して、寂前に着岸し、敵の先陣に入り美氣三郎を討取る。凡そ毎度功をつくすの條大將軍見知分明なり。今召に依て參らんと欲するところ進物なく、事所存に違へり。此弓は九國に於て名譽の由、兼ねて以て風聞す。その主不慮の外之を沽却す。行平之を喜ぶ。折柄小袖二領を著す。仍て一領を脱し之に棒ふ。時に參州の祗候人等餞別として來會し、此事を見て頻に之を感ず、召し尋ねらるべきか。次に盃酒を献ずる事は下總國に留置人の郎從、矢作二郎、鈴置平五郎等旅粮を用意し、途中に來り向ふ。之を以て經營の料にあてしむ。全く他の物を貪らず、云々。二品具に之を聞かしめ給ひ、感涙を浮べ其意を喜び給ひて、仰に曰く、行平は日本無雙の弓取なり。宜き弓を見知るの條、汝の眼に過ぐべからず。然らば重寶たるべし、云々。

之を以ても頼朝の注意の如何に周到精密であつたかを知るべきである。而も又行平の誠忠無二なるを了解するや、感激して措かず、雙眼を濕したとは、頼朝の主將としての奥床しさが窺はれるのである。

(3) 課役を寛宥にせること

諸國濟物の寛宥を計る

これに就いても種々の例があるが、吾妻鏡文治二年三月十三日の條に曰く「關東御分の國々の乃貢、日ごろ朝敵征伐の事により、頗る懈緩せり、然らば以前の分を免ぜられ、今年（文治二年）より合期に沙汰すべき由を京都に申さる。その文に曰く、

諸國濟物事、治承四年亂以來、至于文治元年（この六年間）世間不落居、先朝敵追討沙汰之外、暫不及他事候之間、諸國之土民各結官兵之陣、空忘農業之勤、就中、關東之武士、爲討手敵人、數度合戰、都鄙之往反、于今無其隙候、賴朝知行國々、相模、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豐後、等也、被優免去年以往未濟物、自今年、隨國々堪否、可令勵濟之由、所沙汰候也、凡不限此九个國、諸國一同可然事歟、惣被優免去年以來未濟物、令安堵窮民、自今年有限濟物、任先例可令致沙汰之旨、可被下宣旨候也、仍言上如件、賴朝恐々謹言、

三月十三日　賴朝

進上　帥中納言殿

陸奥出羽檢注の際間田を顛倒するを禁ず

とある。こゝにても士民に對する憐愍の情が紙面にあふれて居るのである。同年六月一日には又「今年國力凋弊し、人民殆ど東作の業に泥む。二品（頼朝）憐愍せしめ給ふ餘り、三浦介、中村庄司等に仰せ、相模國中宗たる百姓に糶牙（米のこと）一人前一斗を給ふ」といふ事もある。また文治五年九月奥羽征伐の際には「十二日庚午、この間兩國（陸奥出羽）騷動により、庶民寃屈に及び、或は子孫を失ひ或は夫婦に別れ、殘る所はまた山林に交はり、空しく芸稼を抛つ。よつて之を召聚められ、本所に安堵せしむる旨を仰せ含めらる。しかのみならず宿老の輩には面々に綿衣一領、龍蹄（馬）一疋を賜はる」とある。十月一日には多賀の國府に於て地頭等に仰含められ、士民を煩はし國郡の費へとならざるやう注意せしめ、且國中の事に於ては秀衡、泰衡の先例に從はしめた。また出征の際に於ても民庶の費へをなさしめざるため、上野、下野兩國の年貢を運送して兵粮に當てしめられた。十月廿四日には陸奥出羽の檢注に際して、間田を顛倒するとの事を聞いて驚かれ、「陸奥、出羽兩國は夷の地たるにより、度々の新制にも除かれたり。偏に古風を守りて新儀なかるべき旨」を仰せられた。是等を見ても頼朝が如何に治民の上に注意せるかを察すべきである（以上吾妻鏡）。

四天王寺へ參詣の際百姓の饗應を辭す

また建久六年賴朝が東大寺供養のため上洛の際、五月十八日船路にて攝津國四天王寺へ參詣の事を藤原能保(賴朝の妹の夫)と約束したが、能保がこの事のために路次の庄園に申つけ、百姓に課して饗應せしめんとする由を聞き、賴朝は大に驚き、佛法に値遇せんがため靈場の參詣を企つるに際し、人々に費へをかけるは佛意に乖けりとて、能保との同行は辭退し、改めて丹後局の船を借り、同月二十日に四天王寺に詣でたのである(吾妻鏡)。之を見ても賴朝が如何に其一身の爲に庶民に迷惑をかけることを厭ひしかを察すべきである。世間には、賴朝は其權王室を凌ぎ、如何に尊大で驕奢なりしかを疑ふ者もあるが、以上數件を觀察したならば、思ひ半ばに過ぎるものがあるであらう。

五　武士道的精神の鼓舞奬勵

武士道の淵源

鎌倉時代に武士道的精神の發揮せられた事は顯著なる事實である。武士道的精神は我が國民性に基くもので、其淵源は既に神代卷又は萬葉集の中にも屢々窺はれ、或は「ものゝふ」の道、士道などともいひ、源平時代に於ても相應に其發揮を見られるのであるが、頼朝が之を鼓舞奬勵するに及んで一層之が顯著となつたのである。

而して武士道的精神は當時の武士の行爲の諸方面に於て顯はれて居るのであるが、今その重なるもの(1)忠節、(2)孝道、(3)武勇、(4)信義、(5)禮儀、(6)質素の六つを擧げ、之に就いて例證を掲げて少しく説明を加へようとする。

(1)忠節　頼朝が勤王の精神に富み、常に之を、言語行動の上に現はしたことは一再にして止まらず、我等も既に其大要を陳べたのである（（二）乙の（ホ）頼朝の新政參照）。そこで此には主として當時の將士間に行はれた主從間の忠節に就いて陳べる事とする。

主從間の忠節

主從間の忠節は源平時代にも大いに觀るべきものがあつて、陸奥話記によれば黄海（きのみ）の戰に源頼義が苦戰の際、其部下の士卒が如何に忠節を盡したかを叙して「是

時官軍中に散位佐伯經範なる者あり。相模國の人なり。將軍(賴義)厚く之を遇す。軍敗るゝの時、圍已に解け、纔かに出でしも將軍の處を知らず。軍卒に問ふに、軍卒答へて曰く、將軍賊の圍むところとなり、從兵數騎に過ぎず。之を推するに脫し難しと。經範曰く、我れ將軍に事ふること已に卅年を經たり。老僕年已に耳順(六十)に及び、將軍齒亦た懸車(七十)に逼る。今まさに覆滅の時に當る。何ぞ命を同じうせざらんや。地下に相從ふは是れ吾志なりとて、還て賊の圍中に入る。其隨兵兩三騎亦た曰く、公既に將軍と命を同じうして節に死す。吾等豈獨り生るを得んや。陪臣と云ふと雖も、節を慕ふは是れ一なりてと、ともに賊陣に入り、戰ふこと甚だ捷く、賊を殺すこと十數人、而して皆賊前に歿す。藤原景季は景通の子なり。年二十餘、性言語少く、騎射を善くす。合戰の時、死を視ること歸するが如く、馳せて賊陣に入り、梟帥を殺して出づ。此くの如きこと七八度。而して馬蹶れ、賊の得る所となる。賊徒其武勇を惜むと雖も、而も將軍の親兵たるを惡みて遂に之を斬る。散位和氣致輔、紀爲清等、皆萬死に入り一生を顧みず、悉く將軍の爲に命を棄つ。その士の死力を得たる皆この類なり」とある。これ等は既に鎌倉時代の武士の忠節と何

等異なる所はないのである。鎌倉時代になつてからの例を見るに、石橋山の戰に眞田與一義忠主從が最前に忠節を盡して討死するや、賴朝は痛く之に感激し、後年その墓に詣づるや落涙數行去ることが出來なかつたといひ、また三浦義明が八十餘歲の老軀を提げて衣笠城で戰死を遂げ、以て其子義澄等の武勳を激勵したのに感じて、賴朝は後年相模の矢部鄕に佛堂を建立して其冥福を祈つたといひ、かういふ樣な事例は數多あるのである。之に反して主君に弓を引き、卑怯未練の振舞のあつた者には秋毫も假借するところなく、嚴罰に處したのである。例へば足利忠綱を征伐した際に、其家臣の桐生六郎が主君の首を斬りて降り、その功に依て家人に列せんことを請うた。また藤原泰衡征伐の時に、其家來の川田次郎が累代恩顧の主泰衡の首を斬りて賴朝の下に至つて恩賞に與らんと請うた。すると賴朝は共にその不臣を責めて曰く「苟も家臣として累代高恩の君を弑す、其罪は正に八虐に當る」とて、直ちに彼等を嚴罰に處した。また泰衡征伐の時に、葉山宗賴が追討の軍に參加しなかつた卑怯を責めて其所領を沒收し、常陸國久慈郡の御家人共が建久四年の曾我兄弟の敵討の際に、兄弟の勢を怖れて逃亡せるを責めて所領を沒收

し、嚴罰に處した。かういふ風にして行かれたので、部下の將士も皆競うて忠節廉恥を勵み、源家の爲に死を致すを思はぬ者なきに至つた。

賴朝の孝道

(2) 孝　道　武士道の中で最も重んずる所は忠と孝との二つであるが、忠の事は前に陳べたから、今度は孝の事を陳べよう。賴朝が孝道を重んじた事も顯著なる事實であつて、父義朝が平治の亂に非業な最期を遂げたのを悲しみ、其忌日には每月法華經を轉讀して冥福を祈り、又平家追討の事も一には父に對する孝行の爲であり、旣にして志を遂げるに及んでは鎌倉に勝長壽院を建て、朝廷に御願ひして父の遺骸を此に迎へ、以て忌日には親しく臨んで法會を行つて居る。母に對しても忌日に法會を行ふことは勿論であるが、文治五年の奥州征伐は天下の大兵を舉げて之に參加せしめた程の大事であつたが、母の爲に御塔建立の事があつたので、時日を延べて鶴岡八幡宮で御塔の供養を行ひ、然る後に始めて出征したのである。

曾我兄弟の復讎を稱美す

また曾我兄弟の復讎は賴朝自身が寵愛して居た工藤祐經を殺したにも拘はらず、兄弟が多年に渉つて父の仇を報いんがため艱難辛苦を重ねた其孝道と勇氣とを稱美して、五郎時致(十郎祐成は討死す)の罪を赦さんとしたが、祐經の子犬房丸の請によつて、

已むなく之を殺した。されども兄弟が最後に母に送つた書狀を取寄せて見て、非常に感動し、之を自らの手文庫に藏めたばかりでなく、曾我庄の租稅は免除して、兄弟の冥福を祈らしめた。賴朝の孝道を重んじた事はかういふ風に諸方面に涉つたので、以て世の孝道を奬勵する事に於て大いに効果があつたのである。

坂東武士の勇敢

(3) 武勇　武士道に於て武勇を尙ぶことは勿論であるが、これは極めて公平を要することで、不意打ちや、だまし打ちを嫌ふのである。また多人數を以て一人に向ふなども避けたのである。平家物語を見れば、齋藤實盛の談として「坂東武者の習にて、父が死せばとて子も引かず、子が討たるればとて親も退かず、死ぬるが上を乘越々々、死生知らずに戰ふ」とあるのが東國勇敢の風を示したものである。かくて武士の三德といふものを擧げてある。三德とは第一に譜代の武士であること、

武士の三德

第二に弓馬の道に熟達せること、第三に威儀容貌の整へること、殊更ら將軍の調度懸けとて將軍の弓矢を負うて扈從する者は、以上の三つの外に、二十矢を發して二十人を殺す程の精兵でなくてはならぬのである。されば鎌倉の當初に於ては諸將士、將軍の扈從となることを榮譽とせるに、後には次第に文弱に流れた故にや、往

往疾病事故に託して之を辭退せるものがあるに至つた。かくて實朝將軍の時、建曆二年正月十九日、大須賀四郎胤信が調度懸を固辭するや、其出仕を止められたことが、吾妻鏡に見えて居る。即ち仰云、於當役者、右大將家御時、以二十之箭可射取廿人敵之者、可候之由、被定畢、然者奉之勇士者、可備面目之處、稱下劣之職、遁遲條甚自由也、早可止出仕之旨、蒙御氣色云々とあるのである。なほ又武士たる者は名譽を保つことを心懸け、決して武名を辱かしめぬといふ意氣込みであつて、高倉宮（以仁王）が兵を擧げ給うた時、同宮家の侍の長谷部信連が其主の爲に忠節を致して、無雙の譽れを殘したのであるが、其時信連のいつた言葉に「弓箭取る身の習、假にも名こそ惜しく候へ、敵を恐れて遁たりといはれんは、武士たるものゝ恥辱なり」とある。萬葉集の歌にも「額に矢は立つとも背に矢は立てじ」などあつて敵に後を見するを無上の恥辱としたのである。之に反して卑怯の行爲は非常に恥ぢたのである。こゝに三條中將平重衡の家來に後藤兵衛盛長といふ者があつたが、一ノ谷の戰に重衡の馬が射られたのを見るや、盛長は自らの馬を求めらるゝ事を恐れて、重衡を棄てゝ逃れ去つた。のち高野山に入つて僧となつたが、或時京へ登つて來たところが、市

「弓箭取る身の習ひ名こそ惜しく候へ」

人が盛長を嘲つて「あな惡くや、さしも不便にし玉ひつる主を見捨て、おもひもよらぬ尼公の供して上りたるよ」とて指彈して笑つたので、盛長もさすがに耻ぢて、扇を以て顏を隱して去つたといふ事である（平家物語）。

(4)信義　武士道に於ては信義を守ることは極めて大切なる條項の一である。いはゆる武士に二言なしとか、武士の一言金鐵の如くなどいふ類である。これについて例證として揭ぐべきは、畠山重忠の事蹟等が最も適當であらうと思ふ。重忠は武人の典型といはれ、正直を以て通つて居た者であるが、嘗て伊勢大神宮の御料の御厨（沼田の御厨）の地頭となり、代官を遣して治めさせたところが、その代官に不都合な行爲があつて、太神宮から訴へられた。すると賴朝は怒つて重忠を千葉胤正の宅へ召籠めたのであるが、重忠は太神宮に對して不敬があつたのは相濟まぬとて、恐懼の餘り七日間も寢食を斷つたので、胤正は驚いて其旨を賴朝に報告に及ぶと、賴朝も重忠の行動に感動し、もと代官の不法で重忠の知つた事ではないので、直ちに赦免した。されど沼田の御厨は取上げて之を他へ與へられたのである。さて重忠は其後も恐懼の餘り自分の領地（武藏國菅谷館）に引籠つて居ると、梶原景

武士に二言なし畠山重忠の實直

時が重忠謀叛の由を申出たので、頼朝は腹心の御家人五六人を召し、どうしたものかと尋ねられた。すると小山朝政がいふに、重忠に限つて謀叛の事は決しておりません、彼は廉直なもので、唯太神宮に對して相濟まぬと恐懼して引籠つて居るのであらう。試みに使者を遣して出仕するやうに御召になつてはどうかと、一同も之に同意したので、下河邊行平を遣して重忠を召したのである。其次第は吾妻鏡に詳記してある。曰く、「十五日壬子（文治三年十一月）去夜、梶原平三景時、内々申して云ふ、畠山次郎重忠、重科を犯さゞる處、召禁せらるゝの條、大功を棄捐せらるゝに似たりと稱し、武藏國菅谷館に引籠り、反逆を發せんとする由風聞あり、而も折節、一族悉く以て在國、絆已に符合す、爭でか賢慮を廻らさざる乎云々と。之に依りて今朝朝政（小山）、行平（下河邊）、朝光（結城）、義澄（三浦）、義盛（和田）等の勇士を召集め、「御使を遣して子細を問はるべき歟、はた又直ちに討手を遣すべき歟」兩條計らひ申すべき旨之を仰含めらる。朝光申して云ふ、重忠天性廉直を稟け、尤も道理を辨へ、敢へて謀計を存せざる者なり。然らば今度の御氣色、代官の所犯に依るの由雌伏せしめ畢んぬ。其上殊に神宮の照鑒を怖畏する間、更らに怨恨を存せざる歟。謀叛の條定めて僻事たる歟。専使

を遣され其意を聞食さるべしと。自餘の衆一同せしむ、云々。爰に行平は弓馬の友なり、早々行向ひ所存を尋ね問はるべし、異心なくば召して具足すべきとの旨仰出さる。行平辭退に能はずして明曉鞭を揚ぐべし、云々。○廿一日戊午、行平重忠を相具し武藏國より歸參す。重忠、景時に屬して逆心なきの由を陳じ申す、景時云ふ、其企てなくば起請文を進ずべしと。重忠云ふ、重忠如きの勇士は、武威に募り人庶の財寶等を奪ひ取り、世渡りの計をなすの由、もし虛名に及ばは尤も耻辱たるべく、謀叛を企てんと欲する由風聞せば、還つて眉目と謂ふべし。但し源家世に當るを以て、武將の主に仰ぐの後、更に貳心なし。而るに今此殃に逢ふ、運の縮む所なり。且重忠、もとより心と言と異なるべからざる間、起請を進め難し。詞を疑ひ起請を用ひ給ふの條は、奸者に對する時の儀なり。重忠に於ては僞を存せざる事は、兼ねて知食す所なり。速に此趣を披露せしむべしと。景時その由を二品(頼朝)に申す、是非に付て御旨なし。則ち重忠、行平を御前に召し、世上の雜事等を談じ給ひ、曾て此間の事を仰出だされず、少時にして入らしめ給ふの後、親家(堀)を以て御劍を行平に賜ふ。無事に重忠を相具し大功たるの由、云々。行平、去る十七日畠山の館に向ひ、子細を

重忠に相觸る。重忠太だ忿怒し、何の恨によりて多年の勳功を抛ち、忽ち反逆凶徒となさるゝか、且重忠の所存に於ては能く二品の御腹心に在り。今更ら御疑なき歟。偏に讒者等の口狀に就き、恩喚ありと稱し、相度(はかつ)て誅せんが爲め貴殿を差遣さるゝなり。末代の今に生きて此事を聞く、業果を恥づべしとて、腰刀を取りて自ら戮せんと欲す。行平、重忠の手を取りて云ふ、貴殿は詐僞を知らざる由自ら稱す。行平又誠心、已に公に在るの條、爭でか貴殿に異るべけんや。誅すべくば亦た怖るべきに非ざるの間、僞度(いつはりはかる)べからざるなり。貴殿は將軍(鎭守府將軍平貞盛)の後胤なり、行平亦た四代將軍(鎭守府將軍藤原秀鄕)の裔孫なり。態、露顯せしめ挑戰に及ぶの條、其興あるべし。時儀適、朋友を撰び行平を使節となす、是れ異儀なし。具して參じせしむべきの御計ひなりと。時に重忠笑を含み、盃酒を勸め歡喜して相伴ふ、云々」と。之によつても鎌倉時代の高潔眞摯なる態度が察知せられるであらう。

又治承四年八月、石橋山の戰後に於ける大庭景親と澁谷庄司重國との對話を見たならば、當時の將士が如何に信義を重んじ、義理と人情との間に行動したかを察すべきものがある。こゝに近江源氏に佐佐木源三秀義といふ者があつたが、彼は

大庭景親理に伏す

平治戰亂後、平氏の壓迫に堪へきれないで、緣故をたより、其子定綱等を連れ、奥州藤原秀衡を尋ねて行かうとして、途中相模國で澁谷庄司重國の所へ立寄つたところが、重國は秀義の勇敢なるを愛して之を抑留した。そこで秀義は遂に此に足を止める事となり、重國の女を娶つて、義清を生んだ。然るに石橋山の戰の後、大庭景親は重國の許に至つて曰く「佐佐木太郎定綱兄弟四人は賴朝に屬して平家に弓を引いた、其罪科が輕からざるにより、彼等を尋ね出さうと思ふが、それ迄の間、彼等の妻子を捕へて囚人としよう」と。重國が答へていふ「件の輩は年來の芳契があるにより、我は扶持を加へたのである。而るに今源家の舊交を重んじて之に屬したが、我は制禁を加へることも出來なかつた。されど重國に於ては貴殿の催に就き外孫佐佐木五郎義清を相具して石橋の戰場に向つたではないか。其功をも思はずして定綱已下の妻子を召禁ずべき命を蒙むるは、本懷にあらず」と。景親も理に伏して歸り去つた。其後夜に入つてから定綱、盛綱、高綱等が箱根深山に出たところが、醍醐禪師全成（賴朝の弟）に行逢うたので、之を伴うて重國が澁谷の館に到つた。重國は喜んで迎へたが、世上の聽を憚つて彼等を倉庫の中に招き、密に膳をすゝめた。こ

梶原景時由利八郎の怒を受く

の重國の情ある處置は聞く者が感ぜざるはなかつたといふ事である。これ等は當時の武士の情誼の一端を示したものである。

(5) 禮儀　武士道に於ては相互間の禮儀が大切であるが、敵に對しても其身分相當の敬語を用ひねばならぬのである。此に梶原景時が捕虜に對して失言をなし却て捕虜から面責された話がある。前にも大體陳べたのであるが、文治五年源頼朝が奥州征伐の際、泰衡の郎從に由利八郎といふ者があつて、之が捕虜となつたのであるが、右について宇佐美實政と天野則景とが擒獲の功名を爭うたのである。そこで頼朝は梶原景時をして由利に尋ねしめたのである。梶原は由利に向ひ、問うて曰く「汝は泰衡が郎從の中にては號ある者なり。眞僞強ちに矯餝を構ふべからざるが、眞正に任せて言上すべし。何色の甲を着けたる者が汝を生虜にせしや、云々。」由利忿怒して云ふ「汝は兵衛佐殿（頼朝）の家人か、今の口狀は過分の至り、喩を取るに物なし、故御館（泰衡）は秀衡將軍嫡流の正統として已上三代、鎭守府將軍の號を汲む。汝が主人も猶ほ此くの如き詞を發すべからず。矧んや亦た汝と吾とは對揚の處何の勝劣あらんや、問はるゝ所の事は、更に返答に能はず、云々。」景時頗る面を

畠山重忠禮を以て問ふ

赭め、御前に參り申して云ふ、この男惡口の外、別の言語なき間、糺明せんと欲するに所なしと。仰(賴朝の)に云ふ、無禮(景時が)を現はすに依て囚人之を咎むるか。尤も道理なり。早く重忠(畠山)をして召問はしむべしと。仍て重忠手づから敷皮を取り、由利の前に持來り、之に坐せしめ、禮を正して誘うて云ふ、「弓馬に携はる者、怨敵の爲に囚はるゝは漢家本朝の通規なり。必ずしも恥辱と稱すべからず。就中故左典厩(源義朝)は永暦に横死せり、二品(賴朝)また囚人となりて六波羅に向はしめ給ふ。結局伊豆に配流せらる。然り而して佳運遂に空しからず、天下を拉り給ふ。貴客は生虜の號を蒙らしむと雖も、始終沈淪の恨を貽すべからざるか。奥六郡のうち、貴客は武將の譽を備ふる由、兼ねて以て其名を留むる間、勇士等勳功を立てんがため、客を搦獲たる旨互に相論に及ぶか。仍て甲を云ひ馬の毛付を云ひ畢んぬ。彼等の浮沈この事に究まるべき者なり。何色の甲を着たる者の爲に生虜られ給ふや、分明に申さるべし、云々。」由利云ふ、「客は畠山殿か、殊に禮法を存ず、前の男の奇恠なるに似ず、尤も之を申すべし。黒糸威の甲を着け、鹿毛の馬に駕したる者、先づ予を取りて引落す。その後追ひ來る者は嗷々として其色目を分たず、云々」。以上の應對

の中に、當時の武士の風尚氣質の奥床しさが追想されるであらう。

同じ様な事が建久六年三月、頼朝が東大寺の供養に臨んだ時にもおこつた。即ち十二日丁酉(建久六年三月)今日東大寺の供養なり、雨師風伯の降臨、天衆地類の影向其瑞あり。寅の一點、和田左衛門尉義盛、梶原平三景時、數萬騎の壯士を催し具し、寺の四面の近郭を警固す。日出以後、將軍家(頼朝)御參堂あり。御乘車なり。小山五郎宗政御劍を持ち、佐佐木中務丞經高御甲を著し、愛甲三郎季隆御調度を懸く。隆康、頼房等の朝臣扈從して軒に連なり、伊賀守仲教、藏人大夫頼兼(源)、宮内大夫重頼、相模守惟義(大内)、上總介義兼(足利)、伊豆守義範(山名)、豐後守季光(毛利)供奉す。隨兵に於ては數萬騎これありと雖も、皆兼ねて辻々幷に寺の内外等を警固せしむ。其中海野小太郎幸氏、藤澤二郎清親以下の殊なる射手を選み、惣門の左右の脇に座せしむ、云々。御供の隨兵に至りては只廿八騎、相分れて前後の陣に候す。但し義盛、景時等は侍所の司たるにより警固の事を下知せしむる後、路次より更に騎馬し、各、最前最末の隨兵となる云々。

堂前の庇に著座せしめ給ふの後、見聞の衆徒等、門内に群り入るの刻、警固の隨兵

結城朝光の禮容

に對し散々の事あり、景時これを鎭めんがため行向ひて聊か無禮を現はす。衆徒甚だ之を相叱し、互に猥藉の詞を發し、彌蜂起の基をなす。時に將軍家、朝光（結城）を召し、朝光座を起つ。御前に參進の時は手を大床の端に懸け、立ちながら相鎭むべきの將命を奉り、衆徒に向ふの時は其前に跪き、敬噣し、前右大將軍の使者と稱す。衆徒其禮を感じ、先づ自ら散々の儀を止む。朝光嚴旨を傳へていふ「當寺は平相國の爲に回祿し、空しく礎石を殘し、悉く灰燼となる、衆徒尤も悲歎すべき事歟。源氏適大檀越となり、造營の始めより供養の今に至るまで、微功を勵まし合力を成す。剰へ魔障を斷ち佛事を遂げ、數百里の行程を陵ぎ、大伽藍の緣邊に詣づ。衆徒豈歡喜せざらんや。無慙の武士、猶ほ結緣を思ひ、供養の一遇を喜ぶ。有智の僧侶、何んぞ違亂を好んで吾が寺の再興を妨げんや。造意頗る不當なり。承り存ずべき歟。」と。衆徒忽ち先非を耻ぢ、各後悔に及ぶ。數千許輩、一同靜謐す。就中使者は勇士、容貌美好、口辯分明、啻に軍陣の武略に達するのみにあらず、已に靈場の禮節を存するを得たり。何家の誰人かの由、同音に之を感じ、後の爲に姓名を聞かんと欲す。名謂べきの旨、頻りに詞を盡す。朝光、小山と稱せずして結城七郎と號し訖はりて

歸參す、云々(吾妻鏡)。この吾妻鏡の文によつても梶原の豪慢なりしに反して、結城七郎朝光が禮節を重んじ、分明の道理を說いたので、さしも騷然たりし衆徒も、鎭靜に及んだ光景が、眼前に見ゆる心地がして甚だゆかしい。

頼朝藤原俊兼の美装を誡む

(6)質素　武士道に於ては質素儉約を尙び、頼朝も此點に於ては最も注意を拂はれたのである。前にも陳べた通り、頼朝は嘗て其祐筆とも秘書官ともいふべき筑後權守俊兼を召したところ、彼が美裝をなし、小袖數領を著し、袖褄に色々を重ねて居るのを見て、怒つて彼が刀を取つて其美服を切斷して大いに後來を誡めたのである。而も衆人稠座の中で之を決行したので、側に並び居た大江廣元や藤原邦通等も非常にビックリしたのである。又下河邊行平が九州から參上して、弓や盃酒を進上するや、頼朝は彼が賄賂を取りしにあらずやと疑ひ、彼の辯明を聞く迄は容易に之を受領しなかつたのである。文治五年奥州征伐の際には、鎌倉出立から歸還まで約五箇月間、毎日食事は三度、入浴は一遍、必ず之を缺かさなかつたが、奥羽の民衆を苦しめることを恐れ、諸事常野の年貢を以て之を支辨し、奥羽の人民には迷惑をかけなかつたといふ。また建久六年京都へ上つた際、大阪の四天王寺へ參

詣しようとしたが、自分の妹婿藤原能保が、其庄園へ申付け、途中で饗應しようとするを聞き、神佛に詣でる者が、民百姓に迷惑をかけてはならぬとて、能保の斡旋を一切辭退したなど、前にも陳べた通りであるが、また以て賴朝の精神を見るべきである。

千葉常胤等の賴朝尊崇

前記の如く賴朝は率先して武士道の獎勵鼓舞に盡瘁したので、將士も皆之に服し、賴朝の爲には水火をも恐れず、一身をも投げ出すといふ概があつたのである。其證據ともいふべきは千葉常胤が政所の下文を賜はられた際の口吻によつても、之を推することが出來るであらう。吾妻鏡建久三年八月五日の條に曰く、

令レ補二將軍一給之後、今日政所始、則渡御、

家司

別當

前因幡守中原朝臣廣元、前下總守源朝臣邦業、

令

民部少丞藤原行政、

政所下文は家司等の署のみ

案主
藤井俊光、
知家事
中原光家、
大夫屬入道善信、筑後權守俊兼、民部丞盛時、藤判官代邦通、前隼人佑康時、前豐前介實俊、前右京進仲業等候二其座一、千葉介常胤先給二御下文一、而御上階以前者、被レ載二御判於下文一訖、被レ始二置政所一之後者、被レ召二返之一、被レ成二政所下文一之處、常胤頗確執、謂政所下文者、家司等署也、難レ備二後鑒一、於二常胤分一者、別被レ副二置御判一、可レ爲二子孫末代龜鑑一之由申請之、仍如二所望一云々、

之はどういふ事であるかといふに、賴朝が右近衞大將に任じ、權大納言に補せられてから、公家の例に倣つて政所を設け、將士に所謂政所の下文を賜はつたのであるが、千葉常胤は之を喜ばずして、從來の文書は賴朝公自筆の御判があつたのに、此下文は家司の署名のみで御判がないから、後鑒には備へ難い、自分の分は永く子孫末代までの龜鑑となすのであるから、是非とも賴朝公の御判を書いて戴きたいと

いふのである。建久三年九月十二日、小山朝政に賜はつた下文を見れば、其事情が能く判る。即ち將軍家政所の下文と更に賴朝公の御判のある添狀とが附いて居るのである。

(一) 將軍家政所下　　下野國日向鄉住人

補任地頭職事

左衞門尉藤原朝政

右壽永二年八月日御下文云、以件人補任彼職者、今依仰成賜下文之狀如件、以下、

建久三年九月十二日　　　案主藤井(花押)

令民部少丞藤原(花押)　　　知家事中原(花押)

別當前因幡守中原朝臣(花押)

(二)(賴朝)(花押)

下　下野國左衞門尉朝政

可早任政所下文旨領掌所々地頭職事

右件所々所成賜政所下文也、任其狀可領掌之狀如件、

建久三年九月十二日

第一の下文に第二の如き賴朝の添狀が附いて、始めて將士等が滿足したのである。吾妻鏡には常胤に左の如き文書を賜はつたとある。

被載御判

下總國住人常胤

可早領掌相傳所領新給所々地頭職事

右去治承比、平家擅世者、忽緒　王化、剩圖逆節、爰欲追討件賊徒、運籌策之處、常胤奉仰朝威、參向最前之後、云合戰之功績、云奉公忠節、勝傍輩致勤厚、仍相傳所領、又依軍賞宛給所々等地頭職、所成給政所下文也、任其任、至于子孫、不可相違之狀如件、

建久三年八月五日

この下文は第一と第二とを折衷したやうなものであるが、或は此外に第一の文書があつたのかも知れぬ。これによつても當時の將士達が公式上備つて居る政所下文よりは、賴朝の御判のある文書を尊び、如何に賴朝公を崇拜欣慕したかを察

賴朝の武士道に關する書狀

する事が出來るであらう。

なほ此に一言すべきは鎌倉時代には未だ武士道は無かつたといふ説があることである。之は或はさうであらう。當時のは武士氣質といふもので、武將等の間に一種高尚な行爲、卽ち精神生活ともいふべきものであつて、主從間の恩誼を重んじ、また廉耻を守り、名節を砥勵するといふ樣な風儀があつたのである。これは佛敎や儒敎などの如く主唱者(釋迦、孔子の如き)があつて始つたのではなく、我が國民性に基いて起つて來たのである。その淵源をいへば、前にも陳べた通り我が古道乃至は大和魂に基き、それに儒敎、佛敎(特に禪)などが追々に加味されたのである。されども賴朝が嘗て近江の佐佐木高重が比叡山の僧侶に抵抗して、それが爲に死罪に處せられようとしたのを聞き、之を憫れみ、其父定綱に悔み狀を送つたのであるが、その文面は當時の武士道たるものゝ心得ともいふべきものが見えて居る。その要に曰く、若き者の癖といひながら、餘りに心とくはやり過ぎたる者にて有と御覽せしに、案の如く心短く物騷がしく、父兄弟にも咎をかけ、天下の大事どもなす也。結句は身も終にけるにこそあんなれ。事の次でなれば仰らるゝぞ。定綱は

猶も子供を持たれば、いひ教へよかしと思召也。武士といふ者は、僧などの佛の戒を守るなるが如くに有が本にて有べき也。大方の世の固めにて、帝王を護參らする器也。又當時は鎌倉殿の御支配にて、國土を守護し參らする事にてあれば、錐を立る程の所をしらんも、一二百町を持ても、志はいづれもひとしく其酬に命を君に參らする身ぞかし、私の物にはあらずと思ふべし。さるについては、身を重くし心を長くして、あだ疎にふるまはず、小敵なれども侮心なくて、物さわがしからず、計ひたばかりをするが能事にて有ぞ。云々」(柿澁)とある。これ等は武士の精神、武士道の綱領ともいふべきものを上げたのである。即ち武士たる者は、平素粗暴麁忽を誡め、知行の多少に拘はらないで、一身を帝王又はその主君(領主)にさゝげ、大事に臨んでは一身を抛げ出すべき事を教へたのである。重野博士等編纂の「國史眼」にも、是等武士間の風尚を記して曰く、「源氏ハ主從關東ヲ離レズ、賴朝常ニ京紳情弱ノ弊ヲ矯メ、武弁ノ風儀ヲ養成スルニ汲々タリ、賴朝素ヨリ弓馬ニ長ズ、武田小笠原ノ徒ト、笠懸、流鏑馬、犬追物、放鷹等ノ技藝ヲ練修シ、麁忽(麁暴ヲ云フ)尾籠(無禮ヲ云フ)ヲ戒メ、卑怯未練ヲ耻ヂ、質素儉約ヲ主トシテ武力ヲ養ヒ、主從互ニ恩義ヲ重ンジ、然諾ヲ守リ、死生相結

訓ス、云云」とある。是等が當時武人間に行はれた武士氣質、卽ち風尚の一斑を擧げたものである。我國は所謂不定文字の俗で、支那や其他の國々の如く、經典や法典はなくとも、實賤躬行を旨としたのであつて、之が長い間の風習をなして來たのである。當時武士を敎育するには、射馭の二つを第一の武藝となし、男子生れて六七歲になれば鎧の著初式があり、鎧を著、馬に乗り始むる儀式である。毎年歲首には乗馬始、弓場始等の式があり、武術に練達した者をして之を行はせ、其選に當る者は又一生の晴れの業として、皆奮つて之をなしたのである。また平生の遊技にも笠懸、流鏑馬等をなして、武道を練習した事は前記の通りである。武士道に就いては室町時代には斯波義時の「竹馬抄」一條兼良の「文明一統記」「樵談治要」などがあつたが、江戸時代になつて、山鹿素行の「武敎小學」「武敎全書」などが出るに至り、始めて順序立ち、秩序立つたといふべきである。

政子の婦人道奬勵

頼朝がかく武士道を奬勵して居る間に、夫人政子が婦人の道を奬勵した事も亦た注意に値すべき事柄である。王朝時代の中葉以後には婦人の道といふものは一向に立たなかつた。源平時代の常磐御前などでも貞操の觀念は一向に窺はれ

ない。それが鎌倉時代になると貞操の觀念が一時に濃厚となつて來た。彼の文治二年四月八日に、賴朝及び夫人政子が義經の妾、白拍子靜女を鶴岡八幡宮の回廊に召出して、舞曲を奏せしめるや、靜はよし野山みねの白雪ふみわけて入りにし人のあとぞこひしき、其他一首を吟じて舞を舞うた。すると賴朝は八幡宮の寶前で藝を施すに於ては、關東の萬歲を祝すべきに、反逆の義經を慕ひ別曲を歌ふは奇怪であるとて、不興を感じた。ところが政子が執成を致して、女の道といふものはさやうではありませぬ、靜が判官殿を慕ひますのは、先年石橋山の敗軍の後、私があなたの御身の上を氣遣ひ、處々方々を步いて、難儀を致した時と同樣でありますから、枉げて御宥免下さいと陳べ、賴朝も成程と感じ、褒美として靜に纏頭を遣されたことである。また曾我兄弟が復讎を致した時、十郞祐成の妾大磯の虎の心掛けがけなげであつたとて政子は之にも心を掛けてやり、又微妙といふ白拍子が親の行方を尋ねて鎌倉まで來た、親は蝦夷ヶ島に居るといふので、政子は人を遣して調べさせたところが、實は既に死んで了つて居るので、微妙にも不憫をかけてやつたのである。或は貞觀政要を和文に譯させて普ねく人々に讀ませるなど、婦人道ばかり

でなく、廣く人倫の道の向上にも注意されたのである。

六　社寺の創立及び修理

(1)　頼朝の信仰心

世間にては頼朝の信仰心は政略上から出發して居るのではないかといふ說がある。それは多少さういふ事もあるであらうが、彼が幼時よりの境遇、また母(熱田大宮司の娘)の素性などより考へて見れば、彼が夙に信仰心を懷いて居たと見るのも、强ち不合理ではあるまい。彼は夙に父母に對しては厚き孝養心を懷いて居り、心經、觀音經、法華經などを日課として讀誦し、以て所願成就、子孫繁昌、父祖頓生菩提の爲めに勤められたことは前に陳べた通りである。また治承四年八月擧兵の際には、十八日は幼少の頃から正觀音を信仰して人々とも論評もしなかつたからとて、特に此日を避けられ、石橋山の戰場にても念珠をつまぐり、髻の中に正觀音の像を容れて居られしにても、如何に其信仰心が自然に出で、つけやいば的で無かつたかは想像するに難くはあるまい。

(2) 社寺の創造及び修理

斯くの如く信仰心に富んで居た頼朝が平家晩年の神佛に對する政策の失敗を見ては、その反對の擧動に出で、以て人心の糾合に努めらるべきは當然の事と思はれる。かくて彼の宗教方面の事業として注目すべきものは數多あるが、中にも鶴岡八幡宮の建立、勝長壽院の建立、永福寺の建立、東大寺の修理等が其重なるものである。

(イ) 鶴岡八幡宮の建立

鶴岡八幡宮を小林郷に徙す

頼朝は治承四年八月石橋山の敗後房總を經て武藏に入り、其十月六日に相模に到つたが、翌日(七日)同國由比郷にあつた鶴岡八幡宮を遙拜し、十二日には同社を小林郷の北山に遷し、同時に專光坊をもつて別當職とし、十六日には御願のため長日の勤行を行ひ、相模國桑原郷を以て其御供料所となし、以て崇敬の實を示された。

抑此鶴岡八幡宮の由來を尋ぬれば、祖先源頼義が前九年の役に石清水八幡宮を祈

信せるに、戰場にて靈驗顯著なりしかば、後冷泉天皇の康平六年秋八月、之を相模國由比郷に勸請したのが始めである。その後永保元年二月源義家が修覆を加へられたが、頼朝に至つて一層之を崇敬し前記の通り小林郷に遷し祀つて、猶ほ鶴岡八幡宮と稱した。

鶴岡八幡宮の新營

越えて翌五年には、當時忩急の際とて神社も松柱萱軒の假殿に過ぎざりしを、新たに造營し直す事となり、五月大庭景能、土肥實平を奉行とし、鎌倉には然るべき工匠もなきにより、武藏の淺草より大工を召して、七月工事に取りかゝり、同月二十日に其上棟式を行ひ、八月十五日には全く完成して遷宮式を執行し、更に同年十月六日には走湯山の住侶禪齋及び玄明大法師の二名をもつて供僧職に補し、こゝに於て鶴岡八幡宮は外形内容共に整備するに至つた。

鶴岡八幡宮の再建

その後建久二年三月鎌倉に大火がありて八幡宮も類燒せるにより、頼朝は非常に驚歎し、三月八日より更に再建にかゝり、四月二十六日上棟式を行ひ、十一月廿一日には山上山麓の上下兩宮及び末社に至るまで造營が落成したので、遷宮の儀が行はれた。此際は宮地を北山の中腹に移したので、之を上ノ宮といひ、隨つて原地(もとち)の宮を下ノ宮といひ、由比郷の舊社を

源氏一門の守護神

下若宮と呼んだ（頼朝公社參の圖はこの時の實況を模す）。

かくて頼朝は鶴岡八幡宮をもつて其守護神とし、吉につけ凶につけ、何か事あれば本宮に參拜し、又屢〻神樂勤行等を行ひ、終身變ることなく崇敬を示され、本社は日日に隆盛をきはめ、頼朝一族の守護神は、遂にひろく一般武家の守護神とせらるゝに至り、又地理的にも鎌倉の守護神の位置から轉じて、關東諸國の守護神となつたのである。

（ロ）勝長壽院の建立

勝長壽院の建立

次に寺院の建立としては勝長壽院の事がある。之は幕府の南方にある所から、南御堂又は大御堂といふ。頼朝は兩親の菩提を弔ふことが極めて深厚であつたが、治承五年（養和と改元）三月一日には母の忌日に當るので、特に筥根山別當行實を招請して佛事を修して居る。かくて元暦元年十一月には愈〻兩親の爲に伽藍を草創する事となし、建立の場所を定め、翌二年二月十九日を以て工事に著手した。これが即ち勝長壽院であるのである。

盛大なる供養を營む

是より先き、頼朝は父義朝が菩提のため伽藍を草創したき旨を法皇に伺奏せるに、法皇も亦た頼朝が勳功に叡感のあまり、刑官に仰せて東獄門の邊に於て義朝並びに鎌田正清の首を尋ね出さしめ、江判官公朝を勅使として之を鎌倉に送らしめた。八月三十日公朝は鎌倉に著し、文覺上人の門弟僧等が之を頸に懸けて參つた。頼朝は固瀬（片瀬）川の邊まで出迎をなし、九月三日南御堂の地へ葬つた。

此寺の本尊を造立する爲には、南都から大佛師成朝が招請されて丈六の佛像を造り、又京都からは畫工下總權守藤原爲久が招請されて新造御堂の畫圖を描いた。

かくて同年（文治と改元）十月廿一日に此寺が落成したので、本尊を安置し、また供養の願文も京都から到來した。草稿は式部大夫光範、清書は右少辨定長である（是は恰度奥州平泉で藤原清衡が中尊寺の願文を認むるに際し、願文の草は藤原敦光、筆者は冷泉朝隆に依頼したやうなものである。）

〔吾妻鏡〕廿一日庚午、南御堂、奉渡本佛、（丈六、皆金色阿彌陀佛、佛師成朝也）大夫屬入道、大和守、主計允等奉行之云々、又御堂供養願文到着、草式部大夫光範、清書右少辨定長其也、因幡守廣元於御前讀申之云々、

十月廿四日に盛大なる供養が營まれた。堂の左右に假屋を設け、左の方を頼朝の

聽聞所となし、右の方を夫人政子及び左馬頭能保が室（賴朝妹）等の聽聞所となし、又布施取の座、諸士の妻等の聽聞所を設けた。導師は本覺坊僧正公顯（三井寺の住職）で、僧徒二十口を率ゐて參堂し、供養の儀を行ひ、終つて布施を賜はり、每事善美を盡した。布施は又夥しいもので、導師分としては錦被物五重、綾被物五百重、綾二百端、長絹二百疋、深絹二百端、藍摺二百端、紺二百端、砂金二百兩、銀二百兩、法服一具、上童裝束十具、馬三十疋、此内十疋「置鞍」とあり、又加布施として「金作劍一腰、裝束念珠付」銀打枝、五衣一領、此外八木五百石」などがあつたといふ。八木とは米の事で、五百石の米を賜はつたのである。同二年七月盂蘭盆を迎へ、考妣以下菩提のために萬燈會を行ひ、賴朝及び夫人も參詣し、同五年八月廿七日には金泥の法華經を安置し、建久元年七月十五日には又平家亡靈のために萬燈會を行つたのである。是等の記事によれば其盛大であつたことは淸盛の嚴島に於ける、又藤原淸衡等の中尊寺に於けるものと匹敵せらるゝであらう。勝長壽院は斯く莊嚴を極めた寺院であつたが、其後屢火災に遇うて、今は跡形もなくなつて居る。

永福寺は大長壽院に模して造らる

(八) 永福寺の建立

勝長壽院に次いで莊嚴を極めたものは永福寺である。之は文治五年源頼朝が奥州征伐から凱旋の後、奥州平泉の大長壽院の二階堂に模して二階建の佛殿を建立されたものである。當時としては二階建の寺院は甚だ珍らしいものである。其記事は吾妻鏡に詳である。

〔吾妻鏡〕(文治五年十二月九日の條) 今日永福寺事始也、於奥州令覽泰衡管領之精舍、被企當寺華構之懇府、且宥數萬之怨靈、且求三有之苦果也、抑彼梵閣等、並宇之中、有二階堂、號大長壽院 專依被模之、別號二階堂歟、梢雲挾天之極、碧落起從中舟之謝(榭)、錫金荊玉之飭、紺殿剩加後素之圖、

建久三年正月廿一日には庭園築造の事があつて土石の運送あり、頼朝は親しく之を監臨された。同年十月二十九日には扉壁等の畫圖等が落成した。其記事は吾妻鏡に見えて居る。

〔吾妻鏡〕 永福寺扉並佛殿後壁畫圖終功、修理少進季長書之、是被模秀衡(實は基衡)建立

池の禪尼報恩の爲め

圓隆寺、至于畫圖二一事已上如彼、〇十一月廿日、永福寺營作已終其功、雲軒月殿、絶妙無比類、誠是西土九品莊嚴、遷東關二階梵宇者歟、今日御臺所有御參。

この寺建立の趣旨としては吾妻鏡には單に數萬の怨靈を宥めんが爲とあるが、保暦間記に據れば、賴朝が池の禪尼に對する報恩の爲とある。さういふ事もこもつて居るのであらう。建久五年八月廿七日には金泥の法華經を安置し、建暦元年十月十九日には宋本一切經五千餘卷の供養があつた。

また「源光行海道記」にも當寺の事を記して曰く、

次にひがし山のすそに臨で二階堂（永福寺）を禮す。是も餘堂の蹕躁して、感歎およびがたし。第一第二の重檐には、玉のかはら、鴛の翅をとばし、兩目兩足のならび給ひし臺は、金の盤鶴燈をかゝげたり。大方魯般意窮て成風、天に望むにすゞしく、毗首手功をつくせり。發露人の心に催す。見れば又山に曲木あり、庭に恠石あり、地形のすぐれたる佛室と言つべし。三壺雲に浮べり。七萬里の浪地邊によせ、五城霞に侍てり。十二樓の風、階の上になく、誤て半日の客たり。うたがふらくは七世の孫に逢ん事を、夕にをよんで西に歸りぬ。

頼朝東大寺の再修を助成す

と。源光行は京都人で、京洛の立派なる寺院を見馴れて居るにも拘はらず、筆を極めて此佛殿を褒めて居るのを見れば、其立派さが想像される。又壁畫といひ金泥法華經といひ、善美を悉したものであつたが、火災のため今は僅に礎石を殘して居るのみで、他に一物をも止めないのは惜むべきである。

(二) 東大寺の修理

奈良の東大寺は興福寺と共に平家の兵燹にかゝり、佛殿佛像以下悉く灰燼に歸し荒廢して居たのであるが、同寺の住侶重源上人はこれが修覆を企て、後白河法皇の旨を奉じて東大寺の大勸進をなし、以て之が經營に當つた。

頼朝も東大寺の荒廢を歎いて居たので、大いに之を助成し、元暦二年三月七日には米一萬石、沙金一千兩、上絹一千疋を寄進し、その他造營材木等にも意を用ひたことは吾妻鏡に詳である(建久五年六月廿八日の條)。

廿八日丁巳、造東大寺間事、將軍家旁令助成給材木事、仰左衛門尉高綱(佐々木)、於周防國、殊有採用、又二菩薩四天王像等宛御家人、可致造立云々、所謂、觀音、(宇都宮左衛門

尉朝綱法師、虛空藏、穀倉院別當親能、增長、畠山次郎重忠、持國、武田太郎信義、多門、小笠原次郎長淸、廣目、梶原平三景時、又戒壇院營作、同被仰付小山左衛門尉朝政、千葉介常胤以下訖、而其功頗遲引之間、今日所被催促也、但各偏存結緣之儀、可成功之由御下知先訖、只以隨公事之思、縡若及懈緩者、可辭申之旨嚴密被觸仰云々、

東大寺の供養

かくて東大寺の工事も著々として進み、建久六年には上棟の式を行ふに至り、愈供養を擧げらるゝにつき、賴朝も之に臨まんが爲に、同年二月十四日夫人政子、嫡子賴家等を伴ひ鎌倉を立つて上洛した。三月四日には六波羅に著し、十日には東大寺に下向し、十二日には天皇の行幸あり、盛大な供養が行はれ、賴朝は和田義盛や梶原景時等をして內外の警衞を嚴にせしめて、政子等と共に陪觀されたのであつた。

(ホ)　其他

諸社修理に關する上奏

元曆二年二月、一の谷の合戰後間もなく、朝賴は朝務に關する意見三條を上奏されたが、その中の一條には諸社の事として我朝は神國なり。往古の神領は相違なし、其外、今度始めて又各に新加せらるゝ歟。就中、去る比、鹿島大明神御上洛の由、風聞出

社寺修理の上卿を

來の後、賊徒追討、神戮空しからざる歟。兼ねて又もし諸社破壞顛倒の事あらば、功程に隨ひ召付けらるべし。功作の後、御裁許せらるべく候。恒例の神事式日を守り、懈怠なく勸行せしむべき由、殊に尋ね御沙汰あるべく候」と述べられてある。同じ事を玉葉には次の如く書いてある。

一、可レ被レ行二勸賞於社佛寺一事、

右日本國者神國也、而頃年之間、謀臣之輩不レ立二神社之領一、不レ顧二佛寺之領一、押領之間、遂依二其咎一、七月廿五日忽出二洛城一、散二亡處所一、守二護王法一之佛神所下加二冥顯之罰一給上也、近年佛聖燈油之用途已闕、如下無二先跡一寺領上、如レ元可レ付二本所一之由、早可レ被二宣下一候、（玉葉壽永二年十月四日の條）

かくて前記諸社の建立及び東大寺の修理等となつたのであるが、文治二年には更に亂後頽廢に及べる諸國の社寺を修理せんことを獻言し、又重ねて奏聞を經て修理を加ふる所あらんがため、同年六月には東海道諸國の守護に向つて先づ部内の惣社、國分寺、同尼寺の頽破せるものを調査せしめた。

朝廷に於かせられては、此社寺修造の事業は全國に亙れるため、一人の上卿を置

置く

社寺の建立及び修理

きて之を主管せしむる事に決し、同年六月廿二日、權中納言藤原(吉田)經房を諸社諸寺修理上卿に任じた(玉葉)。されども此事業に要する經費は當時の最も缺乏を感ぜる所なるを以て、爾來遲々として進捗せず、明年四月、法皇(後白河)御惱の時、諸社修造の遷延によるものと思召して、宸衷を痛ませ給ひ、經房は其督促を受けた。

されども賴朝の此奏請は自ら社寺造營の機運を促し、神社にありては伊勢神宮、石淸水宮、宇佐八幡宮、住吉社、鹿島社等、寺院にありては、前記の東大寺の外、東寺、興福寺、高野山大塔、及び不動堂等が重なるものであつた。

(3) 社寺領の寄進

賴朝は社寺修造と共に之に領地を寄進せる事は少からぬのである。

常陸國鹿島神社は武勇の神として賴朝の崇敬が深厚であつたが、之に對しては治承五年三月、同國世谷、大窪、鹽濱等の所々を寄進し、十月には更に橘郷を、又文治五年十月には毎月の御膳料として同國奥郡を充てられた。

その他吾妻鏡に見えたる所のみにても、治承四年十月には箱根權現に相模國早

川庄を、壽永三年正月には豐受大神宮に御領所を、元暦元年四月には、平家追討軍の無事祈禱のため淡路國廣田庄を廣田社に、同じく五月には伊勢大神宮の內宮には武藏國飯倉郷厨を、外宮には安房國東條御厨を、同十二月には平家沒官の地たる若狹國玉置領、近江國横山領の二所を園城寺に、元暦二年正月には、出雲國安東郡を鴨社に、三月には伊豆國糠田郡を三島社に、越えて文治二年七月には日光山へ下野國寒河郡の內田地十五町を、十月には賀茂社に出雲國福田庄、石見國久永保、三河國小野庄等をそれ〴〵の名目のもとに寄進された。

以上は吾妻鏡に見えた所であるが、なほ諸書を涉獵したならば其數は夥しきことになるであらう。

(4) 社寺の保護及び取締

賴朝は前記の如く社寺に所領を寄進した外に種々の點より之が保護を加へたことは一再にして止まらない。例せば文治五年奥州を征伐した時にも、藤原泰衡は之を伐つたが、其僧侶に至りては牢籠の儀ある可らずとて、佛閣の數を注進させ

熊野別當湛增の使者に對する頼朝の態度

て、それに燈油料を給與された。又諸國の守護地頭等が社領寺領等に對して濫妨ある旨の訴あるや、一々之が取締の命令を發せられて居る。例せば文治元年には河内國通法寺僧侶の請により衆庶の寺内に狼藉するを禁じ、同二年二月廿四日には定惠法親王御領紀伊國阿弖河庄に三寶房足弟の濫妨するを停止し、同年七月朔日には太神宮領伊勢國林崎御厨につき地頭濫行の訴あるや之が知行を止め、同三年六月二十日伊勢國地頭が太神宮御領に於て濫行の事あるや之を停止させた。

斯くの如く神社佛閣に對し、所領の安堵を行ひ、彼等が生活の保證を計る等の事があつたが、これは頼朝が神佛に對する信仰の結果より出でしものにして、強ち天下の人望を收めんとの政策的に出たものとは思はれぬ。文治三年九月、熊野別當法印湛增の使者が關東に來り法印に叙せられたる禮として綾三十端を獻せられるや、頼朝は「自分が神社佛寺に庄園を奉るのは神佛に奉るのであつて、別當神主等の恩顧に充てるのではない」とて之を追返したといふ如きは、以て彼の態度を如實に物語るものといふべきであらう。

要するに頼朝は神官僧侶が忠實に其本分を盡すに於ては、之が優遇を惜まなか

つたけれども、彼等が本分を忘れて政治や軍事に關與するが如きは、最も之を忌み嫌つて、一歩も假借しなかつたのである。かくて元暦元年十二月、彼が當時の急務四事を論じて、法皇の近臣高階泰經に上つた書の中には次の如き一條があるのである。

僧侶に對する誡飭

一、佛寺間事、

諸寺諸山御領、如舊例之勤、不可退轉者、僧家皆好武勇、忘佛法之間、行徳不聞、無用樞候、尤可被禁制候、兼又、於濫行不信僧者、不可被用公請候、於自今以後者、爲賴朝之沙汰、至僧家武具者、任法奪取、可與給於追討朝敵官兵之由、所存思給也。

賴朝はかくの如く一方に於ては神官僧侶に保護を與へると共に、其違法に對しては容赦なく之を取締つたのである。例へば建久六年東大寺供養のため賴朝が上洛した際の事であるが、三月四日近江國鏡驛から馬を進められた時、豫て今度の供養を不快に思つてゐた延暦寺の衆徒は、其憤を示さんが爲め、山を降つて勢多橋の邊に屯集して居た。賴朝は之を見て、馬を橋東に安んじ、禮すべきや否やにつき暫く考へられたが、やがて小鹿島公業を衆徒の方へ遣はし「鎌倉將軍、東大寺供養の

延暦寺の衆徒平伏す

ため上洛の所、かく群集せらるゝは何事ぞや、しかし武將の法として、此の如き所で下馬の禮はないから、乘りながら罷り通る」と言はせ、使の歸るのも待たず、そのまゝ馬上で衆徒の前を通り、弓を取り直して、聊か憤の色を示したので、衆徒は悉く平伏したといふ事である（吾妻鏡）。これ延暦寺の示威運動も賴朝の一睨に遇ふや、却つて降伏の色を示したもので、此一事を以ても、永らく政治家を苦しめ來つた僧侶の權威も漸く武人に屈したことを見るに足るものである。

延暦寺衆徒神輿を奉じて佐佐木定綱父子を禁闕に訴ふ

尤も是より先き、建久二年三月、近江國佐佐木莊の事につき、延暦寺の僧侶の蜂起となり、賴朝を手こずらせた事が無いではない。事の起因を尋ぬるに、同年三月延暦寺の衆徒が佐佐木莊に宮仕を遣はして千僧供料の滯納を責めた所が、佐佐木定綱の子定重が兵を以て之を防ぎ、宮仕を傷けた。すると衆徒は之を訴へて定綱父子を賜はらんことを請うた。四月二十六日、延暦寺衆徒は日吉、祇園、北野三社の神輿を奉じて禁闕に詣り、定綱、定重等を刑せられんことを請ひ、神輿を棄てゝ去つた。そこで宣旨を賴朝及び近畿諸國に下して、定綱を捕へ、又院宣を延暦寺に下して、衆徒を慰諭せしめられた（吾妻鏡）。九條兼實の如きは之を以て武士の尫弱の顯現とな

頼朝の祈願所の續出

し、武家の寺院に對する態度の手ぬるさを歎じて居るが、如何に頼朝なればとて、數世に渉る神佛をかざしての慣例的示威運動に對して、さう容易に處置し得るものではない。頼朝は直接に寺院に手を下す事を不利益と考へ、此時は院の仰に從つて事を行ふの恭謙な態度を取り、以て處分をなす事となし、定綱を薩摩に、廣綱を隱岐に、定重を對馬に、定高を土佐に、また定綱の郎從を禁獄して事を落著させたのである。斯の如くにして次第に鎌倉の威令の社寺の間に行はれんことを期したのである。

兎も角も頼朝は以上の如く社寺の保護、所領の安堵等を行ひ、以て神官僧侶の生活の保護を努めたので、彼等は次第に頼朝を以て救世主の如く仰ぐに至り、かくして自ら僧侶神官の方から彼の膝下に集り來るの結果を生じ、卽ち鹿島神宮、諏訪神社を始とし、諸社諸寺にして、或は神驗を申立て、或は神宣に事寄せて頼朝の武運長久を祈り、自ら進んで彼の管下に入り來り、伊豆山權現、石淸水、出雲大社等の如きも、頼朝乃至は關東幕府の祈願所たるものが少からぬに至つた。

宮殿社寺の再興は美術工藝の發達を促す

(5)　文化上に及ぼせる影響

國費空乏の折柄に際し、賴朝の神社佛閣造營の上奏は、到底、限りある國費と任官希望者の財力(所謂成功)とを以てのみでは之を辨ずべくもあらぬので、偏く全國に募緣して上下の義捐を仰ぐ事となり、朝廷及び幕府は多く其特權と便宜とを募集者に與へ、以て工事の必成を計つたので、文覺、重源、榮西等の熱心にして且有力なる大勸進となり、前記の如く東大寺、興福寺の再興を始として、其他宮殿社寺の修造再興となり、鎌倉にても、勝長壽院、永福寺等の創立となり、隨つて二丈三丈と云ふ大像がドシ〳〵と造らるゝに至り、爲に工藝美術の發達となり、名匠良工が前後相輩出して、建築に彫刻に將た繪畫に其妙技を發揮し、時代の好尙に伴ひて各自其新意匠を出だすに努めた結果は、前時代(藤原時代)の纖巧軟弱であつたものが、此時代に至つては雄健豪放となり、政治的現象のそれの如く、或る意味に於ての活氣を浮へ、墮落を免れしめたことは、賴朝の復古的政策の間接の効果といひ得るであらう。

三　頼朝の上洛

(1) 京都と鎌倉の關係

京都と鎌倉との政治を唇齒輔車の關係に置かんとす

頼朝は諸國の住人の大部分、殊に東國の住人として悉く鎌倉の御家人たらしめ、また朝廷に要請して守護、地頭を設けて之を全國に非布せしめ、以て秩序なき世に秩序を與へ、條理なき世に條理を附けた。されども彼の政治家としてなすべき事業は此に終つたわけではなくして、彼は京都の政治を肅清し、鎌倉幕府と唇齒輔車相依りて共に、治安の道に進まんことを講じたのである。彼が勤王の精神に富み皇室を尊崇し奉つたことは屢〻陳べた通りであつて、決して皇室を輕んじ奉るが如き念慮はなかつたのであるが、彼は天下の治安を欲せば京都と武家と兩者を唇齒輔車相依るの關係に置かねばならぬと考へた。彼は清盛が後白河法皇の近習に依りて少からず迷惑したことを知て居る。彼は院の寵臣平知康が木曾義仲を誤つたことを知つて居る。彼は考へた。天下の治平と秩序とを得んには、武家の力

公武一致の爲に當路の公家

に待たねばならぬ。武家の力を適當に用ひようとするには、京都と協力せねばならぬ。京都と協力せんとせば、京都に於ける權家をして武家と歩調を共にせしめねばならぬ。そこで彼は朝官の進退に關しては鎌倉より意見を諷示し奉り、朝廷に於かせられても成るべく此諷示に從はせられんことを希望した。

彼は固より清盛、義仲の如く暴力を以て朝官を易へようとは欲しなかつた。彼は又彼等の如く多數の朝官を易置し、其官爵を黜陟することも欲しなかつた。彼は唯だ實際政務の樞機に當れる重要な大官の進退に關しては、武家から其適任者を諷示し奉るの必要を感じたのである。何となれば此くせねば公武の間は到底一致し難いと考へたからである。されば彼は未だ義經の謀叛の無かつた時から、右大臣藤原兼實の賢明なるを聞き、當時の攝政藤原基通を罷め、兼實をして之に代らしめん事を諷示し奉つた。されど後白河法皇は基通を愛し給ひしかば、其諷示に從ひ給はなかつた。既にして義經謀叛の事があり、前記の如く法皇の近習刑部卿賴繼、右馬權頭業忠等が義經に內應し、また左大臣藤原經宗に首として賴朝追討の宣旨を義經に賜ふの已むべからざるを主張したので、之を聞いた賴朝は、益〻京都

の進退に關する奏上

と鎌倉との一致を計らんには、當路の公家の進退につき武家より意見を奏上し、公武一和の地を作るの必要を感じ、遂に公然上奏して義經に黨したる公卿を黜け、併せて兼實を內覽、氏長者に任じ、兼實以下十人の公卿を以て政治を議奏するの任に當らしめんことを請うた。これは文治元年十二月六日の事である。而して法皇は此請に從ひ、同二十八日を以て兼實をして內覽たらしめ、同三十九日其奏薦したる十人の公卿を以て政事を議奏せしめた。此點に於ても賴朝の爲す所は甚だ制約的であつた。何となれば彼は當時の攝政基通の攝政を罷めんことを請はず、當時の左大臣經宗の左大臣を罷めんことを請はず、彼等が朝廷より與へられし名器に關しては何の申す所もなく、唯だ武家と共に天下の政道に與るべき朝官の進退のみにつき鎌倉の意を諷示し奉つたのである。後世の史家は是を以て彼の不忠を求むるものがあるかも知れぬが、天下の治安を維持すべき御委任を蒙つた彼が、其責任を盡くさんが爲に朝官の彼と步調を共にし得べきものを推薦したことは、御委任を空うすまじと心掛けた彼としては、決して非理なる奏請ではない。たとへば今日の國務大臣でも自己が信用せず、自己を信用せざる同僚と共に政務に當

藤原兼實の事歷

ることは出來ないのである。而して賴朝が寧ろ積極的に京都に於ける重要なる政務官を奏薦したるは、豫め淸盛、義仲の如き公武の衝突を避くるの道として、賢明なる政策を取つたといひ得るであらう（山路愛山著「源賴朝」參照）。

藤原兼實は、學は和漢を兼ね、博く朝廷の典故に通じ、內外から重ぜられ、仁安元年には右大臣となり（時に二十歲）、秘かに攝關たらんことを希望したが、治承三年には淸盛の後援のため甥の基通（當時十二歲）に越えられ、壽永二年には義仲の後援の爲め甥の師家（時に十二歲）に越えられ、元曆元年には又基通に越えられて攝關たることを得ず、何時も面目を失して居たのである。それが賴朝の奏薦に依り此に至つて內覽となり、文治二年には攝政、氏長者ともなつたが、法皇を始め奉り、宮中に於ては、彼を以て關東の支持者となし、兎かく覺えが目出たくなかつた。されども彼は一から十まで關東の政策を謳歌する者ではなくして、守護地頭設置の件の如きは、之を喜ばなかつた。さうして夫等の氣配や人格なども追々と知られたので、後には法皇も强ち彼を疎遠し給はざるに至つた。

三十年にして再び入京

(2) 第一回の上京

賴朝は治承四年に義兵を擧げ、これから次第に平家を討破つたので、朝廷からは屢〻其上京を督命せられたけれども、未だ好機を得なかつたので猶豫を請ひ奉つて居たが、奥羽平定の後、建久元年愈〻第一回の上京をなすことゝなつた。是より先き、彼は新第を建てゝ上京の日に備へようと思ひ、文治三年、山科に邸地を賜はらんことを請うたが許されず、建久元年、上京の期迫りて漸く平賴盛の六波羅の舊居といふことに決しられたので、直ちに工を起さしめた。

賴朝は永曆元年、十四歳の時伊豆に流され、爾來正に三十年、四十四歳を以て再び風光明媚なる京都の山水に接するのであり、いはば寤寐忘るゝことの出來なかつて故鄕へ始めて還るのであるから、其懷懷は察すべきである。十月六日彼は鎌倉を發し、其廿五日には尾張國野間庄に到り、父義朝の廟に參拜した。廿七日には使者を以て熱田神宮に奉幣し、廿九日には美濃國靑墓の驛に到り、長者大炊や息女達を召出して面會した。かくて十一月七日六波羅の新亭に入つた。愚管抄に當日

入京の行粧

権大納言右近衛大將に任ぜらる

入京の行粧を記して曰く、

三騎三騎ならべて、武士うたせ、我（頼朝）より先にたしかに七百餘騎ありけり、後（うしろ）に三百餘はうちこして有けり、紺あをに（青丹）のうら水干に、夏毛の行騰（むかばき）、まことにとを白くて黒き馬にぞ乘たりける。

と。洛中の貴賤これを鴨河原に迎へて其風采を望見したといふことである。

入京の翌日、彼は先づ六條殿に祇候せしに、法皇は人を屏けて政治上の御物語に時を移させ給ひ、次に參內して晝御座にて謁見を賜ひ、また兼實には鬼間で面會した。朝廷は其勳功を賞せられ、參議中納言を經ずして直ちに權大納言に任じ、勅授帶劍を許された。頼朝は命に接して聖恩の厚きを謝し、勅授帶劍を受けたが、權大納言を辭した。されども許されなかつた。廿四日には更に右近衛大將に補せられた。頼朝は之をも辭したが、亦た勅許を得なかつた。かくて十二月一日には盛んなる拜賀の式が行はれた。

然るに同月四日、彼は早くも兩職を辭し、藤原能保の子高能を六波羅第の留守となし、在京三十八日にして十四日、京都を發して鎌倉に還つた。此日朝廷は賜ふに

賴朝の政見

大功田百町を以てし、且、勳功の賞として其家人十人に衞府の官を授けられた。初め朝廷は賴朝に諭して二十人を奏薦せしめたが、賴朝は固く之を辭し給ひ、勅命が屢〻下るに及んで、其員數を半減し、且、一般任官の例に依りて、成功を以て任用に預らしめた。

思ふに賴朝の兩官を辭退せるは高位高官に陞るを謙退せる意に出でしにて、關東にありし際も屢〻任官の御內命はあつたが、何時も之を辭退せるに、今度は强いて仰付けられたのである。且、大臣にでもとの仰もあつたが、深く思慮する所があつて大將の命を蒙むつたのである。

玉海に此時賴朝が兼實に對面して政見を申出た事を記してある。參考のため左に之を揭げる（建久元年十一月九日の條）。

謂賴朝卿所示之事等、依八幡託宣、一向奉歸君事、可守百王云々、是指帝王也、仍當今御事、無雙可奉仰之、然者、當時法皇（後白河）執天下政給、仍先奉歸法皇也、天子ハ如春宮也、法皇御萬歲之後、又可奉歸主上、當時モ全非疎略云々、又下官（兼實）邊事、外相雖表疎遠之由、其實全無疎簡、深有存旨、依恐射山（法皇）之聞、故示疎略之趣也、又天下遂可直立、當今

幼年、御尊下（兼實）又餘算猶遙、頼朝又有レ運ハ、政可レ不レ反ニ淳素ニ哉、當時ハ、偏奉レ任ニ法皇之間、萬事不レ可レ叶、云々、所レ示之旨、太甚深也、又云、義朝逆罪、是依レ恐ニ王命ニ也、依レ逆雖レ亡ニ其身、彼忠又不レ空、仍頼朝已爲ニ朝之大將軍ニ也、云々、

その言ふところ、法皇を憚り奉りつゝ、政見の一端を申述べたので、外交的辭令を含んだ節も見えるが、大體に於て頼朝の精神のあるところを察すべきものである。

頼朝は鎌倉へ還つてから縉紳家の例に則り、（權大納言となりしにより（辭官はしたけれども））政所を設け、建久二年正月十五日に政所の吉書始を行ひ、これより公文所を政所と改めたのである。

(3) 後白河法皇の崩御

建久二年十二月より法皇は御惱の御氣味があらせられたが、翌年三月十三日六條殿に於て崩御あり、蓮華王院東法華堂に葬り奉つた。御治世四十年、寶算六十六、殆ど上古に超え、白河法皇の外、此の如く永き御治世の君はおはしまさなかつた。頼朝も悲歎の餘、肝膽を碎いて諸齋事に奉仕した。抑ゝ頼朝が法皇に盡し奉つた事

後白河法皇の御病惱と頼朝の祈願

は一再にして止まらない。文治二年正月法皇六十の御賀を行はるゝに際しては、上絹三百疋、國絹五百疋、麞牙(米)等を進め、なほ其外に斑幙六十帖を奉りて、其儀を壯にせられ、建久二年十二月、法皇痢病と御不食とに惱ませ給ふを聞くや、自ら潔齋して法華經を讀誦し、以て御病氣の平癒を祈り、明春に至つて御容體愈〻勝れ給はず、玉體腫れさせ給ふと聞きては、大江廣元を京都に遣はし、御機嫌を窺はせ、同年三月十三日、遂に崩御ましますや、鎌倉に於て七七日の御佛事を殘る所なく修し、自ら潔齋して經を誦し、四十九日の御佛事は勝長壽院に於て之を行ひ、鶴岡八幡、勝長壽院、伊豆山、筥根山、大山寺、觀音寺、高麗寺、六所宮、岩殿寺、大藏觀音堂、窟堂、慈光寺、淺草寺、眞慈光寺、弓削寺等、凡そ東國に於て有名なる寺々より若干の僧侶を請じて、百僧の供養を行ひ、建久四年三月其御一回の忌辰には、更に千僧の供養を修せられた。之を以ても頼朝が如何に皇室に忠誠であつて、御追孝の念に厚かつたかを推察せられるであらう。

法皇崩御の時、後鳥羽天皇は御年僅に十三歳にましまし、關白兼實が專ら政務を總裁し、重大なる事柄は悉く幕府に諮つて之を處理したから、頼朝に取つては前記

頼朝征夷大將軍に敍せらる

の理想的の時勢が來たといふべきである。かくて建久三年七月頼朝は征夷大將軍に補せられた。之は彼が多年希望して居たけれども、法皇御存在中は御許容がなく、天皇御親政の始めに於て此御沙汰を蒙むつたのである。吾妻鏡建久三年七月廿五日の條に曰く。

廿五日丙申、勅使廳官肥後介中原景良、同康定等參着す、征夷大將軍の除書を持參する所なり、兩人（各衣冠を着く）例に任せ鶴岡の廟庭に列立す、使者を以て除書を進ずべき由之を申す、三浦義澄を遣はさる、義澄は比企左衞門尉能員、和田三郎宗實、並に郎從十人（各甲冑）を相具して彼狀を請取り、卽ち歸參す、幕下（頼朝、御束帶）豫め西廊に出御す、義澄除書を捧持して膝行して進む、千萬人中、義澄此役に應ず、面目絕妙なり、云々、

除書に云ふ

征　夷　使

大將軍　源頼朝

從五位下源信友

左衛門督通親参陣、参議兼忠卿書ㇾ之、將軍の事、本より御意を懸けらるゝと雖も、今に達せしめ給はず、而るに法皇(後白河)崩御の後、朝政の初度に殊に沙汰ありて任せらるゝの間、故らに以て勅使に及ぶ、云々、(以上もと漢文)

本文によつて見れば、頼朝は兼てより征夷大將軍たらんことを希望せしに、此に至りて始めて許容せられた如く思はれる。然らば權大納言、右近衛大將などの場合とは異なり、(是等は京都にて其事務を執行する責任あり)且、在鎌倉の武將としては最も適當なる稱號を得た事と思はれるから、此稱號(征夷大將軍)は永く之を保持して子孫に傳ふべきことゝ思考せられるのに、彼は之をすら在職三年にして辭退し奉つたのである。こは實に我々の意外と考へる所である。事は寫本公卿傳に詳である。

同書頼朝の條に「同(建久)三年七十二爲㆓征夷大將軍㆒、同五年十十七、辭㆓將軍㆒、同年十一十七重上狀、同年十二月日被ㇾ返㆓辭狀㆒、

と、之によれば建久五年十月十七日に征夷大將軍を辭表し、同年十一月十七日重ねて辭表したが、十二月日朝廷からは御許容がなくして、辭表を返し遣はされたとい

ふのである。なほ此事は尊卑分脈の賴朝傳、及び異本公卿補任の賴朝の條にも見えて居る（國家學會雜誌第四十六卷第七號揭載、石井良助氏の「再び征夷大將軍と源賴朝」に就てを參照せよ。）。

賴朝高位高官を辭す

世の中には高位高官に陞ることを競望する者が多々ある中に、賴朝の如く朝廷よりの官職はあらゆるものを之を辭退し、たゞ爵位と勅授帶劍とのみを保持して行かうといふが如き、高潔にして且、謙讓心に富んだものが、又とあるであらうか。但しこの場合に於ては朝廷からの御許容が無かつたので、子孫相嗣ぎで將軍となるの慣例が開かれたのである。これから鎌倉幕府の主裁者は代々征夷大將軍の名を襲ぎ、從つて奥羽の鎭守府將軍の名は廢止せらるゝに至つたのである。

十　第二回の上京

範賴は小心翼々

其後鎌倉幕府は太平無事で、さしたる事もなかつたが、建久四年賴朝が富士野の卷狩を行うた際、曾我十郎祐成、五郎時致兄弟の者が父の仇工藤祐經を殺害した事、及び弟範賴が伊豆の修善寺に逐はれて遂に殺されたこと位のものである。範賴は義經とは違ひ、小心翼々として能く賴朝の命を守つて居たから、其當時何等の事

範頼かくて候へば御代は何事か候ふべき

範頼の最期

第二回の上京

もなかつたが、遂に一言の過から身を誤る事となつた。一寸その事について陳べよう。富士野の巻狩の際、範頼は鎌倉に留守居をして居た。所が曾我兄弟仇討の事があつて、頼朝も遂に禍に罹つたと云ふやうな風聞が鎌倉に傳はり、頼朝の夫人政子も平生氣丈なりしにも似ず大層心配をした。すると範頼は之を慰める爲に「範頼かくて候へば御代は何事か候べき」と申出でたるに、後に至つて頼朝は此事を聞き、さては範頼も天下に心をかけて居るかとて大層立腹をした。範頼は決して野心は有りませぬと言つて起請文を書いたが、其起請文の末に三河守源範頼と署名した。之を又頼朝が見て、わざ〳〵源の字を入れ、一家のやうにしたのは甚だ過分であるとて立腹をした。尚、其後範頼の事に就いては評議をされて居たので、範頼の家臣當麻太郎と云ふ者が心配の餘り、頼朝の寝所の下に隱れて樣子を窺つて居た所が、それが發覺して、愈〻範頼は刺客を遣はしたと云ふ事になり、遂に伊豆に逐られ、又當麻太郎は薩摩國に流された。のち範頼も遂に變死したやうである。これは甚だ氣の毒な事であつた。

その後建久六年二月に至つて、頼朝は第二回の上京をなしたが、是は主として奈

良東大寺の供養に臨まんが爲であつた。東大寺は治承四年十二月、平重衡の兵燹に罹り、興福寺と共に燒けてしまつたのであるが、同寺の住僧重源（俊乘坊）は後白河法皇の旨を奉じ東大寺大勸進として專ら經營の任に當り、諸方に勸進を行ひ、東は蝦夷の地に至るまでも寄附金を募り、先づ養和元年十月六日に大佛の頭を鑄造せしめ、それから壽永二年二月には右の手を鑄、同四月には首を鑄、それで大佛鑄造の功を終へた。當時鑄物師は宋朝から來た陳和卿及び日本の鑄物師草部是助等が之に從事したが、其鑄物の盛大な事は實に非常なものであつた。それから東大寺を造營する事となり、是又大事業であるから、朝廷からは周防國を造營料所に寄せられ、後又備前國をも寄せ、重源をして專ら其國務を掌らしめた。

其材木を周防の山中から伐り、之を海に出し、海上から奈良に送る迄も、なか／＼容易な事ではなかつた。賴朝も亦た大いに寄進をなし、米一萬石、黃金一千兩、上絹一千疋、其他馬千疋等を寄進された事は前にも述べた通りである。斯くて諸方の寄進と重源の堅忍不拔の精力とに依つて、此大工事も著々として進捗し、文治二年には杣始めを行ひ、建久元年には棟上を行ひ、遂に供養を舉ぐる事になつたのであ

る。斯くて賴朝は夫人政子、嫡子賴家等を伴ひ、三月四日六波羅の邸に著し、十日に東大寺に下向し、十二日には天皇も東大寺に行幸あり、盛大なる供養の儀が擧げられた。賴朝は和田義盛、梶原景時等に命じて内外の警衞を嚴にせしめ、政子と共に陪觀した。

賴朝陳和卿の技を賞讃す

賴朝は東大寺參拜の節、陳和卿が宋朝の來客として日本の工匠に應じ、盧遮那佛の修飭を完整せるを見て、毗首羯摩の再誕なるべきかを思ひ、重源上人を中使とし値遇結緣のため、和卿を招かしめたが、和卿は賴朝が國敵退治のため多くの人命を絕ちたるにより罪業深重であるから、償ひ難き由を述べた。賴朝は感淚を抑へ、奧州征伐の時に著し給へる甲冑幷びに鞍馬三疋、金銀等を給うたのに、甲冑は造營の釘料に、鞍一口は手搔會十列の移鞍の爲に之を留め、その他は領納に能はずとて悉く之を返獻したので、賴朝は益〻感心した。

今次第二回の上京は在京百十餘日の永きに涉り、數回參內し、又兼實などと時事を談じたことも記錄にあるが、表面上は石淸水八幡、六條若宮等を始め、京都附近に於ける社寺の拜禮に餘念がなかつた樣に見える。かくて六月の二十五日に京都

を立つて關東へ下向した。

源氏系圖(其五)（數字は征夷大將軍に補せられた順序を示す）

一 頼朝
- 二 頼家　母平政子
  - 一幡　母比企能員女
  - 公曉　若宮別當　母賀茂六郎重長女
  - 榮實　童名千壽丸　母昌寛法橋女
  - 竹御方 女子　頼經將軍室　母木曾義仲女
- 三 實朝　母平政子
- 貞曉　若宮別當　母伊達藏人頼宗女
- 女子　清水冠者(木曾)義高室
- 女子

四　頼朝の晩年及び其薨去

1　公武關係の複雑

後白河法皇の御晩年及び其以後、殊に崩御後の數年間は、藤原兼實の全盛時代であつた。兼實は藤原忠通の第三子で、兄基實、基房など相次いで攝政關白になつたが、兼實は永く失意の地位にあつたのである。然るに前にも陳べた通り、平家滅亡の後、源義經が其兄頼朝追討の宣旨を請うたとき、之を諫めた廉を以て頼朝の意に適ひ、公卿達が解官、放流せられるに際して、兼實は内覽の宣旨を蒙むり、文治二年三月攝政となり、氏の長者を仰付けられ、長子良通は内大臣に任ぜられ、多年の希望は茲に至つて達したと謂ふべきである。其後文治六年正月、天皇(後鳥羽)が御元服あらせらるゝに及び、其女任子は入内して女御となり、四月には中宮の宣旨を蒙むるに至つた。時に御年は十八歳で、天皇より長じ給ふこと七歳であつた。宜秋門院と申すは卽ち是れである。又建久二年六月には兼實の第二子良經が頼朝の斡旋

藤原兼實の全盛

に依つて、藤原能保の女と結婚する事となつた。能保の妻は賴朝の妹であるから、攝錄の家と賴朝とは緣續きになつた譯である（能保は持明院通基の長子丹波守通重の子であるが、家を繼がず獨立して一條といつた。）建久三年法皇崩御の後、天皇は尚、御幼少にましましたから、兼實は愈〻萬機を攝行し、賴朝と相結託して、其請ふ所は何事でも裁許せられるといふやうな有樣であつた。備前、播磨の兩國はもと法皇の御料であつたのを、此年法皇の御菩提の爲に東寺、東大寺を再び造營せられるとのことで、播磨をば文覺に、備前をば俊乘坊重源に賜はつて、兩寺造營の料に宛てられるなどの事もあつた。此工事の終つた後には、鎌倉から直ちに此兩國とも守護地頭を設けて、御料は遂に賴朝の勢力內に歸したやうな次第である。又此頃賴朝の女を入內せしめて後鳥羽天皇の女御と爲すといふやうな說も行はれた。旁〻以て賴朝と兼實とが相結んで天下の政治を思ふが儘に左右して居るといふやうな有樣に見えた。所が之に對して一の反抗運動が起つて來た。それはどういふ事であるかといふに、彼の久我家の先祖に當る源通親といふ者を中心として、法皇（後白河）の寵姫丹後局（高階榮子）などが劃策した一種の運動であるのである。

兼實に對する反抗運動者源通親

一體此源通親といふ人は如何なる人物かといふに、家は土御門と號し、(村上源氏中院相國雅實の四世の孫)藤原基實に仕へ、又白川殿(平盛子)や平清盛に仕へて身を起した人で、始めは兼實などと何等不和の事もなかつたのであるが、通親が段々立身するに及んで兼實の怨を買つた。殊に清盛が攝政基房を退けた際、兼實は其弟として年齢も既に三十餘歳で、其官も右大臣にまで進んで居たから、當然關白になり得る事と思つて居た所が、清盛は遂に年齢も官位も共に遙に劣つて居る基通(基實の子)を擧げて關白、氏の長者となした。當時通親は職事奉行として附いて居ながら、それを諫める事もなかつた。夫等が兼實の怨を買ふ一つの原因であつたらうかと思はれる。所で平家滅亡後は、局面が一變して、基實の一家卽ち近衛は衰へ、兼實卽ち九條家の方が全盛を極めるやうになつて來た。之に對して通親は又快からず感じ、賴朝と兼實とが結託して此上どういふ事をするかも知れぬから、それを押へて往かなければならぬといふ考を起したものである。此通親はなか／＼な辣腕家であつたやうで、此後に取つた方策と云ふものが又キビ／＼したものである。通親の妻範子は兵部卿藤原範兼の女で、嘗て法勝寺の執行法印能圓の妻となつた。能圓は清盛

丹後局

の妻平時子の猶子であつたから、平家の都を落ちた際、之に從つて西國に赴き、妻は一人の女と共に、父範兼の許に歸つて居たのであるが、それを通親が迎へて妻としたのである。範子は此頃兵部卿三位と稱して後鳥羽天皇の御乳母であつたから、通親に取つては大層都合がよく、遂に其女在子（實は能圓法師の妻であつた時の子）を天皇に進めて入れ奉り、之を宰相ノ局といふ。卽ち承明門院と申すは是である。やがて皇子爲仁親王を御生み申して、通親は朝廷の外戚となつた。此皇子が後、御位に卽かせられて土御門天皇と申上げるのである。

是より先、宜秋門院も御產があつたが、御生れになつたのは皇女であつたから、兼實は大層失望した。天皇の御覺えも段々薄らいで、從前の通りでないやうに見えたから、之を機會として通親は丹後局等と共に兼實及び中宮と天皇との御間を益々離間中傷し奉つた。彼の賴朝が其女を女御に進め奉らうとしたのも此際の事であつて、建久七年の政變は此に胚胎したものと見える。

さて丹後局の事は前にも少々陳べたのであるが、之は如何なる素生の婦人であるかといふに、局は高階氏で、延曆寺の執行澄雲の女で榮子といつた。始め相模守

丹後局等の反兼實運動

平業房に嫁して二男三女を生んだ。丹後局は後に後白河法皇の宮中に入つて寵を受け、從二位に迄も進んだのである。彼が法皇の宮中に入つたのは何時頃の事かといふに、法皇が治承三年清盛の爲に鳥羽殿に幽せられ給ひし頃、僧琅慶と共に局が法皇の御所に出入した頃からの事と推察せられる。局は容貌及び其他の關係もあつた事ではあらうが、才氣縱横にして巧に法皇の御意を迎へ奉り、爾來宮中の一大勢力となつたのである。

(1)皇位繼承問題

丹後局が宮中に於て種々の事に關係し、其唇吻によつて動かされたと思はれる事項は第一皇位繼承問題、第二攝政家分立問題、第三長講堂領の傳領に關する問題、第四立后問題、第五建久七年の政變などが其主たるものと思はれる。第一の皇位繼承問題は壽永年間平家が安德天皇を奉じて西海に赴いた際、都には帝王がおはさなかつた。そこで新帝擁立の議が起つたのであるが、高倉上皇の皇子第一の宮は平家と共に西海に赴かせられ、(第二は安德天皇)都には第三、第四の御二方がましまし、又木曾義仲は新帝をお立て申すならば北陸ノ宮(以仁王の御子)が當然であると主張したので、畢竟、御三方の中からといふ事になり、遂に卜筮によつて第四の宮が御立ち

(2) 攝政家分立問題

になつたとはいふものゝ、第四の宮が松樹の枝を以て行幸になつたといふ夢を見たとの丹後局の夢想が有力な原因となつたのである。之が即ち後鳥羽天皇であらせられる。

第二の攝政家分立問題とは如何といふに、先にも陳べた通り壽永、元暦の當時は藤原(近衛)基通が攝政となつて居たのであるが、賴朝は藤原(九條)兼實を攝政にしようと推薦した。されども法皇は素より基通を愛し給へる上に、寵妃丹後局も頗る之を庇護したので、容易に其事は御許しがなかつたが、賴朝の態度も鞏固であつたので、文治二年三月遂に兼實の攝政、氏の長者を許し給うた。けれども攝政家の所領は終に基實から傳領がなかつたので、兼實は之について失望し、賴朝も亦た之を氣の毒に思ひ、代々の攝政家領は兼實に管領せしめて、基通には鳥羽天皇の皇后高陽院泰子の御領庄園五十餘所を附屬せられんことを奏請した。然るに法皇は其請を斥けて、攝政家領を分ち取らるゝは基通のため氣の毒なるにつき、兼實は現在管領せらるゝ皇嘉門院藤原聖子の御領を知行せられたならば宜しからんとの御諚があつた。かくて攝政家傳領問題は頗る紛糾し、丹後局、冷泉局なども中に介在

(3)長講堂領の傳領問題

して容易ならざる事となり、遂に近衛家、九條家と分立して、その所領も別々となるに至つた。第三の長講堂領の傳領に關する問題は如何といふに、後白河法皇は前に陳べた通り、建久二年の冬の頃から御病氣に罹らせ給ひ、醫藥祈禱の効驗も見えず翌三年三月十三日に六條殿で崩御遊ばされた。この崩御の前二月廿八日に御領の處分があつて、白川御堂、蓮華王院、鳥羽殿、法住寺等は後鳥羽天皇の御沙汰となり、其他の御領は皇子皇女に配分せられたが、就中丹後局の腹に生れ給へる覲子内親王(宣陽門院)には六條殿及び其内に建立されてある長講堂並びに其御領を管領せしめられた。

長講堂は京都市五條寺町にあり、昔は六條西洞院にあつて、方一町を占めた六條殿内の持佛堂であた。壽永年中に造立され、持佛の阿彌陀を本尊とし、法華經を長日講讀する所から長講堂と稱した。又阿彌陀を念ずるが故に三昧堂とも稱した。建久三年正月、後白河法皇は起請五箇條を定めて長講堂に關する規定を設けられ、就中、所領の一箇條は特に重んじ、神社佛閣を始めとして庄園等八十餘箇所を寄せられて不輸の地とされた。されば法皇の御領中でも長講堂領は主たるものであ

(ロ)立后問題

つて、之を競望する者が多かつた中に、丹後局は此御領について以前より注目し、遂に宣陽門院（法皇と局との間に生れ給へる御方）の御領となすことの御許可を得、丹後局も之を利用して各方面に活躍し、後には後深草天皇に傳へて持明院統の財源となし、遂に大覺寺統の御領と相對立するに至つたのである。

次に第四の立后問題と第五の建久七年の政變とは一緒にして記述する方が便と考へる。立后問題といふのは兼實の女任子（のち宜秋門院）が後鳥羽天皇の中宮となつた際の事で（文治六年即ち建久元年）、丁度此際覲子內親王（後白河法皇と丹後局の間に生れ給へる御方）をも皇后として宮中に進めるとの風說があつた。されども內親王は天皇の御叔母に當り、之を宮中に進めまつることは頗る不倫の行爲であるので、丹後局も段々勘考する所があつたと見えて、覲子內親王には院號の宣下となり、宣陽門院と申上げ、生母たる丹後局は從二位に敍せられ、淨土寺二位といつた。淨土寺は丹後局の別莊であつた。そこで此點は兼實の勝利に歸したやうなものである。

建久三年三月後白河法皇崩御の後、丹後局は出家して其御菩提を弔うた。從つて丹後局を中心とする宮廷派は一時勢を屛息するの止むなきに至つた。之に引

かへて兼實を中心とする關東派は益〻昇天の勢をなし、賴朝も前に記した通り、征夷大將軍に任命せらるゝあり、政治始めを行ひて關東の職制を改革し、攝政兼實はまた賴朝と和衷協同して政治を行ひ、朝政の刷新をも圖つた。

之に對して丹後局は何時までも隱忍して居たかといふに、決してさうではなくして、前にも陳べた通り、源通親との提携となり、また梶井宮承仁親王（後白河法皇の皇子で明雲の弟子となる）をも味方に引入れて兼實に對する反抗運動となり、中宮宣秋門院（兼實の女）が皇女を生み奉つて、天皇の御覺えも段々と薄らいで行き、從前の通りでないのを見て、局等は之を機會として兼實及び中宮と天皇との御間を離間し奉つた。賴朝が其女を女御として宮中に進め奉らうとしたのも、この際の事であり、つまり兼實等は賴朝の女を進めさせて、宮中に於ける中宮の折合ひを緩和せしめようとの計畫であつたのかも知れぬ。當時、局及び通親等は兼實に向つては、天皇の御覺えが斯く／＼とあらせられるとか、賴朝に向つては兼實がかういふ事をいつたとか、又天皇の御覺えがどうあらせられるとか、種々造言蜚語を放つて、兩者の間を離間中傷する事に努め、遂に建久七年の政變を惹起するに至つたのである。

(5)建久七年の政變

その結果として中宮宜秋門院は遂に内裏に留まる事が出來ず、退出して八條院に行啓せらるゝやうになり、又兼實も辭表を俟たずして關白を止められてしまひ、基通が代つて關白、氏の長者となり、兼實の弟僧慈圓も天台座主等の職を止められて籠居し、承仁親王が替つて護持僧天台座主となり、同じく兼實の弟兼房も次いで太政大臣を止められてしまひ、兼實の子良經も門を閉ぢて籠居するに至つたのである。丹後局等一派は猶進んで兼實を流罪に處せんとまでしたが、後鳥羽天皇の御諭によりて之のみは止められた。兼實は絶大の政治家といふ程の事はないにしても、朝廷の典故に精通し、當時の公卿としては年齒といひ、老練といひ、誠に得難き人物であり、三長記の編者三條長兼は「殿下以伊尹之鯁行、奉佐萬機給、世屬靜謐、政反淳素」と稱賛した程であつたにも拘はらず、政變の爲とはいひながら、かゝる變化を見るに至つたのは世の耳目を驚かす所であつた。

一體、兼實の裏面には頼朝が附いて居ると云ふ事は、隱れもない次第であるが、それにも拘らず斯樣な狀態となつて來たのは、通親等の辣腕の然らしむる所であつたらうが、茲に又頼朝に取つては、京都の事情が能く分らなかつたといふ事もあつ

(6)後鳥羽天皇の讓位

たであらう。頼朝の妹聟藤原能保は、兼ねて京都と頼朝との間に立つて兩方の氣脈を通じ、斡旋盡力して居たのであるが、其後病氣に罹り餘程の重病で出家をなし、後又癒えて參內するやうな事もあつたけれども、茫然として居て當時の實情を捉へる事が出來ず、處置宜しきを失した所もあつたやうである。尙、通親は能保の子高能や能保の女婿西園寺公經などを巧に自分の方へ引附けて、藥籠中のものとしたやうな觀がある。建久八年十月に能保が薨じ、高能が其跡を繼いだが、是も翌年九月に早世したから、頼朝に取つては手足を失つたやうなもので、愈〻朝廷の御事情には疎くなつたやうである。茲に又後鳥羽天皇は、追々御成長遊ばされるに從ひ、幕府を憚らせ給ひて御遊び事などを御控へ目になさるやうな御樣子があつから、通親は又之を察して、巧に幕府との御間を離間し奉る策を講じたので、天皇は遂に御讓位の上、院に居給ひて御自由に政務をなさらうと云ふ思召があり、遂に其御意を幕府に示され給うた。頼朝は幼帝を御立申す事は宜しからずとの旨を御答へ申したけれども、重ねて又仰せがあつたので、枉げて勅を奉ずる事となつた。此時天皇は御年十九歲で、皇子も御三方あり、第一の皇子爲仁は四歲、第二の皇子長仁は

薨去

三歳、第三の皇子守成は二歳であつた。何れを皇太子にせられると云ふ事は、未だ御決定に及ばせられなんだが、御籤を抽き卜を行はれ、遂に建久九年正月十一日、第一の皇子爲仁を皇太子となし、即日受禪の儀を擧げられた。是が即ち土御門天皇であらせられる。かやうな譯で、此土御門天皇即位の事は如何にも突然で、且意外とする所であつたから、朝野の人々は皆驚き入つたのである。是も通親及び丹後局等が、内に居て大いに劃策する所があつての御事であるらしい。賴朝も京都の模樣は益〻意に添はぬ事のみ續出するので、愈〻第三回の上京を企て、大いに爲す所あらんとしたが、果さずして遂に薨去してしまつた(愚管抄、吾妻鏡、玉海に據る)。

2　賴朝の薨去

賴朝は正治元年(一一九九)正月十一日病危篤に陷つて出家をなし、越えて十三日に薨去した。時に年五十三。かくて華々しい生涯を卒然として終つた。病の原因はどうであつたかと云ふと、明瞭に書いたものはないが、諸書を綜合して考へてみるに、大體次の如くに思はれる。それは吾妻鏡に據るに、建暦二年二月二十八日の條

病の原因

（將軍實朝の時）に左の如き記事がある。

廿八乙巳、相模國相模河（馬入河）橋數箇間朽損、可レ被レ加二修理一之由、義村（三浦）申レ之、如二相州（北條義時）廣元朝臣（大江）善信（三善）、有二群議一、去建久九年、重成（稻毛）法師新二造之一、遂供養之日、爲二結緣一之、故將軍家（賴朝）渡御、及二還路一有二御落馬一、不レ經二幾程一薨給畢、

之で見ると、賴朝は相模河の橋の落成式に望み、歸路落馬してそれが原因となつて薨じた樣に思はれる。千軍萬馬の間に鍛鍊された英傑も不慮の災難には是非なきものである。吾妻鏡に建久七年八年九年（正月）の三年間の記錄が闕けてゐて、當然書くべきところに賴朝の薨去及び葬儀の記事を載せてないから、世間の人は其間に疑を挿んで種々の臆說をなすものがあるが、それはよくない事である。愚管抄や增鏡を見ると、發病から薨去までの事がチャント書いてある。又心靜かに出家を遂げたのを見ると、不治の病なる事を察しられたと見えて、なか／＼落附いたものである。

薨去の際の冷靜

賴朝は治承四年（一八四〇）に兵を擧げて以來約二十年間で、かゝる大事業をなしたのである。かやうな偉人の薨去したについては敵も味方も皆これを惜しみ、中には賴朝薨去を以て國家の大事となし、危惧の念を起して慨嘆したといい

遺言

墳墓

ふことである。頼朝の病中に三善康信が嘗て一場の話を頼朝に申上げたことである。それは頼朝のお供として大倉山の邊に赴いた處、こゝに一老翁があつて言ふに、此地は清和天皇の御代に文屋康秀が相模掾として住んだ處である、精舍を建つべし、我鎭守とならんと欲すと。夢醒むる後に其山を申す。時に將軍家御病中であつたが、忽ち信心を起し、平癒に及ばゝ當社造營あるべきの由仰せられたが、薨去によつてその事を果されなかつた。又正月十一日重病に陷いるや、前にも陳べた通り、直ちに出家し、更に近臣一同を枕頭に集めて、自分の死後もやつぱり生前と同樣源氏の爲に盡力せよと遺言した。これをみてもその胸中の冷靜で子孫の繁榮を祈るほか餘念はなかつた事を思ひ遣られる。遺骸は幕府の後面にある大倉山に葬り、其佛堂を改めて法華堂とし、佩劍以下の遺物をこゝに埋めた。これは今の墳墓の地である。(但しこの墳墓は安永年中に薩摩の大守島津重豪が改造したものである。)頼朝の薨去の後十二年なる建暦元年に歌人鴨長明が其墓に詣でて、法華堂の柱に左の一首を題せし事は感慨無量と思はれる。

草も木もなひきし秋の霜消へて空しき苔をはらう山風

(3) 賴朝の政績に關する評論

賴朝の卓越

法學博士牧建二氏は賴朝の批評として、我々は新說に據ればよい、舊說を蹈襲する必要はないといはれたが、尤な事である。世間では賴朝が大江、三善の輩を用ひたから、あゝいふ大事業が出來たのであると云ふが、なるほど一應さうであるが、實は賴朝の樣な大人物が世に乏いのであることは、いつの世でも同樣で、總理大臣とか總裁とかいふ人は、容易に得難い。賴朝は立法的精神の大家である。これまで秩序のなかつた世の中に秩序を立て、武士の統一を圖り、質素儉約を以つて衆を導き、忠孝を奬勵した事は前に述べた通りであるから、茲には省略に從ふ。

(4) 偉人薨去の反應

薨去に就いての種種の反應

偉人薨去の後には反應としていろ／＼の事があるものであるが、丁度此の際に於ては源通親は愈〻此機會に乘じて勢力を振つた事、賴朝の信任を得た文覺上人や梶原景時などが勢力を失ひ、或は嫌疑を受けて處分せられた事、北條氏が追々と鋒

鋩を現し來つた事、賴朝の長子賴家の素行の善くない事が暴露して來た事、賴朝以來の功臣が段々誅戮せられるといふやうな事が起つて來た。今順次に章を分つて是等の事を述べるが、玆には先づ主として京都の事情を述べて見よう。

京都の事情、源通親益權勢を得

源通親は建久九年(一一九八)正月後院別當に補せられ、上皇が御讓位の後には院中の實權を握り、愈〻其勢は盛んであつたが、賴朝薨去の後に至つては益〻活動の機會を得た。夫で右大臣藤原賴實の右近衞大將を罷め、權大納言たる通親が之を兼ねる事になつた。玆に文藤原能保の家臣であつた左衞門尉中原政經、後藤基淸、小野義成の三人は世に三左衞門と稱せられたが、是等の人々は能保の死後、通親の仕向けが宜しくないのを怨んで襲撃を企てると云ふ噂が立つた。すると通親は非常に恐れ、遁れて院中に隱れ、在京の武士をして警衞せしめ、且つ三人を捕へて之を院中に連來り、其處分を幕府に迫つた。又能保の近親なる西園寺公經なども此事に連坐して出仕を止められた。

文覺上人流さる

文覺上人なども一時は賴朝の歸依に因つて飛鳥を落す勢であつたが、何か廢立を謀つたとか云ふ嫌疑の爲に、正治元年(一一九九)三月十九日佐渡島に流された。

通親益盛なり

其後通親は益〻順境に向つて遂に內大臣に任せられた。玆に於

て多年の希望は達せられたと言ふべきである。彼は自分が斯の如く地位を占め得たるのみならず、政敵なる兼實の子内大臣良經が勅勘の身となつて居たのを許して開門を命じ、且つ左大臣に榮轉せしめたやうな事もある。又後鳥羽上皇の御寵愛が承明門院から脩明門院へ移らせられたのを見て取るや、將來帝位に卽くべきは守成親王(脩明門院の所生)であらうと推察し、進んで親王を皇太弟に立てる事を勸め愈〻皇太弟に御立ちになつた時、自分は皇太弟傅となつた。是等を見ても其圓轉滑脫の妙を得て居る事が思ひやられるであらう。

第二　源　賴　家

(1)　賴家の政治と其爲人

賴家父の遺跡を繼ぐ

賴家は賴朝の長子で、建久八年右近衞權少將に任ぜられ、正治元年正月賴朝が薨去してから、左近衞權中將に進んだ。時に年は十八歲。次いで勅して父の遺跡を繼ぎ、其家人、郎從等をして諸國の守護を奉行する事元の如くする事を許された。賴家は幼少の頃から弓馬の道に達し、世に稀なる手利であつたと云ふ事である。十二歲の時父に從つて富士野に狩して一矢に鹿を射取つたと云ふ事も見えて居る。

賴朝薨後賴家の缺點俄に暴露す

賴朝存生中は賴家の缺點といふものは一向世の中に知れなかつたが、薨去の後俄に暴露するに至つたのはどういふ譯であらうか。是は世間にも能くある通り、親がなくなつたから、もう安心といふので、是迄は控へ目にして居つたのが、俄に不行跡をするやうになつた譯でもあらう。併し又一方には北條氏などが、或は賴家の不行跡を世に發表して何か爲にする所があつたのであるかも知れぬ。どう

大小の訴訟は北條時政等之を決する

賴家の濫行

も賴朝薨去後に至つて、其種々の不行跡がパッと世に廣まる事になつたのは不思儀な程である。就職後間もない事であるが（同年四月十二日）賴家は自身に訴訟を決斷する事を差止められ、大小の訴訟は北條時政、同義時、大江廣元、三善康信、中原親能、三浦義澄等十三人が談合の上で決定する事に取定められた。是は賴家が迚も政を親らする才能がないといふ事か、又は政治をさせては世に害があるといふ事からか其何れからか斯樣にした譯であらう。所が賴家は其後梶原景時等をして政所に書下させて言ふやう、小笠原彌太郎經長、比企三郎、同彌四郎、中野五郎能成等五人の者は縱令どんな亂暴をしても誰も之に敵討をしてはならない。若し之を犯す者があれば罪科に處する。且つ彼等五人の外は別の仰せがなければ容易く將軍の前へ來てはならぬと命じた。之を見ても更に人君たるの度なく、思慮分別の足らない事が想ひやられるのである。其後又賴家は安達景盛の妾を奪ひ、景盛が怨んで居るといふ事を聞いて之を誅戮しようとするに至つた。此時は母政子も非常に心配し、自ら安達の家に行き、且つ人を以て賴家を誡めて、右幕下賴朝公が薨去になつてから未だ幾程も經たずして、姫君も又早世をし、重ねたゝの悲しみである所

母政子の訓誡

へ、闘爭を好むといふは何事であるか、殊に景盛は度々勳功があつたから、先人も常に憐愍を加へて居たのであるが、今輕卒に誅戮を加へるやうな事があつたならば、必ず後悔を招くであらう。若し强ひて追討をしようといふ事ならば、我は先づ其矢に中りたいと思ふと言つて之を止め、翌日更に又誡めて言ふやう、昨日景盛を誅せんとしたのは粗忽の至である。凡そ此頃の有樣を見るに、海内を治むべき者の所爲とは見えない。政道に倦み民の憂を知らず、人の誹をも顧みない有樣である。また召使うて居る者も賢哲の輩でなくて多くは邪佞の輩である。又源氏の人達は右幕下の一族であり、北條は我が親族であるから、先人も情けを加へられたのであるが、今は彼の輩に對しても優賞はなく、且つ何れも實名を喚び捨てにされるなども甚だ遺憾に考へると、懇切に訓戒を加へた。

賴家は又翌二年、諸國の田文を召し、無雙の算術者大輔房源性等に算勘せしめ、治承、養和以後の恩給の地五百町に過るものがあつたならば、之を削つて源氏の所領なき者に賜はらうとした事がある。是に就いても大江廣元は大いに驚き、左樣な事があつてはならぬと云ふので、三善康信をして諷刺せしめた。又蹴鞠を好むこ

頼家征夷大將軍となる

と一方ならず、京都から其師匠を迎へ、晝夜之に耽るといふ有樣であつた。是に就いては北條泰時なども諫めたが、却つて不興を蒙つた事もある。陸奥國長岡郡新熊野の社僧が領地の訴をした時、頼家は親ら筆を執つて其境界の繪圖の中央に一線を引き、土地の廣狹は各自の運否に任すべしと言渡したと云ふ事である。之は拘束されぬ自由の裁きといへば、さうも見えるが、傍若無人の仕打といふの外はない。頼家は訴訟を裁斷する事は差止められたと前に言つたが、是は一時的の事であつたと見えて、其後訴訟を裁斷した事が屢〻見えて居る。建仁二年從二位に叙せられ、征夷大將軍に補せられた。

以上擧げた所に就いて考へて見ると、頼家の行動は青年に有り勝なる驕慢の風といへば夫迄であるが、どうも常識を失したやうな所がある。是も生れ付きの然からしむる所か、北條氏や其他の壓迫を受けて不滿の餘り玆に至つたものか、尚ほ研究すべき事柄に屬する。

(2) 梶原景時の處分

梶原景時が大いに頼朝に信用せられたことは世人の知つて居る所である。彼はさして學問があつたやうでもなく、大した人物でもなかつたが、能く機轉が利いて居り、卽興の歌を作つたり、或は戰爭の報告などをしたのを見ても、用意周到で洵に拔目のない所が見える。さう云ふ點で頼朝に氣に入つたものであらう。所が頼朝薨去の後には多勢から訴へられ、遂に誅戮せられる樣な事になつた。世上に言ふ所に依れば、源義經を讒言したのも彼である。其他樣々なる仲言を言ひ、實に奸佞なる者であつたと言はれる。果して彼は左樣な奸惡な者であつたらうか、兎角に遣り手若くは才覺者といふ者は、武勇一遍の武人肌の者からは惡まれるもので、丁度秀吉薨去の後に、石田三成が諸方から攻擊されたやうなものである。景時の主たる罪條は如何にといふに、結城朝光を讒訴したといふ事であつて、それがため諸將士が大に憤慨し、千葉常胤、三浦義澄、畠山重忠以下六十六人が連署して訴狀を頼家に上つたのである。丁度その形勢は豐太閤なき後に、文治派と武功派とが相爭つた樣な形である。右の連署狀は大江廣元を介して頼家に呈出する筈であつたが、廣元はさしも信任を受けた景時の身上をあはれみ、何とか和平の計があら

義盛廣元を叱責

うとて、十數日間も呈出を猶豫して居たところが、一日和田義盛は政所で廣元に遇ふや、先日の訴狀の成行を尋ねた。廣元はまだ呈出しないと語るや、義盛は眼を瞋らし、非常な權幕で廣元を叱責し、「貴客は關東の爪牙耳目として已に多年を經て居る。景時一人の權威を怖れて諸人の欝胸を閣き、それで憲法に叶ふか」と。廣元曰く、「全く怖れる譯ではないが、彼が損亡を痛むばかりである」と。すると義盛は廣元の間近に居寄り、「恐れぬならば空く數日を送る筈はない。なほ此上呈出しないかどうか明白に承りたい」と。其の態度が殆ど呵責に及んだといふのである。そこで廣元は「呈出します」といつて坐を起つた。かうなつては大江廣元や梶原の地位も見じめなものである。これでは何處に幕府の威嚴があるであらうか。殊に將軍頼家は當時少壯にして短慮であつたから、宿老の權威失墜は頼家が滅亡の第一歩といふべきである。

忠臣二君に事へず

　景時が讒訴とは如何なる次第かといふに、正治元年十月廿五日、結城朝光は先君（頼朝）の爲に自ら勸進して一萬返の念佛を催したのであるが、その席上で感激の餘り「我聞忠臣不レ事ニ二君一云云、殊蒙ニ幕府厚恩一也、遷化之刻有ニ遺言一之間、不レ令ニ出家遁世一之條、

後悔非一、且今見世上如踏薄氷」云云」と朋輩に語り、一同も悲涙を拭うたのである。所が其後になつて阿波局が朝光に密告していふ「景時の讒訴によつて汝は誅戮されんとする」と。即ち忠臣二君に事へずとの言葉があつたので、頼家將軍に對して謀叛の志があると讒訴したとの次第である。されども景時の讒訴といふは阿波局以外に知つて居たものは殆ど無かつたらしく、ヒョッとすると之は阿波局の造言であつたかもしれない。一體阿波局と云ふは北條時政の女で、阿野全成（もと今若といひ、頼朝の弟）の妻となり、又千幡（實朝）の乳母となつて居たので、頼家が粗暴の舉動が多くして、人心を失したのを見るや、千幡即ち實朝を立てようとの野心を懷き、之を決行するには先づ頼家が一の郎等として信頼して居る景時を誅滅しようとの考へから、此に至つたのではあるまいかと推測される。景時が誅滅の後、二年（建仁三年五月十九日）にして彼女の夫阿野全成が謀叛の聞えがあり、常陸に流され、後に下野に移して誅されたが、之も頼家を廢して實朝を立てようとの計畫が露見した爲ではあるまいかと思はれる。なほ嫌疑が阿波局にもかゝつたのであるが、北條政子は局が幕府の官女であり、且つ全成以來何等の文通もなかつたとて之を庇護して頼

家の許へは差出さなかつた。

全成が殺されてから間もなく頼家の急病が發表され、尋いで伊豆の修善寺に幽閉されて千幡(實朝)が軍職につくに至つたのである(歷史地理第三十四卷第二號和田英松氏論文參照)。之に就いては時政の後妻牧氏も關係して居たやうである。牧氏は頼家の廢黜までは贊成であつた樣だが、畢竟するに其內意は實朝までも無きものにして、其女婿平賀朝雅を將軍に立てようといふ所にあつたので、のち此事が暴露して時政と共に失脚し、政治上より永く隱退するに至つた。

阿波局の密告から、結城朝光の驚愕、尋いで諸將士の連署狀呈出となつたが、直情徑行で、諸事に思慮分別の淺い頼家の事とて、直にその連署狀を景時につきつけて是非を辯明させようとした。されど景時は之に對して陳謝をせずして子息親類等を引連れて其所領一宮に引退した。景時の心中は窺ひ知り難いが、一時此地に避けて諸將士の態度を察し、場合によりては一仕事仕出かさうとの考であつたらしい。その後程なく景時は潛に鎌倉へ還つたが、頼家は怒つて和田義盛をして之を逐はせ、その邸宅を毀つて永福寺に寄附せしめた。景時は又一宮に走つて竊に

武備をなした樣子である。一宮の地たるや、さして要害とは見えぬが、大山道の傍にあつて、一方には相模川(舊流)をひかへ、塹濠の跡なども殘つて居り、當時としては相當の要地であつたと思はれる。新編相模國風土記稿にも「梶原景時城跡、村ノ西方大山道ノ傍ニアリ、陸田二段八畝、今屋舖内ト唱フ、其ノ餘ハ字シテ城ノ下ト唱フ正治二年正月景時ガ築城セシ事東鑑ニ見ヘタリ」とある。さて景時が其後の事情はよく分らぬが、今日殘つて居る材料を綜合して考へて見ると、景時は甲斐の武田有義を立てゝ將軍となさんとし、(有義の弟信光が景時よりの書狀を發見しての報告による)その一方に於て播磨國の惣追捕使芝原太郎長保や勝木七郎則宗なども景時に內應し、且つ賴朝の生存中から京都には院の近臣を中心として反鎌倉幕府の思想もあつたので、夫等の者共とも氣脈を通じ、なほ又景時は近畿總追捕使であつた緣故もあるので、關西に上つて一仕事をなさうとしたものらしい(吾妻鏡及び玉海による)。そこで正治二年正月景時は一族を引連れて上洛を企てたのであるが、途中駿河國で悉く誅戮された。斯くて疑問の人物と目された景時もあつけなく此に終焉を告げたのである。

(3) 源通親の薨去

建仁二年通親薨ず

源通親は建久七年の政變以來、宮中に大いに勢力を振ひ、內大臣にも上り、愈〻爲す所あらんとしたが、建仁二年十月を以て俄に薨じた。時に年は五十四。彼の死は何か秘密があるやうに言はれるが、兎も角敵味方に向つて少なからざる驚愕を與へたやうである。

通親薨じ上皇憚り給ふ者なし

後鳥羽上皇は御讓位の後一年で賴朝が薨去し、最早幕府に憚り給ふ所も無きやうになられたから、自ら放縱に流れ給ひ、蹴鞠などを好ませられ、女謁なども段々行はれたが、兎も角も通親が居る間は之を憚られ、任官、叙位なども大した御失態はなかつたやうであるが、茲に至つて愈〻憚る所もないやうにならせられた。そこで通親薨去の翌月には、攝政藤原基通の氏の長者を罷め、左大臣良經をして之に代らしめ、且つ萬機を內覽せしめられた。そこで基通は其職に安んずる事が出來ないで、上表して之を辭し、其子家實も亦門を閉ぢて籠居するに至つた。又彼の通親の爲に流された文覺上人も、佐渡から還される樣な事もあつた。是は建久七年以來の

上皇變幸多し

藤原兼子の勢力

政變が多く通親の考へから出て、上皇は與り知り給はぬ事があつたといふ事を世に示されんが爲であらう。尙ほ又御讓位後は院の御所、離宮等の造營が數多あつて、夫が爲に莫大の費用を要し、之に充てる爲には主として成功（金を出させて官位を授くること）に依つたから、次第〳〵に多數の剩員を生じ、且つ官に任じた者も適當でないやうな者が多かつた。又上皇は男女の變幸が多く、白拍子の輩でも寵遇を蒙むり、皇子皇女を生み奉つた者もある。彼の承久の亂の原因をなした白拍子の龜菊などの如きは其重なるものである。

又典侍藤原兼子は女官中最も權勢を逞うした者である。兼子は藤原範兼の女で、承明門院（源在子）の母なる範子、及び脩明門院（順德天皇后藤原重子母）の父なる範季とは同胞の關係である。而して其勢力の盛んな事は、後白河法皇の時の丹後局にも比すべき程であつた。初め其夫たる藤原宗賴は藤原兼實の家司から身を起した者であつて、後に院の執事、別當となり、權大納言に迄もなつたのは、專ら兼子內助の力に依つたのである。建仁三年宗賴が薨去したから、兼子は更に前太政大臣藤原賴實に再嫁した。實は賴實には隆子と云ふ夫人があつたのを、それを離別して兼子を迎へ

頼家病重し

たのである。而して先妻の所生麗子を入内せしめて女御とし、次いで中宮となつたのも兼子の力である。又頼實は再び左大臣になつて政權に携はらうと希望したが、一旦太政大臣になつた者が、下つて左大臣になるといふ事は許されなかつた。兎も角も兼子は一婦人の身を以て宮中に勢力を振ひ、上皇よりも殊寵を賜はり、滿廷の卿相をして顏色なからしめたのは、其才氣の盛んなる事を見るに足る。斯樣な譯で嬖幸が多くて事を用ひたから、院中の亂脈であつた事は思ひやられる次第である。

4 頼家の末路

建仁二年正月二日に將軍家(頼家)の若君(一幡)が鶴岡八幡宮へ參詣して神樂を行はれると、八幡大菩薩から次の如き託宣があつたといふ。

正月二日壬申、晴、將軍若君一幡君御二奉幣鶴岡宮一被レ奉二神馬二疋一被レ行二御神樂一之處、大𦬇託二巫女一給曰、今年中關東可レ有レ事、若君不レ可レ繼二家督一、岸上樹、其根已枯、人不レ知レ之、而持二繼梢綠一。

八幡宮の託宣

大洞や人穴の探檢

即ち託宣の意味は、今年中に關東に事があつて若君(一幡)は家督を繼ぐことは出來ない。恰も岸上に樹あり、根は既に枯れて居ても人は之を知らない。さうして梢の緑を持續くばかりであると。之は八幡大菩薩に託して或者(若君反對派の北條氏など)が進言していひ觸らさせたものではあるまいか。其事があつたにも拘はらず、將軍家は當時平氣で非常識の事を續行する。例せば同建仁三年六月には伊豆の奥野の狩倉の節、伊東崎といふ大洞へ和田胤長等を遣はして探檢せしめ、尋で駿河の富士の狩倉には同所の人穴と稱する大穴を探檢せしめる爲に、仁田四郎忠常主從六人を遣はし、大膽といへば大膽だが、是等は皆當時の人が恐れ忌んだことである。然るに賴家は何等顧慮する所なく是等の事を斷行せしめたのである。北條黨などの反對派は賴家が天下の人望を失ふ行爲として却て是等を喜んだ事であらう。然るに其後程なく賴家は病にかゝつたので、人々は先日以來の行爲に對する神罰と思つたやうである。かくして八幡宮等へ頻りに奉幣致して祈願をしたが一向に其甲斐は見えなかつた。二十三日には容態が甚だ危急であつたが、此頃彼は病氣平癒を祈らんが爲に、伊豆の三島神社に自筆の心經一卷を奉納した。

長子一幡と弟千幡とに天下を二分せんとす

是は今も同社に祕藏してある。八月二十七日には愈〻危篤に陷つたので、其家督を決定すると共に遺領の處分を行ふ事となり、北條氏や重なる役員等が相談の結果、長子一幡(六歳)をば家督として、關東二十八箇國の地頭職と天下の總守護とを之に讓り、賴家の弟千幡(十二歳)には關西三十八箇國の地頭職を讓ることになつた(天下兩分とは美濃の不破ノ關、越前の愛發ノ關の二つを分界として定める)。なぜ斯樣に天下を兩分したかと云ふに、一幡の母は比企能員の女であるから、一幡が將軍となれば政權が比企氏に移つて、北條氏は權を失ふやうになる事を恐れ、そこで千幡(北條政子の所生)にも天下の半分を分けたのである。

比企能員平ならず賴家と共に北條氏を伐たんとす

所が比企能員は此事に就いて不滿を感じ、其次第を賴家に告げた。すると賴家は其言を尤とし、就いては北條時政を討たうと謀つた。政子は障子の陰に居て之を聞き、其次第を時政に告げたから、時政は手を廻して能員を誘殺し、又一幡をも小御所に攻めて、籠つて居る者一同を鏖殺し、一幡も焚死した。

能員一幡殺さる

賴家は病氣が少し良くなつてから、之を聞いて大いに憤り、和田義盛、仁田忠常等に命じて時政を討たしめようとした。すると義盛は此事を政子に告げたから、政子は賴家は病重く且つ家門を治め難いと云ふ理由の下に、迫つて出家せしめた。

賴家修善寺に幽せられて薨す

其後賴家の病氣は稍〻輕快に向つたけれども、之を鎌倉に置くは不都合であると考へ、遂に伊豆の修善寺に幽閉するに至つた。彼は寂寞を感ずる餘り、書面を認めて元の近臣を遣はされん事を政子及び千幡に求めたが許されず、却つて再び書面を通ずる事を禁じられた。政子は三浦義村を遣はし、賴家の樣子を視察せしめたが、其報告を聞いて流石に暗涙を禁じ得なかつた。それで賴家は翌年(元久元年)七月十八日に修善寺で薨じた。實は變死だと云ふ事である。時に年二十三歲であつた。

第三　源實朝

（1）實朝の政治

千幡將軍となり名を實朝と賜はる

建仁三年（一八七三）九月七日千幡は諱を實朝と賜はり、征夷大將軍に補し、從五位下に叙せられた。是より先、鎌倉幕府では頼家が九月一日を以て薨去したやうに上奏し、千幡が軍職に補せられるやうに請うたのであるかに見える。當時頼家は病危篤であつたけれども、實は未だ薨去になつたといふ譯ではない。夫を右樣に上奏したのは、政略上いろいろ都合のあつた事と見える。實朝が軍職に就いてから、尙ほ頼家が生存して居る事が京都に知れたが、或は蘇生したのであらうなどと云ふやうに考へられた。

實朝襲職以來北條氏大に勢あり

實朝の襲職以來、北條氏殊に時政は非常な勢力を得、頼朝以來の功臣は段々誅せられるやうな次第になるが、權謀術數を用ひた果が、彼も亦終を全うしなかつた。

(2) 北條時政の勢力と後妻牧氏の機略

平賀朝雅勢あり

時政の後妻牧氏奸佞なり

朝雅伊賀伊勢の亂を平ぐ

源氏の一族に平賀朝雅と云ふ者があつて、京都守護の職を命せられて上京した。彼は大内惟義の弟で頼家の猶子であつた。其妻は時政の後妻牧氏の生んだ所であるから、彼は大層羽振が宜しく、京都に居つても其勢は殆んど朝野を傾ける程であつた。牧氏の父は大舍人允宗親と云ひ、多年平頼盛に仕へて駿河の大岡牧を治めたから、牧氏を稱へたのである。牧氏は性質奸佞で、時政の妻となつてから次第次第に勢力を得、種々の奸謀を運らした。

さて元久元年正月に、平氏の殘黨が伊賀、伊勢兩國の間に起つて亂を爲し、平基度を擁して首將とし、守護首藤經俊を逐うて、二國を占領してしまつた。是に於て幕府は平賀朝雅に命じて之を討たしめた。所が朝雅は程なく平定の功を奏した。其後殘黨が又亂をなしたが、朝雅は再び伊勢に赴いて之を平げた。そこで幕府は賞罰を行ひ、經俊の伊賀、伊勢二國の守護を奪つて、之を朝雅に與へた。さう云ふ譯で朝雅は益、羽振がよくなつたが、朝雅の事に關係して、畠山重忠誅戮の事が起つて

畠山重忠牧氏の讒により殺さる

來た。

一體畠山重忠は當時武人の典型とも言はれ、一ノ谷や屋島、壇ノ浦の戰にも功を奏し、奥州征伐の際にも從軍して頗る手柄があつた。而して時政の女(先妻の所生)を娶つて重保と云ふ子もあつた。所が或日其重保が朝雅と碁を打つて爭を起し、朝雅に抵抗したといふに就いて、牧氏が大いに怒り、遂に重忠父子を時政に讒言した。そこで時政は怒つて重忠父子を誅戮しようとした。時政の子義時は重忠の忠義を說いて諫めたけれども、牧氏は繼母であるから我が命を聽かぬかと詰つたので、止むを得ず命を奉じて重忠を討つ事となり、先づ兵亂に託して重忠父子を鎌倉に招いた。重保は取敢へず馳けつけて直ちに斬られてしまつた。義時等は兵を率ゐて重忠追討に向ひ、武相の境なる二股川に進んだ。此時重忠は一族が多く他郷に居て甚だ手薄であつた。二股川に至つて鎌倉勢が討ちに來た事を察した。此時部下の者が敵は大軍で迚も敵はないから、一先づ本所に退却して討手の者を待ち、逆へ撃つ方がよからうと言つた。重忠が言ふには、夫は宜しくない。君命を聞いては家をも忘れ親をも忘れると云ふが、武士たる者の本意である。それに重保も誅

牧氏實朝を弑し朝雅を立てんとす事顯れ時政退隱す

朝雅の最期

せられたと云ふからには、最早此世に何等の希望もない。彼の正治年間梶原景時が一ノ宮の館を去つて、他へ行く途中、遂に誅戮せられたのは、命を惜むが如く且つは又陰謀の企でもあつた樣に見えて、甚だ外聞の惡い事であつた。さういふ事は自分は好まぬからとて、鎌倉勢の攻むるが儘に奮戰して、そこで討死してしまつた。重忠の死は實に武人の本領を發揮したと言ふべきであるけれども、亦氣の毒なる最期であつた。義時も重忠に反逆の考のなかつた事を察し、歸つて來て父に其事を說いて聞かせ、重忠を讒言したと言はれる稻毛重成及び榛谷重朝を誅戮した。

牧氏は其後又實朝を弑して其女婿平賀朝雅を將軍にしようと云ふ野心を起し、當時實朝が時政の邸に居たのを機とし、之を殺害しようとして事顯はれ、時政は遂に止むなく出家して、伊豆の北條に隱退する事になり、其子義時が代つて執權となつた。是は元久二年閏七月の事であつた。是より時政は再び政治に關係する事もなく、建保三年正月病んで死去した。時に年は七十八であつた。

平賀朝雅は當時京都に居たが、最早運命遁れる事は出來ない。鎌倉から討手の兵が來た。丁度朝雅は仙洞へ伺候し、闘非の會に侍つて居た際、使の者が來て朝雅

を招いて追討使の來た事を告げた。すると朝雅は更に驚いた樣子もなく、元の所へ還つて碁の目を數へた後、さて關東より誅伐の使を遣はされたから、是で身の御暇を致したいと言つて立去り、途中で遂に誅せられてしまつた。

(3) 和田義盛の亂

北條義時が執權となつてから、恩威を施して御家人達の心を收攬しようと計つたが、賴家將軍の最期を見て、北條氏の處置を憤る者も少なからずあつたと見える、茲に信濃國の住人泉親衡といふ者は、先年來賴家の第三子千壽丸を奉じて密かに幕府を覆さうと謀り、其事が建保元年二月に至つて發覺し、親衡は何れへか逃げてしまつたが、徒黨の者が捕まつた。すると其中に和田義盛の子義直、義重及び姪胤長なども加はつて居たが、義盛は自分に免じて子や姪の罪を免され度いと請うた。幕府では義直、義重等の罪を許したが、胤長は張本人であるといふ所で許されなかつた。すると義盛は一族九十八人を引連れて幕府の裁判所へ出頭し、どうぞ胤長を宥免されるようにと歎願した。けれども幕府では遂に許さず、胤長を縛り、一族

の前を引廻して二階堂行村に引渡し、遂に陸奥國に流した。胤長の屋敷は荏柄天神の所にあつて幕府に詰めるには近くて要衝の地であるから、義盛は夫を讓受けたいと願ひ、幕府では一旦之を許したが、遂に又義時に與へてしまつた。是等の處置は多分義時の劃策に出でたことで、義盛を怒らせて反逆を起さしめ、一擧に彼を倒さうといふ手段であつたやうに見える。そこで義盛もたうどう堪り兼ねて兵を擧げ、建保元年五月二日、不意に起つて三方より幕府及び義時の邸を圍んだ。其鋒先甚だ鋭く、府中に火起り天に漲るに至つた。そこで義時は大江廣元と共に將軍實朝を奉じて右大將家の法華堂に避け、子泰時をして敵を防がしめた。此時義盛の子朝夷名三郎義秀は最も勇戰した。やがて義盛は兵疲れ矢盡き、且つ糧道も絕えて困難するに至つたが、偶〻武藏七黨の一なる橫山黨の橫山時兼が兵を率ゐて來援したから、一時は又振つたが、其子義直の戰死した事を聞くと、義盛は聲を擧げて慟哭し、意氣大いに沮喪し、遂に戰死を遂げて殘兵も皆潰へてしまつた。義盛の子義秀は海濱に出で船に掉して安房に遁れたと云ふ事である。世に之を和田合戰といふ。始め三浦義村は義盛に與し、幕府を攻擊する約束であつたが、此日俄か

義時義盛が激怒せしめて之を除かんとす

和田合戰

義盛戰死す

に繇つて義時に附き、却つて變を之に告げたやうな譯であつたから、和田氏は爲に不利に陷つたのである。其後千壽丸は幕府で出家をさせられ、榮實と號し、後ち京都へ出て居たが、翌年又和田氏の餘黨が之を擁して叛を謀つたとの聞えがあつて、遂に自殺してしまつた。和田義盛は長く侍所別當となつて居たが、是より義時は執權を以て侍所の別當を兼ね、文武兩方の權が之に歸するに至つた。

義時侍所別當を兼ぬ

(4) 實朝の人物

實朝の性質

實朝と賴家とは同腹の兄弟であつたけれども、其性質は大分異なつて居たやうである。實朝は賴朝晚年の子で、非常に父に愛せられて居た(實朝は賴朝が四十四歳の時生る)。生れ付きは溫厚で、所謂貴公子の風があつたやうである。且つ和歌を好み、蹴鞠にも大層長じて居た。其頃後鳥羽上皇も大層蹴鞠を好ませられ、又和歌にも御堪能であらせられたから、其點は嗜好が相似寄つて居たと言ふべきである。實朝は藤原定家に就いて歌道を學び、其天禀の才があつた事は、定家も之を認めたのであつた。

實朝和歌に長ず

(5)　歌道と實朝

歌道に於ける實朝は、天稟の才を備へて居た樣である。歌は定家卿に就いて學んだのであるが、當時の公家達の歌に似ず、歌の調べが遒勁で、萬葉の古風を存して居る。其歌集を金槐和歌集と云ふ。歌の數は多い方ではないが、立派なる歌が相應にある。賀茂眞淵なども實朝の歌を評して、人丸以來の歌人であると言つて居る。卽ち『にひまなび』の中に、眞淵は「鎌倉の右大臣の歌は、今の京この方の一人である。其體古へに協うて居るから、偶〻古今集の言葉を交へ用ひたのすら似つかず聞ゆる程である。されば本の心も調も勝れて高い事が知られる。さて此公の

箱根路を我こえくれは伊豆の海や沖の小島に波のゆる見ゆ

ものゝふの矢なみつくろふ籠手の上にあられたはしる那須の篠原

の歌など世に勝れたのは言ふに及ばず、事もなく聞ゆるのでも

此ねぬる朝けの風に薫るなり軒端の梅の春の初花

玉もかる井手の柵はるかけて咲くや河邊の山吹の花

その言ひなし方といひ、調の心が如何にも高い。又梅開厭雨と云ふ題で

我宿の梅の花さけり春雨はいたくな降りそちらまくもをし

と讀まれたなども、平安京の歌人の纖巧を競うて居る中にいで古へ振を一つ讀んで見せようと云ふ風があつて、雄々しい」と陳べて居られる。和歌の師であつた定家卿も『愚祕抄』に評して「鎌倉の右大臣はたけたる歌人と思はれる。古人の詠作の中へまじへたりとて劣る事はない。實に類なき歌人で、彼の詠作を見る毎に恥入る心になる。とても敵うことの出來ぬ風骨を備へて居る。」と陳べて居られる。

これで實朝の歌人としての造詣を察する事が出來るであらう。ところで金槐和歌集を觀て行くと、實朝の歌の中に朝廷や神宮に關するものが大分あつて、勤王の精神の閃いて居るのを認めるのである。卽ち「太上天皇御書下し預る時の歌」といふに、

おほ君の勅をかしこみ父母に心はわくとも人に云はめやも
山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心我あらめやも

實朝の夫人の父は後鳥羽上

ひむかしの國に我をれは朝日さすはこやの山の陰となりにき

又大嘗會の年の歌として

いまつくと黒木のむろやふりすして君はかよはむ萬世までに

など云ふものがある。居ながらにして名所古跡を知ると云ふ歌人の偶詠は、勤王心の有無を證するに足らぬなど云ふ説もあるが、一概にさう云ふ事は出來ぬであらう。先きの「太上天皇御書下し預る時」といふのは、如何なる事を指すのであらうか。之は或は建保三年に院御所歌合のあつた際御内勅により、其一本を寫して實朝に賜はられた際の事を云ふのかも知れぬ。何れにしても實朝の心情が思ひやられる。實朝は坊門家を通じて朝廷と近しい間柄となり、又官位も思ふ儘に陞進し、其好める和歌に就いても特別の御思召に浴するやうな次第であつたから、一層京都――殊に禁裏及び院御所――崇敬の精神が衷心から湧いて出るやうになつたものであらうと思はれる。

さて實朝は京都の公家坊門信清の女を迎へることゝなつた（是は時政の後妻牧氏の盡力に由る事かと思はれる。牧氏は頗る策略があり、其女婿平賀朝雅は京都守護となり、又其の女は三條實宣、坊門忠清、信清の子）以下の公卿に嫁した。そこで是は一には時政の前妻黨政子、義

皇の外戚なり

實朝又政治に見識あり

時、足利義兼等に反對の意に出たのであらう）。此信清と云ふ者は後鳥羽上皇の御母七條院の弟で、其女子達は上皇や順德天皇に幸せられ、皇子女を生み奉つて居るやうな譯であるから、此婚姻は一層朝廷と親密なる關係を結ぶ事となつたのであるが、彼が又如何に都の手振を好んだかは之を以て推察する事が出來よう。承元三年には實朝が餘り文藝に耽つて、武道を疎かにするのを見て、北條義時は之を諫め、小御所の小庭に於て御家人をして弓術を演せしめ、之を其觀覽に供し、廣元と共に實朝に勸むるに武藝の事を以てした事がある。されば實朝は文學のみに耽り、政治の事に就いては全く無頓著であつたかと云ふと、決してさういふ譯ではない。政治上に就いても一廉の見識を有つて居たやうに思はれる。彼の相模川（今の馬入）の橋が朽損した際、廣元や義時等がどうもあの橋は再造せぬ方が宜しからう、其譯は、此橋が出來した際、賴朝は其供養に參列して歸途落馬し、夫が元で薨去され、又あの橋を修造した稻毛重成も天壽を全うしなかつた。どうも、あの橋には不吉があるやうであるから、再造せぬ方が宜しからう。橋を造らないで船渡しにしても人馬の煩ひはあるまいなどと言つて、此事を實朝に伺つた所が、當時實朝は二十一二の頃であつたが、之を聞

いて夫はいけない。父頼朝の薨去は武家の權柄を執る事二十年、官位を極めてから後の事である。又重成は已れが不義に依つて誅戮を蒙むるに至つたので、何もあの橋に不吉が附いて居ると云ふ譯ではない。二所參詣（箱根權現、伊豆山權現）の要路として民庶の往返の煩ひのないやう、早く修復するがよいと命じた。是等を見ても一廉の見識がある事が解かるであらう。又壽福寺の住僧行勇が、訴人を庇護し、且つ屢〻人の賴みを受けて、いろ／＼な俗事に關係すると云ふを聞いて、坊さんの身にあるまじき事とて之を戒めたなど云ふ事もある。兎も角も英發の資を抱いて居たに相違ないが、當時は母の政子や北條義時などが相談をして事を行ひ、萬事實朝の思ふやうにならなかつたから、一層彼は和歌風流に心を入れ、又青年に有勝なる名譽心に驅られたやうな形跡も著しく見える。又子が無かつたから血統は自分で絶えると云ふやうな考でもあつたものか、一種の悲觀的言說も往々發表される事があつた。其中特に述べて置くべきは、實朝渡宋の計畫の事である。

(6) 渡宋の計畫

陳和卿に面會

建保四年に實朝は渡宋の計畫をした事がある。其動機は何處にあるかと云ふに、之は宋人陳和卿の勸誘に出たのである。一體陳和卿と云ふは宋の佛工で、其弟佛壽等七人と共に我國に來朝したが、偶〻東大寺の大佛が破損して居たから、重源上人は和卿等に依賴して再び之を鑄造せしめたのである。所が大層立派に出來上つたので、先年賴朝が東大寺の供養に參列した際大いに之を賞讃し、和卿に面會したいと言つた。所が賴朝は多くの人命を絕つて、罪業が深いから面會を謝絕するとて辭退した。そこで賴朝は益〻感服して奧州征伐の時著用した甲冑と、鞍などを進物として遣はした事があつた。是等は前にも述べた所である。然るに和卿はどう感じだか、當將軍實朝は權化の再誕であるから恩顏を拜したいとて參上したのである。それから實朝に對面すると、和卿は三遍禮拜して非常に涕泣した。稍〻あつて和卿が言ふに、貴客は昔宋朝醫王山の長老であつて、其時自分は門弟に列して居たと語り出した。所が實朝も丁度六年前にさう云ふ夢を見たが、餘り馬鹿馬鹿しいのであるから人にも言はなかつた。然るに今や和卿の申す所がそれに符合して居たので、愈〻不思議に思ひ、大層之を信仰された。所が和卿は追々と實朝に

渡宋を勸めた。實朝も其氣になつて、それでは唐船を造れと和卿に之を命じた。北條義時や其弟時房は之を聞いて諫めたけれども聽き容れないで造船の沙汰に及んだ。

一體實朝は前から中々佛教を信仰して居たやうであつて、建曆二年六月には聖德太子の聖靈會を持佛堂で行ひ、建保元年三月には僧淨遍、源延等を召して、法華、淨土兩宗の旨趣を談議せしめた事もある。又同月三十日には壽福寺に詣でて行勇律師の法談を聽聞の上、先年結城朝光が獻上した本朝大師傳繪に付き彼の求法入宋の處に就きて銘字の誤を正されたと云ふ事がある。それから四年目に渡宋の計畫が起つたのであるから、多少支那行の考は此時分から萌して居たやうにも察せられる。さて其後陳和卿は造船の事に從事し、翌年四月十七日に至り愈〻出來して數百人の人夫が召出され、其船を由井濱に浮べようとした。實朝も親臨し義時なども之を觀覽した。今日の言葉で言へば進水式とでも云ふのであらう。數百人の人夫が和卿の訓說に隨ひ、筋力を盡して之を曳いたが、鎌倉の海は遠淺で唐船を入るべき程の所でないから、午剋(正午)から申の斜(午後四時過)に至つても浮出ない。

それで實朝も還つてしまひ不首尾であつたので、船は其儘砂頭に置いて朽ちてしまつた。是で折角の渡宋の計畫も中止になつたのである。其後、和卿の事はとんと史上に見えないが、子孫は長く日本に住居して居たやうである。一體和卿は如何なる人物かと云ふに、佛工としては良い腕前を有つて居たが、性質はどうも感服し難い所がある。大佛鑄造の際にも日本の鑄物師を嫉み、其鑄型の中に土や瓦を込めたり、佛殿造營の際にも數丈の大きな柱を伐つて、私に唐船を造つたり、自由がましい行があり、且つ貪慾であつたから、東大寺でも排斥される樣な事であつた。そこで鎌倉に來て實朝に謁見し、渡宋を勸めて新運命を開かうと企てたのであらう。實朝としても此際支那に遊んで見聞を廣め、政治の資に供する樣な事があつたならば、結構な事であつたらうと思はれるのに、(母の政子に當分の間政治の事は委任して置いて)此事の中止に及んだのは、どうやら遺憾のやうにも思はれる。是から三年目に悲命の最期を遂げる事になるのである。

(7) 實朝の官位陞進

實朝は建仁三年九月に十二歳で將軍職についたが、それから其陞進の速であつたことは、左の通りで、攝關家の子弟で無いものとしては實に異數といふべきである。

建仁三年九月　叙從五位下、拜征夷大將軍　（十二歳）
元久元年三月　任右近衛少將　（十三歳）
同　二年正月　遷右近衛權中將兼加賀守　（十四歳）
承元元年正月　叙從四位上　（十六歳）
同　三年四月　叙從三位　（十八歳）
建暦元年正月　叙正三位兼美作權守　（二十歳）
同　年十二月　叙從二位
建保元年二月　叙正二位　（二十二歳）
同　四年六月　任權中納言　（二十五歳）
同　年七月　兼左近衛中將
同　六年正月　遷權大納言　（二十七歳）

同　年二月　遷二左近衞大將一兼二左馬寮御監一
同　年十月　拜二內大臣一大將如レ故
同　年十二月　轉二右大臣一
承久元年正月　薨去　（二十八歲）

これは朝廷から御優遇の結果に出たのでもあらうが、實朝の方から希望された事もあるのである。思ふに實朝は當時靑年期で思慮の動き易い際であるから、立身出世の希望やみ難いものがあつたやうである。されば建保四年九月、北條義時は大江廣元を招き、語つていふやう、賴朝公は官位昇進の御沙汰のある每に何時も之を固辭して佳運を子孫に遺さうと云ふ事であつたが、實朝公は齡未だ三十にも滿たざるに、昇進が早過ぎるやうである。自分達は之に就いて心配して居るが、貴下は常に昵近して居るのに、なぜ此事を諫めないのであるかと申した。すると廣元が言ふやう、拙者に於ても日頃此事に就て心を惱まして居る次第である。賴朝公の時分は事每に御下問があつたから愚見を申出たが、此程は一向其事がないので、申出る事が出來ずに居たが、今御內談に預つたのは大幸である。さらば諫言を

申上げようと答へて、其後實朝に面會の節、右の次第を諷刺し、御子孫の繁榮を願ふならば、唯征夷大將軍のみを受け居り、其他は悉く拜辭し、後年に及んで大將を兼ね給うたならば宜しいで御座りませうと申した所が、實朝の言ふには「諫の趣は尤であるが、源氏の正統は既に絶えようとする、子孫も跡を繼ぎさうもない。そこで俺まで官職を帶びて家名を揚げようと欲するのである」と云ふ答であつた。當時實朝は二十五歲の青年であるが、結婚後既に十三年を經過して居るのに一人の子女を設けなかつたから、此言があつたのであらう、何か他に又意味のある言葉であらうか。廣元も此言を聞いては重ねて申す語もなくて退出したと云ふ事である。さう云ふ譯で、實朝に於ても承知して居た事であるやうだが、どうも高位高官を頻りに競望して、建保六年の如きは殊に榮轉が頻繁であつた。正月には權大納言に遷り、二月には左近衞大將に陞り、左馬寮御監を兼ねた。當時朝廷では賴朝の例に依り右近衞大將に叙せられんとしたのであるが、實朝は右近衞大將を希望しなかつたから、藤原道家をして辭せしめて之に任せられたのである。十月には內大臣に拜し、十二月には右大臣に轉じた。かくて翌年(承久元年)薨去になるのである。

かく官位を競望したのは、何やら短命の徴で、所謂蟲が知らすとでも云ふべきものであつたらうか。一説には朝廷に於かせられても實朝が官位を競望されるに就いて、頻りに之を御授けになり、官打（くわんうち）にせられる思召であつたとも云ふ（承久の記）。官打とは夫程の身分でないものが高位高官に陞れば、天命が盡きて早世すると云ふ考から出たのである。

(8) 實朝の最期

こゝに賴家の子に公曉といふ者があつた。公曉は幼名を善哉といひ、賀茂六郎重長（爲朝の孫）の女の生む所である。四歳の時に兄の一幡は北條氏の爲に殺され、五歳の時に父賴家も修善寺で果敢ない最期を遂げ、かくて公曉は幼少で孤兒となつたので、政子は之を不愍に思ひ、建永元年十月實朝の猶子となし、始めて幕府の内に入れた。是より先き、公曉は鶴岡八幡の別當（第二世）尊曉の門弟となつたが、建暦元年第三世定曉の室に入つて髮を剃つた（法名を公曉と付けたのは此の時である）。かくて定曉に伴はれて上り、園城寺に入つて學業を修行した。定曉が歿して後又政子の命によつて鎌倉

に還つて來て鶴岡の別當職に補せられたのである。之は建保五年六月の事で、公曉が十八歳の時である。

さて實朝は右大臣に任ぜられたので、承久元年正月二十七日に鶴岡八幡宮で拜賀の式を行はれる事となつた。之は晴の儀式であるから、京都からも參列のため公卿達が數多下り、東國の武士も夫々行粧を刷ひ、一千騎の護衛兵が扈從して盛大なる事であつた。然るに神拜が終つて退去の際、當宮の別當公曉の爲に害せられ、二十八歳を一期として有爲の資を齎しながら、遂に遠逝されたのである。

さて實朝が遭難して、跡から追憶して見ると、種々不吉な前表があつたのである。先づ其一二を言へば、建保六年六月に實朝は左近衛大將に任ぜられたに就いて、拜賀のため鶴岡八幡宮に參拜した。其夜北條義時の夢に、藥師十二神將の中の戌神が枕元に來つて言ふに、今年の神拜は無事であるが、明年拜賀の日には供奉せぬがよいと敎へたと云ふ事がある。それで義時は非常に藥師を信仰して、二階堂谷に藥師の御堂を建てらるゝに至つたのである。

さて承久元年正月二十七日は夜に入つて雪が降り、積ること二尺にも及んだと

出發前の光景

いふ。此日實朝は拜賀の式を行ふ爲に出で行かうとされたが、其際大江廣元が參つて言ふやう、廣元成人の後謂はれもなく涙が眼に浮ぶと云ふ事は無かつた。然るに今日は尊顏を拜するに及び、どういふものか落涙を禁じ難い。是は唯事ではあるまい、定めし仔細があるであらうから、東大寺供養の日、頼朝公が御出の例に任せ、束帶の下に腹卷(甲の一種)を召され、且つ日中に式を行ふた方が、宜しからうと申した。然る所文章博士源仲章が言ふに、拜賀の式は古來夜分と極まつて居る。又大臣大將に上つた人が武具を著けると云ふ事はないとて之を止めた。この源仲章と云ふは、實朝の幼少の頃から京都より來り、其侍讀として實朝に學問や禮法などを敎へて居たものである。さうして見れば別段造意で廣元の忠言を支へたと云ふ譯ではあるまい。又秦公氏といふ者が實朝の鬢を梳つた所が、實朝は何と思つたか鬢の毛を一本拔いて、記念の爲と稱して之を與へた。又出立の際庭前の梅花を見て次のやうな歌を詠じた。

いてていなは主なき宿となりぬとも軒はの梅よ春を忘るな

實に忌はしい歌である。何か自分の死を知つて居て讀んだやうにも聞える。そ

れから車に乘つて行くと途中で靈鳩が頻りに鳴いた。車から下りる際雄劍を突き折つたといふやうな事もある。北條義時は劍の役となつて八幡宮の宮寺の樓門に入る時、白狗が傍を通るのを見て氣が遠くなつて、劍の役は勤まり兼ねると云ふので退去して、源仲章が之に代つた。義時は去年の夢知らせの事があるから、神經作用でかくの如き事になつたのかとも思はれる。實朝が八幡宮で神拜の事が終つて退出したのは、戌の刻（午後八時）であつた。石階を下りて行くと、何處よりか女粧をした法師が現はれ、先づ實朝を斬り、それから義時と間違へたものか仲章をも斬つてしまつた（世俗には銀杏の樹の傍から出たやうにいふが實錄にはさうはない。銀杏の樹の事は江戸時代に出來た本から見える）。かくて石階を上つて上宮の邊で「別當阿闍梨公曉が父の敵を討つた」と名乘を擧げる聲が聞へたと云ふ事である。そこで警固の勇士は大騷ぎをなし、別當の坊へ押寄せたが公曉は此處には居なかつた。公曉は實朝の首を持つて後見備中阿闍梨の雪下北谷の宅に行つたのである。さうして食事をする際も尚其首を放さなかつた。それから使の者を三浦義村の所へ遣はし、今將軍が缺けたに就いては我を迎へて早く立てよと言ひ遣つた。義村の子駒若丸は公曉の弟子になつて居たから、其恩誼

公曉に弑せらる

を思ひ、且又三浦氏は當時鎌倉で屈指の豪族であるから、斯う言ひ送つたものと見える。義村は直ぐ跡から御迎への者を差上げますからと答へて使者を還し、其趣を直ちに北條義時に告げた。すると義時は早く公曉を誅戮せよとの事であつたから、討手として長尾新六定景以下數人の者を遣はした。公曉は餘り待遠なので義村の宅を指して行く途中で、長尾等に行遇つて格鬪の後遂に殺されてしまつた。時に年は二十歳であつた。義村は公曉の首を義時の所へ持參した。安東忠家が燈をさゝげ、義時は直ちに其首を實驗したが、語つていふやう未だ公曉の顏を見たことが無いから多少疑念があると。

一體公曉は建保五年六月に鶴岡八幡宮の別當職に補せられたのであるが、其十月の頃から宿願があるとて宮寺（宮寺とは八幡宮の事である）に一千日の參籠をなして更に退出せず、尙數箇の祈請などをして除髮の事もないので、人々が怪みを懷いたと云ふ事もある。かくて千日も經ず五百日以內に實朝を弑したのである。公曉は又白河左衞門尉義典を遣し大神宮に奉幣させたが、此者は歸路三河國矢作宿で公曉の殺された事を聞き、遂に自殺を遂げたと云ふ。是等も不審の點である。又公曉同類

の嫌疑を以て捕へられた僧侶もあつたが、吟味の後、多くは許された。

後から考へて見ると、大江廣元も北條義時も今回の變事を豫知して居たやうにも見え、實朝自身さへも何うやら死地にでも赴くやうな氣がしたらしく見える點もある。併し是等は後から言ふ事で役には立たないのである。實朝が嘗て歌會などを催して夜を更す際、折々變化の者が女の姿と現はれて實朝を窺ふ事もあつて、怪しいと云ふので、追駈けて行くと、足が早くて捕まらなかつたと云ふ事もある。是も公曉の行爲であつたかも知れぬ。或は公曉の實朝を弑したのは北條義時の教唆に出たやうに言ふ說もある。これは世間に多く行はれて居る說であるが、實は想像に過ぎないのである。公曉の身としては幼少の際ではあつたが、父も兄も北條氏の手で殺されたのである。さうしてそれが實朝を立てようと云ふ事から起つて居るのを聞いては、(他の教唆がなくても)實朝と義時とを怨むのは是非なき事である。又賴朝の子として將軍にならうと企てたと云ふのも理窟の無い事ではあるまい。かういふ者を鎌倉に迎へて、八幡宮の別當にしたのが間違ひで、之は政子の意中から出たのであれば、祖母の情が却つて仇となつたと云ふの外はない。

義時は白狗が自分の傍を通つてそれで氣が遠くなり、劍の役を辭したので災難を免れたから、何處の狗が來て敎へて吳れたのかと不審に思つたが、兼て信仰して居た藥師へ參詣して見ると、其前に飾つてある「あま狗こま狗」の一疋の足が泥だらけになつて居たから、是に相違ないと言ふので、愈〻以て藥師を信仰したといふ事である。

二十八日に實朝の遺骸を勝長壽院の傍に葬つたが、首の所在が分らないので、五體不具では相成らぬとて、前日公氏に賜はつた鬢の毛を以て之に代へて棺に入れた(今墓所の所在は不明である)。かくて母政子、夫人藤原氏を始め一族家人の出家するもの凡て百餘人に及んだ。

武家時代の研究　第三卷　終

附錄

平治元　六　一　源義朝、安房國丸御厨を大神宮に寄進す。
　　　一二　四　平清盛、熊野に詣づ。
　　　　　九　藤原信頼、源義朝反し、夜上皇御所三條殿を襲ひ、火を放ちて宮を燒く。
　　　　一四　藤原信頼、除目を行ひ、自ら大臣と爲り、大將を兼ね、源義朝を播磨守に、頼朝を右兵衛佐に任ず。
　　　　一七　清盛、京都の變を聞きて歸京す。
　　　　二六　清盛勅を奉じて、信頼、義朝等を討ち、これを敗走せしむ。源義隆、山徒のために要撃せられて死す。
　　　　二九　義朝美濃青墓宿に遁れ、其子朝長疵を病みて自殺す。
永暦元　正　四　義朝尾張に赴き、長田忠致に憑りて殺さる。
　　　　　九　義朝及び其郎徒鎌田政清の首を東獄に梟す。
　　　　一九　源義平誅せられる。
　　　二　九　頼朝、平頼盛の郎等平宗清の爲めに捕へらる。

年號	年	月	日	事項
		三	一一	頼朝伊豆に、弟希義土佐に流さる。
		八	一一	平清盛參議に任せらる。
		一一	三〇	平重盛內藏頭に任せらる。
應保	元	正	二三	參議平清盛に檢非違使別當を兼ねしむ。
	二	八	二〇	平清盛從二位に叙せらる。
仁安	元	六	六	平清盛正二位に叙せらる。
	二	二	一一	平清盛太政大臣に任せられ、更に從一位に叙せらる。
嘉應	二	五	二五	藤原秀衡鎭守府將軍に任せらる。
承安	元	一二	二	平清盛の女德子を法皇の御猶子となし、從三位に叙し、德子の入內定を行ふ。
			九	源頼政、內裏失火を防ぐの功を以て、正四位下に叙せらる。
	二	二	一〇	平德子中宮となる。
安元	二	一〇	・	是月、伊豆の人河津祐泰、狩場に於て工藤祐經の爲に射殺せらる。

年號	年	月	日	事項
治承	元	三	六	源爲朝、大島に自殺す。
		五	二九	源行綱、密に權大納言藤原成親等の陰謀を清盛に告ぐ。
		六	一	平重盛、父清盛の非擧を諫む。
			二	藤原成親を備前に流す。
		七	九	平清盛、藤原成親を備前に殺さしむ。
	二	一一	一二	中宮御產、皇子御降誕あらせらる。
		一二	二四	源頼政、從三位に叙せらる。
	三	五	二五	平重盛出家す。
		七	二九	平重盛薨ず。
		九		是月、前法勝寺執行俊寛、鬼界島に寂す。
		一一	二〇	平清盛、法皇の院政を停め、鳥羽殿に幽し奉る。
			一八	源頼政出家す。
	四	二	二一	安德天皇卽位。
		四	九	源頼政、以仁王に平家追討の令旨を請ひ、源行家をして諸國

の源家に傳へしむ。

五　一五　源兼綱等を遣し、以仁王の高倉第を圍ましむ、是より先、以仁王園城寺に奔り給ふ。

二二　源頼政、自第を燒き、兵を率ゐて園城寺に據る。

二六　以仁王、源頼政等奈良に奔り、宇治川に戰ひて、頼政これに死し、以仁王薨去せらる。

六　一九　三善康信、其子康清を伊豆北條に遣して、清盛の諸國源氏を討たんとするを、頼朝に告げしむ。

二四　頼朝、以仁王の令旨を奉じ、密に藤九郎盛長等を遣して、東國在住の家人を招致せしむ。

二七　三浦義澄、千葉胤頼、北條に赴きて頼朝に謁す。

七　五　頼朝、走湯山の僧覺淵を召し法華經八百部轉讀の功を啓白せしむ。

二三　頼朝、佐伯昌長、大中臣頼隆を召し、門下に候せしむ。

治承四 八 二 東國の武士大庭景親等、本國に歸る。

四 賴朝、大和判官代邦道を平兼隆の邸に遣し、其地形を圖せしむ。

一一 佐佐木秀義、其子定綱を北條に遣し、大庭景親の異心あるを賴朝に告ぐ。

一七 賴朝兵を伊豆に擧げ、平兼隆等を攻殺す。

一八 賴朝伊豆山より法音尼を召し、毎日勤行の讀經を代誦せしむ。

二〇 賴朝兵を率ゐて伊豆を發し、相模土肥に至る。

二三 賴朝石橋山に陣し、大庭景親等と戰ひて敗る。

二四 賴朝、土肥實平と共に遁れて杉山に入る。

二六 畠山重忠等、衣笠城に三浦氏を攻め、義明城に留りて死す。

二九 賴朝實平を具して眞鶴濱より遁れ、安房獵島に至る。

九 三 賴朝武藏等の家人、小山朝政、下河邊行平、豐島清元、葛西清重

等に檄す。

四　頼朝平廣常、千葉常胤を招致す。

五　平維盛等をして、東海東山兩道の兵を發し、頼朝を討しむ。

七　源義仲、兵を信濃に起し、頼朝に應ず。

八　頼朝北條時政を遣し、甲斐信濃の源氏を誘らしむ。

一〇　武田信義、兵を擧げて頼朝に應じ、信濃に入りて菅冠者を殺す。

一三　頼朝兵を率ゐて上總に入る。

一七　頼朝下總國府に入る。千葉常胤、故源義隆の子頼隆を奉じて之に會す。

一九　平廣常、兵二萬を率ゐて頼朝と隅田川に會す。

二〇　頼朝土屋宗遠を甲斐に遣し、北條時政、武田信義等をして駿河黃瀨川に會せしむ。

二九　平維盛等六波羅を發す。

治承四　九　三〇　新田義重、上野に自立して寺尾城に據る。足利俊綱、平氏に黨し、同國府中の源氏を襲ふ。

一〇　二　頼朝兵三萬餘を率ひて武藏に入る。

四　畠山重忠、河越重頼、江戸重長等頼朝に降る。

六　頼朝、相模鎌倉に入る。

七　頼朝鶴岡八幡宮を遙拜し、更に龜谷の故左馬頭義朝の舊跡に監臨す。

九　頼朝大庭景義を奉行として第宅の造營を始めしむ。

一一　北條政子鎌倉に入る。

一二　頼朝、鶴岡八幡宮を小林郷の北山に遷す。

一三　源義仲、上野に入る。

一四　北條時政、武田信義等、駿河目代橘遠茂、長田入道等と駿河鉢田に戰ひ、遠茂を虜にす。

一五　頼朝鎌倉第に徙る。

一六　平維盛等、進みて駿河に至る。頼朝平軍の東下を聞き、鎌倉を發して國府六所宮に至る。

一八　頼朝黄瀬川に至る。北條時政、武田信義等甲斐信濃の諸源氏を率ゐて之に會す。荻野俊重、曾我祐信等來り降る。

一九　天野遠景、伊東祐親を捕へて頼朝に獻ず。加々美長清、平氏に背きて頼朝に來附す。

二〇　頼朝平軍と富士川を隔てゝ陣す。是夜平軍戰はずして潰走す。

二一　頼朝平軍を追はんとせしが、千葉常胤、三浦重澄、平廣常等の諫によりて止む。源義經奥州より來會す。

二三　頼朝相模の國府に到りて行賞す。大庭景親、長尾爲宗、同定景、河村義秀、山内經俊等來降す。

二六　頼朝大庭景親、河村義秀等を斬る。

二七　頼朝佐竹秀義を討たんとして兵を常陸に進む。

治承四 一一

四 頼朝常陸に入る。乃ち平廣常をして佐竹義政を殺さしめ、兵を進めて金砂城に佐竹秀義を攻む。

五 平維盛等遁れて京都に還る。此日頼朝平廣常をして佐竹秀義の叔父藏人某を召さしめ、間道より金砂城を襲ひ、秀義を敗走せしむ。

七 東海、東山、北陸三道に勅して頼朝を討たしむ。此日志田義廣、源行家等、常陸國府に於て頼朝に屬す。

八 頼朝佐竹秀義の所領を收め、將士を賞す。是日、頼朝軍を還す。

一〇 頼朝武藏丸子莊を葛西淸重に與ふ。

一四 頼朝土肥實平を武藏に遣して社寺の狼藉を禁せしむ。

一七 頼朝鎌倉に還り、和田義盛を侍所別當に補す。美濃、尾張等の諸源氏悉く蜂起す。

二〇 近江の源氏頼朝に應じ、飛驒守景家の家人を殺し、勢多沿岸

の船納を奪ひて北陸道の運漕を塞ぐ。

二二 攝津の源氏手島冠者、平氏を背き、火を福原の自第に放ちて、東國に出奔す。

二六 賴朝山内經俊の死罪を宥し、之を放免す。

二七 上皇天台座主及び園城寺僧綱十餘人を召し、僧徒の賴朝に應ずる者を糺さしめ給ふ。賴朝八田知家を下野茂木郡地頭職となす。

一二 二 將士を分遣して東國の諸源氏を討たしむ。平知盛を近江より、平資盛を伊賀より、平清綱を伊勢より進ましむ。此日知盛、山本義經、柏木義兼等と近江に戰ひて之を敗る。

四 賴朝阿闍梨定兼を召して、鶴岡供僧職となす。

六 平知盛等、火を多野地の民屋に放ち、進みて諸源氏の軍を敗る。此日興福寺衆等蜂起して、近江源氏に應ず。

一〇 山本義經、遁れて鎌倉に至り、賴朝に投ず。

治承四　一二　一一　延暦寺園城寺の僧徒等、義經に黨せるを以て、平淸房を遣はして之を討ち、堂舍僧房を燒かしむ。

一二　鎌倉大倉鄕の第宅成れるに依り、賴朝之に徙る。

一三　前右中辨平親宗、密に賴朝に通ずるを以て、其從者を捕へ、之を鞠す。

二二　新田義重及び里見義成、鎌倉に至り賴朝に屬す。　此日平維盛を越前に遣し、叛徒を討たしむ。

二三　平經盛を遣し、東國追討使を援けしむ。

二四　源義仲、退いて信濃に入る。

二五　行實の徒弟、賴朝護身の觀音小像を石橋山の洞窟に索めて、之を賴朝に進む。　此日平重衡を遣はし、興福寺、東大寺の僧徒を討たしむ。

二八　平重衡、南都を攻め、火を放ちて東大寺、興福寺を燒く。

二九　平重衡、僧徒の首四十餘級を將て京に還る。

是月、鎭西菊池氏、平氏に反して兵を擧ぐ。此日熊野僧徒及び伊豫阿波等の源氏に應ずる者、亦蜂起す。

諸國に反する者益〻多し。平宗盛を五畿內及び伊賀、伊勢、近江、丹波等の惣官となす。

養和元 正 八

一一 梶原景時、始めて賴朝に謁す。

一八 平氏の軍、進みて美濃に入る。

二三 賴朝僧長榮をして武藏長尾寺及び求明寺を管せしむ。

二八 源行家、尾張に入る。同國目代、使を六波羅に遣はして援を請ふ

二 一 賴朝北條時政の女を足利義兼に、平廣常の女を加々美長淸に嫁せしむ。

一二 東國追討使平知盛、病に依りて歸洛す。

二六 遠江安田義定、平軍大に至るを以て、急を賴朝に告ぐ。

二八 志田義廣、常陸鹿島社領を掠むるを以て、賴朝之を禁せしむ。

是日、和田義盛、岡部忠綱、狩野親光、宇佐美祐茂、土屋義清等を遠江に遣し、安田義定を援けしむ。

養和元　閏二　四　入道前太政大臣平清盛薨ず。

八　公卿を院の殿上に會し、頼朝以下追討のことを議す。

一五　平重衡をして、院宣を齎して東國に諭し、源頼朝を討たしむ。

一七　和田義盛等遠江に至り、安田義定に會して、平軍の到るを待つ。

二〇　頼朝の叔父志田義廣、鎌倉を襲はんとし下野に到る。此日頼朝長沼宗政、關政平を遣し、下河邊行平、小山朝政等を援けしむ。次で政平反して義廣に投ず。

二三　小山朝政、志田義廣と戰ひ、之を却く。

二五　足利忠綱、義廣の敗を聞き、西海に走る。

二八　頼朝常陸、上野、下野の義廣に黨與せる者の所領を收め、小山朝政、結城朝光を賞す。

三　一　頼朝は亡母忌日の佛事を土屋義清の龜谷堂に修す。
　　七　頼朝武田信義を疑ひ、誓書を致さしむ。
　　一〇　平重衡、平維盛等源行家と洲股河に戰ひ、大に之を破る。
　　一二　頼朝神領を鹿島社に寄せ、鹿島政幹を同社惣追捕使となす
　　二七　頼朝片岡常春の所領を沒收す。
四　一　頼朝御寢所祗候衆十一人を定む。
　　二八　院宣を陸奥の藤原秀衡に下して、頼朝を討たしむ。
五　八　園城寺の僧日慧、鎌倉に至り、其師日胤の遺命を頼朝に傳ふ。
六　一九　頼朝三浦に遊び、三浦義連の第に宿す。
　　是月、城長茂大軍を率ゐて信濃に入る。　義仲邀擊之を破る。
七　五　頼朝、長尾定景の法華經持者なるに感じ、その罪過を免す。
　　一八　平通盛を北陸道に遣し、源氏に應ずる者を討たしむ。
　　二〇　下河邊行平、刺客左中太常澄を捕ふ。　頼朝行平を賞して、毎年の貢馬を免す。

養和元　八　一　是より先、頼朝密に法皇に奏して平氏と和し、並に朝廷に任へんことを請ふ。法皇狀を以て宗盛に示し給ふ。宗盛肯せず。

一四　平通盛、平經正を北陸道に遣して、源義仲を討たしむ。

一五　藤原秀衡を陸奥守に、平親房を越前守に、平助職を越後守に任じ、並に諸國の源氏を討たしむ。

一六　平清綱、藤原忠清等を遣して源頼朝を討たしむ。

一七　頼朝澁谷重國父子を賞し、其領澁谷下郷の所濟乃貢を免ず。

九　四　義仲軍の先鋒越前に入り、平通盛の軍と水津に戰ふ。

六　熊野權別當湛増、兵を起して頼朝に應ず。此日平通盛の軍敗れ、敦賀城に退く。

七　頼朝和田義茂を下野に遣し、足利俊綱を討たしむ。

一六　足利俊綱の臣桐生六郎、俊綱を斬り、和田義茂に降る。義茂、六郎をして俊綱の首を鎌倉に傳へしむ。

一八　頼朝桐生六郎を斬らしむ。

二八　熊野僧徒、鹿背山を塞ぎ、頼朝に應ず。高野山も亦頼朝に應ず。此日平行盛、平忠度を遣し、平通盛を援けしむ。

一〇　三　平維盛をして、北陸道の平軍を援けしむ。

一二　頼朝鹿嶋社に神領を寄進す。

一六　藤原秀衡、官軍に屬ずべき領狀を上る。

是月、平宗盛、大舉して東海、東山、北陸、南海諸道の源氏を討たしめんとして果さず。

一一　五　頼朝、義經、足利義兼等を遣して、平氏の軍を防がしめんとし、佐佐木秀義の議により、之を停む。

一一　故源頼政の一族加賀竪者、鎌倉に來り、頼朝に歸す。

二一　平通盛、平行盛北陸道より歸洛し、平經正若狹に留まる。

一二　七　頼朝の室疾む。

壽永元　正　二三　平時忠の子時家、頼朝に歸す。

壽永元　二　八　頼朝、願文を太神宮に奉る。
　　　　　一四　頼朝、伊東祐親を赦す、祐親之を聞きて自殺す。
　　　　　一五　頼朝、祐親の子伊東祐泰清を徴す。
　　　　　二五　平教盛を北陸道に遣して源義仲を討たしむ。
　　　三　五　頼朝、山田重澄に一村地頭職を與ふ。
　　　　　一五　頼朝、由比濱より鶴岡に至る新道を作らしむ。
　　　　　二一　北陸道の源氏、進みて越前に入る。
　　　四　五　頼朝、江島辨才天祠の供養に臨む。
　　　　　一九　以仁王の御子等を、源義仲の許に送れる罪に依り、延暦寺の僧永雲を薩摩に、同顯眞を土佐に流す。
　　　　　二六　僧文覺鎌倉に到りて頼朝に謁す。
　　　五　一二　頼朝、藤原廣綱を右筆となす。
　　　　　三〇　頼朝、熊谷直實の功を賞して、武藏舊領の地頭と爲す。
　　　六　一　頼朝、愛妾龜前を小中太光家の邸に置く。

八 頼朝、加藤景廉の疾を視る。

一二 頼朝の室、比企谷の第に遷る。

一四 頼朝、新田義重の其女を納れざるを怒り、之を勘氣す。

二八 前馬允行光等五十餘人、款を源氏に通じ、東國に赴かんとす。是日、之を近江に捕ふ。

八 一一 頼朝、伊豆、相模、武藏、常陸、上總、下總、安房等の諸社に奉幣して、室政子の平産を祈る。

一二 頼朝室政子、男子(頼家)を生誕す。

九 一五 北陸道の官軍、歸洛す。

二五 土佐の住人蓮池家綱等、土佐冠者源希義を襲うて之を殺す。

一〇 九 源義仲、城永用と信濃筑摩河に戰ひて、之を破る。

一一 一〇 頼朝の室政子、頼朝の寵妾龜前を匿せるを以て、伏見廣綱の家を毀たしむ。

一四 北條時政、頼朝と隙ありて伊豆に歸る。

年	月	日	事項
壽永元	一一	二〇	頼朝、源有綱を土佐に遣し、蓮池家綱等を討たしむ。
	一二	一〇	頼朝、愛妾龜前を再び小中太光家の第に徙らしむ。
		一六	頼朝の室政子の憤によりて伏見廣綱を遠江に流す。
二	三	一〇	頼朝、神領を鹿嶋社に寄進す。
			是月、頼朝、義仲と隙あり、義仲、子志水義高を送りて質となし、和を請ふ。頼朝之を許す。
	四	一七	平維盛、平通盛等をして兵十萬を率ゐて、源義仲を討たしむ。
		二五	平宗盛に勅して、頼朝、武田信義を討たしむ。
		二七	平軍越前に入り、燧城を拔き、更に三條野、篠原等に諸源氏を破る。
	五	九	平、源の軍、般若野に會戰し、平軍敗退す。義仲越中に入り、戰勝を白山權現に祈る。
		一一	義仲砥波山の東に陣し、夜に乘じて平軍を襲ふ。平軍狼狽敗走す。

一二　維盛敗兵を收めて加賀に退く。義仲進んで篠原に平軍を破り、平知度之に死す。

二五　平軍退きて安宅を保つ。

六　一　源義仲、行家と共に平軍と安宅に戰ひ、之を破る。平軍の將齋藤實盛等戰死し、妹尾景康等捕へらる。

一〇　源義仲、越中國府に入る。尋で延暦寺に牒して僧徒を誘ひ、道を開かしむ。

一三　源重貞、單騎六波羅に來り、義仲の兵近江に到ると告ぐ。京師騷然たり。

七　二　延暦寺の僧徒、源義仲の求に應じ、道を開く。

九　多武峯金峰山の僧徒、蜂起して源氏に應ず。

一二　源義仲の兵、進みて勢多に抵る。

一四　源行家、伊賀に入る。

二二　源義仲、覺明を先導とし、琵琶湖を渡り比叡山に登る。源行

家、大和より、矢田義康丹波より、源行綱、攝津より並に京師に迫る。平忠度、同知盛等の平軍悉く敗退す。

壽永二　七　二四　後白河法皇、潜に延暦寺に行幸あらせらる。

二五　平宗盛、天皇を奉じ、一族を率ゐて京都を出奔し西海に赴く。源行家木幡山に、義仲勢多に次す。

二八　源義仲勢多より、源行家宇治より京師に入る。法皇、兩將を召して、平氏追討の宣旨を下し給ひ、又院廳官を鎌倉に遣して、頼朝を召さしむ。

三〇　頼朝、義仲、行家等の功賞を議す。是日、義仲を京師の守護となす。

八　六　法皇詔して、前内大臣平宗盛を除名し、平頼盛以下其族二百人の官爵を削る。

一四　源義仲、高階泰經に憑りて、故以仁王の御子を、帝位に即け奉らん事を奏す。

一六　法皇、源義仲を伊豫守に、源行家を備前守に轉せしめ、安田義定を近江守に任せしむ。

一八　法皇、平氏の所領の沒官せる五百餘所を頒ち、百四十餘所を義仲に、九十餘所を行家に賜ふ。

二八　平宗盛等、安德天皇を奉じて、太宰府に至る。

二〇　源義仲、京師を發し播磨に向ふ。是日、賴朝僧文覺をして、義仲等の追討解怠及び京中狼藉の事を院に勘發せしむ。

一〇　六　賴朝使を遣はして、義仲の異心を挾むことを訴ふ。

一二　義仲備中に入り、妹尾兼康を殺す。

一三　法皇、重ねて中原康定を鎌倉に遣し給ふ。

一八　平賴盛、鎌倉に赴く。

二三　法皇、義仲に上野信濃二國を賜ひ、賴朝と和せしむ。是日、平氏鎮西を發し、行宮を屋嶋に營む。

閏一〇　一五　義仲法皇の詔に背き、兵を引きて京師に還る。

壽永二閏一〇

二〇　平氏の軍大に振ひ、播磨以西之に從ふ。

二二　義仲法皇の宮に詣り、志田義廣をして平氏を討たしめんことを、且頼朝追討の院宣を請ふ。

一一

四　源義經等、不破關に抵る。

一〇　法皇、法印澄憲を義仲に遣し、義經等の入京を許さんことを諭さしめ給ふ。

一七　法皇、兵を法住寺殿に集め、義仲に備へ給ひ、御使を義仲に遣して、京師を退去せしめらる。

一九　義仲法住寺殿を犯し奉り、火を放ちて之を燒く。

二〇　義仲、伯耆守光長以下百餘人の首を五條河原に梟す。

二一　法皇、御使を義經に遣して、義仲の反狀を告げ、頼朝に報せしめらる。平知康も亦、尋で鎌倉に到り、戰狀を頼朝に告ぐ。是月義仲書を平宗盛に送り、相和して頼朝を拒がん事を勸む。宗盛應せず。

一二　三　義仲参院して、部下の頼朝の兵を追ひしを奏す。

一〇　法皇、院宣を下して、頼朝を討たしめらる。

一五　院宣を藤原秀衡に下し、義仲と共に頼朝を討たしめらる。

是冬、頼朝平廣常を殺す。　頼朝、範頼、義經を遣し、義仲を討たしむ。

元暦元　正　八　義仲を征夷大將軍となす。

一六　範頼、義經の軍近江に著す。　京師騒擾す。　行家、義仲に叛き、河内石川城に據る。

一七　頼朝、平廣常の寃罪を知り、之を殺せしを悔ゆ。

一九　義仲の部將樋口兼光、行家の據れる石川城を攻めて之を陥る。　行家高野に奔る。

二〇　義仲、範頼、義經の軍を勢多宇治に防ぎて利あらず、粟津に戰死す。　義經、院御所に詣りて頼朝の旨を奏す。

二一　法皇、御使を遣して、頼朝の功を賞し給ふ。

元暦元　正　二二　頼朝、囚人藤原爲久を鎌倉に召す。

二六　宣旨を頼朝に下して、平宗盛以下の黨類を討伐せしむ。此日義仲等の首を梟す。

二九　頼朝、範頼義經を遣して、平氏を討たしむ。是月、宗盛、安德天皇を奉じて福原に至り、城郭を一谷に構へて之に據る。

二　一　頼朝、範頼を勘氣す。

五　範頼、義經の軍攝津に入る。

六　義經、自ら精鋭を率ゐて鵯越に向ふ。

七　義經、鵯越を下り、火を平氏の軍營に放つ。平軍敗れ、平通盛、忠度等戰死し、平重衡捕へられ、宗盛安德天皇を奉じて屋島に遁る。

一八　頼朝、使を遣して京師の警衛等を命じ、又梶原景時、土肥實平をして、播磨、美作、備前、備中、備後を守護せしむ。

月	日	事項
三		是月、法皇、御使を遣して、頼朝の上洛を促し給ふ。
	一	頼朝、鎮西の住人をして、平氏を討たしむ。
	六	頼朝、範頼の勘氣を免ず。
	一〇	頼朝の請により、平重衡を鎌倉に送る。
	二八	頼朝、重衡を北條に引見す。 平維盛、那智の海に投じて死す。
四	四	頼朝、藤原能保を請じて花宴を開く。
	五	頼朝、奏して、平頼盛の勅勘を宥さんことを請ふ。
	一四	頼朝、源光行、三善康信を鎌倉に召す。
	二一	頼朝、志水義高を殺さんとし、義高之を聞きて遁る。
	二六	志水義高入間河原に誅せらる。
五	一	頼朝、足利義兼以下を遣して、志水義高の餘黨を甲斐信濃に討たしむ。
	一二	頼朝、使を遣して、園城寺長吏僧正房覺の病を訪はしむ。
	一九	頼朝、平頼盛を欵待す。

元暦元　六　五　範頼を參河守に、源廣綱を駿河守に、平賀義信を武藏守に任ず。

一六　頼朝、一條忠頼を殺す。

七　三　頼朝、奏して、義經を遣し、平氏を討伐せしむ。

一六　頼朝、澁谷高重の功を賞し、上野國黒河郷を賜ふ。

一九　伊賀平氏の黨、平田家繼等近江に入り、佐佐木秀義戰死す。大内惟義、之を平げ、家繼を斬る。

八　三　頼朝、使を遣し、義經に命じて平信兼を索捕せしむ。

六　義經を左衛門少尉に任じ、檢非違使に補す。　頼朝、範頼、足利義兼、武田有義等を發し、各馬を餞す。

一二　義經、京師を發し、平信兼を伊勢に討つ。

一八　頼朝、甘糟廣忠を賞す。

二四　頼朝、公文所を建造し、是日上棟す。

二九　追討官符を頼朝に下して、平氏を追討せしむ。

是月、賴朝、僧文覺をして、奏して、義朝の首を請はしむ。

九　二　範賴、足利義兼以下を率ゐて、平氏追討のため京都を發す。

　　三　義經を從五位下に叙す。

　　一四　賴朝、義經に河越重賴の女を娶らしむ。

　　一八　義經叙留。

一〇　六　賴朝、公文所の吉書始を行ひ、中原廣元を別當と爲す。

　　一一　義經拜賀を行ふ。尋で、義經に院の昇殿を聽す。

　　一二　範賴、賴朝の命に依り、軍忠者を賞す。

　　二〇　賴朝、始めて問注所を置き、三善康信をして之に當らしむ。

一一　一四　賴朝、義經に命じて、西國に所領を與へし諸將士の事を沙汰せしむ。

　　二一　賴朝、筑後權守俊兼を召し、その袖を截り、奢侈を戒む。

　　二六　賴朝、一寺を建立せんとして、鎌倉東南の地を相す。

是月、賴朝、意を右大臣兼實に屬し、其執政を望む。

年	月	日	事項
元暦元	一二	二	頼朝、馬を佐佐木盛綱に與ふ。
		七	佐佐木盛綱、平行盛と備前兒島に戰ひて之を破る。
		二五	頼朝、鹿島社神主中臣親廣等を召し、祈禱の功を賞す。
文治元	正	六	頼朝、使を範頼に遣し、九國の家人に遣す下文を送り、且將士統率の要を諭す。
		一〇	義經を遣し、平氏を討たしむ。是日義經京師を發す。
		一二	範頼、赤間關より周防に還り、兵船を臼杵惟隆等に徵す。
		二二	頼朝、出雲安東郷を賀茂社に寄進し、冬季神樂料に充てしむ。
		二六	範頼、三浦義澄を留めて周防を守らしめ、自ら進みて豐後に渡る。
	二	一	範頼の部將、北條時政、下河邊行平等、太宰少貳種直の子賀摩兵衞尉と蘆屋浦に戰ひ、美氣敦種を殺す。
		一二	頼朝、伊豆に赴き、伽藍造營料木材の伐採を監臨す。
		一三	範頼、書を頼朝に致し、兵粮の闕乏に依りて、安藝に退かんこ

とを請ふ。

一七　義經、夜風雨に乘じ、攝津渡部より船を發して阿波に向ふ。

一九　義經、屋島に進みて、平氏の軍と會戰す。佐藤嗣信之に死す。平宗盛、安德天皇を奉じて海上に遁る。

二一　義經、平軍を追うて志度に戰ふ。是より先、河野通信等義經の軍に屬す。田口成直も亦降る。

三　三　故義仲の遺臣、其妹を京に擁し、權門の莊公を掠奪す。

七　賴朝、米、沙金、上絹等を東大寺に寄進し、同寺修造料に充てしむ。

一二　賴朝、兵船に粮米を積載し、西海に送らしむ。

一四　賴朝、使を範賴に遣して、平氏の討滅を謀らしめ、又賢所以下の寶物を、無事に奉迎すべき事等を諭す。

二二　義經、舟師を率ゐ、三浦義澄を先導となし壇浦に迫る。

二四　義經、平軍と壇浦に戰ひ、遂に之を破る。安德天皇崩じ給ひ、

神劍海中に沈む。宗盛等捕へらる。

文治元　四　五　大夫尉信盛を勅使として、長門に遣し、義經に命じて、神器以下を奉じて京師に還らしむ。

一一　鎌倉南御堂柱上棟、頼朝之に監臨す。是日義經の發せる壇浦の戰報、鎌倉に達す。

一四　高階泰經、院宣を奉じ、使を鎌倉に遣して、平氏討滅の功を賞す。

一五　頼朝、家人等の內擧なくして任官せる輩を責め、命じて墨股以東に歸還すること勿らしむ。

二一　梶原景時、義經の不義を頼朝に讒訴す。

二五　範頼、三河守を辭す。

二七　正四位下頼朝を從二位に升敘す。

二九　頼朝、書を田代信綱に遣し、密に西海の士の義經に從ふことを禁せしむ。

五　一　建禮門院、御出家あらせらる。

五　賴朝、使を範賴に遣して、寶劍を搜索せしめ、且九國に在りて諸事を沙汰せしむ。

一〇　賴朝、義經をして平宗盛以下の捕虜を率ゐて、鎌倉に下らしむ。

一四　平氏の黨藤原忠清を姉小路河原に斬る。

一五　義經、宗盛等を率ゐて酒勾驛に著す。賴朝、北條時政をして宗盛以下を迎へしめ、小山朝政をして義經の鎌倉に入るを停めしむ。

二四　義經、書を大江廣元に遣り、賴朝の憤を釋かんことを請ふ。

六　七　賴朝、宗盛父子を觀る。

九　賴朝、義經をして宗盛等を京師に送還せしめ、又重衡を南都に送らしむ。

一三　賴朝、義經の采地二十四箇所を收む。

文治元　六　一九　賴朝、平氏滅亡せしを以て、諸國の惣追捕使を停め、之を奏す。

二一　平宗盛を篠原に、平清宗を野路に斬る。

二三　宗盛父子の首を京師に傳へ、獄門に梟す。是日重衡を奈良に斬り、同じく梟す。

七　七　賴朝、前筑後守藤原貞能の降を許す。

一二　賴朝、範賴に平家沒官領等に地頭を定補して後、歸洛すべきことを命ず。

一五　賴朝、神護寺僧文覺の濫妨を禁せしむ。

八　四　賴朝、佐佐木定綱に命じて、源行家を討たしむ。

一二　賴朝、義經に命じて、故義朝及び鎌田正清の首を、東獄に搜出せしむ。

一六　義經を伊豫守に、山名義範を伊豆守に、足利義兼を上總介に、安田義資を越後守となす。

二四　下河邊行平、筑紫より鎌倉に還り、良弓を賴朝に獻す。

三〇　賴朝、故義朝の遺骨を稻瀨河に迎ふ。
是月、賴朝、土肥實平をして鎭西を管せしむ。

九　二　賴朝、梶原景季、僧成尋を京師に遣して、行家、義經の行動を偵察せしむ。

三　賴朝、勝長壽院を鎌倉大倉に建て、父義朝及び鎌田正清の遺骨を葬る。

二六　範賴、筑紫より京師に還り、名劍吠丸等を法皇に献ず。

一〇　六　梶原景季、京師より鎌倉に歸り、行家、義經の反狀を賴朝に密訴す。

九　賴朝、土佐坊昌俊を京師に遣す。三上家季等の士之に隨ふ。

一一　義經、行家に黨し、院宣を奉じて賴朝を討たんことを請ふ。

一七　賴朝追討の宣旨を義經に下す。是日、土佐房昌俊等、義經を堀河第に襲うて克たず。

二〇　範賴、鎌倉に還る。

文治元　一〇　二二　義經、行家兵を近畿に募る、應ずる者なし。

二五　頼朝、兵を帥ゐて上洛せんとし、小山朝政、結城朝光等を先發せしむ。

二六　義經、土佐房昌俊を鞍馬に捕へて六條河原に斬る。

二九　頼朝、土肥實平を先鋒、千葉常胤を殿として鎌倉を發す。

一一　一　頼朝駿河黃瀨河驛に駐屯して、京師の情報を待つ。

二　義經、行家西國に遁れんとす。是日、院宣を下し、四國九州をして二人の節度に從はしむ。

三　太田頼基、義經を攝津河尻に要撃す。

五　鎌倉の武士入京す。

六　義經、行家大物浦にて風浪に遭ひ、黨類離散す。乃ち和泉に渡りて、天王寺に泊す。

七　義經の官職を削る。

八　頼朝、黃瀨河より鎌倉に歸る。

一一　右大臣兼實、其子良經の名、義經と同訓なるを以て改めんとす。尋で源義經を更めて義行となす。

一二　院宣を諸國に下して、行家、義經を捜捕せしむ。

一五　是より先高階泰經、義經に黨す。是日、其使鎌倉に至りて辯疏す。賴朝、之を卻く。

一七　義經、大和吉野山に遁竄す。是日、其妾靜、山僧に捕へらる

二二　義經、大雪を侵して多武峯に逃る。尋で十字坊の僧徒道德等、之を掩護して十津河に赴く。

二四　北條時政、兵を率ゐて入京す。

二五　宣旨を賴朝に下して、義經、行家を索捕せしむ。

二九　賴朝、大江廣元の議を用ひ、守護地頭を諸國に置き、奸濫に備へ、並に兵粮米を課せんことを奏請す。是日、之を聽し給ふ。

一二

一　賴朝、北條時政に命じて、平時實及び在京の平氏の餘類を捜捕せしむ。

文治元　一二　六　頼朝、奏して議奏公卿を置き、右大臣兼實に内覽を命じ、諸職を棒補し、兼實以下の領國を定め、平氏及び義經、行家の黨與を處罰せんことを請ふ。

一七　北條時政、平重盛の子忠房等を斬り、平維盛の子六代等の死を宥す。尋で頼朝、六代を文覺に付す。

三〇　頼朝、八幡社を京都六條に建て、阿闍梨季嚴を別當と爲す。

二　正　二一　頼朝、法皇の寶算六十を賀し奉らんとし、物を献じて其用に充つ。

二　二　頼朝、藤原親光、同能保等の任官、並に家人官途の事を奏請す。

二六　頼朝、伊達時長の女を寵して男(貞曉)を擧ぐ。江七景遠に付して之を育せしむ。

三　六　是より先、頼朝、義經の妾靜を鎌倉に招致し、是日、吏をして義經の蹤跡を鞫問せしむ。

九　駿河守護武田信義卒す。

一二　是より先、頼朝屢、奏して、右大臣兼實を攝政に推薦す。是に至りて基通の攝政を罷め、兼實をして之に代らしむ。

一三　頼朝、奏して諸國去年以前の乃貢未濟を免じ、本年より國力に隨ひて勵濟せしめんことを請ふ。

二一　是より先、頼朝奏して、諸國の兵粮米を停め、土民を安堵せしめんことを請ふ。是日、勅して之を聽し給ふ。

二三　是より先、頼朝、藤原能保をして、北條時政に代りて京都を守護せしむ。是に至り、時政辭して京都を去る。

二九　頼朝、院宣を奉じて高階泰經、藤原頼經の流罪を赦さんことを奏す。

四

四　頼朝、長谷部信連の武功を賞し、家人と爲す。

八　頼朝、室政子と共に、義經の妾靜を召して歌舞を觀る。

一三　北條時政、鎌倉に還り、京畿庶政の狀を頼朝に具申す。

二四　是より先、頼朝、書を藤原秀衡に遣りて交を修め、且貢献を促

す。是に至り、秀衡金及び馬を貢す。頼朝之を京都に送進す。

是月、法皇、建禮門院を大原に訪ひ給ふ。

文治　二　五　一二　北條時定、源行家父子を和泉に捕へて之を誅し、首を鎌倉に致す。

二九　頼朝、奏して諸國の社寺を修造せんことを請ひ、先づ東海道の守護人に命じて、顚倒の社寺を注進せしむ。

六　一　頼朝、相模の窮民を賑恤す。

六　義行(義經)京都近傍に在りと傳ふるを以て、更に宣旨を諸國に下して逮捕せしめ、又義行の母常盤を捕へて、其所在を問ふ。

九　是より先、頼朝奏して、政道を興行せんことを請ふ。是に至り、寺社修造、記錄所再興、武士戒飾等に關する勅答を賜ふ。

一六　北條時定、義行の黨源有綱を大和に撃つ。有綱自殺す。

二一　頼朝奏して、沒官領を除く外、近畿の守護地頭を停められんことを請ふ。是日、大江廣元、京都に赴く。

七　一三　頼朝、佐佐木高綱を長門守護と爲し、是日、高綱國に就く。

一五　頼朝、室政子と共に勝長壽院の萬燈會に臨む。

二五　義行の徒、伊勢義盛を誅す。

閏七　一六　是より先、義行比叡山に遁れ、僧徒等之に與するを以て、武士之を攻めんとす。是日、院殿上に會議あり、武士を抑止し、座主全玄に命じて義行を捜らしむ。

二二　頼朝、平康頼の、嘗て義朝の墓を修めたるを賞して、阿波麻殖保司と爲す。

二九　義行の妾靜、男を擧ぐ。頼朝命じて之を由比濱に棄てしむ。尋で靜を放還す。

八　一五　僧西行、東大寺勸進の事に依り、陸奥に赴かんとして鎌倉を過ぎる。頼朝之を召見し、和歌弓馬の道を行ふ。

年	月	日	事項
文治二	八	二〇	頼朝、小御所を修理して之に徙る。
	九	五	頼朝、諸國の地頭に令して、領家の所務を闕怠すること勿らしむ。
		一五	是より先、梶原朝景土佐を鎮定し、是日還りて頼朝に謁し、京畿の情狀を告ぐ。
		二〇	比企朝宗等、義行の家人堀景光、佐藤忠信を京都に捕ふ。忠信自殺す。
		二一	比企朝宗、兵を率ゐて興福寺聖弘の房舍に入り、義行を索む。
	一〇	八	官符院宣を頼朝に下して、諸國現在謀叛人の跡を除く外、地頭の進止を停めしむ。尋で頼朝命を奉ず。
	一一	一	頼朝、木工頭兼皇太后宮亮藤原範季の、義行に黨するを訴ふ。是日、之を解官す。
		一二	頼朝の世嗣頼家、鶴岡八幡宮に詣づ。
		一八	頼朝の奏請によりて、更に義行追捕の宣旨を下し、追討の祈

禱を行ふことを議定す。又義行の名を改めて義顯と爲す。

一二　一　賴朝、千葉常胤等の諸將と會宴す。

一〇　賴朝、天野遠景を鎭西九國奉行人と爲す。

一一　平知康、鎌倉に至り、行家、義顯に與同せざりしことを陳す。

三

正　一二　賴朝、賴家と共に行始の儀を行ふ。

一八　賴朝、仁田忠常の第に臨みて、其疾を問ふ。

二　一　賴朝、平宗盛の故地攝津眞井、島屋兩莊を以て、建禮門院の御領と爲す。

八　院宣を攝政兼實に傳へて、義顯追捕の事を議せしめらる。

二三　賴朝の女大姬、相模國內の諸寺に命じて讀經せしむ。

二八　賴朝、北條時政の推薦により、伊澤家景を任用す。是日、義顯(義經)妻子と共に逃れて陸奥に至り、藤原秀衡に依る。

三　三　賴朝、美濃守護大內惟義の請により、新驛を置く。

年	月	日	事項
文治三	三	六	院宣を高野山に下して、保元以來戰死者の冥福を資け、且義顯の追捕を祈らしめ給ふ。
		一〇	頼朝、梶原景時の讒訴を罰して、鎌倉の道路を造らしむ。
		二一	頼朝、佐竹義季を岡部泰綱に召預く。
	四	一	頼朝、山科の地を相して第宅を建てんことを請ふ。聽さず。
		二	是より先、頼朝、慶使を遣して法皇の御不豫を候し奉り、是日、伊豆、相模兩國の社寺に命じて祈禱せしむ。
		三	法皇の御不豫により、詔して非常赦を行はせ給ふ。但平宗盛、源義顯の黨類は赦限にあらず。
		一三	是より先、東大寺重源、狀を上りて周防の地頭等の材木引夫を妨ぐるを訴ふ。是に至り、其狀を鎌倉に下して事由を糺さしむ。
	五	八	頼朝、弟希義の墓に就きて寺を建て、供養米を寄附す。
	六	一三	頼朝、父義朝の乳母摩々局を召して、相模早河莊を與ふ。

二一　是より先、頼朝、閑院修造の事を督勵せんことを請ひ、是日、大江廣元を京都に遣して、役を督せしむ。

二九　頼朝、伊勢大神宮禰宜の訴により、使を遣して畠山重忠眼代の濫行を糺さしむ。

七　三　頼朝、平頼盛の推薦により、山城守橘維康を登用す。

二〇　是より先、院宣を頼朝に下して、寶劍搜索の粮米を、西海の地頭に課せしめ給ふ。是に至り、伊勢以下七社に奉幣して、寶劍歸座を祈り、勅使を長門に遣して之が搜索に當らしめ給ふ。

二七　頼朝、信濃目代、及び莊園公領の沙汰人に命じて、善光寺の造營を助けしむ。

八　一五　頼朝、始めて放生會を鶴岡八幡宮に行ひ流鏑馬を觀る。

一九　頼朝、院宣を奉じて千葉常胤、下河邊行平を京都に遣し、群盜を鎭せしむ。

文治三	九	四	是より先、頼朝の請に依り、院宣を藤原秀衡に下して、義顯を庇護せるを責む。是に至り、秀衡異志なきを陳謝す。頼朝、使を京都に遣して之を奏す。
		二二	頼朝、宇都宮所信房を鎮西に遣し、天野遠景と共に貴海島を撃ち、義顯の黨を捜索せしむ。明年、攻めて之を降す。
		二七	頼朝、太神宮禰宜の訴に依り、畠山重忠を召預け、其所領四箇所を收む。尋で之を釋す。
	一〇	九	頼朝、書を東大寺衆徒に遣りて、其祈禱卷數を送りしに答ふ。
		一三	頼朝、畠山重忠の沼田御厨を收めて、吉見頼綱に賜ふ。
		二六	頼朝、筑前、土佐、攝津、尾張四國の地を六條若宮に寄進す。
		二九	前鎮守府將軍藤原秀衡卒す、子泰衡等に遺命して、義顯を翼戴せしむ。
	一一	一一	頼朝、貢馬を京都に送進す。尋で院宣を下して、貢馬貢金の法の如くならざるを諭し給ふ。

一五　頼朝、畠山重忠、異圖ありと聞き、下河邊行平を遣して、之を召す。尋で重忠、行平と倶に至りて辯疏す。

二五　頼朝、祖父爲義の下文に依り、山口家任に所領を安堵せしむ。

一二

一　頼朝、結城朝光の母を下野寒河郡並に網戸郷地頭職と爲す。

七　梶原景時、白鴨を頼朝に献ず。

一六　政子、足利義兼の妻の疾を訪ふ。

四

正

一　鎌倉大風、火を失す。

二〇　頼朝、伊豆、筥根、三島社に詣でんとし、是日、鎌倉を發す。

二

二　是より先、朝臣多く頼朝に夤緣して、地頭の不法を禁ぜんことを請ふ。是に至り、頼朝、奏して其請託を斥く。

二一　宣旨を下して、藤原基成、同泰衡に義顯を捕進せしむ。尋で又、官符並に院廳下文を下す。

三

一七　頼朝、院宣を奉じて、陸奥、下野、常陸等諸國莊園の年貢を進濟せんことを奏す。尋で院宣之を褒し、且諸國地頭の賞罰を

嚴にせしめ、又未濟の年貢を督進せしむ。

文治四　四　二三　頼朝、始めて法華經講讀を持佛堂に行ふ。

五　一二　院旨を頼朝に傳へて、兼實と共に、大內守護結番の事を處分せしむ。

一五　頼朝、大內夜行番の事に依り、八田知家の郎從を捕致す。又知家を罰して、鎌倉の道路を造らしむ。

一七　頼朝、御教書署判の法を定む。

六　一一　頼朝、令して秦衡の貢馬、貢金等を抑留することなからしむ。

七　一〇　頼家著甲始。

一五　頼朝、父義朝の爲に、萬燈會を勝長壽院に修す。

八　一七　頼朝の奏請により、宣旨を諸國に下して殺生を中禁す。

二三　頼朝、岡崎義實の不法を罰して、鶴岡八幡宮、勝長壽院等の宿直を課す。

九　一四　頼朝、囚人城長茂を延見す。

一〇 一二 更に宣旨を下して、藤原基成、同泰衡に義顯を捕進せしむ。

尋で又、院廳下文を下す。

一七 賴朝、在京の武士に令して、義顯の黨延暦寺僧俊章を逮捕せしむ。

一一 九 賴朝、外甥僧任憲を延見す。

一二 一八 賴朝、伊豆權現社に詣づ。

五 正 五 賴朝を正二位に叙す。

一九 賴家、風流を設けて大臣の大饗に擬す。

二 一七 院宣を賴朝に下して、大內を修造せしむ。 賴朝、命を奉ず。

二二 賴朝、奏して泰衡を討せんことを請ひ、併せて義顯の黨與を罰し、平氏緣坐の流人を召還せんことを奏す。 尋で勅答を賜ふ。

二五 賴朝、使を陸奥に遣して、泰衡の形勢を偵察せしむ。

三〇 賴朝、院宣を奉じて、土肥遠平の長門阿武郡地頭職を停む。

年	月	日	事項
			又安房、上總、下總等諸國の地頭に命じて、荒地を開墾せしむ。
文治五	三	三	頼朝、始めて鶴岡八幡宮に法會を修す。
		二二	頼朝、泰衡の不信を奏して、更に追討の宣旨を賜らんことを請ふ。尋で勅答を賜ふ。
	四	一八	頼朝、北條時政の第三子を營中に召して、首服を加へ時連と名付く。
	閏四	三〇	泰衡、義顯を衣川館に襲ひて之を殺し、尋で其首を鎌倉に致す。頼朝、使を遣して之を奏す。
	六	六	北條時政、願成就院を伊豆北條に建て、泰衡追討を祈る。
		九	頼朝、鶴岡八幡宮寺に塔を建て、亡母の冥福を薦む。
		二五	頼朝、復、泰衡追討の宣旨を賜はらんことを請ふ。朝廷、暫く追討を止めしむ。頼朝、既に兵を集めしを以て出征に決す。
		二六	泰衡、弟泉忠衡を殺す。
		二九	頼朝、武藏比企郡慈光寺に愛染五像を送りて、泰衡の追討を

祈らしむ。 又駿河帝釋院に田地を寄せて、之を祈らしむ。

七 一七 頼朝、泰衡追討の部署を定め、千葉常胤等を東海道の將と爲し、比企能員等を北陸道の將となし、畠山重忠を中軍の先鋒と爲し、十九日、頼朝自ら中軍を率ゐて、鎌倉を發す。

一九 宣旨及び院宣を頼朝に下して、泰衡を追討せしむ。

二五 頼朝、下野古多橋驛に次し、宇都宮に奉幣して戰捷を祈る。明日、佐竹秀義、常陸より來り會す。

二八 頼朝、新渡戸驛に次して、兵數を點檢す。 明日、白河關を越ゆ。

八 七 頼朝、陸奥伊達郡國見澤に到る。 泰衡出でて國分原鞭楯に陣し、西木戸國衡をして、阿津賀志山に拒がしむ。 又兵を分ちて出羽を守る。

八 畠山重忠等、西木戸國衡の兵と戰ひて、之を破り、伊達時長、亦石那坂を攻めて、佐藤庄司等を殺す。

一〇 頼朝、大木戸を攻めて之を破り、西木戸國衡を斬る。 泰衡、之

をきゝて逃る。賴朝、明日、柴田郡船迫に次す。

文治五　八　一二　賴朝、多賀國府に到る。東海道の將、千葉常胤等來り會す。

一三　北陸道の將比企能員等、出羽に入り、田河行文等を擊ちて、之を斬る。

一四　小山朝政、下河邊行平、宮城郡物見岡を攻めて殘兵を殺す。

二〇　賴朝、玉造郡に至り、多加波々城を攻めて殘兵を降し、先鋒の諸將に、平泉攻擊の方略を授く。

二一　賴朝、暴風雨を冒して平泉に向ふ。泰衡逃る。明日、賴朝平泉に入る。

二五　賴朝東胤賴を衣河館に遣して、藤原基成父子を囚ふ。

二六　泰衡、書を致して降を請ふ。賴朝許さず、兵を遣して之を搜捕せしむ。

九　二　賴朝、平泉を發して岩手郡厨河に向ふ。

三　泰衡、蝦夷に逃れんとし出羽、比內郡贄柵にて、郎從河田次郎

のために殺さる。後賴朝、次郎を誅す。

四　賴朝、志波郡に到る。是日、北陸道の軍來り會す。

七　宇佐美實政、泰衡の將由利維平を擒にす。

八　賴朝、使を京都に遣して、戰捷を奏す。

九　賴朝志波郡、高水寺僧徒の訴に依り、宇佐美實政の部卒を刑し、又比企朝宗を磐井郡に遣して、淸衡以下三代造立の佛閣を注進せしむ。

一〇　賴朝、中尊寺經藏領を安堵し、又平泉內諸寺に舊領を寄附す。

一三　賴朝、陸奧、出羽二國の庶民をして、各其本土に還らしめ、老人に物を給す。明日、二國の省帳田文を索む。

一五　樋爪俊衡等來り降る。明日、賴朝俊衡を釋す。

一八　泰衡の弟、高衡降り、泰衡の殘黨悉く平ぐ。賴朝、使を遣して之を奏す。尋で院宣を下して、其功を褒し給ふ。

二〇　賴朝、陸奧、出羽二國の吉書始を行ひ、諸將士の勳功を論ず。

文治五　九　二二　賴朝、葛西清重をして、陸奧の家人を奉行せしめ、尋で平泉檢非違使所を管せしむ。

二七　賴朝、衣川に臨みて、安倍氏の遺蹟を歷觀し、明日歸路に就く。

一〇　一　賴朝、多賀國府に至り、府廳に揭示して、國務は一に秀衡、泰衡の舊に依らしむ。

一九　賴朝、下野宇都宮に報賽し、樋爪俊衡の弟秀衡を社掌となす。

二四　賴朝、鎌倉に還る。是日、賴朝、出羽留守所葛西清重に令して、間田を廢すること勿らしむ。

二八　賴朝、葉山宗賴が、擅に途より兵を還しゝを罰し、其所領を奪ふ。

一一　二　賴朝、牧政親の泰衡に通せしを聞きて、北條時政に預く。

七　賴朝、大江廣元を京都に遣して、泰衡追討の賞を辭し、又綿を獻ず。

八　賴朝、葛西清重に命じて、陸奧、出羽二國の窮民を賑給し、且泰

衡の遺子、黨與を搜捕せしむ。

六　賴朝、陸奥、出羽二國の管領を許され、並に降人配流の官符を賜はらんことを奏請す。尋で勅答あり。

九　賴朝、鎌倉に永福寺を建て、義經泰衡の冥福を薦めんとし、是日、工を起す。賴朝、廐を造りて、梶原景時を別當と爲す。

二三　泰衡の將大河兼任、兵を起す。是日、賴朝、命を越後、信濃の家人に傳へて、之に備へしめ、明日、工藤行光等をして、赴き伐たしむ。

二五　是より先、賴朝其領國を奉還す。ここに至り、院宣を下して、永く、伊豆、相模の二國を賜ひ、且入朝を命じ給ふ。

建久元　正　三　賴朝、法皇に陸奥の鷲羽を献ず。

七　賴朝、兵を發して大河兼任を討たんとし、相模以西の家人を徵す。尋で千葉常胤を海道の將と爲し、比企能員を山道の將となし、足利義兼を追討使となす。

建久元　正　二四　賴朝、陸奥の家人に令して、金剛別當秀綱の郎等を追放せしむ。

二　一一　賴朝、院宣に奉答して、大内修造の賞を辭し奉る。

一二　足利義兼等、大河兼任を撃ちて之を破る。兼任逃れて、翌月、栗原寺に到りて土民に殺さる。

二二　賴朝、院宣を奉じて、諸國地頭に神宮役夫工米の進濟を命せしことを奏す。

三　一五　賴朝、伊澤家景を陸奥留守職に補し、人民の訴訟を聽かしむ。

二〇　大江廣元、京都より鎌倉に還る。

四　七　下河邊行平、賴朝の御弓師となる。

一一　賴家、始めて、小笠懸を射る。

二二　賴朝、使を遣して、藤原能保の妻(賴朝妹)の死を弔す。

二六　院宣を賴朝に傳へて、六條院を修造せしむ。

五　一五　鎌倉大風雨。大倉山崩壞す。

六　九　是より先、頼朝、一女子の、陸奥に於て皇胤と稱せるものを、京都に送進す、是日、院宣を下して其僞を斷ず。

一四　頼朝、小山朝政の第に臨みて宴を張る。

二七　頼朝、伯耆の人海大成國の罪を責めて、和田義盛に預く。

七　二〇　頼朝、營中に雙六會を行ふ。

二七　頼朝、使を京都に遣して、新第造營の地を賜はらんことを請ふ。尋で東山の地を賜ふ。

八　一六　頼朝、囚人河村義秀の弓馬の術を賞して、其罪を宥し、尋で又本領を安堵せしむ。

九　七　曾我祐成の弟筥王、北條時政の第に元服し、時致と名付く。

一〇　三　頼朝、鎌倉を發して京都に赴く。

五　頼朝、相模關下(せきもと)にあり、陸奥國地頭に令して、留守伊澤家景等の命に從ひ、國事を勤めしむ。

九　頼朝、駿河蒲原驛にあり、院宣を奉じて佐佐木定綱が、藤原朝

方の領家職を妨ぐるを停む。

建久元　一〇　一三　賴朝、遠江菊河驛に至る、佐佐木盛綱、乾鮭を献ず。
二五　賴朝、野間莊に到り、父義朝の墓に詣でて佛事を修す。
二七　賴朝、熱田社に詣づ。
二九　賴朝、青墓驛に至り、長者大炊の女を召見す。
一一　二　賴朝、近江柏原驛に於て、前兵衛尉忠康を捕ふ。
七　賴朝、入京して六波羅の新第に入る。法皇其儀衛を覽給ふ。
九　賴朝、參院して法皇に謁し、次に參內拜謁す。是日、賴朝、權大納言に超任し、勅して帶劍を許さる。
一三　賴朝、砂金、鷲羽、馬等を仙洞、禁裏に献ず。
二一　法皇、賴朝の奏請に依り、近國地頭の非違を糺さしめ給ふ。
二四　臨時除目、右大臣兼雅の右近衛大將を罷め、賴朝を以て之に代ふ。
一二　四　賴朝、權大納言右近衛大將の兩職を辭す。賴朝、絹布を京都

の社寺に施入す。

一〇　頼朝、能保の子高能を六波羅の留守となす。

一二　頼朝、院宣を奉じて、伊賀山田郡有丸等の地頭を止め、宋人陳和卿をして之を領せしむ。

一四　臨時除目を行ひ、頼朝に大功田一百町を賜ひ、其家人十人に衞府の宣を授く。　頼朝、京都を發す。

二九　頼朝鎌倉に歸る。

二　正　一七　頼朝、平盛時等に命じ、使を伊勢、志摩二國に遣して、平氏の沒官地を巡檢せしむ。

二　三　頼朝、始めて鶴岡八幡宮寺に御殿司を置く。

一五　頼朝、一寺を創立して、泰衡追討の宿禱に賽せんとし、其地を大倉山に相す。

三　四　鎌倉火あり、幕府以下諸士の第宅多く延燒し、鶴岡八幡宮も炎上す。　頼朝、安達盛長の甘繩第に移る。

建久二　三　六　鎌倉大地震。
八　賴朝、新に石淸水宮を勸請せんとし、若宮背後の山上に神殿を建つ。
四　一　藤原能保を左兵衞督に任じ、檢非違使別當に補し、大江廣元を明法博士左衞門大尉に任ず。
八　勝長壽院佛生會、賴朝、政子、賴家と共に之に臨む。
二六　延曆寺衆徒、神輿を奉じて闕に詣り、佐佐木定綱等を刑せんことを請ひ、神輿をすてゝ去る。尋で宣旨を賴朝、並に近畿諸國に下して定綱を捕致せしむ。
三〇　佐佐木定綱を薩摩に流し、其郎徒等を禁獄す。
五　二〇　佐佐木定重の流刑を改めて、近江山崎に斬る。
七　二八　賴朝、幕府の造營成るを以て、之に移居す。
是月、僧榮西、宋國より歸朝して禪宗を弘む。
九　三　賴朝、勝長壽院に法華經供養を行ひ、父義朝の冥福を祈る。

一一　五　大江廣元の明法博士を罷む。

一四　平康盛、潛に北條時定を殺して、其主の仇を復せんことを謀る。是日、捕へられ、尋で誅に伏す。

一二　一　頼朝、時政の家臣高成を擧げて營中に出仕せしむ。

一五　頼朝、土佐房昌俊の母を召見す。

一六　是より先、頼朝院宣を奉じて法住寺殿を修造す。是日、法皇之に移り給ふ。

一九　頼朝、鶴岡八幡宮の伶人山城久家等十三人を京都に遣し、多好方に就きて神樂の秘曲を受けしむ。明年又久家を遣して多好節に神樂を學ばしむ。

閏一二　七　頼朝、三浦義澄の新第に臨む。

九　頼朝、院宣を奉じ、畿內、西海道の地頭に命じて、東大寺の柱材を運進せしめた。

一八　頼朝、勝長壽院供僧をして、千卷觀音經を幕府に讀誦せしむ。

年	月	日	事項
建久二	閏	一二二七	頼朝、親ら法華經を讀誦して、法皇の御惱を祈る。
三	正	二一	頼朝、永福寺の土工を視る。平忠光、之を暗殺せんとして捕へらる。尋で誅に伏す。
	二	四	頼朝、大江廣元を京都に遣し、石清水八幡宮に劍馬を献じて法皇の惱を祈らしむ。
		五	頼朝、父義朝の乳母摩々局を延見し、相模早河莊の地を增與して、其課役を免除す。
		一三	鶴岡八幡宮寺別當圓曉、園城寺に赴く。頼朝之に厚贐し、徒卒をして護送せしむ。
		二一	大江廣元、上表して左衛門大尉の職を辭す。
		二八	頼朝、豐前伊方莊地頭貞種が、貴海島及び陸奥の軍に會せざりしを責めて之を罷め、宇都宮所信房を以て之に代ふ。
	三	一三	法皇、六條殿に崩じ給ふ。遺詔して御領を處分し給ふ。是日、後白河院の號を上る。

四　八　頼朝、天野遠景に令して、宗像社に宇佐宮造營用途を徵するを停めしむ。既にして鎮西の諸士に令して造宮役を催勤せしむ。

五　一九　頼朝、庶子貞曉を仁和寺法印隆曉の徒弟となさんとし、是日鎌倉を發して上京せしむ。

二六　頼朝、多賀重行の、北條義時の子金剛(泰時)に禮せざりしを責めて、其所領を沒收す。

七　一二　臨時除目、源頼朝を征夷大將軍と爲す。廿五日、勅使、鎌倉に至る。頼朝、三浦義澄に命じ、勅使を鶴岡八幡宮に延きて、除書を拜せしむ。

八　五　頼朝、千葉常胤に親署の下文を與へて、其舊勳を旌す。

九　政子、男子を生む。千幡(實朝)と名づく。

九　一二　幕府、小山朝政に常陸村田下莊及び下野日向野郷地頭職の下文を與ふ。

建久三　九　二五　幕府の官女姫前を北條朝時に嫁す。

一一　二五　永福寺供養、頼朝之に臨む。頼朝、親ら熊谷直實、久下直光の訴を聽く。直實、頼朝の直光を庇するを疑ひ、髪を斷ちて逃る。

二八　藤原能保の請により、宣旨を下して、能保の子女に亡妻源氏の遺領を襲領せしむ。

一二　五　頼朝、勳舊諸將に千幡の擁護を託す。

二〇　幕府、澁谷氏の勇敢を賞して、京都圓滿院領吉田莊の地頭請所と爲す。

二三　頼家、疱瘡を患ふ。

四　正　一　頼朝、鶴岡八幡宮に詣づ。是日、將士の座班を定む。

二〇　幕府、三浦氏の族人等に令して、義澄の節制に從はしむ。

二　九　幕府、畠山重忠に命じて、兒玉黨の訌爭を調停せしむ。

一〇　頼朝、毛呂季綱に武藏比企郡泉、勝田を與へて、其舊功を賞す。

二五　北條時定、京都に卒す。　明年、幕府、其子孫をして遺領を襲領せしむ。

二八　幕府令して、京都警衛の家人は、關東に在るものよりも、其賞を重くせしむ。

三　一三　幕府千僧供養を修して、後白河天皇の御冥福を薦め奉る。

一六　幕府、兵衛尉泰清に令して、平氏の餘黨平盛繼を伐たしむ。

二一　頼朝、下野那須野、上野三原野に獵せんとし、是日、鎌倉を發す。月を踰えて還る。

四　二九　流人佐佐木定綱召返さる。

五　八　頼朝、富士野に獵せんが爲に鎌倉を發す。

二八　曾我祐成及び弟時致、父の讐工藏祐經を富士野の行營に殺し、祐成は死し、時致は捕へらる。　尋で頼朝時致を誅し鎌倉に還る。

六　一　大磯の虎、召出さる。

建久四　六　三　幕府、常陸久慈郡の諸士、富士野の變に遭ひて逃亡せしを以て、其所領を沒收す。

七　賴朝、曾我庄の乃貢を免除す。

二二　是より先、八田知家、多氣義幹の叛跡あるを訴ふ。是日、幕府義幹を岡部泰綱に預け、又義幹が常陸の所領を沒收す。

七　二四　賴朝、伊澤家景をして、淡路の九足の馬を陸奧外濱に放牧せしむ。

八　一七　賴朝、範賴の異圖あるを疑ひて、伊豆に逐ふ。尋で之を殺す。

二四　大庭景能、岡崎義實出家す。

九　七　幕府、藤原能保の議に依り、佐佐木經高等に令し、近畿の家人をして、宣陽門院御所を宿衞せしむ。

一〇　二一　幕府、其領地の租入を審査するものは、自今政所に於て執務せしめ、私室に於てすること勿らしむ。

二八　賴朝、佐佐木定綱を引見し、近江守護職を復す。尋で其本領

を復し、長門、石見二國の守護を兼ねしめ、隱岐地頭職となす。

一一 二三 幕府、上總人本國廰を伊豆大島に流す。

二八 幕府、越後守安田義資を誅す。尋で父義定の所領を沒收す。

一二 一三 幕府、八田知家に命じて、常陸人下妻弘幹を誅せしむ。

五

二 二 賴朝、義時の子金剛を幕府に召して、加冠し、泰時と名づく。

三 五 賴朝、上野局を伊豆三島社に遣して、祈願せしむ。

九 幕府、二階堂行光を政所寄人となす。

一七 幕府、令して諸國守護人の國領を煩すことを禁ず。

二三 幕府、砂金を送進して、東大寺佛光背修理料に充つ。

二五 幕府、伊豆願成就院に如法經十種供養を修して、伊東祐親、大庭景親等の冥福を祈らしむ。

四 一〇 幕府、梶原景時を奉行として、鎌倉の道路を修築せしむ。

二一 平維盛の子六代、文覺の書狀を齎して鎌倉に抵り、異志なきを陳ぶ。尋で賴朝之を延見す。

建久五　五　四　幕府、藤原季時をして社寺の訴訟を掌らしむ。

五　幕府、政所下部をして、營中の菖蒲を葺かしむ。

二四　幕府、大友能直をして、侍所別當及び所司故障の時、著到の事を掌らしむ。

六　一一　幕府、三善康信をして、鶴岡八幡宮伶人の事を掌らしむ。

七　一四　永福寺藥師堂棟上、頼朝之に臨む。

二〇　下野守藤原行房の訴により、宇都宮朝綱が公田を掠領する廉により、是日、朝綱を土佐に流す。

八　八　頼朝、相模靈山寺に詣でて、其女の疾を祈る。

一四　藤原高能、鎌倉に至る。頼朝之を延見す。

一九　幕府、安田義定を誅す。尋で其宅地を北條義時に與ふ。

二一　幕府、和田義盛の勳功を賞す。

二二　頼朝、歯を患へ、藥を京都に求む。

閏八　一　頼朝、別墅を三崎に設けんとして、三浦郡に赴く。三日、鎌倉

に歸る。

二　藤原能保出家す。政子彼岸佛事を修す。尋で佛經を供養して、木曾義高の冥福を薦む。

二一　幕府、分國の地頭に令して、部內の佛寺を頽廢せしむること勿らしむ。

九　二九　賴朝、三浦義明のために、祠堂を三浦郡矢部鄕に建てんとして、其地を相せしむ。

一〇　一　幕府、三善行倫をして、父康信に代りて、問注所の事を掌らしむ。

九　賴朝、小山朝政の邸に臨み、弓馬堪能の士を召して、流鏑馬の故實を諮ひ、且其技を習はしむ。

二五　鎌田正淸の女、義朝及び正淸の爲に、如法經十種供養を勝長壽院に修す。賴朝、政子と共に之に臨み、尾張志濃幾、丹波田部兩莊地頭職を彼女に授く。

建久五　一一　八　幕府、東海道に新驛を增置し、是日、驛夫の員數を定む。
一三　足利義兼、一切經及び兩界曼荼羅供養を鶴岡八幡宮に修す。
一二　一　賴朝、安達盛長の甘繩の邸に臨み、盛長をして上野の社寺を管領せしむ。
六　正　一六　幕府、權僧正眞圓、西上の途に就くを以て、三浦義澄等に令して、傳馬驛夫を供辨せしむ。
二〇　幕府、北條時政を伊豆願成就院に遣して、年中佛事を定めしむ。
二　五　幕府、內藤盛家を賞す。
九　大庭景能を釋して、賴朝の上洛に隨はしむ。
一四　賴朝、東大寺供養に臨まんが爲め、鎌倉を發す。政子等之に隨ふ。
三　四　賴朝、入洛して六波羅第に入る。
六　賴朝、六條若宮に奉幣す。

九　頼朝、石清水宮に參籠す。
一〇　頼朝、石清水より東大寺に赴き、東南院に入る。
一二　東大寺供養、頼朝之に臨む。
一六　頼朝、宣陽門院御所に祗候す。
二七　頼朝參內す。
二九　頼朝、丹後局を六波羅第に招請して、物を贈る。
四　一　結城朝光等、京都に於て平氏の殘黨宗資父子を捕ふ。
尋で幕府令して平氏の黨與を索捕せしむ。
一二　藤原經房、頼朝を六波羅第に訪ひて政務を談ず。
一五　頼朝、頼家と共に石清水に詣づ。
二一　頼朝、宣陽門院御所に祗候して、長講堂領七箇所を立て給ふべきことを啓す。
二七　頼朝、梶原景時を住吉社に遣して馬を獻ず。
五　一〇　熊野別當湛增、甲を頼家に獻ず。

建久六　五　一五　足利、三浦二氏の郎從等、六條大宮に相鬪ふ。賴朝、梶原景時を遣して和解せしむ。

二〇　賴朝、政子と共に四天王寺に詣づ。

二二　賴朝參內し、兼實と政務を議す。是日、幕府、中原親能を鎭西守護人となす。

六　三　賴家、參內す。御劍を賜ふ。

二五　賴朝、京都を發す。

二八　賴朝、靑墓驛に至る。是日、稻毛重成に馬を給ひて、妻の疾を訪はしむ。既にして重成、妻の死を傷みて出家す。

七　二　賴朝、遠江橋下驛に至り、前守護安田義定以後の國務及び檢斷の事を親裁す。

六　賴朝、駿河黃瀨河驛に至り、駿河、伊豆二國の訴訟を親裁す。

八　賴朝、鎌倉に還る。

一六　幕府、武藏守源義信の治績を賞す。

二〇　幕府、始めて頼家の廐を建つ。

八　一〇　熊谷直實、京都より鎌倉に抵る。頼朝之を延見す。

二三　是より先、頼朝善光寺に詣でんとす。是日、其期を延して明春となす。

二八　幕府、陸奥、出羽等諸國莊園の地頭に令して、強竊二盜、博奕犯人等を隱匿すること勿らしむ。

九　三　幕府、葛西清重等をして、平泉の寺塔を修理せしむ。

一九　頼朝、藤井俊長、中原光家等を遣して、其管國を巡檢せしむ。

二九　幕府、諸國の家人に令して鷹狩を禁ず。又葛西清重等に令して、藤原秀衡の寡婦を優恤せしむ。

一〇　一一　頼朝の叔父慈應、越後より鎌倉に至る。頼朝、之を延見す。

一三　幕府、箱根山別當に命じて、源義仲の舊臣信救の山外に出づるを禁ぜしむ。

二一　頼朝の持佛堂造營事始、頼朝之に臨む。

建久六　一一　六　賴朝、下河邊行平の子孫を一族に准せしむ。
　　　一二　五　幕府、遠江の人勝田成長を補ふ。
　　　　　一二　千葉常胤、美濃蜂屋莊を給はらんことを請ふ。賴朝、其地頭職停止の地たるを以て許さず。
　　七　六　二五　平知盛の子知忠等、藤原能保を襲はんとす。是日、能保、兵を遣して之を誅す。
　　　　　　是日、幕府、足立清恒を若狹に遣して、國內の士の、源平二氏に仕へしものゝ氏名を注進せしむ。
　　　九　一　幕府、津々見忠季を若狹守護と爲す。是日、稻庭時定の所領を收めて忠季に與ふ。
　　　一〇　二二　幕府、三善康信を高野山大塔領備後太田莊地頭職と爲す。
　　　一一　七　幕府、和泉の家人に命じて、三浦義連に屬し、大內大番役を勤仕せしむ。
　　　　　一四　幕府、宇佐宮、箱崎宮及び諸社神人の濫行を禁遏し、且、犯盜を

逮捕せしむ。

是歳、幕府、武藏の國検を行ふ。

八　二　二四　幕府、平重經を周防仁保莊、及び恒富保の地頭職となす。

六　八　東大寺別當覺成、幕府に請ひて、大井莊の地頭を停めしむ。

七　一四　賴朝の長女大姬死す。

九　六　正三位高階泰經出家す。

二一　幕府、僧文覺を紀伊阿弖川莊下司職と爲す。

一〇　四　幕府、八萬四千基の塔を供養して、保元以來諸國叛亡者の冥福を薦む。

一三　藤原能保薨ず。

是日、幕府、田口範能を三浦濱に誅す。

一二　一五　源賴家を從五位下に叙し、右近衛少將に任ず。

是歳、賴朝、佐那田義忠のために證菩提寺を建つ。

九　正　一一　皇子爲仁を立てゝ皇太子と爲し、即日、御讓位あらせらる。

建久九　正　二〇　先帝に太上天皇の尊號を上り給ふ。

三〇　賴家をして、讃岐權介を兼ねしむ。

二　五　幕府、平維盛の子六代を鎌倉に斬る。

三　五　幕府、平景經の不孝を責め、其所領を沒收して母に給ふ。

是日、僧源空、選擇本願念佛集を撰す。

一一　一　興福寺衆徒、攝政基通に因りて、和泉國司の處分を執奏せんことを賴朝に請ふ。尋で賴朝之に答ふ。

一一　賴家を正五位下に叙す。

一二　二七　是より先、稻毛重成、亡妻の追福の爲め相模川の橋を造る。

是日、供養を行ひ、賴朝之に臨む。

正治元　正　一一　賴朝出家す、尋で薨ず。

源賴家　賴朝の長子、母は北條政子、時政の女

正治元　正　一八　上皇、賴朝の事により蓮華王院の御幸を停め給ふ。

二〇　頼家を左近衛中將と爲す。

二六　頼家に勅して、故征夷大將軍の遺跡を繼がしめ、且其家人をして、元の如く諸國の守護を奉行せしむ。

三〇　關東の穢の觸否を軒廊に卜し、來月の諸社祭及び祈年祭を停めしむ。

二

一一　院御所に、不斷御讀經を修して、頼朝の冥福を祈る。

一四　是より先、中原政經等亂を作さんとするの説あり。是日、在京の武士、政經等を捕へて院中に致す。尋で又僧文覺を檢非違使廳に下す。

一六　關東の穢氣終る。

三

五　頼家、後藤基清の讃岐守護職を褫ひ、近藤國平を以て之に代ふ。

六　頼家、安倍資元をして、星祭を修せしむ。

八　足利義兼卒す。

正治元　三　一九　僧文覺を佐渡に流す。

二二　佐佐木盛綱、其舊領を復せんことを賴家に請ふ。

二三　賴家宿願により、神宮領六箇所の地頭職を停む。

四　一　賴家、新に問注所を廓外に建つ。

一二　政子、賴家の訴訟を親裁するを停め、北條時政等十三人に命じて、合議裁決せしむ。

一九　賴家、中原親能に命じて、平保盛等の遺孤を引致せしむ。

二〇　賴家、鎌倉の士庶に令して、其嬖臣小笠原長經等五人に抵抗するを禁じ、且五人のほか命なくして入見すること勿らしむ。

二七　賴家、分國の地頭に令して、荒野を開墾せしめ、又荒不作地の減租を停む。

五　四　關東の事に依り、大江公朝父子を勘當し、尋で其所領を沒收す。

六 二 頼家、法橋定豪を勝長壽院別當に補す。

三〇 頼朝の女三幡死す。尋で上皇、使を鎌倉に遣して弔問せしめ給ふ。

七 一六 頼家、安達景盛を遣して、參河の賊室平重廣を捕へしむ。

二〇 頼家、景盛の不在に乘じて其妾を奪ふ。尋で景盛を殺さんとす。政子諫めて之を止む。

九 一七 頼家、諸國の守護に令して、京都大番を催徴せしむ。

二六 頼家、不動像を供養す。

一〇 二七 諸將士、梶原景時の結城朝光を讒訴せるを怒り、連署して景時の惡を摘く。

一一 一三 梶原景時、相模一宮に下向す。

一八 頼家、比企能員の第に臨み、連日蹴鞠の戲を行ふ。

三〇 幕府、武藏の田文を整ふ。

一二 五 盜賊を武士に付して、東國に下す。

正治元　一二　二九　賴家、小山朝政を播磨守護職と爲す。

二　正　五　賴家を從四位上に叙し、禁色を聽す。

一三　賴家、賴朝の周忌佛事を法華堂に修す。

一五　賴家、家人に命じて京都大番役を勤仕せしむ。

一八　賴家、相模大庭野に獵す。

二〇　梶原景時、一宮を發し京都に赴かんとす。幕府、三浦義村等をして之を追撃せしむ。景時、駿河淸見關に抵り、國人等と狐崎に戰うて敗死す。

二三　三浦義澄卒す。

二四　賴家、安達親長を京都に遣し、景時の誅に伏せるを報じ、大内惟義等に命じて、餘黨の京都にあるものを搜捕せしむ。

二五　賴家、賞罰を行ふ。是日、景時の弟友景來降す。

二　五　賴家、和田義盛を侍所別當に還補す。

二六　賴家、除服の後始めて鶴岡八幡宮に詣づ。

閏二 八 頼家、伊豆藍澤原に獵す。
一三 政子、故義朝の遺蹟龜谷の地に、一寺(壽福寺)を建立せんとす。是日、事始の儀を行ふ。尋で、義朝の沼濱の舊宅を同寺に寄附す。
三 一四 政子、岡崎義實の請に依り、頼家に諭して所領を與へしむ。
四 一 北條時政を遠江守に任じ、從五位下に叙す。
二六 安達盛長卒す。
五 一二 頼家、念佛僧を禁斷す。
二八 頼家、陸奥長岡郡新熊野社僧の坊領に關する訴訟を親裁す。
六 一六 頼家、大江廣元の新邸に臨む。
二一 岡崎義實卒す。
二九 頼家、梶原景高の寡婦に所領を安堵せしむ。
七 一 頼家、相模川に鵜船を覽る。
九 淡路、阿波、土佐三國守護佐佐木經高、兵を京都に聚め騷擾す。

尋で頼家、經高の守護職を停む。

正治二　八　一〇　頼家、陸奧、出羽二國の留守所に令して、地頭の所務は藤原秀衡及び泰衡の舊規に出らしむ。

二一　頼家、伊澤家景を陸奧に遣して、芝田次郎を伐たしむ。尋で家景、芳田館を攻めて之を走らす。

是日、頼家、僧源性を遣して、陸奧伊達郡の境界を檢視せしむ。

尋で鎌倉に歸り復命す。

九　二　頼家、小壺に遊ぶ。

一〇　一〇　頼家、貢金貢馬を京都に送進す。

二六　頼家を左衞門督に任じ、從三位に敍す。

一一　三　鶴岡臨時祭、頼家、政子と共に之に臨む。

九　頼家、長沼宗政を美濃大榑莊地頭職に補す。

二六　宣旨を下して、近江の住人柏原彌三郎を追討せしむ。

一二　二八　頼家、政所に令して、諸國の田文を審查せしめ、治承以來の新

恩地五百町を過ぐるものを沒收して、近臣に與へんとす。
是日、三善康信、之を諫止す。
是月、賴家、尊曉を鶴岡八幡宮寺別當に補す。

建仁元　正　一二　賴家的始。

二三　城長茂、兵を率ゐて二條殿に詣り、宣旨を賜りて、賴家を討せんことを請ふ。上皇聽し給はず。尋で長茂等を吉野に誅し、首級を京都に傳ふ。

三　二一　中原親能鎌倉に赴く。

二四　千葉常胤卒す。

四　三　城長茂の甥資盛、兵を越後に擧ぐ。是日、賴家、佐佐木盛綱に命じて之を伐たしむ。尋で盛綱、資盛を擊破し、其姨母坂額を擒にす。

五　五。佐佐木經高、子高重を鎌倉に遣して寃を訴ふ。尋で賴家、其罪を赦す。

建仁元　六　一　賴家、江ノ嶋明神に詣づ。

七　一〇　賴家、豐島朝經を土佐守護職と爲す。

八　一一　諸國大風雨、鶴岡八幡宮寺廻廊、八足門、及び諸寺の堂塔倒壞す。

一八　鶴岡八幡宮に、始めて學頭職を置き、供僧良喜を以て之に補す。

二五　政子、營中に於て、大般若經を轉讀せしむ。

九　九　是より先、賴家蹴鞠を好み、北面の武士の其技に長せるものを奏請す。是日、山柄行景、院宣を奉じて鎌倉に抵る。

一八　賴家、獵犬の飼口を定む。

二二　賴家、蹴鞠に耽りて政務を怠る。北條泰時、中野能成をして諷諫せしむ。賴家悛めず。

一〇　六　是より先、北條泰時、米を出して伊豆の飢民に貸す。是日、泰時、其符券を燒き、且斗米酒飯を賑給す。

一一　一三　佐佐木經高、法華堂に法華經を供養して、故賴朝の冥福を祈る。尋で賴家、其舊領の一箇所を還付す。

　　　二三　高階泰經薨ず。

一二　一五　賴家、上表して左衛門督を辭す。聽さず。

　　　二九　幕府、勝木則宗の罪を釋して、鎭西に放還す。

二

正　一〇　賴家、蹴鞠始を行ふ。

　　　一四　新田義重卒す。

　　　二一　賴家を正三位に叙す。

　　　二七　前關白兼實、法性寺に於て出家す。

　　　二九　賴家、中原親能の龜谷邸に臨みて、蹴鞠の戲を行はんとす。新田義重の卒去の故に、政子之を諫止す。

二　二九　故義朝の沼濱の舊宅を鎌倉に移し、榮西禪師の寺に寄進す。

三　八　賴家、比企能員の邸に臨みて花を觀、白拍子微妙の歌舞を覽る。

年	月	日	事項
建仁二	三	一四	鎌倉永福寺多寶塔供養、賴家及び政子、之に臨む。
	四	一三	賴家、中原親能の邸に蹴鞠の戯を行ふ。尋で又之を行ふ。
	五	二	賴家、兄弟爭訟の法を定む。
		一〇	賴家、三浦海邊に遊び、笠懸を行ふ。
	六	二五	政子、賴家の邸に入り、蹴鞠を見る。
	七	一七	賴家、伊豆に獵す。
		二〇	千葉胤政卒す。
		二三	賴家を從二位に叙し、征夷大將軍に補す。
	八	七	大番武士多く入京す。
		一八	鶴岡若宮八幡宮に問答講を行ふ。賴家、之に臨む。
	九	一一	鎌倉荏柄社祭、幕府、大江廣元を遣して奉幣せしむ。
		二一	賴家、伊豆、駿河二國に獵す。
	閏一〇	一	賴家、由比浦に笠懸を行ふ。
		一三	賴家、鎌倉諸寺の僧を營中に饗す。

一五　幕府、諸國守護人の越權を戒む。

一一　二一　頼家の若公(字善哉)、始めて鶴岡宮に詣づ。

一二　二五　佐渡流人僧文覺を召還す。

三　正　二　頼家の若公(一幡)鶴岡宮に奉幣、大菩薩巫女に託して曰く、今年中、關東に事あるべし、若君家督を繼ぐべからずと。

二　五　政子、法華經を鶴岡神宮寺に供養す。

一一　鶴岡八幡宮寺塔曳始、頼家之に臨む。　後政子の命に依り、其工事を停む。

三　三　鶴岡八幡宮一切經會、頼家、之に臨む。

一〇　頼家疾あり、是日、駿河方上御厨地頭の所務を停めて、之を神宮に寄す。

一五　鎌倉永福寺一切經會、頼家、之に臨む。

四　六　幕府、伊豫御家人河野通信をして、特に同國の守護に由らずして、直に其職を供せしめ、且元の如く、國内の近親郎從を統

卒せしむ。

建仁三　五　一七　佐原義連卒す。

二五　是より先、頼家、阿野全成を捕へ、是日常陸に流す。尋で之を殺し、又子頼全を京都に殺す。

六　一　頼家、伊豆駿河兩國に獵す。

三　頼家、仁田四郎忠常等をして、富士の人穴を視察せしむ。

七　二〇　頼家、俄に病む。

八　四　幕府、三浦義村を土佐の守護職に補す。

一〇　頼家、自筆の般若心經を、伊豆三島社に納めて、病を祈る。

二七　頼家、病に依り、關東二十八國の地頭職、及び總守護職を子一幡に、關西三十八國の地頭職を弟千幡に讓る。

二九　頼家、八萬四千基の泥塔供養を八幡宮に修して、病を祈る。

九　二　比企能員、頼家を謀りて、北條氏を滅さんとす。時政、能員を名越第に誘殺す。能員の子宗員等、一幡を擁して義時等と

四　戰ひて、自殺し、一幡も亦焚死す。

幕府、能員の黨中野能成等を拘禁し、島津忠久の守護職を褫ふ。

六　賴家、和田義盛、仁田忠常等に命じて時政を殺さしめんとす。義盛、之を時政に告ぐ。是日、忠常の兩弟、義時を襲うて克たず、忠常遂に殺さる。

七　是より先、幕府、賴家薨ずと奏す。因りて、是日、賴家の弟千幡を從五位下に叙し、征夷大將軍に補し、名を實朝と賜ふ。政子、賴家を出家せしむ。

源朝實

賴朝の第二子、賴家の弟、母は北條政子、時政の女

建仁三　九　一〇　實朝、政子の第より、時政の名越第に移る。是日、時政御家人に所領を安堵せしむ。

一一　賴家薨去の奏に依り、伊勢例幣等を停む。翌月追行す。

建仁三　九　一五　政子、時政の後妻牧氏の姦謀を察して、實朝を自第に迎ふ。

二九　時政、廣元相議して、賴家を伊豆修禪寺に幽す。

一〇　三　幕府、平賀朝雅をして、西國の諸士を率ゐて京都を警衛せしむ。

八　實朝、時政の名越の第に元服す。

九　幕府、政所始及び弓始を行ふ。是日、使を京都に遣して諸士の起請文を徵せしむ。

一三　幕府、故賴朝の追善佛事を法華堂に修す。

二四　實朝を右兵衛佐に任ず。

二五　實朝、僧行勇を召して、法華經の讀誦を受く。

二七　幕府、武藏の諸士に諭して、時政に異心を挾むことなからしむ。

二九　京都六條坊門高倉火ありて、故賴朝の六波羅の第延燒す。

一一　六　賴家、書を政子、實朝に寄せて、近習輩の參入を許されんこと

を請ふ。政子聽さず。尋で中野能成等を遠流に處す。

九　實朝、政子と共に大江廣元の第に臨む。

一五　幕府、鎌倉中の寺社奉行を定む。

一九　幕府、將軍代始により、關東分國の年貢を輕減す。

二三　實朝、小笠懸を射る。

一二　一四　實朝、永福寺に詣づ。

一五　幕府、諸國地頭の狩獵を禁ず。

一八　幕府、訟訴受理の法を定む。

二二　幕府、北條時房をして營中の雜事を奉行せしむ。

是歳幕府、出羽前司中條家長を若狹遠敷郡九箇所の地頭となす。

元久元　正　七　實朝を從五位上に叙す。

一二　實朝讀書始。

一八　實朝、北條義時及び鶴岡別當尊曉を、筥根、伊豆、三島の三社に

元久元　正　二一　遣して、奉幣祈禱せしむ。
近江守護佐佐木定綱に勅して、延暦寺黨衆を追討せしむ。
二　一〇　幕府、伊勢守護和田義盛の訴により、同伊勢員辨郡司行綱を拘禁す。
一二　實朝、由比濱に於て笠懸遠笠懸の技を觀る。
二〇　幕府、諸國莊園の所務等は一に頼朝の舊例に遵ひて行はしむ。
二一　政子、逆修を行ふ。
二五　實朝、北條義時の第に臨む。
三　六　實朝を右近衞少將に任ず。
一五　幕府、天台止觀談議を行ふ。政子之に臨む。
二一　是より先、伊賀伊勢の平氏叛逆を企て、幕府平賀朝雅をして之を伐たしむ。是日、上皇も亦伊賀を朝雅に賜ひて、追討の命を下し給ふ。朝雅終に之を討平す。

二二　幕府、中原親能をして鎮西諸國の乃貢の事を勘計せしむ。
四　二七　實朝、勝長壽院に詣づ。
一　幕府、駿河、武藏、越後三國の內を、三善宣衡等に命ず。尋で之を停む。
一八　實朝、岩殿觀音に詣づ。
二〇　幕府、諸士に令して賴朝の手書を進めしむ。尋で小山朝政、千葉成胤以下之を進む。
五　八　幕府、國司の訴に依り、山海狩漁等に關する國衙の所役、及び國司地頭の得分を定む。
一六　政子、佛事を金剛壽福寺に修して、祖父母の冥福を薦む。
六　一　實朝、愛染明王の像三十三體を供養す。
七　一四　實朝病あり、仍りて鶴岡宮に大般若經を轉讀して之を祈る。
一八　賴家、修禪寺に薨ず。
二四　賴家の家臣叛を謀る。北條義時等を遣して之を誅す。

元久元　七　二六　實朝、安藝壬生莊地頭職の爭論を親裁す。

八　三　幕府、鎌倉中の寺社領等の事を定め、中原仲業を永福寺公文職に補す。

九　一　實朝、近習十餘人の任官を奏薦す。

二　實朝、馬を伊勢太神宮に獻ず。

一三　盜、鎌倉法華堂別當坊に入り、賴朝の遺物を竊む。尋で之を捕ふ。

一五　實朝、北條義時の第に臨む。

一一　三　實朝疾あり。

四　幕府、伊勢の平氏遺跡の地頭をして、太神宮上分米を備進せしむ。

五　北條政範、京都に卒す。

二六　實朝、畫工に命じて、將門合戰繪を畫かしむ。

三〇　藤原俊成薨ず。

一二　一〇　是より先、實朝、坊門信清の女を娶らんとし、結城朝光等を京都に遣して之を迎へしむ。是日、信清の女京都を發す。

一七　實朝、大江廣元の第に臨む。

二二　幕府、實朝の室藤原氏の侍臣等を地頭職に補す。

二

正　四　實朝、政子の第に臨む。

五　實朝を正五位下に叙す。

九　幕府、源重平を肥前伊萬里浦津吉島の地頭に補す。

二九　實朝を右近衛權中將となし、加賀介を兼むしむ。

三　一二　幕府、莊園の乃貢濟納の期日を更定す。

二五　幕府、勝長壽院領上總菅生莊を折半して、同院別當供僧に分給す。

二六　藤原定家等、新古今和歌集を撰びて之を奏進す。

四　八　實朝、鎌倉諸寺を巡拜す。

九　佐佐木定綱卒す。

元久二	五	六	幕府、藤原家平をして、兄兼平の濫妨を停め、伊豫忽那島西方松吉名を領掌せしむ。
		一八	幕府、鶴岡八幡宮及び三島社を修理す。
		二五	幕府、五字文殊像供養。
	六	二二	北條時政、平賀朝雅の讒を信じ、畠山重忠の子重保を由比濱に誘殺せしめ、又義時を遣して重忠を武藏都筑郡二股川に撃ちて之を殺す。
		二三	稲毛入道重成誅せらる。
		二六	幕府、關東諸國の守護地頭をして、各、先規を遵奉して事を行はしむ。
	閏七	一九	時政、妻牧氏と謀り、實朝を弑し、女婿平賀朝雅を將軍に立てんとす。政子之を聞き、是日、三浦義村等を遣して、實朝を義時の邸に迎へしむ。時政、髮を剃り、明日伊豆北條に退く。義時代つて執權となる。

二六　幕府、在京の武士をして平賀朝雅を討たしむ。五條有範、安達親長等、朝雅を六角東洞院の邸に襲うて、之を殺す。上皇、朝雅の首級を召して之を覽給ふ。

二九　幕府、河野通信をして、伊豫の諸士三十二人を統率せしむ。

八　一一　幕府、宇都宮頼綱の謀叛すると聞き、小山朝政をして之を討たしめんとす。此日頼綱、誓狀を進めて陳謝し、尋で出家す。

二三　實朝、鹿島社領常陸橘郷の地頭國井正景を罷め、權禰宜中臣政親をして之を沙汰せしむ。

九　二〇　是より先、幕府、大内惟信を伊賀、伊勢兩國守護に補す。是日前守護首藤經俊、朝雅追討の功により、舊の如く守護たらんことを請ふ。幕府聽さず。

一〇　一〇　幕府、中原季時を以て京都守護となす。

一一　四　政子、稻毛重成の外孫子を猶子となし、重成の遺領武藏橘樹郡小澤郷を授く。

年	月	日	事項
元久二	一一	一五	相馬師常卒す。
		二〇	幕府、和與物は變約することを停む。
	一二	二	故賴家の子善哉(公曉)鶴岡八幡宮別當尊曉の弟子となり、是日入室す。
		一〇	幕府、伊勢新補地頭職の率法を定む。
		二四	幕府、二階堂行村を上總奉行となし、黑柄次郎入道狼藉の訴を裁斷せしむ。
			是歲、僧文覺を鎭西に流す。
建永元	正	二七	幕府、賴朝恩賞の地は、大犯にあらずば之を除くことなからしむ。
	二	二二	臨時除目、實朝を從四位下に叙す。
	三	三	鶴岡八幡宮一切經會、實朝之に臨む。
		一三	實朝、櫻井五郎(信濃國住人)を召して放鷹の技を覽る。
	五	六	祭主大中臣能隆、家司加藤光員の恣に神宮領を知行し、寬に

檢非違使に補せられしことを幕府に訴ふ。幕府、光員は院の西面に候し、且同神社は開發地なるを以て、之を問はず。

一八　幕府、法橋定曉を以て、鶴岡八幡宮寺別當に補す。

六　一六　故賴家の子善哉、政子の第に於て著袴の儀を行ふ。實朝之に臨む。

二一　實朝、相撲を覽る。

二八　幕府、三善康信をして、高野山領備後太田莊の顚倒に拘らず、舊の如く其地頭職を領せしむ。

七　一　是より先、幕府、伊勢平氏追討に應ぜざる家人の所領を奪ふ。是日、其徒五條良雅等の舊領を復す。

八　一六　幕府、流鏑馬を行ふ。

一〇　二〇　實朝、賴家の子善哉を猶子と爲す。

二四　北條義時の子朝時、營中に元服す。

一一　一八　家朝、東重胤を屛居せしむ。

建永元　一一　二〇　幕府、佐佐木義淸をして、將軍出行の事を奉行せしむ。
一二　二三　東重胤、詠歌によりて厚免せらる。
二九　實朝、高野山領備後太田莊地頭職改易に就いて、院宣を奉じ難き旨を奏す。
承元元　正　五　實朝を從四位上に、北條義時を從五位上に敍す。
九　實朝の室藤原氏、鶴岡八幡宮に詣づ。
一三　北條時房を武藏守に任ず。
二二　實朝、箱根、伊豆二社に詣づ。
二　一八　源空を土佐に流し、其門弟遵西、住蓮房等を處罰す。
三　一〇　幕府、長沼宗政を以て伯樂の事を司らしむ。
二〇　幕府、北條武藏守時房に令し、地頭等をして武藏の荒野を開墾せしむ。
四　五　藤原兼實薨ず。
一三　實朝疾あり。

五　六　幕府、伊豫忽那島地頭名並に給田畠の新儀を行ふ事なからしむ。
六　二　天野遠景、款狀を執權北條義時に致して、恩賞を望む。
二九　幕府、陰陽師安倍維範を招きて祈禱せしむ。
七　一九　畿內及び關東大風雨、鎌倉幕府の對面所倒る。
八　六　高野山領備後太田莊地頭三善康信、莊內を二分して、其子康繼、牛熊に讓る。後幕府、太田方地頭職を康繼に安堵せしむ。
二八　幕府、上妻家宗をして、元の如く、筑後今弘地、久志部、光友、北田を知行せしむ。
九　五　中原親能、伊勢平氏の殘黨盤五家次を京都に捕ふ。尋で之を鎌倉に致して處刑す。
一一　一七　幕府、伊勢小幡村新補地頭を罷め、舊の如く領家をして之を領せしむ。
一九　北條時政、伊豆願成就院に塔婆を建てゝ之を供養す。

承元　元　一二　一　幕府、鶴岡八幡宮寺に於て大般若經を轉讀す。
　　　　　　　　三　實朝、營中に酒宴を催す。
　　　　　　　　　　是月、幕府、若狹國富莊地頭の新儀非法を停止す。
　　　二　正　一一　營中心經會、政子鶴岡に詣づ。
　　　　　　　一六　幕府の問注所火あり、文庫の記錄文書等悉く災す。
　　　　　二　三　鶴岡神樂、實朝疱瘡を病む。
　　　　　三　一三　幕府、越生有高を武藏吾那、春原、廣瀨、越生鄉等の地頭職に補す。
　　　　　四　二　幕府恩賞を行ふ。
　　　　　　　二五　鶴岡宮の傍に、始めて神宮寺を建立すべき沙汰あり。
　　　　閏四　三　小野義成、京都に卒す。尋で幕府、其遺跡を子成時に授く。
　　　　　　　一一　實朝病む。
　　　　　　　二六　幕府、西國守護の事を沙汰す。
　　　　　　　二七　幕府、藤原國重を伊豫忽那島地頭職に補す。

五　二九　實朝、兵衛尉清綱を引見す、清綱、藤原基俊筆古今和歌集を献ず。

六　一六　幕府、鶴岡供僧に命じ、雨を江ノ島龍穴に祈らしむ。

七　五　神宮寺棟上げ。

一五　幕府、狛江增西が武藏威光寺領内に濫妨することを停止す。

一九　幕府、永福寺阿彌陀堂に二十五三昧を修す。實朝、政子と共に之に臨む。是日、葛西定廣、其郎從に殺され、鎌倉騷擾す。

九　一四　熊谷直實、京都黑谷に卒す。

一〇　一〇　政子、熊野に詣づ。

一一　一　幕府、內藏孝元に出雲國內數箇所の地頭職を授け、領家坊城三位をして、孝元を同國杵築社權檢校祝師等に補せしむ。

一四　幕府、天台座主の申請に依り、柏木五郎の罪を赦す。

一二　一二　神宮寺落成。幕府、供養を行ひ、本尊藥師佛を安置す。

一八　藤原親能、京都に卒す。

年	月	日	事項
承元三	正	六	營中心經會、是日、幕府的始。
		九	實朝、鶴岡に奉幣す。
		一二	始めて鶴岡神宮寺に修正を行ふ。
	三	一	金剛峯寺、同寺大塔料所備後太田莊地頭の乃貢對捍を訴ふ。幕府、寺使及び地頭代官を召して之を對審す。
		一七	幕府、下總香取社領相根鄕地頭平胤通の濫妨を停止す。
	四	一〇	實朝を從三位に叙す。
		一四	幕府、鶴岡神宮寺に於て、始て一夏安居を結ぶ。
	五	五	幕府、出羽羽黑山衆徒の訴を裁し、地頭大泉氏平の狠藉を禁ず。
		一二	和田義盛、上總國司に擧任せられんことを幕府に請ふ。之を聽さず。
		一五	實朝、三浦郡神嵩及び岩殿觀音に詣づ。
		二〇	幕府、故梶原景時の爲に法華堂に法會を修す。

二六　臨時除目、實朝右近衛中將に任ず。

二八　土屋宗遠、宿怨に依り梶原家茂を殺す。

六　一六　幕府、和泉の御家人として、三浦盛連の催促に随ひて、大内大番役を勤仕せしむ。

七　五　實朝、夢想により、和歌二十首を住吉社に詠進す。

八　一三　藤原定家、詠歌口傳一卷を實朝に献ず。

九　一五　鶴岡前別當尊曉寂す。

二九　園城寺長吏僧正公胤、幕府の招請により鎌倉に下向す。

一〇　一三　政子、賴朝の佛事を法華堂に修す。

一一　四　實朝、營中に切的の勝負を行ふ。

五　幕府、相模大庭の大日堂を修造せしむ。

八　幕府、駿河益頭(ましづ)莊乃貢を以て、鶴岡神宮寺燈油料となす。

一四　北條義時、郎從の功ある者を以て、侍に准せんことを實朝に請ふ。實朝許さず。

年	月	日	事項
承元三	一一	二〇	是より先、諸國の國衙、守護人の懈怠により、群盜の蜂起することを幕府に訴ふ。是日、近國守護職をして、補任の下文を進覽せしめ、尋で之を戒飭する所あり。
		二七	和田義盛所望の上總國司のこと、內々計ひあり、時期を待たしめらる。
	一二	一	幕府、御臺所祗候の侍等をして、將軍の出行に供奉し、且公事を勤仕せしむ。
		一一	藤原朝親、事を以て小鹿島公業と將に闘はんとす。實朝、北條時房をして之を和解せしむ。
		一三	實朝、賴朝の佛事を法華堂に修す。
		一九	佐佐木信實、硯一面を實朝に獻ず。
		二三	實朝、勝長壽院、永福寺、法華堂等に詣づ。
四	正	二六	實朝、大江廣元の第に臨む。
	二	五	實朝、賴朝の遺志により、越後蒲原郡菅谷寺に田地を寄附す。

九　幕府、平重經を周防仁保莊の地頭職に安堵せしむ。

一〇　幕府、湯淺宗光を紀伊𣑥川莊の地頭職に補す。

三　一四　幕府、武藏の田文を造り、更に國務の條文を定む。

二二　北條義時の妻、熊野に詣づるに依り、幕府、地頭に路次の雜事を課す。

四　九　大庭景能卒す。

五　六　實朝、大江廣元の第に臨み歌會を催す。廣元三代集を贈物となす。

一一　勅宣により幕府、小山、千葉、三浦、秩父、伊東、宇佐美、後藤、葛西等の家人をして、本所の瀧口に候せしむ。

一四　幕府、故畠山重忠の妻北條氏の所領を安堵せしむ。

二一　實朝、相模三崎に遊ぶ。

二五　幕府、陸奥平泉保の地頭に命じて、同地の寺院を興隆せしむ。

六　三　土肥、小早河の族、松田、河村の族と相模丸子川に鬪爭す。實

朝、和田義盛等をして之を鎭定せしむ。

承元四　六　八　政子、相模日向藥師堂に詣づ。

一三　幕府、守護に命じて、駿河以西の驛家等に結番夜行して、旅人を警固せしむ。

一四　實朝、安倍資元をして、泰山府君祭を京都に行はしむ。

二〇　崇德院御影堂、同領の地頭職を罷めんことを訴ふ。幕府、之を聽さず。

七　八　賴家の側室（辻殿と號す、善哉の母）薙髮す。

二〇　上總國在廳人等、國司藤原秀康の新儀非法を幕府に訴ふ。幕府之を京都に奏達せしむ。

八　九　幕府、社寺領興行の爲め、諸國の守護をして、社寺領顚倒の事を注進せしむ。

一一　幕府、信濃善光寺地頭長沼宗政を罷む。

九　一一　安達景盛、足利忠綱の遺領上野散在の名田を注進す。幕府

仍りて新地頭を補す。

一三 營中和歌會。

一四 幕府、熊野鳥居禪尼知行の地頭職を其養子に讓補せしむ。

二〇 佐佐木廣綱、馬を實朝に献ず。

二五 幕府、五字文殊像を供養す。

一〇 七 畠山義純卒す。

一三 幕府、守護地頭に令して、諸國の牧場を興行せしむ。

一五 實朝、聖徳太子十七箇條憲法、及び四天王寺、法隆寺の重寶等の記を覽る。

一一 二二 實朝、持佛堂に於て、聖徳太子影像を供養す。

二三 實朝、奥州十二年合戰繪を覽る。

二四 實朝、劍を駿河建穗寺の鎮守馬鳴社に納めて治平を祈る。

二五 土御門天皇御讓位あらせられ、順徳天皇御位に卽く。

一二 二一 幕府、中原仲業を問注所寄人となす。

建暦元　正　五　實朝、正三位に叙せらる。
一〇　幕府の政所問注所の吉書始。
一五　實朝、義時の第に臨む。
一八　縣召除目、實朝を美作權守に補す。
二　二三　實朝鶴岡に詣づ。
三　三　鶴岡祭、並に一切經會。
四　二　是より先、陸奥長岡郡小林新熊野社社僧隆慶、地頭平資幹の神田押領を幕府に訴ふ。是日、幕府之を裁す。
六　幕府、越中石黒莊内院林、太海兩郷總追捕使の所務に對し、他の地頭の違亂を停止す。
二九　實朝、永福寺に詣づ。
五　一〇　實朝、藤原泰衡の家寶遺物を諸家に徵して之を覽る。
一八　實朝の室、岩殿觀音に詣づ。
一九　是より先、甲斐小笠原牧の牧士、奉行三浦義村の代官と相諍

ふ。是日、幕府三浦義村の奉行を罷め、佐原景連を以て之に補す。

六　二　實朝疾あり。

一四　實朝、壽福寺に詣づ。

一八　實朝、持佛堂に如意輪觀音を供養す。

二一　是より先、故小野成綱の從者某、越後頸城郡三味莊領家の雜掌を鎌倉に殺す。是日、幕府之を捕ふ。

二六　是より先、幕府守護地頭に令して、海道に新驛を設けしむ。是日、復之を令す。

七　四　實朝、貞觀政要を讀む。

八　政子、實朝の室と共に、相模日向藥師堂に詣づ。

一一　是より先、幕府、惟宗孝尙をして下野都賀郡中泉莊の隱田の事を按檢せしむ。孝尙命を奉せざるを以て、是日、之を勘發して、武藏守北條時房に預く、尋で之を釋す。

建暦元　七　一五　實朝、壽福寺に詣づ。
是日、關東霖雨洪水あり、實朝霽を祈る。
八　二七　實朝、鶴岡に詣づ。
九　一五　賴家の次子善哉、出家して公曉と號す。尋で受戒のため上京す。
一〇　一三　鴨長明、鎌倉に至りて實朝に謁す。
一四　實朝、延暦寺權大僧都忠快をして尊勝法を修せしむ。尋で又藥師法を修せしむ。
一九　實朝、宋本一切經供養、並に曼陀羅供を永福寺に修す。
二二　是より先、藤原朝光、永福寺の傍に一寺を建立し、是日、供養を行ふ。
一一　三　永福寺總門災す。
一六　政子、金銅藥師佛を供養す。
一二　一〇　是より先、實朝、源仲章に命じて和漢名將の事蹟を注進せし

む。是日、三善康信等をして之を讀ましむ。

一三 實朝、法華堂に詣で、佛事を修す。

二二 實朝、勝長壽院、永福寺等に詣づ。

二五 實朝、文殊供養を持佛堂に修す。

二七 幕府、駿河、武藏、越後等をして明春を期し、大田文を調製せしむ。

二八 實朝、榮西等をして、明年の歳厄を禳はしむ。

二 正 一〇 營中心經會。

一一 幕府、弓始。小國賴繼妙技を演ず。

一九 實朝、鶴岡に詣づ。是日、大須賀胤信、調度懸を辭するを以て、其出仕を停めらる。

二五 僧源空寂す。

二 三 實朝、政子、箱根、伊豆の兩社に詣づ。

一四 武藏守北條時房、武藏の諸郷に郷司職を補す。

建暦二　二　一九　幕府、諸國の守護人に令して、京都大番役の懈怠を戒飭す。

二三　是より先、延暦寺の衆徒騷擾して、園城寺を燒かんとす。是日、後鳥羽上皇、諭して之を制止し給ふ。尋で幕府、中原季時、佐佐木廣綱等に命じて園城寺を警固せしむ。

二五　實朝、文殊供養を持佛堂に修す。

二八　實朝、相模川の橋を修理す。

三　三　鶴岡一切經供養、實朝之に臨む。

六　幕府鞠始。

九　實朝、三崎に遊ぶ。

一六　幕府、前濱の地を御家人土屋義清等に分與す。

二〇　幕府、大內惟義、村上賴時、佐佐木廣綱等の京都宿衞の勞を賞して、一村の地頭職に補す。

四　六　實朝病む。

一八　實朝、大倉郷に大慈寺を建つ。是日、上棟す。

五　七　實朝、北條朝時を勘氣す。

六　七　伊達爲家、萩生右馬允等、幕府の侍所に爭鬪す。　尋で幕府、兩人を配流に處し、侍所を改造す。

一五　常陸那珂郡吉田莊の地下沙汰人等、本所小槻國宗の所務を濫妨するを以て、國宗之を幕府に訴へ、下地を本所に付せられんことを請ふ。　幕府、之を裁せず。

二〇　實朝、壽福寺に詣づ。

二二　實朝、聖德太子聖靈會を持佛堂に修す。

二四　實朝、和田義盛の第に臨む、義盛、和漢名將の畫像を獻ず。

七　二三　幕府、永福寺、並に大倉堂等の總門を建つ。

二五　是より先、幕府院宣を奉じ、九國の守護に令して賀茂川の堤防を修せしむ。　是日、更に院宣を幕府に下して、近江、丹波の兩國、並に諸國の神社佛寺權門領等の課役を免除せしむ。　尋で幕府之を奉ず。

建暦二　八　一八　實朝、藤原朝光、和田義盛をして北面三間所に候せしむ。
一九　幕府、諸國守護地頭等に令して鷹狩を禁ず。
二二　幕府、相模片岡前記社等を以て、祈願所となす。
二五　實朝、持佛堂に於て文殊講を修す。
二七　安達景盛、上野奉行を辭す、幕府聽さず。
九　二　幕府、源賴時を京都より召す。賴時、藤原定家の消息、並に歌書等を實朝に献ず。
一五　幕府、常陸那珂西沙汰人二階堂行光、宇佐美祐茂、二階堂行村等に命じ、地頭職を兼ね行はしむ。
一六　實朝、神馬を石清水八幡宮並に六條新八幡宮に献ず。
一七　幕府、問注所をして、幕府の寄進に係る石清水、住吉、廣田三社領の訴訟を裁決せしむ。
一八　實朝、岩殿觀音に詣づ。
二一　幕府、諸國の津料、河手等を復して、地頭の得分となさしむ。

一〇　二六　幕府、御物沙汰衆に祿物を賜ふ。
一一　實朝、大倉に至りて新造大慈寺の堂舍を覽る。
二三　幕府、奉行人を關東分國に遣して、庶民の訴を聽かしむ。
一一　八　實朝、繪合を行ふ。
一一　幕府、中原朝定をして、河内の關東藍作手を奉行せしむ。
一三　實朝、法華堂に詣づ。
二一　梶原景高の子荻野景継出家す。
一二　二　實朝、藤原朝光をして熊野に奉幣せしむ。
一〇　實朝、從二位に叙せらる。
一三　幕府、上妻家宗をして元の如く、筑後北田村、並に白木山の地頭ならしめ、資綱、家守の之を妨ぐるを停む。
一六　政子、鶴岡神宮寺に於て藥師佛を供養す。
二四　實朝、佛名經を禮す。
二九　實朝、賴朝の法華堂に詣づ。

建保元　正　一　幕府、歲首の儀を行ふ。實朝、鶴岡に詣づ。
　　　　　一二　幕府の女房雙紙合の會を催す。
　　　　　二三　實朝、箱根、伊豆兩社に詣づ。
　　　二　一　幕府和歌會。
　　　　　二　實朝、近侍の中北條泰時等、藝能あるもの十八人を學問所番とし結番祇候せしむ。
　　　　　一五　是より先、泉親衡、賴家の子千壽を奉じて亂を謀る。是日、幕府、親衡の使僧安念を捕ふ。明日、其黨與和田義直、同義重、同胤長等を捕へ、諸國の守護に令して、親衡の黨を索めしむ。
　　　　　二七　實朝を正二位に、北條義時を正五位下に叙し、相模守に重任す。
　　　　　三〇　實朝、壽福寺に詣づ。
　　　三　九　和田義盛、其族胤長の赦罪を幕府に請ふ。聽さず。尋で胤長を陸奥岩瀨郡に流す。

一〇 天變あり。尋で實朝、營中に於て不動供、天曹地府祭を行ひ之を祈禱す。

一九 幕府、庚申和歌會。

二三 實朝、淨遍、源延等を召して法華、淨土兩宗の旨趣を談議せしむ。和田義盛、延暦寺八部院を造立す。

二五 幕府、和田胤長の屋地を和田義盛に與ふ。尋で又之を北條義時に與ふ。

二八 藤原長定、畫卷を實朝に獻ず。

三〇 實朝、壽福寺に詣で、律師行勇をして大師傳繪の銘字の誤謬を正さしむ。

四

四 幕府、陸奥國郡内の地頭をして、平泉寺の塔の破壞を修理せしむ。

八 實朝、持佛堂に於て佛生會を行ふ。又壽福寺に詣でて灌佛を拜す。

建保元　四　一五　營中和歌會。是日、和田朝盛出家す。
一七　實朝、八萬四千基塔婆を供養す。
二〇　實朝、畿內の家人に命じ、奈良十五大寺に於て衆僧を供養し、非人に施行せしむ。
二九　幕府、北條朝時の勘氣を釋して、鎌倉に召還す。
五　二　是より先、和田義盛、事を以て北條義時を怨み兵を舉げんとす。實朝之を慰諭す。義盛聽かず。是日、其黨と共に幕府を圍み、義時及び大江廣元の第を攻む。北條泰時等防ぎ戰ふ。明日、義盛等戰死し、其黨悉く潰散す。尋で幕府、使を京都に遣し餘黨を追捕せしむ。
五　幕府、義盛等の諸國守護職、及び領地を沒收し、尋で之を戰功の將士に頒つ。是日、北條義時を侍所別當に補す。
六　實朝、大江廣元の第に徙る。
八　北條泰時恩賞を辭退す。

九　実朝、鎌倉の静謐に歸せる事を、在京の家人に報じて、下向することなからしめ、又佐佐木廣綱に命じて、和田義盛の黨與の西海に至るものあるを以て、之を警備せしむ。

二一　鎌倉大地震。

六　二　榮西禪師、大師號を所望せるも、生存中は先例なきを以て權僧正に任ぜらる。

八　幕府、屬星祭を龜谷堂に行ひ、和田合戰の立願に報賽す。

二五　是より先、幕府、廣澤實高をして備後の賊徒を鎭定せしむ。是日、實高鎌倉に還る。幕府、其兵器を和田義盛に送りしことを責む。實高、狀を陳して罪を免がる。

七　七　幕府和歌會、鎌倉大地震。

一〇　幕府、惟宗忠久を以て、元の如く薩摩島津莊の地頭職に補す。

八　一　實朝、營中作事の方違として、政子の第に徙る。

一七　藤原定家、實朝の請により、和歌文書等を二條雅經に付して

之を贈る。

建保元　八　一八　幕府、怪異あり、依て陰陽少允安倍親職をして、招魂祭を行はしむ。

一九　鎌倉大地震。

二〇　實朝幕府の造營成るを以て、之に移る。

二二　鶴岡社上宮寶殿に怪異あり、尋で幕府百怪祭を行ひて之を祈禱す。

九　八　西國の幕領乃貢納の下奉行尙友、京都より鎌倉に下向す。

一二　實朝、北條泰時進獻の馬を覽て之を諸人に頒つ。

一八　鎌倉永福寺別當經玄寂す。

一九　日光山別當辨覺、畠山重忠の末子僧重慶の謀叛を訴ふ。實朝、長沼宗政を遣して之を捕へしむ。

二二　實朝、武藏火取澤に遊ぶ。

閏九　一七　鎌倉大地震。

一〇　二　實朝、方違の爲めに、北條義時の第に赴く。

三　實朝、幕府の西國所領臨事公事のことにつき、書を大納言藤原公經に贈る。

一三　長鴨明卒す。

一四　幕府、鶴岡勝長壽院、永福寺等をして變異を祈禱せしむ。

一八　幕府、宗孝尚を遣して、武藏の新闢を檢せしむ。

二一　實朝、權大僧都忠快をして山王供を修せしむ。

一一　五　鎌倉騒動す。

七　藤原定家、實朝の需に依り、秘藏の萬葉集を贈り、併せて、其所領伊勢一志郡小阿射賀御厨の地頭澁谷左衛門尉の非儀の行を訴ふ。尋で實朝之を停む。

一〇　故賴家の第三子剃髮して榮實と號す。

二四　實朝、永福寺の一切經會に臨む。

一二　一　鎌倉火あり、北條時房、大江廣元、八田知家等の第燒く。

建保元　一二　三　實朝、壽福寺に於て、和田義盛一族の冥福を修す。
四　實朝、藥師法を修す。
七　幕府、諸國の守護人に命じて鷹狩を禁ず。但神社の貢稅に用ゆるものは之を免ず。
一三　建禮門院崩ず。
一八　北條泰時、所領伊豆阿多美鄉の地頭職を、走湯山權現に寄進す。
一九　實朝、二階堂行光の第に臨み、雪を賞す。
二八　幕府に於て、北條政村の元服の儀を行ふ。
二九　實朝、自筆の圓覺經を供養し、明日之を三浦の海底に沈む。
二　正　三　實朝、鶴岡に詣づ。
二八　實朝、箱根、伊豆兩社及び三島社に詣づ。
二　四　實朝、病あり、權僧正榮西、良藥と稱して茶を進め、並に喫茶養生記を錄進す。

七　鎌倉大地震。

一〇　藤原忠信、蹴鞠の書を實朝に贈る。

一四　實朝、三浦郡杜戶浦に遊ぶ。

二三　實朝、鶴岡に詣づ。

三　九　實朝、花を永福寺に賞す。

一一　幕府、二階堂行村をして、永福寺の事を奉行せしむ。

五　七　幕府、大內惟義等を奉行として園城寺唐院、並に堂舍僧房等を造營せしむ。

二八　幕府、雨を鶴岡に祈る。

六　三　諸國炎旱、實朝、榮西をして法華經を轉讀し、雨を祈らしむ。

一三　幕府、今年秋より、其所領の中、每年一所を限り、乃貢三分二を免除せしむ。

七　二七　大慈寺供養、實朝、政子之に臨む。

八　七　鎌倉大雨、洪水。　大慈寺の總門顚倒す。

建保二　八　一五　鶴岡放生會、實賴之に臨む。
九　一九　幕府、常陸府中の地頭職を止め、大椽平資盛をして之を沙汰せしむ。
二六　幕府、備前金山觀音寺領地四至内に狩獵し、枯樹を伐ることを禁ず。
二九　實朝、箱根、伊豆兩社に詣づ。
一〇　三　義時の子實義、營中に於て元服す。
六　鎌倉大地震。
一五　榮西、大慈寺に於て舍利會を始す。
一一　一三　和田義盛の餘黨、賴家の子僧榮實を奉じ、京都に於て亂を謀る、是日、左京の武士之を一條第に襲ふ、榮實終に自殺し、餘黨逃亡す。
一二　一　幕府、相模大山寺に同國丸島鄕の内免田五町二段を給す。
一〇　永福寺一切經會、實朝之に臨む。

一二　幕府、諸士の官爵は家督人より申請せしめ、直に請ふものは受くること勿らしむ。

一七　是より先、平宗盛の家人源則種、幕府に仕へんことを請ふ。是日、幕府之を許す。

三　正　一　實朝、鶴岡に詣づ。

六　北條時政、伊豆に卒す。

一一　鎌倉火あり、安達景盛の第燒く。

二五　實朝、持佛堂に於て文殊像を供養す。

二　一八　幕府、諸國關津の地頭に令して、船賃用途の料田を立て、旅人の煩を停めしむ。

三　三　鶴岡八幡宮法會、實朝之に詣づ。

五　實朝、三浦、横須賀に遊ぶ。

一一　實朝、前權大僧都忠快をして修法を行はしむ。

一三　實朝、佛事を法華堂に修す。

建保三
三　二〇　幕府、京進貢馬の制を定む。
　　二一　幕府、新田義兼の後家を以て、上野新田莊内岩松等三個鄕の地頭職に補し、明日、岩松時兼を以て同新田莊内田島等十二個鄕の地頭職に補す。
四　一　實朝、鶴岡に詣づ。
　　二　實朝、甘繩、日吉兩社に詣づ。
　　一八　幕府、在京家人の洛中守護不法を戒飭す。
五　一二　實朝、證菩提寺に詣す。
六　二　院御所御歌合、後鳥羽上皇、藤原忠信をして、同歌合一卷を實朝に贈らしめ給ふ。
　　七　幕府、御臺所祗候人の數を定む。
　　一三　武石胤盛卒す。
七　五　宣旨を實朝に下して、諸寺僧徒の武勇を好むことを停止せしむ。是日、權僧正榮西寂す。

一九　幕府、鎌倉諸商人の員數を定む。

八　一〇　實朝病む。

一五　鶴岡放生會、實朝之に臨む。

一八　鎌倉大風あり、鶴岡大鳥居、及び鎌倉中の堂塔多く破損す。

二二　實朝、地震及び鷺怪に依り、北條義時の第に移る。

九　九　鶴岡神事、實朝之に臨む。

一四　藤原朝光卒す。

二一　是より先、鎌倉屢〻地震あり、是日、幕府三萬六千神祭、及び地震祭を行うて之を祈禱す。

一〇　一　北條義時、桑糸五十疋を實朝に進む。

二　幕府、肥前武雄、黒髪兩社の訴を裁し、藤原家門を以て兩社の社司職となす。

一〇　幕府、佐佐木盛綱に命じて、越後守護人と共に檢斷を掌らしむ。

建保　三　一〇　三〇　幕府、鶴岡大鳥居を造る。
一一　五　實朝、馬を諸士に頒つ。是日、幕府庚申會あり。
一二　是より先、鎌倉御靈社鳴動す。是日、幕府之を祈禱す。
二一　天變、太白、哭星を犯し、後屢〻天變あり、尋で幕府之を祈禱す。
二四　幕府、筑前安樂寺領筑後岩田莊を菅原有成に安堵す。
二五　實朝、夢想に依り佛事を修す。
一二　一六　北條義時、伊豆北條の願成就院の新堂を供養す。
二〇　幕府、絹布を善光寺僧徒に施す。
四　正　一三　實朝、鶴岡に詣づ。
一五　相模江ノ嶋海、自ら變じて道路となる。
二八　實朝、新造釋迦像を持佛堂に安置し、供養を行ふ。
二　五　群盜、東寺寶藏に入る。尋で之を捕へて鎌倉に移す。
二三　實朝、箱根、伊豆兩社に詣づ。
三　三　鶴岡一切經會。

五　實朝、頼家の女を猶子となす。

一六　實朝の室、江嶋に詣づ。

七　廣元、中原の姓を改めて大江となすことを申請す。

四　八　實朝、壽福寺に詣づ。

九　實朝、親ら諸人の愁訴を聽く。

五　一〇　實朝、持佛堂の七佛藥師像を造立して、之を供養す。

一三　幕府、出雲鰐淵寺領地頭孝元の濫妨を止めて、孝幸を地頭職となす。　是日、實朝法華堂に詣づ。

三四　實朝、山ノ内に遊ぶ。

二五　幕府、恩澤の沙汰あり、又新御堂領を定む。　實朝、前權大僧都忠快をして、佛眼法を修せしむ。

六　一五　是より先、東大寺の佛工宋人陳和卿、鎌倉に抵る。　是日、實朝之を引見す。

二〇　實朝を權中納言に任ず。

建保四　閏六　一　中原廣元の請を聽し、姓を大江と改めしむ。

七　一六　幕府、佐伯爲弘を安藝妻保垣、高田原、及び長田郷の地頭職に補す。

二〇　實朝を左近衞中將に任ず。

二九　幕府、前權大僧都忠快をして、六字阿臨法を相模川に修せしむ。實朝之に臨む。

八　一五　鶴岡放生會。實朝、之に臨む。

一七　幕府、若狹國富莊の地頭の非法濫行を停止す。

一九　鶴岡別當定曉、北斗堂を建立し供養を行ふ。政子之に臨む。

二四　幕府、佐奈田義忠の追善を證菩提寺に修す。

九　一〇　幕府、藤井國貞を以て鶴岡御膳役と爲す。

二〇　北條義時、大江廣元をして實朝の任官を諫めしむ。實朝之を聽かず。

一〇　五　實朝、諸人庭中の言上を聽く。

二九　實朝、鶴岡北斗堂に於て一切經供養を修し、其室と共に之に臨む。

一一　一二　鶴岡神事、實朝拜賀を行ふ。

二四　實朝、宋に赴かんと欲し、陳和卿に命じて大船を作らしめ、扈從人を定む。

一二　一　實朝、奉行人に命じて、年内に諸人の訴訟を裁決せしむ。

八　興福寺の僧信賢、宇都宮頼綱の春日の社領伊賀壬生野莊を押領するを幕府に訴ふ。幕府、記録所に於て之を對決せしむ。

一三　實朝、法華堂に詣づ。

二〇　幕府、富士御領の濟物を京進せしむ。

二三　小鹿島公業、實朝に謁して愁訴す。

二五　幕府、小笠原長淸の請により、甲斐の一寺を以て祈願寺となす。

建保五　正　一　實朝、鶴岡に詣づ。
　　　　　二六　實朝、箱根、伊豆兩社に詣づ。
　　　　　二八　北條義時を右京權大夫に任ず。
　　二　八　實朝、鶴岡に詣づ。
　　三　三　鶴岡一切經會。
　　　　一〇　實朝、其室と共に花を永福寺に賞し、遂に二階堂行村の第に臨みて、和歌會を行ふ。
　　四　三　實朝、鶴岡に詣づ。
　　　　一七　幕府、陳和卿造る所の大船の進水式を行ひ、實朝之に臨む。
　　五　一一　鶴岡八幡別當定曉寂す。
　　　　一二　實朝、壽福寺長老行勇の所帶相論等に口入するを停めて之を戒飾す。
　　　　一五　實朝、壽福寺に詣づ。
　　　　二〇　實朝、紀康綱の詠歌に感じて、備中阿賀郡村社郷を與ふ。

二五　實朝、持佛堂に於て文殊像を供養す。

二七　幕府、和田義盛等の舊領拜領の輩をして、舊の如く社寺を興行せしむ。

二九　實朝の室、壽福寺に詣づ。

六　二〇　阿闍梨公曉を、鶴岡八幡別當に補す。　是日、實朝、陰陽師をして神籬祓を修せしむ。

七　二六　實朝、二階堂行村を京都に遣す。

二八　實朝、荒馬を後鳥羽上皇に獻ず。

八　二　實朝、十壇不動法、尊星王法、大熾盛光法等を修せしめて、後鳥羽上皇の御惱を禱る。

一五　鶴岡放生會、實朝之に臨む。　是夜、幕府庚申當座和歌會を行ふ。

二二　是より先、禰寢清忠、藤原重能と大隅禰寢院內南俣の地頭職を爭ふ。　是日、幕府清忠を以て之に補す。

建保五 九 四 鎌倉大風あり、幕府の東西廊以下多く倒る。
一三 實朝、海邊に遊び月を賞す。
三〇 永福寺舍利會、實朝、政子等之に臨む。
一〇 一一 鶴岡八幡宮別當公曉、宿願に依り一千日同宮に參籠す。
一一 一〇 大江廣元、病に依りて出家す。 法名覺阿。
一二 一二 北條義時をして陸奧守を兼ねしむ。
二五 實朝、方違として永福寺の僧坊に赴く。
六 正 三 後藤基清、平正重を京都に捕へて之を誅す。
一三 實朝を權大納言に任ず。 是日、實朝鶴岡に詣づ。
一七 實朝、讃岐守を舉し、北條泰時を以て之に任せんとす。 尋で泰時之を固辭す。
二 一 實朝、法印忠快をして、如法佛眼法を修して息災安穩を祈らしむ。
四 政子熊野に詣づ。

一〇　東大寺の訴により、院宣を幕府に下して、伊賀山田郡阿波、廣瀬二莊地頭職を成敗せしむ。尋で幕府、同莊の地頭を停む。

一四　實朝、箱根、伊豆の兩社に詣づ。

一九　文章博士源仲章を侍讀となす。

二四　幕府、伊豫每郡に地頭職を補す。

三　六　實朝をして左近衞大將を兼ねしむ。

二三　幕府、常陸茨城郡志筑郷願成寺住僧の訴により、檢注使の寺領に入勘することを停む。

四　四　後鳥羽上皇、太秦殿に御幸あらせらる。政子其儀を拜す。

一〇　千葉成胤卒す。

一四　政子を從三位に叙す。翌日、政子、後鳥羽上皇の召を辭して京都を去る。北條時房、院の御鞠に參候す。後屢、之に候す

二九　政子鎌倉に還る。

五　四　北條時房、鎌倉に還る。

建保六　六　二七　實朝、賀拜の禮を鶴岡に行ふ。
　　七　八　實朝、任大將以後直衣始。
　　　　九　北條義時、夢想により鎌倉大倉鄉に藥師堂を建立す。
　　　　二二　幕府、侍所司五人を置き、北條泰時を侍所の別當に補して職務を分掌せしむ。
　　八　一五　鶴岡放生會、實朝之に臨む。
　　　　二一　大江時廣、禁裏出仕の爲め上洛す。
　　九　一三　實朝和歌會を開く。是夜、三浦駒若丸、鶴岡宿直人等と鬪爭す。明日、幕府同宿直人を停め、駒若丸の出仕を止む。
　　一〇　九　實朝を內大臣に任ず。
　　　　二七　長谷部信連、能登に卒す。
　　一一　一三　政子を從二位に叙す。
　　　　二七　實朝、東重胤を下總海上郡東莊より召す。
　　一二　二　實朝を右大臣に任ず。北條義時大倉藥師堂に於て藥師像

を供養す。

五　鶴岡別當公曉、白河義典を伊勢に遣して、大神宮に奉幣す。

承久元　正　二〇　實朝、右大臣に轉任の後政所始。

七　鎌倉火あり、大江廣元の第堂等燒く。

八　營中心經會。

一五　鎌倉火あり、北條時房室の宿所等燒亡す。

二二　北條泰時を駿河守に任ず。

二七　實朝、右大臣拜賀の禮を鶴岡に行ひ、別當阿闍梨公曉に弑せらる。　文章博士源仲章、同じく殺さる。　北條義時、三浦義村をして公曉を殺さしむ。　明日、實朝を勝長壽院に葬る、又使者を京都に遣して訃を奏せしむ。

（終）

編纂後記

一、本卷の內容體裁等は大體前卷の形式を踏襲した事の外には、ただ圖版若干を一まとめに卷頭に挿入した位が相違せる點である。

一、自分はここ數年來病床の人となつたので、原稿の整理意の如くならず遲滯勝であつた。而も印刷に當つて校正を自らする事は一大難と思惟して、些か躊躇してゐたところ、友人堀田璋左右君が此面倒な事柄を義俠的に快諾せられたので、自分も之に幾段の勇氣を得、漸くにして茲に原稿整理の完了を遂げ、堀田君は專ら校正を擔當せられ、今や始めて本書公刊を見んとするに至り、無量の感謝に堪へざるものがある。

一、東京帝國大學史料編纂所、横濱原善一郎君、東京鹽原加久吉君其他方々は、有益なる古文書、又は寫眞等の揭載を承諾され、岡部周三君は年表を調製して本書に添へしめられ、何れも深く感謝する所である。

一、思ふに本書全部の完成は、前途尙遼遠に屬し、自分は老齡且羸弱、日暮れて道遠き

の感を禁じ難いものがある　去り乍ら尚餘生を本事業に傾注して、只管之に邁進せんとするの氣持に於ては、更に過去と變りない積りである。大方諸君幸に此微衷を諒とせられんことを。

昭和十一年十月

著　者　識

昭和十二年三月十日印刷
昭和十二年三月十五日發行

武家時代の研究 第三卷
定價 金貳圓八拾錢

著者 大森金五郎

發行者 東京市神田區神保町一丁目三番地
合資會社 冨山房

代表者 冨山房社長 坂本嘉治馬

印刷所 東京市小石川區久堅町一〇八番地
共同印刷株式會社

發行所 東京市神田區神保町一丁目三番地
合資會社 冨山房
振替東京五〇一番
電話神田(25)自二一七一番 至二一七八番